

富山県地域防災計画

風水害編・火災編・個別災害編

修正案

凡例

下線 修正箇所

令和_年_月修正

富山県防災会議

富山県地域防災計画

風水害編・火災編・個別災害編

富山県防災会議

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）用語例

1 防災関係機関の用語例

- (1) 防災関係機関：県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者をいう。（防災関係機関のうち特にある機関を取り出し、「県、市町村及び防災関係機関は……」等と用いている場合、その「防災関係機関」は特に例示している機関以外の防災機関をさす。）
- (2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（[昭和36年法律第223号](#)。以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、管区海上保安本部及び地方環境事務所をいう。
- (3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、[ソフトバンク株式会社](#)、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、[北陸電力送配電株式会社](#)、関西電力株式会社、[関西電力送配電株式会社](#)及び日本通運株式会社をいう。
- (4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、[株式会社北國新聞社](#)、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。
- (5) ライフライン機関：当計画では、電力、ガス、上下水道、通信の各機関をさす。

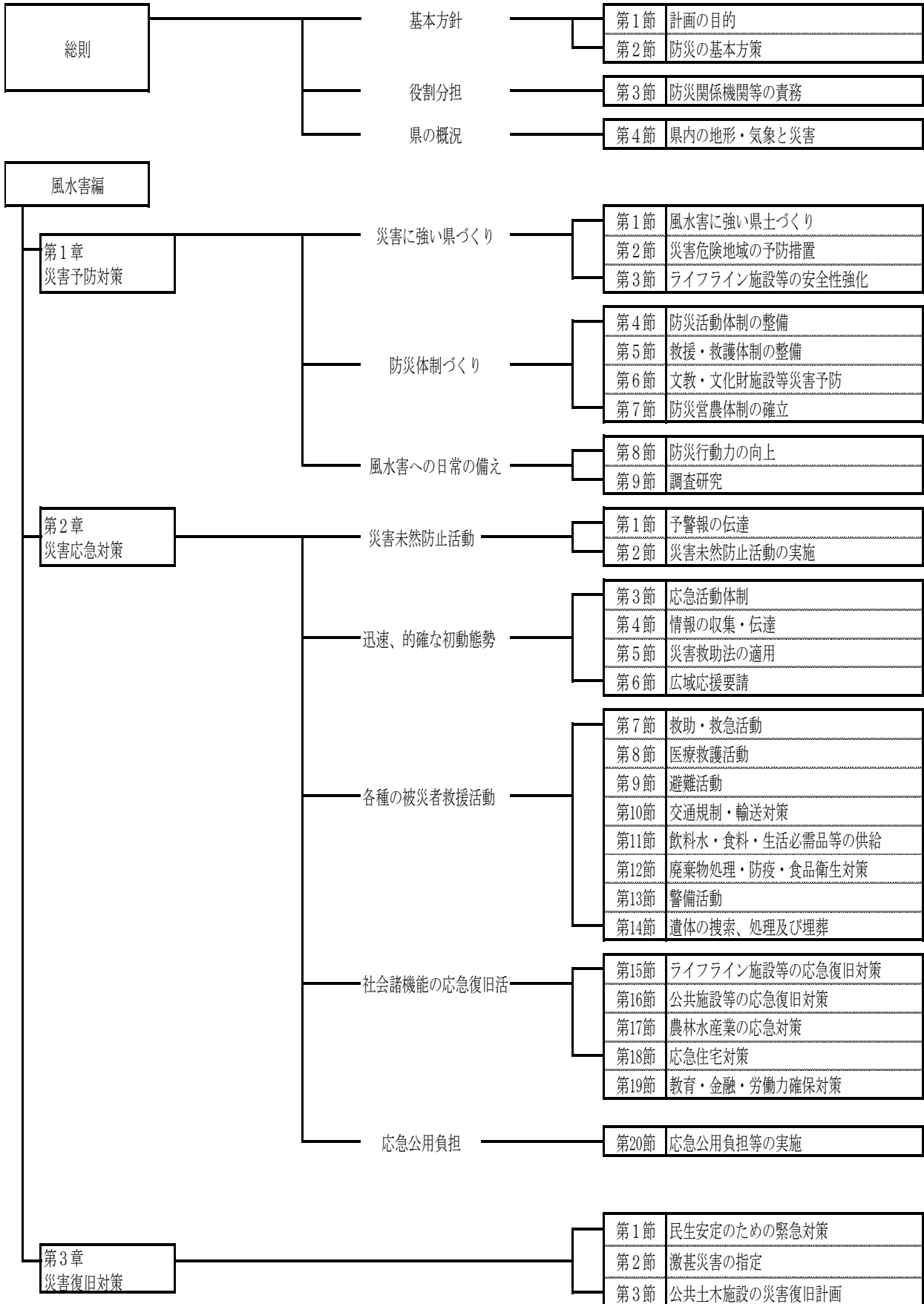
2 特定の用語に含まれる範囲、意味

- (1) 災害：災害対策基本法第2条第1号に定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 発災時：初期の災害発生時をいう。
- (3) 災害時：被害の開始から終息までをいう。

3 語の読み替え

県各部局の名称は、県災害対策本部を設置したときは、「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」に定める名称に読み替える。

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）の体系



火災編

第1章
火災予防対策

第1節	防災都市づくり
第2節	予防行政の充実強化
第3節	林野火災予防対策
第4節	大火危険気象に対する予防措置
第5節	防災活動体制の整備
第6節	救援・救護体制の整備
第7節	防災行動力の向上

第2章
火災応急対策

第1節	火災警報等の伝達
第2節	応急活動体制
第3節	情報の収集・伝達
第4節	消火活動
第5節	林野火災応急対策

(風水害編第2章 災害
応急対策 各節 参照)

第6節	災害救助法の適用
第7節	広域応援要請
第8節	救助・救急活動
第9節	医療救護活動
第10節	避難活動
第11節	交通規制・輸送対策
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策
第14節	警備活動
第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬
第16節	ライフライン施設等の応急復旧対策
第17節	公共施設等の応急復旧対策
第18節	応急住宅対策
第19節	教育・金融・労働力確保対策

第3章
火災復旧対策

第1節	民生安定のための緊急対策
第2節	激甚災害の指定
第3節	公共土木施設の災害復旧計画

(風水害編第3章 災害
応急対策 各節 参照)

個別災害編

第1章
火山災害対策

第1節	火山災害予防対策
第2節	火山災害応急対策
第3節	火山災害復旧対策

第2章
海上災害対策

第1節	海上災害予防対策
第2節	海上災害応急対策
第3節	海上災害復旧対策

第3章
航空災害対策

第1節	航空災害予防対策
第2節	航空災害応急対策

第4章
鉄道災害対策

第1節	鉄道災害予防対策
第2節	鉄道災害応急対策
第3節	鉄道災害復旧対策

第5章
道路災害対策

第1節	道路災害予防対策
第2節	道路災害応急対策
第3節	道路災害復旧対策

第6章
危険物等災害対策

第1節	危険物等災害予防対策
第2節	危険物等災害応急対策
第3節	危険物等災害復旧対策

目 次

総 則	1
第1節 計画の目的	2
第1 計画の目的	2
第2 計画の性格	2
第3 計画の構成	2
第2節 防災の基本方策	4
第1 防災についての考え方	4
第2 防災の各段階における基本方策	4
第3 各種計画等の作成	5
第3節 防災関係機関等の責務	7
第1 防災関係機関等の責務	7
第2 防災関係機関等の業務大綱	8
第3 役割分担	13
第4節 県内の地形・気象と災害	14
第1 地形、気象の特性	14
第2 社会環境の変化	16
第3 過去の主な災害	18

風水害編

第1章 災害予防対策	25
第1節 風水害に強い県土づくり	26
第1 山地保全事業	27
第2 河川保全事業	30
第3 海岸保全事業	30
第4 港湾整備事業	31
第5 漁港整備事業	31
第6 道路等整備事業	31
第7 農地防災事業	31
第8 空港施設等整備事業	31
第9 鉄道施設等整備事業	32
第2節 災害危険地域の予防措置	34
第1 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所	34
第2 山地災害危険箇所	36

第3	老朽ため池	37
第4	重要水防箇所及び浸水想定区域	37
第5	災害危険区域等	39
第3節	ライフライン施設等の安全性強化	40
第1	ライフライン施設の安全性強化	40
第2	廃棄物処理施設の安全性強化	48
第4節	防災活動体制の整備	50
第1	防災拠点施設の整備	51
第2	気象観測施設等の整備等	52
第3	資機材の整備	53
第4	通信連絡体制の整備	54
第5	業務継続体制の確保	57
第6	緊急輸送ネットワークの整備	57
第7	航空防災体制の強化	60
第8	相互応援体制の整備	63
第9	災害復旧・復興への備え	71
第5節	救援・救護体制の整備	73
第1	消防力の強化	73
第2	医療救護体制の整備	74
第3	緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	78
第4	災害救援ボランティア活動の支援	85
第5	孤立集落の予防	86
第6節	文教・文化財施設等災害予防	87
第1	文教施設	87
第2	文化財施設	88
第7節	防災営農体制の確立	89
第1	稲及び畑作物	89
第2	育苗施設及び乾燥調製施設	89
第3	園芸作物及び果樹	89
第4	家畜及び畜産施設	90
第5	林産物	90
第6	漁業の安全対策	90
第8節	防災行動力の向上	91
第1	防災意識の高揚	91
第2	自主防災組織の強化	95
第3	防災訓練の充実	99
第4	要配慮者の安全確保	102
第9節	調査研究	104

第1	風水害対策調査研究の推進	104
第2	災害危険地域の調査研究の推進	105

第2章 災害応急対策 106

第1節	予警報の伝達	108
第1	気象に関する予警報の種類及び発表基準	109
第2	水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準	114
第3	水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準	116
第4	伝達体制	117
第2節	災害未然防止活動の実施	120
第1	水害対策	120
第2	土砂災害対策	122
第3節	応急活動体制	126
第1	県の活動体制	126
第2	市町村の活動体制	132
第3	防災関係機関の活動体制	133
第4	災害救援ボランティアの受入れ	133
第5	帰宅困難者対策	135
第4節	情報の収集・伝達	136
第1	被害状況等の収集・伝達活動	136
第2	通信連絡体制	140
第3	広報及び広聴活動	142
第5節	災害救助法の適用	147
第1	災害救助法の適用	147
第2	救助実施体制	148
第6節	広域応援要請	150
第1	相互協力	152
第2	応援要請	155
第7節	救助・救急活動	160
第1	救助活動	160
第2	救急活動	161
第3	消防応援要請	162
第4	惨事ストレス対策	163
第8節	医療救護活動	164
第1	連絡体制	165
第2	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	167
第3	富山県ドクターヘリの派遣	167

第4	医療救護班の派遣	168
第5	医療救護所の設置及び運営	168
第6	後方医療体制	168
第7	医薬品、血液の供給体制	169
第8	医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応	169
第9	被災地における保健医療の確保	169
第10	精神保健医療体制	170
第9節	避難活動	172
第1	避難の勧告、指示及び誘導	172
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	176
第3	避難所の設置・運営	177
第4	要配慮者への援護	179
第5	精神保健対策	181
第6	飼養動物の保護等	181
第10節	交通規制・輸送対策	183
第1	交通情報の収集伝達及び規制の実施	183
第2	緊急交通路の確保	184
第3	災害時における車両の移動等	186
第4	輸送車両、船舶、航空機の確保	186
第11節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	191
第1	飲料水の確保	191
第2	食料・生活必需品の供給	191
第3	物価安定・消費者保護対策	194
第12節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	197
第1	し尿処理	198
第2	ごみ、災害廃棄物の処理	198
第3	産業廃棄物処理	199
第4	防疫対策	199
第5	食品衛生対策	200
第13節	警備活動	202
第1	犯罪の予防、取締り	202
第2	行方不明者の捜索	203
第14節	遺体の捜索、処理及び埋葬	205
第1	遺体の捜索	205
第2	遺体の処理	205
第3	遺体の埋葬	206
第15節	ライフライン施設の応急復旧対策	207

第1	電力施設	207
第2	ガス施設	209
第3	上水道施設	211
第4	下水道施設	212
第5	通信施設	213
第16節	公共施設等の応急復旧対策	214
第1	公共土木施設等	214
第2	鉄道施設等	219
第3	社会公共施設等	221
第17節	農林水産業の応急対策	222
第1	稲及び畑作物	222
第2	農地	222
第3	水稻育苗施設及び乾燥調製施設	222
第4	園芸作物及び果樹	222
第5	園芸用施設	223
第6	畜産及び畜産施設	223
第7	漁船、漁具等	223
第8	農業用排水路	223
第9	林地	223
第18節	応急住宅対策	224
第1	応急仮設住宅の確保	224
第2	被災住宅の応急修理	226
第3	建設資機材等の調達	227
第19節	教育・金融・労働力確保対策	228
第1	応急教育等	228
第2	応急金融対策	231
第3	労働力の確保	233
第20節	応急公用負担等の実施	236
第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担	236
第2	他の法律に規定する公用負担	238

第3章 災害復旧対策 242

第1節	民生安定のための緊急対策	242
第1	被災者の生活確保	243
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	251
第3	税の徴収猶予及び減免等	253
第4	郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	253

第2節 激甚災害の指定	255
第1 激甚災害指定手続	255
第2 特別財政援助額の交付手続等	260
第3節 公共土木施設の災害復旧計画	263
第1 災害復旧計画の策定等	263
第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用	263
第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用	264

火災編

第1章 火災予防対策	265
------------	-----

第1節 防災都市づくり	266
第1 防災ブロックの形成	266
第2 防災空間の整備拡大	267
第3 建築物の不燃化の促進	268
第4 市街地の再開発	268
第2節 予防行政の充実強化	270
第1 防火管理の徹底	270
第2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化	270
第3 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度	270
第4 消防同意の厳正な運用	271
第5 予防査察の徹底	271
第6 消防設備士の資質向上	271
第3節 林野火災予防対策	272
第1 林野火災に強い地域づくり	272
第2 広報活動の充実	272
第3 予防体制の強化	272
第4節 大火危険気象に対する予防措置	273
第1 火災警報の発令	273
第2 消防機関の警戒措置体制の確保	273
第3 防火対象物の警戒	273
第4 消防機関の点検整備と災害時の出動体制	273
第5 火災発生防止の緊急措置	273
第5節 防災活動体制の整備	274
第1 通信連絡体制の整備	(風水害編第1章第4節第4 参照)
第2 緊急輸送ネットワークの整備	(風水害編第1章第4節第6 参照)
第3 航空防災体制の強化	(風水害編第1章第4節第7 参照)

第4	相互応援体制の整備	（風水害編第1章第4節第8 参照）
第6節	救援・救護体制の整備	275
第1	消防力の強化	275
第2	医療救護体制の整備	（風水害編第1章第5節第2 参照）
第3	緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	（風水害編第1章第5節第3 参照）
第4	災害救援ボランティア活動の支援	（風水害編第1章第5節第4 参照）
第7節	防災行動力の向上	279
第1	防火意識の高揚	279
第2	自主防災組織の強化	（風水害編第1章第8節第2 参照）
第3	防災訓練の充実	（風水害編第1章第8節第3 参照）
第4	要配慮者の安全確保	（風水害編第1章第8節第4 参照）

第2章	火災応急対策	281
第1節	火災警報等の伝達	281
第1	火災気象通報	281
第2	火災警報の発令	281
第3	伝達体制	281
第2節	応急活動体制	283
第1	県の活動体制	283
第2	市町村の活動体制	284
第3	防災関係機関の活動体制	285
第3節	情報の収集・伝達	286
第1	被害状況等の収集・伝達活動	286
第2	通信連絡体制	288
第3	広報活動	288
第4節	消火活動	290
第1	県民の活動	290
第2	自主防災組織、事業所の活動	290
第3	消防機関の活動	291
第4	消防応援要請	（風水害編第2章第7節第3 参照）
第5節	林野火災応急対策	293
第1	林野火災の消火活動体制	293
第2	二次災害の防止	294
第6節	災害救助法の適用	（風水害編第2章第5節 参照）
第7節	広域応援要請	（風水害編第2章第6節 参照）
第8節	救助・救急活動	（風水害編第2章第7節 参照）
第9節	医療救護活動	（風水害編第2章第8節 参照）

第10節	避難活動	（風水害編第2章第9節 参照）
第11節	交通規制・輸送対策	（風水害編第2章第10節 参照）
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	（風水害編第2章第11節 参照）
第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	（風水害編第2章第12節 参照）
第14節	警備活動	（風水害編第2章第13節 参照）
第15節	遺体の搜索、処理及び埋葬	（風水害編第2章第14節 参照）
第16節	ライフライン施設の応急復旧対策	（風水害編第2章第15節 参照）
第17節	公共施設等の応急復旧対策	（風水害編第2章第16節 参照）
第18節	応急住宅対策	（風水害編第2章第18節 参照）
第19節	教育・金融・労働力確保対策	（風水害編第2章第19節 参照）

第3章 火災復旧対策

第1節	民生安定のための緊急対策	（風水害編第3章第1節 参照）
第2節	激甚災害の指定	（風水害編第3章第2節 参照）
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	（風水害編第3章第3節 参照）

個別災害編

第1章 火山災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297

第1節	火山災害予防対策	298
第1	弥陀ヶ原火山の概要	299
第2	弥陀ヶ原火山防災協議会等	302
第3	防災活動体制の整備	304
第4	救援・救護体制の整備	304
第5	防災訓練の充実	304
第2節	火山災害応急対策	306
第1	予警報の伝達	307
第2	情報の収集・伝達	312
第3	応急活動体制	313
第4	広域応援要請	（風水害編第2章第6節 参照）
第5	救助・救急活動	（風水害編第2章第7節 参照）
第6	医療救護活動	（風水害編第2章第7節 参照）
第7	避難活動	314
第8	輸送車両、船舶、航空機の確保	315
第9	行方不明者の搜索	（風水害編第2章第13節 参照）

第10	遺体の捜索、処理及び埋葬	（風水害編第2章第14節 参照）	
第11	二次災害等の防止活動		3 1 5

第2章 海上災害対策 3 1 8

第1節	海上災害予防対策		3 1 9
第1	海上交通の安全確保		3 1 9
第2	防災活動体制の整備		3 2 1
第3	救援・救護体制の整備		3 2 1
第4	危険物等防除体制の整備		3 2 2
第5	防災訓練の充実		3 2 3
第2節	海上災害応急対策		3 2 4
第1	応急活動体制		3 2 5
第2	情報の収集・伝達		3 2 7
第3	広域応援要請	（風水害編第2章第6節 参照）	
第4	救助・救急活動		3 3 1
第5	医療救護活動	（風水害編第2章第8節 参照）	
第6	危険物等の大量流出に対する応急対策		3 3 2
第7	遺体の捜索、処理及び埋葬	（風水害編第2章第14節 参照）	
第8	二次災害等の防止活動		3 3 4
第3節	海上災害復旧対策		3 3 6

第3章 航空災害対策 3 3 7

第1節	航空災害予防対策		3 3 8
第1	航空交通の安全確保		3 3 8
第2	防災活動体制の整備		3 3 9
第3	救援・救護体制の整備		3 3 9
第4	防災訓練の充実		3 4 0
第2節	航空災害応急対策		3 4 1
第1	応急活動体制		3 4 2
第2	情報の収集・伝達		3 4 4
第3	広域応援要請	（風水害編第2章第6節 参照）	
第4	救助・救急活動		3 4 7
第5	医療救護活動	（風水害編第2章第8節 参照）	
第6	交通規制・緊急交通路の確保		3 5 0
第7	災害時における車両の移動等		3 5 1
第8	行方不明者の捜索		3 5 1

第9 遺体の捜索、処理及び埋葬 (風水害編第2章第14節 参照)

第4章 鉄道災害対策 353

第1節 鉄道災害予防対策 354

第1 鉄軌道交通の安全確保 354

第2 防災活動体制の整備 356

第3 救援・救護体制の整備 357

第4 防災訓練の充実 358

第2節 鉄道災害応急対策 359

第1 応急活動体制 360

第2 情報の収集・伝達 362

第3 広域応援要請 (風水害編第2章第6節 参照)

第4 救助・救急活動 365

第5 医療救護活動 (風水害編第2章第8節 参照)

第6 交通規制・緊急交通路の確保 366

第7 災害時における車両の移動等 367

第8 遺体の捜索、処理及び埋葬 (風水害編第2章第14節 参照)

第9 代替交通手段の確保 368

第3節 鉄道災害復旧対策 369

第5章 道路災害対策 370

第1節 道路災害予防対策 371

第1 道路交通の安全確保 371

第2 防災活動体制の整備 373

第3 救援・救護体制の整備 373

第4 防災訓練の充実 374

第2節 道路災害応急対策 375

第1 応急活動体制 375

第2 情報の収集・伝達 378

第3 広域応援要請 (風水害編第2章第6節 参照)

第4 救助・救急活動 380

第5 医療救護活動 (風水害編第2章第8節 参照)

第6 交通規制・緊急交通路の確保 382

第7 災害時における車両の移動等 383

第8 遺体の捜索、処理及び埋葬 (風水害編第2章第14節 参照)

第9 道路施設等の応急復旧活動 384

第3節 道路災害復旧対策 385

第6章 危険物等災害対策 386

第1節 危険物等災害予防対策 387

第1 危険物施設等の安全性の確保 387

第2 防災活動体制の整備 (風水害編第1章第4節 参照)

第3 救援・救護体制の整備 392

第4 防災訓練の充実 393

第2節 危険物等災害応急対策 394

第1 応急活動体制 395

第2 情報の収集・伝達 399

第3 広域応援要請 (風水害編第2章第6節 参照)

第4 救助・救急活動 401

第5 医療救護活動 (風水害編第2章第8節 参照)

第6 交通規制・緊急交通路の確保 403

第7 災害時における車両の移動等 404

第8 避難活動 (風水害編第2章第9節 参照)

第9 遺体の捜索、処理及び埋葬 (風水害編第2章第14節 参照)

第3節 危険物等災害復旧対策 405

富山県地域防災計画の沿革

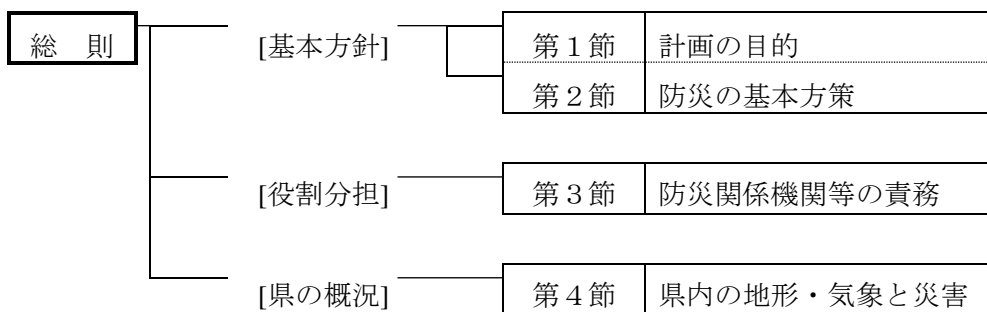
総 則

総 則

ここでは、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、県、市町村、防災関係機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。

さらに、県の地形・気象の概況や社会環境の変化、県内における過去の主な災害を示し、県の概況や過去の災害における教訓を再認識し災害対策に万全を期する。

計画の体系

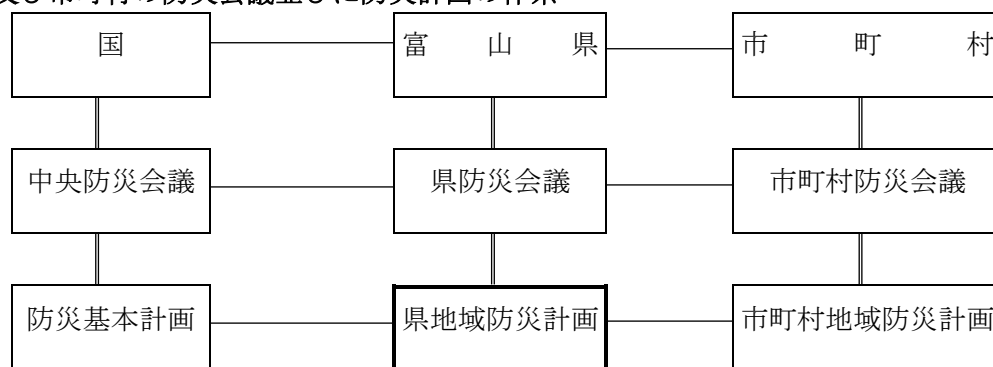


第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における風水害、火災、火山災害等の個別災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

国、県及び市町村の防災会議並びに防災計画の体系



第2 計画の性格

- 1 この計画は、富山県の地域に係る風水害、火災及び火山災害等の個別災害について定めるものとする。
- 2 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が風水害、火災及び火山災害等の個別災害対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な災害対策を定めるものである。
- 3 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。
- 4 なお、地震及び雪害対策については、それぞれ富山県地域防災計画「地震・津波災害編」、「雪害編」に定め、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」に定めるものとする。

また、これら以外の災害については、本「風水害編・火災編・個別災害編」を準用し、対策にあたるものとする。

第3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次による。

1 総 則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本県の特質など計画の基本となる事項を示す。

2 風水害編

暴風、豪雨、洪水、高潮等の風水害等についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

3 火災編

大規模な火事災害、林野火災についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

4 個別災害編

火山災害及び事故災害（海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など大規模な事故による被害）についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

『富山県地域防災計画』の構成

富山県地域防災計画

地震・津波災害編 計画編

雪害編 計画編

原子力災害編 計画編

風水害編
火災編
個別災害編 計画編

資料編

計 画 編 の 構 成	総 則
	風水害編
	第1章 災害予防対策
	第2章 災害応急対策
	第3章 災害復旧対策
	火 災 編
	第1章 火災予防対策
	第2章 火災応急対策
	第3章 火災復旧対策
	個別災害編
	第1章 火山災害対策
	第2章 海上災害対策
	第3章 航空災害対策
	第4章 鉄道災害対策
	第5章 道路災害対策
	第6章 危険物等災害対策

第2節 防災の基本方策

第1 防災についての考え方

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

第2 防災の各段階における基本方策

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県・市町村及び事業者・県民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動の展開が必要である。なお、災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

1 計画的で周到な災害予防対策

- (1) 災害に強い県土づくりを実現するため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、ライフライン施設・廃棄物処理施設の安全性強化により都市基盤の安全性を確保する
- (2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、災害救援ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- (3) 日常から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者^{※1}に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。
- (4) 事故災害防止のため、船舶の所有者等、航空運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物等施設等の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査・指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努めるものとする。

※1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

2 迅速で円滑な災害応急対策

- (1) 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。
特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。
- (2) 発災直後又は災害が発生するおそれがある場合、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。
また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。
- (3) 人命救助を最重点とした、緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、県民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、消防庁に対し緊急消防援助隊等の応援を要請する。
- (4) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。
- (5) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。
- (6) 海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動態勢をとり災害応急対策を実施する。

3 速やかな災害復旧対策

- (1) 民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じる。
- (2) 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

県、市町村その他の防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3 各種計画等の作成

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検
- (3) 他の計画（県及び市町村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第3節 防災関係機関等の責務

第1 防災関係機関等の責務

県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

1 県

- (1) 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川保全事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- (4) 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。
- (6) 事故災害防止のため、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

2 市町村

- (1) 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性を強化する。
- (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。
- (3) 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、住民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- (4) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、ヘリコプター等を活用するため場外離着陸場を確保する。
- (5) 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- (6) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

3 防災関係機関

- (1) 県民生活に密着する電力、ガス、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。
- (2) 消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び伏木海上保安部並びに公的医療関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強

化し応急活動の総合力の向上に努める。

- (3) 報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。
- (4) 鉄道・バス・航空・船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

4 県民

- (1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、最低3日分の飲料水・食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努める。
- (3) 地域の防災拠点に配備された消火、救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、県及び市町村が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

5 事業所・企業

- (1) 県、市町村の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の不燃化等に努める。
- (2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。
- (3) 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。
- (4) 県及び市町村は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。

第2 防災関係機関等の業務大綱

県、市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、県民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食料の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 防災関係機関の業務大綱

(1) 県

事務又は業務の大綱
1 富山県防災会議に関する事
2 災害対策の組織の整備に関する事
3 気象予警報等の情報伝達に関する事
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
5 被災者の救援、救護に関する事
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事。
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事
14 被災産業に対する融資等に関する事
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事

(2) 市町村

事務又は業務の大綱
1 市町村防災会議に関する事
2 災害対策の組織の整備に関する事
3 気象予警報の情報伝達に関する事
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事
5 避難の勧告、指示に関する事
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
7 被災者の救助、救護に関する事
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事
9 消防活動及び水防対策に関する事
10 水道事業の災害対策に関する事
11 児童、生徒に対する応急教育に関する事
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事
17 要配慮者の避難支援に関する事

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 3 管内各県警察の相互援助の調整に関する事 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 5 情報の収集及び連絡に関する事 6 津波予報の伝達に関する事
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信の確保に関する事 2 災害時における非常通信の運用監督に関する事 3 非常通信協議会の育成指導に関する事
北陸財務局 富山財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定 of 立会いに関する事 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関する事
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関する事 2 災害時における雇用対策に関する事
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関する事 4 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関する事 5 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関する事 6 応急用食料・物資の支援に関する事
中部森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による雪害予防に関する事 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関する事 3 国有林野の火災防止等保全管理に関する事
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関する事 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関する事
中部近畿産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関する事
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関する事 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関する事 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関する事 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関する事 5 利賀川に係る河川の管理に関する事 6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関する事 7 一般国道359号の改築工事に関する事 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事 9 航路の整備、保全及び管理に関する事 10 国が行う海洋汚染の防除に関する事 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関する事 12 土砂災害緊急情報の発表等に関する事

	13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する事
北陸信越運輸局	1 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事
大阪航空局 小松空港事務所	1 災害時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事
国土地理院 北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関する事 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関する事 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
<u>中部地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事</u> <u>2 災害時における廃棄物に関する事</u>

(4) 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北陸支社	1 災害時における郵政事業運営の確保に関する事 2 災害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関する事
日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本 I C～朝日 I C）、 <u>東海北陸自動車道（白川郷 I C～小矢部砺波 J C T）及び舞鶴若狭自動車道（敦賀 J C T～小浜 I C）</u> の維持、管理、修繕、
西日本電信電話株式会社 株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事
K D D I 株式会社	
<u>ソフトバンク株式会社</u>	

日本赤十字社 富山県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時の血液製剤の供給に関すること 3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること
日本放送協会 富山放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること
独立行政法人 国立病院機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。
北陸電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力供給に関すること</u>
関西電力株式会社 北陸支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること
<u>関西電力送配電株式会社</u> <u>北陸電力本部</u>	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力融通に関すること</u>
日本通運株式会社 富山支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急輸送の確保に関すること

(5) 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること

(6) 指定地方公共機関等

機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること
ガス供給事業会社等 (日本海ガス(株)) 高岡ガス(株) (一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部 (一社)富山県エルピィーガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること
自動車運送事業会社 (一社)富山県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること
報道機関 (北日本放送(株)) 富山テレビ放送(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること

(株)チューリップテレビ (株)北國新聞社富山本社 富山新聞社 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	
(公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること

2 県民及び事業所・企業のとるべき措置

(1) 県民

- ア 災害を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市町村が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。
- イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、飲料水・食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。
- ウ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努めるものとする。

(2) 事業所・企業

- ア 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、県及び市町村が実施する防災事業に協力するものとする。
- イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払うものとする。
- ウ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第3 役割分担

1 防災関係機関等の役割分担

本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の防災対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。

第4節 県内の地形・気象と災害

第1 地形、気象の特性

1 地 形

本県は、本州日本海側の中央部に位置し、三方を山に囲まれ、東部は中部山岳地帯の北アルプスと境川によって新潟、長野県の両県と接し、西部は倶利伽羅峠を介して石川県と、南部は重畳たる飛騨山地を経て岐阜県と接しており、北部は富山湾を抱いて日本海に面している。

県土面積は、4,247km²で東西90km、南北76kmにおよび、海岸線は148.6kmの延長を有している。東部から南部にかけては、北アルプスの大部分を占める高山性山地があり、その山地は黒部峡谷によって立山連峰と後立山連峰に二分される。これらの北端部は急峻な地形となって富山湾に望んでいる。

南部は、飛騨山地が連なり、北側に丘陵地が広がり、西部には、医王山から加越国境の丘陵性山地があり、さらに北に延びて能登半島基部の山地となっている。山地の高度は、東に高く、南から西に低くなり、中央部に呉羽山丘陵が突出して富山平野を二分している。

また、富山湾を抱くように富山平野が発達しており、東部は各河川の下流域において段丘化した扇状地平野を形成している。西部には、砺波平野の大部分を形成する庄川扇状地と射水平野があり、二上丘陵を隔てて氷見平野が発達している。山岳地帯から流れ出る河川は落差が大きく水量が豊かであり、神通川、庄川、小矢部川は飛騨山地に源を発し、常願寺川、早月川、片貝川、黒部川は北アルプスに源を発している。（「富山県の地形区分図」参照）

2 気 象

本県は、日本海型気候に属し、冬の大雪を特徴としている。

気圧配置が西高東低で等圧線が縦縞模様になるときは、東部や南部の山地に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するとき、平野部に雪の多い里雪型となる。

平野部の冬の平均気温は3.5℃で、寒さはそれほど厳しくないが、雪が多く交通上の障害となり県民の生活にも大きな負担となる。

低気圧が日本海を発達しながら通過するときフェーン現象が起き、強い南風とともに平常の気温より約5℃～10℃も高くなり空気が乾燥する。この現象下では、火災の危険が極めて大きく、とくに3月から5月にかけては、融雪洪水、なだれ等の気象災害をもたらす。夏季には水稻の育成・品質等に障害を及ぼす。

また、5月頃富山湾の魚津沖に発生する「しんきろう」は特異な現象として有名である。

梅雨期は、特に集中豪雨が起りやすく、河川が急勾配なため洪水が発生しやすい。

夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天が多い。また、富山県に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力は若干弱まるものの過去にいくつかの大きな災害を記録している。

主に冬季北海道の東海上で低気圧が非常に発達したとき、日本海北部で生成発達した風浪が、富山湾に高波となって突然来襲し、海難事故や沿岸施設の破壊を引き起こし、いわゆる「寄り回

り波」として古くからおそれられている。

(資料「2-1 地域別気象表」)

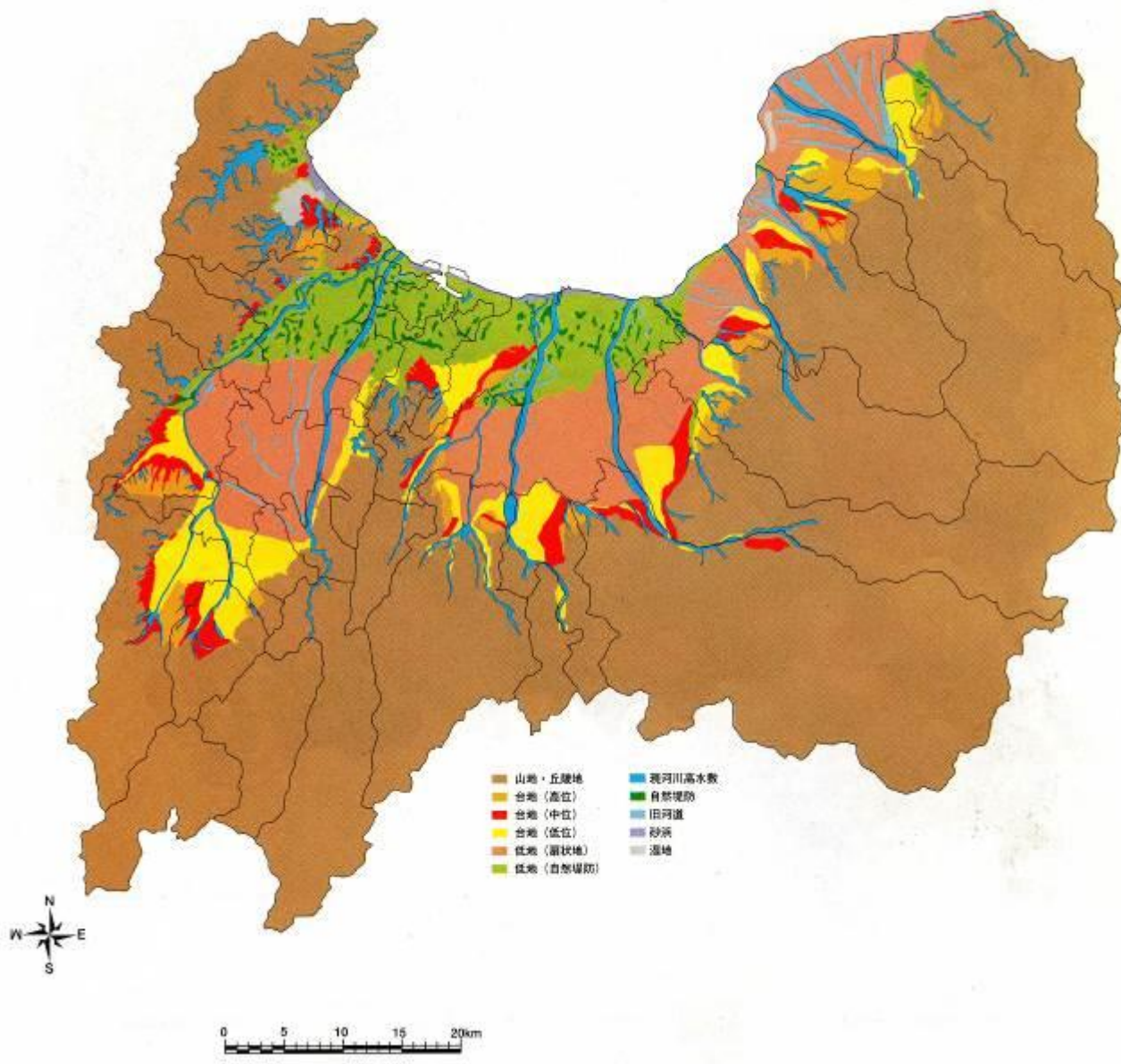


図1 富山県の地形区分

第2 社会環境の変化

災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

1 都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

2 工業化の進展

高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、本県の主要工業地帯である臨海工業地帯は、高潮、波浪等の被害の危険性がある。

3 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達したが、自動車については、それ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

また、大量輸送機関である鉄道の発達、北陸自動車道や富山空港といった高速交通網の整備により利便性が增大したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性も増大している。

4 生活環境の変化

生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピューター、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、こうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。

5 コミュニティ活動の停滞

本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

6 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

本県では、火災発生率の低さは全国トップクラスに位置しているが、フェーン現象下で火災が発生した場合には、常に大火となる危険性がある。また、県内には多くの大小河川、土砂災害危険箇所が存在し、平成16年に相次いで上陸した台風により被害が発生したところである。

前述の社会環境の変化によって被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられる。現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して十分なものとはいえない。したがって、被害を軽減するためには、こうした様々な環境の変化に的確に対応しながら、防災意識の高揚等の活動を不断に続けていくことが必要である。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,093,247人	1,066,328人
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	257.4人	251.0人
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	383,439世帯	391,171世帯
電力使用量	7,700百万kWh	9,519百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,981百万kWh
上水道普及率	84.8%	89.9%	91.8%	93.2%	93.2%
下水道普及率	16.5%	26.2%	54.5%	78.6%	83.3%
固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	177千台
携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	1,042千件
自動車保有台数	413,872台	633,162台	839,246台	875,299台	897,193台
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,695人

(資料：富山県各種統計ほか)

第3 過去の主な災害

1 風水害

昭和20年以降の県内で発生した特に大規模な風水害の概要は次のとおりである。

(「資料編 1-1 富山県の気象災害」、「富山県気象災異誌」、「富山県の河川海岸便覧」より。)

(1) 台風

年月日	災害の種類	概要	要
S 20. 9. 17 ～ 18 (1945)	<枕崎台風> 大雨・強風・波浪	・台風が九州、四国地方を縦断し能登半島をかすめた。 最大風速富山SW20.3m/s。主として沿岸部に被害。 ・死者6名、住家全壊2棟、同半壊50棟、非住家半壊50棟など。	
S 24. 9. 1 (1949)	<キティ台風> 大雨・強風	・台風が本州中部に上陸、佐渡付近の日本海に抜けた。降水量は平野部で150mm、山岳部では250mmとなり上新川郡、婦負郡で被害が最も大きくなった。 ・死者2名、負傷者5名、住家流失3棟、床上浸水262棟、床下浸水2,839棟、堤防決壊172箇所、道路損壊167箇所、橋梁流失47箇所、田畑流失148ha、同冠水22,379ha など。 ・災害救助法適用 山田村他1町3村	
S 24.11.23 ～24 (1949)	<アイリーン台風> 強風・波浪	・太平洋上を進んだ台風の余波を受け風浪が高まり、満潮と合わせて大荒れとなり沿岸部で、約2,500棟が高波を被るなど大きな被害となった。 ・住家半壊8棟、非住家損壊4棟、床下浸水1,500棟、堤防損壊12箇所、船舶流失22隻 など。 ・災害救助法適用 高岡市	
S 25. 9. 3 (1950)	<ジェーン台風> 大雨・強風	・台風が紀伊水道から大阪湾を経て若狭湾に抜けた。最大瞬間風速富山SSW32.6m/S、伏木SSW34.5m/S。 ・死者4名、負傷者158名、住家全半壊986棟、床上浸水27棟、床下浸水1,095棟、非住家被害897棟、堤防決壊38箇所、道路損壊8箇所、橋梁流失61箇所、山崩れ67箇所、電柱倒壊360本、船舶流失6隻など。 ・災害救助法適用 県下全域(2市112町村)	
S 26.10.13 ～15 (1951)	<ルース台風> 強風・波浪	・台風が九州を縦断し日本沿岸を北東進した。最大風速富山S19.4m/s。暴風と著しいフェーン現象に見舞われた。 ・死者1名、負傷者2名、住家全壊3棟、同半壊19棟 など。	
S 28. 9. 25 ～26 (1953)	<テス台風> 大雨・強風・波浪	・台風が紀伊半島に上陸し中部、関東、東北地方を縦断。県下暴風雨となり山岳部に200～300mm、平野部でも150mm内外の大雨。富山湾では風浪害も加わり大被害。 ・死者6名、負傷者6名、行方不明者2名、住家全壊1棟、同半壊46棟、同流失5棟、床上浸水3,474棟、床下浸水5,712棟、非住家被害90棟、道路・堤防決壊1,016箇所、橋梁流失206箇所、山崩れ232箇所、田畑流埋没114ha、同冠水15,932ha、木材流出7,108件、船舶沈没16隻、同破損172隻、定置網流出320件など。 ・災害救助法適用 高岡市他1市8町4村	
S 29. 9. 26 (1954)	<洞爺丸台風> 強風・波浪	・台風が日本海沿岸沿いに北東進。富山湾東部沿岸で高波被害。最大瞬間風速富山WSW34.4m/s。 ・死者1名、負傷者29名、住家全壊37棟、 同半壊18棟 など。 ・黒部市で大火発生。 ・災害救助法適用 黒部市	
S 33. 9. 25 ～26 (1958)	<狩野川台風> 大雨・強風・波浪	・台風が伊豆半島に上陸、東京を経て太平洋上に去った。北寄りの強風とともに西部山間地に150mm前後の大雨。富山湾は3mの高波。 ・住家床下浸水70棟、堤防決壊3箇所、橋梁流失1箇所 など。 ・災害救助法適用 新湊市	

年月日	災害の種類	概要
S 34. 9.26 ～27 (1959)	<伊勢湾台風> 強風・波浪・高潮	<ul style="list-style-type: none"> ・超大型の台風が紀伊半島に上陸、三重県、岐阜県を経て県東部山岳部を通過し、富山湾沖に進んだ。新湊市を中心に、高潮による大被害。最大風速岩瀬NE33m/S、富山NNE23.0m/s、伏木NNE23.0m/s。 ・死者1名、負傷者3名、住家全壊21棟、同半壊243棟、同流失4棟、床上浸水12棟、床下浸水5棟、道路決壊24箇所、堤防決壊2箇所、橋梁流失9箇所、船舶沈没流失破損78隻、田畑冠水629ha など。 ・災害救助法適用 新湊市
S 36. 9. 16 (1961)	<第2室戸台風> 大雨・強風	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が室戸岬に上陸、大阪を経て富山を通過。最大瞬間風速富山W39.6m/s、伏木WSW33.0m/s。 ・死者9名、負傷者178名、住家全壊124棟、同半壊396棟、床下浸水687棟、住家一部損壊3,857棟、非住家被害425棟、河川、砂防、道路、橋梁、港湾の損壊252箇所、水稻倒伏32,000ha、果樹落下650ha など。
S 40. 9.10 (1965)	<台風第23号> 強風	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が室戸岬付近に上陸、宮津付近から日本海に抜け能登沖を通過した。このため南寄りの強風となり、県の中中部から東部にかけて大きな被害。最大瞬間風速富山SSE35m/s。 ・死者4名、負傷者56名、住家全半壊81棟、同一部損壊535棟、非住家被害173棟 など。
S 40. 9.17 ～18 (1965)	<台風第24号> 大雨・強風・波浪	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が紀伊半島に上陸、中部地方を縦断。沿岸部に高波、降水量は平野部で150mm、南部山岳部では350mm。 ・死者1名、負傷者5名、行方不明1名、床上浸水183棟、床下浸水1,048棟、水田流失480ha、同冠水1,677ha、道路損壊50箇所、橋梁流失7箇所、山崩れ12箇所 など。
S 42.10.27 ～28 (1967)	<台風第34号> 大雨・強風・波浪	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が渥美半島に上陸し、県下全域暴風雨となり、北東の風強く海岸部では大波。降水量は平野部で50～70mm、南西部山岳部では150～200mm。最大瞬間風速富山NNE34.6m/s。 ・死者行方不明者3名、住家半壊11棟、同一部半壊165棟、床上浸水201棟。塩害による通信障害524回線、など。
S 47. 9.17 ～20 (1972)	<台風第20号> 強風・波浪	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が紀伊半島に上陸、その後、北東進して富山県を通過し、日本海北部に停滞。沿岸に高波が押し寄せ、大きな被害が出た。 ・負傷者1名、床上浸水10棟、床下浸水132棟、護岸堤損壊損壊2箇所、定置網流失多数
S 54. 9. 4 (1979)	<台風第12号> 強風	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が富山湾を北東進。最大瞬間風速富山SSW32.8m/s。 ・死者1名、負傷者11名、住家一部損壊21棟、水稻倒伏41.5ha、果樹落下660ha、野菜被害1,320ha など。
S 54. 9.30 ～10. 1 (1979)	<台風第16号> 大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が室戸岬付近に上陸、その後北東進して岐阜県北部を通過した。台風の接近に伴い全県が暴風雨圏に入り県中部山沿地方を中心に大雨となった。八尾の総降水量203mm、最大1時間雨量70mm。 ・死者3名、住家全壊2棟、同半壊3棟、床上浸水59棟、床下浸水413棟、水田冠水倒伏641ha、道路損壊47箇所、がけ崩れ51箇所など
S 57. 8. 2 (1982)	<台風第10号> 大雨・強風・波浪	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が渥美半島に上陸し、富山湾に抜けた。富山湾は大シケとなり、イカ釣り漁船が転覆、死者行方不明者3名。 また、黒部峡谷で登山者7名が鉄砲水に押し流され死亡。
H 2. 9.19 ～20 (1990)	<台風第19号> 大雨・波浪	<ul style="list-style-type: none"> ・九州の南海上を北東に進んだ大型で強い台風19号は、紀伊半島に上陸後、北東進を続け本州を縦断し、岩手県の沖合いに去った。県内全域で暴風雨となり、平村の総雨量272mmなど、県西部を中心に大雨。最大瞬間風速伏木NNE32.7m/s。 ・死者2名、住家全壊1棟、一部破損8棟、床上浸水4棟、床下水52棟、道路227箇所、橋梁14箇所、河川183箇所、港湾施設9箇所、砂防施設37箇所で被害。

年月日	災害の種類	概要	要
H 3. 9.27 ～28 (1991)	<台風第19号> 強風	<ul style="list-style-type: none"> 大型で非常に強い台風19号は、長崎県佐世保市の南に上陸、勢力を保ちながら日本海を北東進。輪島市の北西170kmを通過した。県内では、台風の接近に伴い暴風が吹き荒れ、顕著なフェーン現象となった。最大瞬間風速伏木SW37.7m/s、富山SSW35.4m/s。 負傷者12名、住家損壊149名、ビニールハウス全半壊192棟、農業漁業施設破損89箇所、果樹の大量落下、畑作物の倒伏・損傷が広範囲に及んだ。 小矢部市で大火発生 	
H16. 10.20 ～21 (2004)	<台風第23号> 大雨・強風・波浪	<ul style="list-style-type: none"> 台風が近畿、中部、関東地方を通過し、本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となった。 行方不明者1名、負傷者73名（練習帆船海王丸の負傷者を含む）、床上浸水147棟、床下浸水343棟、強風による建物被害等54棟、土砂崩れ・冠水による道路の通行止め85箇所、停電30,600戸 強風、高波による港湾施設、船舶、定置網、漁船の被害強風による文化財の被害、果樹、野菜の損傷、園芸施設や畜産施設の破損、倒木など多数。 3,253世帯、7,390人に避難勧告、19世帯、34人が自主避難 4市町で災害対策本部を設置 	

(2) 大雨 (台風によるものは(1)のとおり)

年月日	概要	要
S 23. 7. 25 (1948)	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨前線が停滞し、県中部で200mmの大雨。県下全域に被害。 死者行方不明者8名、負傷者104名、住家全壊12棟、同半壊20棟、床上浸水8,122棟、床下浸水7,960棟、非住家被害594棟、堤防決壊498箇所、道路損壊665箇所、田畑流失2,014ha、同冠水6,034ha など。 災害救助法適用 婦中町他1村 	
S 27. 7. 1 (1952)	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な寒冷前線の通過により、東部山岳地帯に400mmの大雨。黒部川、片貝川が氾濫し、下新川郡、魚津市で大被害。 死者7名、負傷者91名、行方不明者5名、住家全壊20棟、同半壊78棟、同流失11棟、床上浸水4,465棟、床下浸水12,154棟、非住家被害1,483棟、堤防決壊874箇所、道路損壊804箇所、橋梁流失290箇所、山・がけ崩れ311箇所、田畑流失4,296ha、同冠水41,920ha など。 災害救助法適用 富山市他3市16町50村 	
S 33. 7.24 ～26 (1958)	<ul style="list-style-type: none"> 前線が本州を縦断停滞し、県内各地に局地的な集中豪雨があり水害が続出。 住家全壊1棟、同半壊1棟、床上浸水60棟、床下浸水719棟、堤防決壊8箇所、橋梁流失4箇所、道路損壊9箇所 など。 	
S 34. 7.10 ～11 (1959)	<ul style="list-style-type: none"> 日本海沿岸に停滞した梅雨前線上を小さな低気圧が次々に通過した。このため、東部山岳及び熊野川流域で300mmの大雨。 行方不明者3名、住家流失2棟、床下浸水123棟、道路損壊11箇所、橋梁流失11箇所、堤防決壊21箇所 など。 	
S 36. 6. 27 (1961) < 36. 6 梅雨前線 豪雨 >	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨前線が南岸から北上し中部地方に停滞、県下全般に300～400mmの大雨。沿岸部に近い平野部と県東部で被害大。 負傷者4名、行方不明者1名、住家全半壊49棟、床上浸水220棟、床下浸水2,018棟、堤防決壊121箇所、道路損壊106箇所、橋梁流失12箇所、水田流失埋没48ha、同冠水5,568ha。 災害救助法適用 氷見市 	
S 36. 7. 3 ～4 (1961)	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨前線が北陸沿岸ぞいに停滞し活発化、平地で被害が多く発生した。 死者1名、負傷者6名、行方不明者3名、住家半壊4棟、床上浸水7棟、床下浸水842棟、道路損壊13箇所、堤防損壊10箇所、山・がけ崩れ32箇所 など。 	

年月日	概 要
S 39. 7.17 ～18 (1964) <山陰・北 陸豪雨>	<ul style="list-style-type: none"> ・台風7号くずれの低気圧が日本海南部の梅雨前線を進み能登沖を通過。県中・西部の平野部と東部山岳部で、250mm以上の大雨。 ・死者行方不明者5名、住家全半壊23棟、床上浸水2,153棟、床下浸水12,156棟、堤防決壊117箇所、道路損壊172箇所、橋梁流失39箇所、山崩れ90箇所、水田流失埋没75ha、同冠水5,853ha など。 ・災害救助法適用 高岡市、小杉町
S 44. 8.10 ～11 (1969)	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸地方に前線が停滞し、県西部で150～200mm、東部平野部で200～300mm、東部山岳部で1,000mmに達する豪雨。県東部の大小河川で洪水。 ・死者5名、負傷者24名、行方不明者1名、住家全壊50棟、同半壊92棟、一部破損121棟、床上浸水2,132棟、床下浸水7,470棟、田畑流失埋没669ha、同冠水66ha など。 ・災害救助法適用 富山市他2市6町
S 47. 7.12 ～13 (1972)	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク海高気圧と小笠原高気圧が共に強まり、本州中部に停滞していた梅雨前線が活発化して、県全域で150mm内外の大雨となり、県中西部を中心に被害が発生。 ・床上浸水50棟、床下浸水160棟、耕地冠水1,200ha、道路、河川堤防、橋梁等損壊 190箇所 など。
S 51. 8.14 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・前線が日本海中部に停滞、台風13号の影響による湿潤な空気の流入と北方寒気の南下のため前線活動が活発となりゆっくり南下、沿岸部を中心に大雨。総降水量氷見221mm、魚津210mm、伏木187mmなど、県下全般で被害。 ・死者4名、負傷者1名、住家全壊6棟、同半壊15棟、床上浸水101棟、床下浸水1,769棟、耕地流失12ha、水田冠水1,074ha、道路損壊39箇所、橋梁流失1箇所、山・がけ崩れ94箇所
S 57. 6.27 (1982)	<ul style="list-style-type: none"> ・南鳥島付近から北北東進し、27日朝関東沖に抜けた台風第5号に伴い、日本海の寒気渦上に発生した副低気圧の東進により県北東部は27日未明から局地的大雨となった。黒部市の黒瀬川がはんらん。 ・床上浸水40棟、床下浸水305棟、水田冠水1,236ha、道路損壊33箇所、橋梁流失1箇所、堤防決壊44箇所 など。
S 58. 7.20 ～27 (1983)	<ul style="list-style-type: none"> ・本州に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、断続的に雨が降り続き、梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量富山332mm、伏木327mm、魚津383mm、上市404mmなど。 ・床下浸水180棟、水田冠水671ha、河川215箇所、道路178箇所の被害を受けた。
S 60. 6.23 ～ 7.14 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨期間前半は、高気圧におおわれる日が多く雨量が少なかったが、後半は台風6号の影響等もあり左記の期間において5回の集中豪雨が富山県を襲った。梅雨期間中の総雨量は、富山で752mmに達し、平年より366mm多く、過去最多の「36年6月豪雨」に匹敵するものとなった。 ・死者1名、負傷者3名、住家全壊2棟、同半壊2棟、同一部破損5棟、床上浸水66棟、床下浸水1,689棟、非住家損壊205棟、田畑冠水1,147ha、公共土木施設災害914箇所。
H 3. 6.28 ～30 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線が活発となったため、県西部を中心に激しい雷雨となり各地で150～200mm近い降水量を記録した。 ・床上浸水33棟、床下浸水262棟、落雷による停電15万5千戸 など。
H 7. 7. 2 ～22 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線が北陸地方に接近して活動が活発となった7月は、県東部を中心に記録的な大雨が降り、土砂崩れや家屋の浸水、道路の崩壊など大きな被害が発生した。 ・2日日から4日にかけては、県東部の山沿いで総降水量100mmを超える大雨となった。大山町でがけ崩れが発生し3名が死傷、道路22箇所、河川14箇所、砂防4箇所で被害。 ・7日から14日にかけては、本州の南岸に停滞していた梅雨前線が次第に北上し日本海沿岸付近に停滞、暖かく湿った空気が流れ込んで活動が活発となり断続的な大雨に見舞われた。特に11日と12日の2日間の総降水量は立山で510mm、宇奈月で330mmに達した。 被害は、床上浸水1棟、床下浸水127棟、道路97箇所、河川174箇所、砂防26箇所の損壊。

年月日	概 要
H20. 7. 27 ～29 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸付近に前線が停滞し、南砺市では、最大時間雨量132mm、最大24時間雨量で295mmを記録するなど、県内各地で最大24時間雨量80mm、最大時間雨量20mmを超える大雨となった。 ・重軽傷者3名、家屋被害335棟、道路や橋梁、河川などであわせて206箇所 で被災 など。
H24. 7. 20 ～21 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸地方に弱い気圧の谷があり、大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に激しい雨が降り、高岡市では約100mmの猛烈な雨を解析した。降り始めからの総降水量は、西部を中心に200mmを越えたところが多くあった。 ・床上浸水80棟、床下浸水490棟、道路16箇所 など。
H25. 8. 30 ～31 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸に伸びる前線に暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、各地で激しい雨が降り、射水市では1時間に80mmの降水量を解析した。 ・床下浸水6棟、道路6箇所、河川1箇所の損壊 など
H26. 7. 19 ～20 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では1時間に83mmの猛烈な雨を観測し、降り始めからの総降水量は280.5mmとなった。また、解析雨量では、砺波市で1時間に約120mm、高岡市で約100mmの猛烈な雨を解析した。 ・床上浸水3棟、床下浸水175棟、一部損壊1棟 など。

(3) 波浪 (台風によるものは(1)のとおり)

年月日	概 要
S 30. 2. 20 (1955)	<ul style="list-style-type: none"> ・低気圧が北海道付近で急激に発達。東部沿岸では、高波により大きな被害。特に宮崎、境、泊は昭和4年以来の大被害。 ・死者3名、負傷者1名、床下浸水30棟、非住家全壊13棟、同半壊105棟 など。
S 38. 1. 7 (1963)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海にあった低気圧が発達しながらゆっくり北東進。日本海北部で異常に高いうねりが発生し、富山湾一帯をおそった。 ・負傷者4名、住家全半壊19棟、床上浸水149棟、床下浸水98棟、堤防決壊121箇所。 ・災害救助法適用 新湊市
S 45. 2. 1 ～ 2 (1970)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風並に発達した低気圧が本州南岸を東進し、三陸沖でさらに発達した。このため県東部の沿岸に寄り回り波が押し寄せ大きな被害が発生した。 ・負傷者10名、住家半壊18棟、床上浸水236棟、床下浸水156棟、非住家半壊107棟、船舶流失8隻、田畑冠水186ha、堤防決壊18箇所 など。
S 56.12. 2 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・本州の日本海沿岸沿いに北東進した低気圧から南西に伸びる寒冷前線が富山湾を通過。魚津沖で、漁船が突風と横波を受け乗組員が海中に転落6名死亡。
S 63.10 .29 ～ 30 (1988)	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の東海上で、低気圧が台風並に発達し、また、大陸の高気圧が日本付近に張り出し、強い冬型の気圧配置が続いた。このため、日本海北部では強い季節風が吹き荒れ、これに伴って発生した風浪が富山湾特有の寄り回り波となって県東部の海岸を中心に押し寄せた。 入善町田中で最大波高8.3m、新湊堀岡で4.1mを記録。 ・朝日町境地区の海岸では、堤防の一部決壊や陥没が生じ、堤防上に係留されていた小型漁船7隻が後方に押し流された。また、宮崎漁港では、港内に砂が堆積し、大型船が航行不能となった。
H 1.11 . 1 ～ 2 (1989)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達した低気圧が日本海中部から三陸沖に進んだ影響で北寄りの風が強まりこの風により発生した高波が富山・新潟県境を中心に押し寄せた。 入善町田中で最大波高5.6m記録。 ・宮崎漁港では、2,000m³の砂が港内に堆積し航行不能となった。
H 3. 2. 16 ～ 17 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・冬型の気圧配置が強まったため、海上では風浪が強くなって沿岸に高波が打ち寄せた。 ・死亡1名、床下浸水7棟、護岸、離岸堤、防波堤等で合わせて39箇所欠所、下などの被害。又、漁網の損壊、漁船の損傷、漁業施設の破損多数。

年月日	概 要
H20.2.23 ~24 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海中部にあった低気圧と、太平洋で発生した2つの低気圧の影響で、非常に強い風が吹き、これに伴って風浪が富山湾特有の寄り回り波となって、下新川海岸を中心に襲来した。 ・入善町田中で最大有義波高6.62mを記録。 ・死者2名、負傷者16名、住家全半壊11棟、床上浸水49棟、床下浸水115棟、浸水面積38ha、離岸堤など13施設で被害 など。

(4) 地すべり

年月日	発生場所	概 要
S 39. 7. 16 (1964)	氷見市 胡桃地内	<ul style="list-style-type: none"> ・150haに及ぶ大規模な地すべり。7月1日~20日の降雨量は氷見市女良503mm、岩が瀬557mm。大正13年、昭和16年に次ぐ規模となった。 ・住家全壊62棟、同半壊25棟、耕地埋没39ha、畜舎全半壊44棟、河川損壊3km、橋梁損壊1箇所、市道損壊3km、ため池損壊7箇所。 ・災害救助法適用 氷見市
S 52. 3. 29 (1977)	氷見市 五十谷地内	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ1,200m、幅400m、約40haに及ぶ大規模な地すべり。 ・住家全壊5棟、非住家全壊18棟、耕地埋没20ha、山林崩壊20ha。
S 58. 7. 27 (1983)	小矢部市 内山地内	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨末期の長雨で地盤がゆるみ、地すべりが発生。 ・国道359号線が1.2kmにわたって崩壊。また、これにより道路南側を流れる五郎丸川が土砂で埋まった。
H 7. 1 24 (1995)	氷見市 一芻地内	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ約260m、幅約200m、下方移動50mの地すべり。規模は約5ha、全体の移動量は100万m^3と推定。 ・市道、農道が損壊。ため池が3箇所埋まったほか、田畑2haや山林が崩れ落ちた。
H 14.11.16 (2002)	氷見市 谷屋地区	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ約90m、幅約210m、約2haに及ぶ地すべり。 ・家屋の全壊1棟、半壊1棟。 ・田、畑、ため池3箇所が埋まったほか、国道415号線が通行止めとなった。
H 29. 1.16 (2017)	南砺市 利賀村 上百瀬地内	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊規模(推定) 幅100m、長さ250m ・崩壊土砂(推定) 約30,000m^3 ・林道胴島線一部通行不能

2 火 災

県内における過去の大火(昭和24年以降:焼損面積3,000 m^2 以上)

出火年月日	出火場所	気 象 状 況			焼損 棟数	焼 損 面 積 (m^2)	損害額 (千円)	特記事項
		風 向	風速 m/s	湿度 %				
S 24. 5. 1	高岡市戸出	SW	10.0	不明	82	3,284	30,000	救助法適用
S 24.10.10	砺波市鷹栖	—	0.0	不明	5	3,099	24,000	
S 25.11. 4	魚津市	WSW	3.4	68	22	5,815	24,203	
S 26. 2.18	富山市石金	WSW	7.4	81	8	20,559	106,360	
S 26. 2.22	大沢野町大久保	SW	16.0	45	99	6,953	49,188	
S 26.11.21	立山町	SW	2.8	79	18	3,587	28,528	
S 27. 2. 1	富山市石金	SSW	2.2	89	1	4,277	22,000	
S 27. 4.17	黒部市生地	S	4.0	33	85	7,013	25,000	救助法適用
S 28. 4.29	高岡市渡り	SW	6.0	32	58	4,254	16,850	救助法適用

出火年月日	出火場所	気象状況			焼損棟数	焼損面積(m ²)	損害額(千円)	特記事項
		風向	風速 m/s	湿度 %				
S 28. 5.25	魚津市吉島	W	11.7	22	3	4,557	31,420	
S 28. 6.17	朝日町	N	3.0	55	47	3,531	11,150	救助法適用
S 29. 4. 7	福光町	NNE	4.0	90	10	3,643	19,430	
S 29. 4.10	高岡市木津	NNE	5.9	55	9	5,947	81,070	
S 29. 9.26	黒部市三日市	SW	15.0	58	164	14,708	142,899	救助法適用 (洞爺丸台風)
S 31. 9.10	魚津市真成寺町	SW	9.3	53	1,677	175,967	1,590,140	救助法適用 (台風12号)
S 33. 5.31	福岡町沢川	WSW	4.0	38	41	4,026	29,406	
S 36.12.13	立山町前沢	S	8.0	52	19	6,926	74,624	
S 37. 3.10	井波町井波	ESE	1.5	70	7	3,427	54,100	
S 46. 5.23	富山市太郎丸	SSE	7.0	70	19	5,621	29,014	
S 47. 2.17	富山市総曲輪	—	0.0	65	24	4,279	148,241	
S 47. 7.20	氷見市北大町	NE	2.0	90	2	4,255	64,104	
S 50. 7.29	井波町井波	—	0.0	85	1	5,570	153,272	
S 54. 4.11	福光町	W	6.0	37	122	14,214	1,209,100	救助法適用
S 55.10.17	黒部市吉田	—	0.0	90	1	5,442	757,338	
S 57.11.18	庄川町金屋	ESE	3.0	80	1	3,980	472,780	
H 3. 9.28	小矢部市藤森	SSW	17.0	38	35	4,601	130,004	(台風19号)
H25. 5. 3	黒部市天神新	SSE	2.0	80	1	3,215	45,833	
H25.11.25	魚津市本町	SSE	2.0	66	23	3,259	176,498	

(「富山県消防防災年報」より)

風 水 害 編

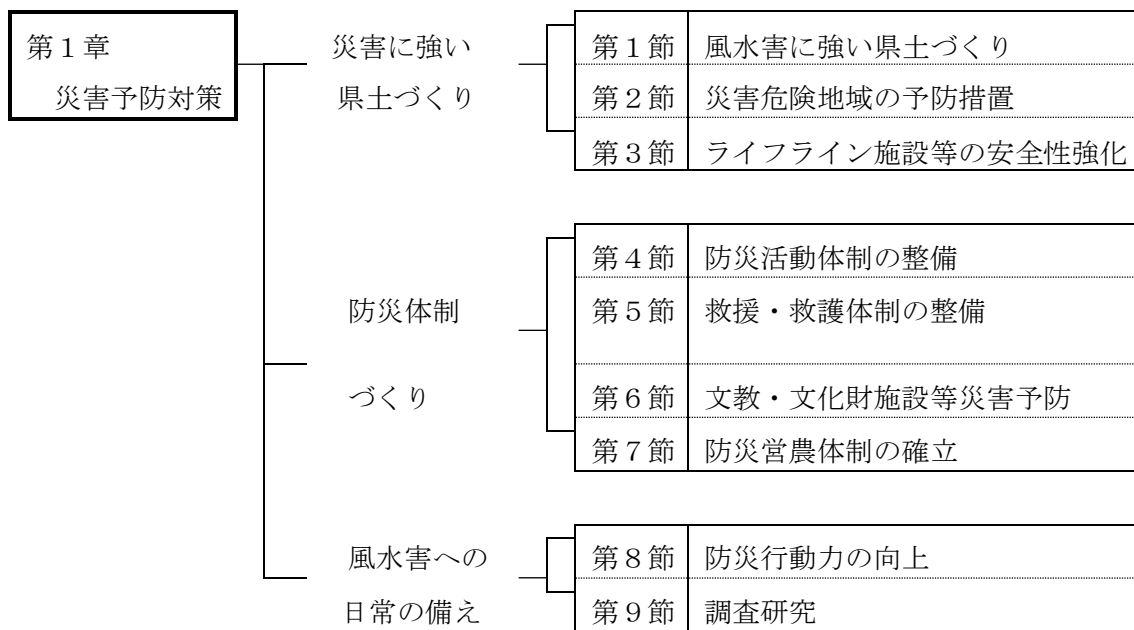
第1章 災害予防対策

大雨、台風等による大規模な風水害は、わが国では、いたるところで繰り返し起きている。

しかしながら、風水害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な災害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

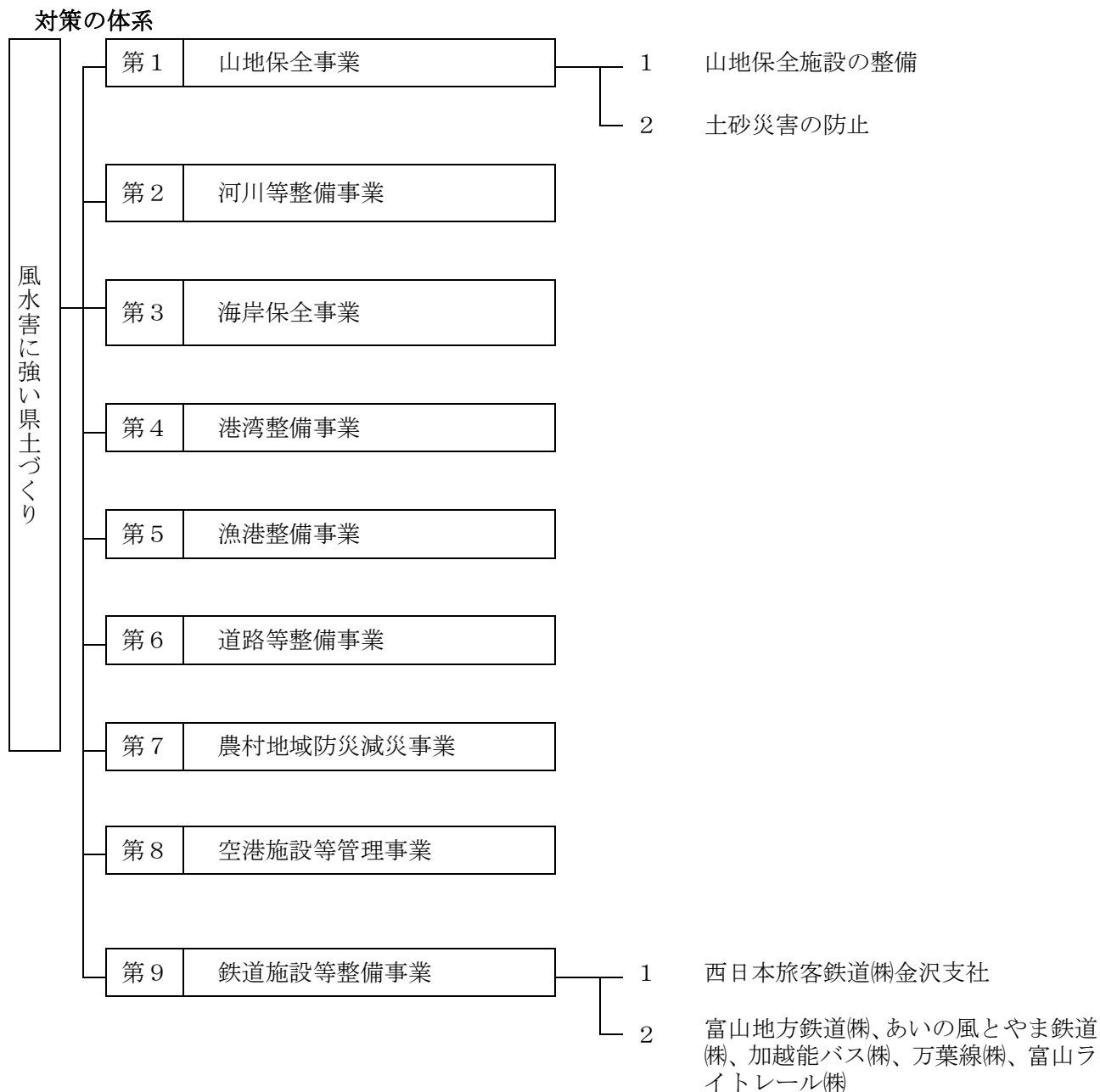
本県の災害予防対策として、防災基盤の整備を促進し、災害に強い県土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、風水害への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における災害防止対策の効果的な推進に努めるものとする。

計画の体系



第1節 風水害に強い県土づくり

災害から県土を保全するため、防災関係機関は、計画的に各種防災事業を推進するものとする。
また、事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。



第1 山地保全事業

国、県及び市町村は、山地の崩壊や土砂流出、地すべりなどによる災害の防止及び被害の軽減を図るため、砂防えん堤・治山ダム建設及び山腹工、護岸工、崩壊防止工、地下水排除工の治山・砂防事業を推進するものとする。

また、保安林の機能向上を図るため、植樹や樹木の保有に努めるものとする。

1 山地保全施設の整備（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

土砂移動を防止又は制御し、安全な県土として整備していくため、砂防事業、地すべり防止対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の県土保全事業を積極的に推進することが、土砂災害未然防止のうえで極めて重要である。これらの事業の推進にあたっては、関連する各事業の連携、調整を図りつつ、計画的推進を図るものとする。

(1) 砂防事業

砂防事業においては、治水上、土砂の生産、流出を防止又は制御し、安全な河川環境を維持するとともに、土石流等有害な土砂の流出により発生する土砂災害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」に基づき次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

- ア 荒廃の著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂防えん堤、溪流保全工、流木対策工等砂防施設の整備
- イ 土石流危険溪流等において発生する土石流の予防及び被害の軽減を目的とする砂防えん堤等砂防施設の整備
- ウ 土石流危険溪流の周知、土石流発生監視装置の活用、警戒避難体制の確立、土石流から人命、財産を保護するための住宅移転、及び適正な土地利用の誘導等を含む総合的な土石流対策の実施
- エ 荒廃した水源山地は、激甚な土砂災害を引き起こすおそれがあり、森林造成の見込みのない荒廃地域において溪流に施設する砂防施設の効果を維持するため、これと一体となって施工する必要がある山腹工の実施
- オ 砂防施設の維持管理の実施

(2) 地すべり防止対策事業

地すべり防止対策事業においては、地すべりによる人家、公共施設等の被害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」等に基づき、次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

- ア 降雨、融雪、地震等により地すべり等が活発となり、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあり、かつ緊急に対策を必要とする区域、及び国土保全の影響が特に大きい区域に重点をおいた地すべり防止施設の計画的整備の推進。また、地すべり防止工事の概成地区等において、地すべりの再移動の未然防止又は早期発見など地すべり地の保全整備に係わる事業の実施等を通じた有効かつ適正な土地利用への誘導
- イ 人命保護等の観点から、地すべり危険箇所の周知徹底、地すべり防止区域の指定の促進及び

地すべり防止区域の適正な管理を施設整備の促進とあわせて行う、総合的な対策の充実強化
ウ 新たに発生した地すべり災害について、再度災害等の防止のための災害関連緊急地すべり
防止対策事業の推進

エ 地すべり防止施設を有効かつ適正に機能させるため、施設の維持管理の実施

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業においては、崩壊の危険のある急傾斜地に近接する人家、公共施設等を崩壊による土砂災害から保護するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

ア 緊急に対策を必要とする箇所及び保全対象人家の戸数の多い箇所を中心とした急傾斜地崩壊防止施設の計画的な整備の実施。

イ 豪雨等により、新たに崩壊が生じた急傾斜地における崩壊の拡大及び再度災害の防止を目的とする急傾斜地崩壊防止施設の緊急整備の実施。

ウ 周辺環境及び土地利用計画等との調和を考慮した施設整備の実施。

エ 人命保護の観点から、急傾斜地崩壊危険箇所の周知徹底、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進、及び警戒避難体制の整備に努め、施設整備の促進と合わせた総合的な対策の充実強化。

オ 急傾斜地崩壊防止施設の維持管理の実施。

(4) 治山事業

治山事業においては、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図り、安全で住み良い県土の確保・定住条件の整備を行うため、「森林整備保全事業計画」に基づき、次の事項を重点に一層の推進を図るものとする。

ア 山地崩壊、土石流、流木、なだれ等の山地災害を防止するため、山地災害の発生の危険性が高い集落、市街地等に近接する地域における対策を強化するとともに、公共施設用地等の保全・創出への寄与を推進することを目的とする、山地治山、防災林造成、防災対策総合治山等の事業の実施

イ 森林の有する水資源かん養機能の拡充強化と県土の保全のため、重要な水源地域における森林を「緑のダム」として面的、総合的に整備するとともに、集落の生活用水確保に資する身近な森林及び良質な水の供給のため森林の整備を推進することを目的とする、水源地域整備等の事業の実施

ウ 森林の有する生活環境保全等の機能を高度に発揮するため、都市周辺等において広域的な生活・防災空間としての森林を整備するとともに、地域住民の身近な憩いの場としての森林の整備を推進することを目的とする、共生保安林整備等の事業の実施

計画項目	主 な 事 業 内 容	事業主体
山地保全の促進	○砂防事業 砂防えん堤、 <u>溪流保全工</u> 等	国
	○地すべり防止対策事業 ボーリング工、排水路工、集水井工等	県
	○急傾斜地崩壊対策事業 擁壁工、 <u>法面工</u> 等	市町村
	○治山事業 治山ダム、土留工、植栽工、階段工、集水井工等	
	○保安林の指定	

2 土砂災害の防止（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町村）

本県は県土の約7割が山地又は丘陵地となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地の開発により傾斜地やがけ地に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質が脆弱であることから、地理的・自然的にも土砂の崩壊が発生しやすい状況となっている。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、国、県及び市町村は、災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。

（1）土石流、山地災害、地すべり等の防止

ア 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進する。また、県は、人命保護の立場から、「土砂災害警戒区域」の指定を推進し、市町村は、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を市町村防災計画に定め、地域住民への周知に努めるとともに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域については、県が「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うことにより、土砂災害の防止・軽減に努める。

イ 危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、既存施設の適切な管理に努める。

ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤・治山ダムなど、地域一帯の総合的な対策を進める必要がある。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次「指定地」に編入して、対策工事を実施し、被害の発生防止又は軽減に努める。

（2）急傾斜地の安全対策

ア 日頃から関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。

イ 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域については、県は、人命保護の立場から「土砂災害警戒区域」や「災害危険区域」として指定し、地域住民への周知に努めるとともに住民に著しい危害が生じるおそれがある区域については、県が「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うことにより、土砂災害の防止・軽減に努める。

ウ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適切な管理に努める。

第2 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による河川災害を防止するため、治水ダム等を建設するとともに、堤防護岸等を整備し、併せて河積（河水の流下可能容量）の拡大を図るものとする。

また、気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」に努める。

計画項目	主 な 事 業 内 容			事業主体
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県
	ダム名	目的	建設期間	
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～	
	○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → 元年度 56.7%			国 県 市町村

第3 海岸保全事業（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、関係市町）

国及び県は、「寄り回り波」や冬期風浪等による高波災害などから背後地域の生命と財産を守るため、堤防や護岸、沖合施設等の海岸保全施設の整備を推進するものとする。また、既存施設の風水害に対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うものとする。

計画項目	主 な 事 業 内 容		事業主体
海岸保全の促進	海岸保全事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸 (略)		国・県

(資料「3-12 海岸保全区域」)

第4 港湾整備事業（北陸地方整備局、県土木部）

国及び県は、産業活動上重要な使命を果たしている港湾を高潮・波浪等による被害から防護するため、防波堤・護岸等の外かく施設の整備を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。

計画項目	主な事業内容	事業主体
港湾の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○伏木富山港の整備 <ul style="list-style-type: none"> 岸壁、航路、防波堤、船だまりの改良整備 環境の整備（緑地、広場） ふ頭用地の造成、コンテナクレーンの設置等 伏木外港計画の推進 ○魚津港の整備 <ul style="list-style-type: none"> 防波堤、道路等 	国 県

第5 漁港整備事業（県農林水産部、関係市町）

県及び市町は、航路、泊地の確保並びに防波堤等の漁港施設の整備を図るものとする。

計画項目	主な事業内容	事業主体
漁港の整備等	漁港施設、漁港環境設備施設の整備	県・市町

第6 道路等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)）

国及び県等は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網等の整備を推進するものとする。

計画項目	主な事業内容	事業主体
道路網等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○国道の整備（国直轄事業） <ul style="list-style-type: none"> ・バイパスの整備、拡幅整備、局部改良等 国道8号、41号、156号、160号、470号（能越自動車道） 	国
	<ul style="list-style-type: none"> ○県管理国道、県道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良の推進 ・災害防除事業の推進 ・道路緑化の推進 ・交通混雑箇所の解消 	県
	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良の推進等 ○<u>高速自動車国道の整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>付加車線設置、4車線化</u> <u>東海北陸自動車道</u> 	市町村 <u>中日本高速道路(株)</u>

（資料「6-1-1 県内道路整備状況」）

第7 農村地域防災減災事業（県農林水産部、土地改良区）

県等は、農地や農業用施設を災害から守るため、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業及び農業用河川工作物応急対策事業を推進するものとする。

計画項目	主な事業内容	事業主体
農地の整備	農村地域防災減災事業の推進 防災ダムの建設、ため池の整備、地すべり対策、 水質障害対策、湛水防除、 農業用河川工作物の応急整備の実施	県 団体

第8 空港施設等**管理**事業

富山空港は、空港施設の一部が河川敷内にあるため、特に洪水による被害の軽減防止に配慮し、施設管理や国、航空会社等関係機関との情報連絡体制を強化する必要がある。

1 施設管理（北陸地方整備局、**県観光・交通振興局**）

（1）神通川河川管理

洪水により護岸の亀裂、沈下等が生じないように、管理に努めるものとする。

（2）緊急避難用エプロンの整備

洪水時には、GSE置場を**航空機**の緊急避難用エプロンとして使用できるように、整備するものとする。

2 工作物の円滑な撤去（**県観光・交通振興局**、各関係機関）

河川法において、洪水発生時には、河川区域内の工作物が河川の流れに支障を与えないように、河川区域外へ撤去することが義務づけられている。

このため、関係機関は、洪水発生時において、緊密な連携のもとに迅速かつ適切に河川区域内の工作物を河川区域外に撤去できる体制を整備するものとする。

（1）工作物の構造及び工法

河川区域内に工作物を設置する場合は、工作物を迅速に撤去できるように、工作物の構造や形状に十分配慮するものとする。

（2）組織、連絡体制

洪水時における撤去作業を的確かつ効率的に行うため、万一の事態に即応できる富山空港洪水対策本部の組織・連絡体制及び洪水体制の発令基準・措置について定めておくものとする。

（資料 「4-19-2 富山空港洪水対策本部の組織・連絡体制」

「4-19-3 富山空港洪水体制の発令基準・措置」）

（3）工作物撤去訓練

洪水時に工作物の撤去活動が迅速かつ的確に行われるためには、平常時から訓練を実施し、洪水時に備えておくことが必要である。

このため、関係機関は梅雨や台風の時期前等に、工作物撤去訓練を行うものとする。

第9 鉄道施設等**整備**事業

1 西日本旅客鉄道（株）金沢支社

（1）切取り、盛土、トンネル、橋梁等の建造物及び軌道を災害から防護して輸送の安全を図るため、必要により線路防護設備を設置するものとする。

（2）既設線路の防災強度を確保するため、線路防護設備の新設及び改良に努めるものとする。

（3）列車の運転に常用される線路は、7日に1回を標準として、徒歩、列車又は軌道モーターカー等により巡視を行うものとする。

- (4) 降雨及び強風により線路又はパンタグラフに災害発生が予想される場合は、列車運転速度を制限するか、若しくは列車の運転を一時中止して輸送の安全を確保するものとする。

2 富山地方鉄道（株）、あいの風とやま鉄道（株）、加越能バス（株）、万葉線（株）

(1) 鉄軌道部門

- ア 災害から施設、設備を防護するため、これらの施設、設備の整備充実を図るとともに、日頃から保守点検に努めるものとする。
- イ 緊急時における応急活動等に備え、防災要員の確保計画を樹立しておくものとする。
- ウ 非常時における内部連絡体制、無人駅の連絡通報体制及び広報等の情報連絡体制を整備しておくものとする。

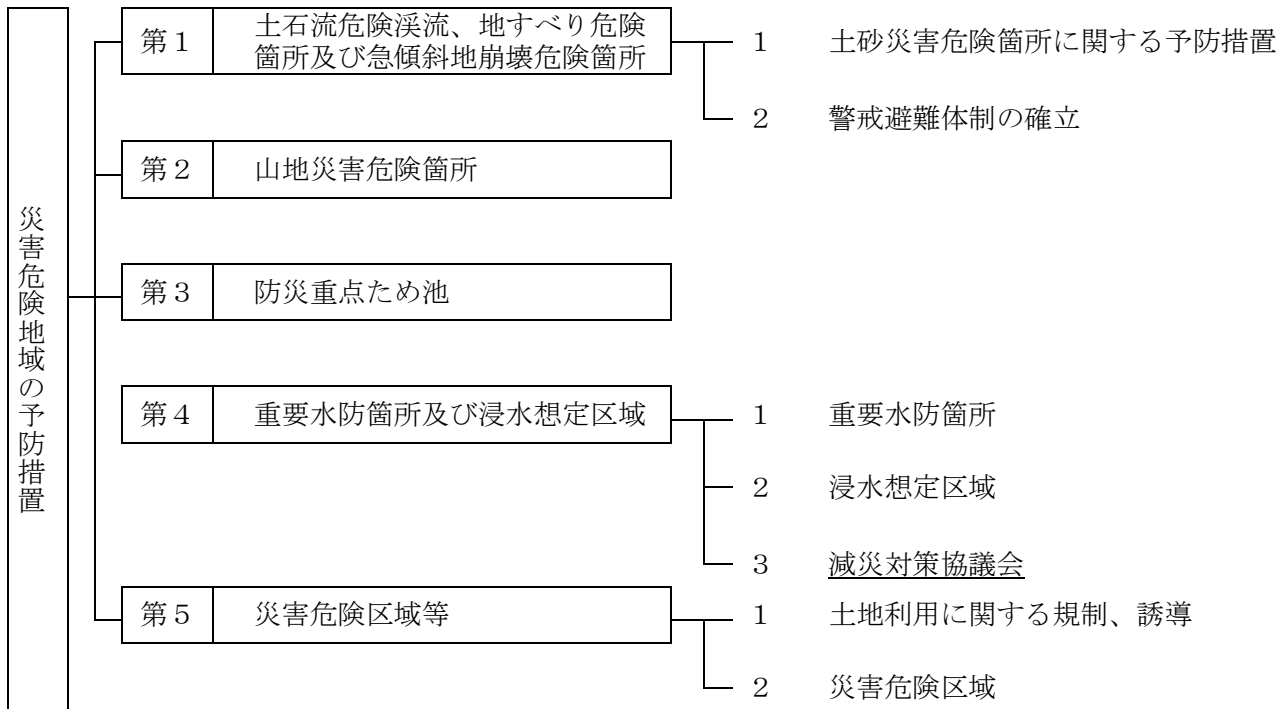
(2) バス部門

災害に強い施設、設備、資機材の整備充実を図るとともに、全線の運行を把握し、利用者に対する確に情報提供できるようバスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備を図っておく。

第2節 災害危険地域の予防措置

山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災関係機関においては、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するものとする。特に、ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行うものとする。また、危険箇所にある要配慮者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。

対策の体系



第1 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所

県は、土砂災害に関する危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所。以下「危険箇所」という。）の資料を関係市町村に提供し、市町村の地域防災計画に掲載するよう指導するものとする。

<災害危険箇所>

区 分	摘 要
土石流危険溪流	
(Ⅰ)	人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある溪流
(Ⅱ)	人家1～4戸の箇所に被害を及ぼすおそれのある溪流
(Ⅲ)	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所
地すべり危険箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象で、被害を及ぼすおそれのある箇所。
国土交通省分	
林野庁分	
農水省農村振興局分	
急傾斜地崩壊危険箇所	
(Ⅰ)	人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所
(Ⅱ)	人家1～4戸の箇所に被害を及ぼすおそれのある箇所
(Ⅲ)	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

1 土砂災害危険箇所の予防措置（県農林水産部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害危険箇所の予防措置に努めるものとする。

（1）県の措置

ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施し、適宜、その実態把握及び精度向上に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。

イ 関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図るものとする。

エ 危険箇所のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施するものとする。

オ 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。

（ア）住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

（イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

（ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

（エ）勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

カ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知及び一般に周知できる体制を整備する。

（2）市町村の措置

ア 危険箇所等について、地域住民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努めるものとする。

イ 当該危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めるものとする。また、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。

ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図るものとする。

エ がけ崩れ等により被害が予想される住民を対象に、防災集団移転促進事業、がけ地近接等

危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図るものとする。

オ 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備するものとする。

2 警戒避難体制の確立（市町村）

土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

(1) 市町村は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するものとする。

ア 土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準、対象区域に関する事項

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項

ウ 土砂災害及び予警報に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項

エ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

オ 避難所の開設、運用に関する事項

カ 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設の名称及び所在地、要配慮者施設への情報伝達方法等を含む）

キ 防災意識の向上（防災訓練等を含む）に関する事項

(2) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し市町村長に報告するものとする。また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

（資料「3-1 災害危険地域一覧表」「3-2 急傾斜地崩壊危険箇所」

「3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地」「3-4 地すべり危険箇所（建設）」

「3-5 地すべり発生危険地区（林野）」「3-6 地すべり危険箇所（農地）」

「3-7 土石流危険溪流」「3-10 砂防指定地」「3-23 土砂災害（特別）警戒区域」

「4-23 土砂災害警戒避難基準雨量」）

第2 山地災害危険箇所（県農林水産部、市町村）

区 分	摘 要
崩壊土砂流出危険地区	山地にかかる荒廃溪流及び荒廃の可能性が濃厚な溪流
山腹崩壊危険地区	自然現象により発生した山腹崩壊地（山崩れ）又は荒廃移行地

1 県は、これら危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるものとする。

2 県は、これら危険箇所のうち、人家、公共施設など保全対象の多い危険箇所を優先に保安林又は保安林施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の変更を規制するとともに、崩壊防止施設を計画的に整備するものとする。

- 3 市町村は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報誌、パンフレット等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底を図るものとする。
- 4 市町村は、市町村地域防災計画に危険箇所を掲載し、警戒避難体制について整備するよう努めるものとする。（資料「3-8 崩壊土砂流出危険地区」「3-9 山腹崩壊危険地区」）

第3 防災重点ため池（県農林水産部、市町村、土地改良区）

- 1 県及び市町村等は、防災重点ため池について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。
- 2 県は、農村地域防災減災事業等を活用し防災重点ため池の危険箇所の整備を優先的に推進するものとする。
- 3 ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努めるものとする。
また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておくものとする。
- 4 市町村は、防災重点ため池について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。（資料「3-15 防災重点ため池危険箇所」）

第4 重要水防箇所及び浸水想定区域

1 重要水防箇所（北陸地方整備局、県土木部、水防管理団体）

区 分	摘 要
<重要水防箇所> ○河川 国管理 県管理 ○海岸	水防箇所のうち、洪水等が公益上に及ぼす影響の特に大きい箇所

- (1) 国及び県は、これら重要水防箇所について、調査、研究を実施し、その状況把握に努めるものとする。また、堤防等の改修の進捗状況及び出水状況に応じて、重要水防箇所の見直しを行うものとする。
- (2) 水防管理者は、富山県水防計画に基づき、関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。
重要水防箇所として指定した工作物の管理者は、富山県水防計画に基づき、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。

（資料 「3-11 重要水防箇所」「4-9 指定水防管理団体」「4-10 非指定水防管理団体」）

2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

- (1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水

実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。

- (2) 知事及び市町村長は、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該指定に係る排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排出できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- (3) 知事は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- (4) 市町村は浸水想定区域の指定があった場合には、市町村地域防災計画に次の事項を定めるものとする。

①洪水予報等及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）で市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

- (5) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路について、冠水する想定がされていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する

情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (6) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、その構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。

市町村長は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- (7) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。

市町村長は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

- (8) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。

市町村長は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 大規模氾濫に関する減災対策協議会（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第5 災害危険区域等

1 土地利用に関する規制、誘導（県土木部、市町村）

- (1) 災害危険区域等の市街化の抑制

県は、溢水、湛水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制するものとする。

(2) 安全な都市環境形成の誘導

市町村は、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的活用を図るものとする。

2 災害危険区域（県土木部、市町村）

(1) 災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をするものとする。

(2) がけ付近の建築物

県は、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限するものとする。

(3) 市町村は、上記(1)、(2)の制限を受ける住宅を対象にがけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図るものとする。

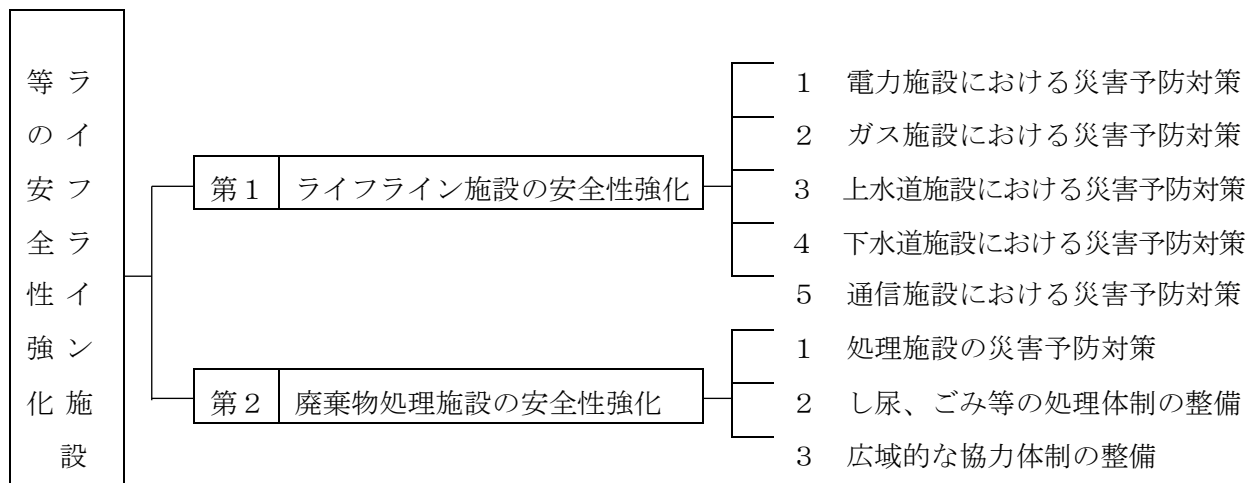
(資料「3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地」「3-14 災害危険区域」)

第3節 ライフライン施設等の安全性強化

風水害による被害軽減を図るためには、風水害に強い県土づくりや災害危険地域の予防対策を進めるとともに、電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設の災害予防に万全を期すことが必要である。

このため、関係機関等は、これらの予防対策を積極的に推進するものとする。

対策の体系



第1 ライフライン施設の安全性強化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

1 電力施設における災害予防対策（県土木部、 県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、 関西電力、関西電力送配電）

県及び電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。

(1) 設備面の対策

電力供給設備においては災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努める

とともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

ア 発電設備

過去に発生した災害による被害の実態を踏まえ、現行の各種設計基準に基づいて設計する。
必要に応じて、防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置、機器のかさあげ等を実施するものとする。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさあげ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずるものとする。

ウ 送電設備

送電用鉄塔は経済産業省の「電気設備の技術基準」で設計条件が定められており、設計にあたっては、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計する。架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などがおこるおそれのある箇所のルート変更、擁護、石積み強化等を実施するものとする。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施するものとする。

エ 配電設備

配電設備は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計する。

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域では施設の設置を極力回避し、止むを得ず設置する場合は必要に応じ、支持物に根かせや敷盤取付による基礎の補強、支線増強による倒壊防止の設計を行う。

オ 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

(2) 体制面の対策

災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

ア 体制の整備

(ア) 災害の発生又は発生が予想される場合の防災体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。

(イ) 大規模災害を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する。

(ウ) 社外応援体制を確立する。

a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結

b 電力会社間の応援体制の充実

(エ) 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、災害時における対応要領について周知徹底する。

イ 情報連絡体制の整備

(ア) 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。

- (イ) 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。
 - a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立
 - b 連絡手段の多様化
 - (a) 衛星通信システムの導入
 - (b) 災害時優先電話の登録
 - (c) ファクシミリ、携帯電話等の配備

ウ 資機材・車両等の確保

- (ア) 災害復旧用資機材を確保する。
 - a 移動変電所の配置
 - b 復旧用車両の燃料確保
 - c 資機材の搬送対策の検討・整備
- (イ) 災害用車両を整備する。
 - a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー
 - b 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車

(ウ) 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。

- (エ) 救護班を確保する。
- (オ) 非常通信協議会との連携を強化する。

エ 広報サービス体制の整備

- (ア) 災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。
- (イ) 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化 部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エ ルピーガス協会）

ガスは、県民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

(1) 都市ガス

平常時よりガス施設の災害予防に充分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

ア ガス事故防止

(ア) ガス製造設備及び供給所設備

- a 設備の新・増設にあたっては、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。

- b 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。
- c ガス製造及び供給の制御用コンピュータ設備は、計測用機器類とともに災害に対する強度向上を推進し、データバックアップの充実に努める。
- d 原料タンク及びガス貯蔵施設には、遠隔操作機能付き緊急遮断弁を設け、緊急時に備える。
- e ガスの製造及び供給の維持には、電力や水も不可欠であり、災害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

(イ) ガス供給設備（ガス導管等）

新設設備は、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。また、定期点検、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

- a 新規に埋設する導管は、耐震性に優れ、防食を施した鋼管及びダクタイル鋳鉄管^{*1}又は可とう性、耐震性及び耐食性の高いガス用ポリエチレン管を用い、継手も耐震性に富む素材を用いる。

経年管、即ち既設鋼管ねじ継手^{*2}を用いた導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。

- b 遮断バルブは、重防食を施したダクタイル鋳鉄製、全溶接製を使用し、ガス工作物の技術上の基準に基づき設置する。
- c ガバナは、圧力異常上昇防止機能を備えるとともに、強度の高いものを使用する。

(ウ) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{*3}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

イ 防災システム、情報収集システムの充実

災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

(ア) 防災システム

ガス設備被害状況の把握と速やかな対応のため、次の設備を整備拡充する。

- a 保安設備の遠隔操作

供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。

b 導管網のブロック化

導管網の被災状況に応じて、早期復旧を考慮した効率的なガス遮断を行うためのブロック化の推進に努める。

c ガス製造設備の防消火設備等の増強

火災発生を防止し、火災発生そのときはその拡大を阻止するための体制強化、防油堤や防消火設備の増強及び災害要因の除去に努める。

d 導管網の圧力と流量監視

導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{※4}には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。

(イ) 通信設備

非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。

a 災害時優先電話

b 専用回線電話

c 無線電話

d 固定無線局、移動無線局

ウ 災害時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

エ 防災体制の整備と教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。

(ア) 社員及び関連会社員の非常召集訓練

(イ) 災害予報、警報等の伝達、対応訓練

(ウ) 災害時の情報伝達、連絡（通信）訓練

(エ) 設備の応急措置及び復旧訓練

※1 ダクタイル鋳鉄管

鋳物の脆さ（折れ、割れ）を改良する目的で開発された鋳鉄品。

リンやイオウ分等不純物をできる限り除去した溶銑にマグネシウム又はその合金を添加することで、大幅に強靱性を増した鋳鉄管で地盤沈下や地震などの外力にも強い。

※2 鋼管ねじ継手

配管工事にねじ切りを行って接合する方法があり、このとき用いる継手をねじ継手という。このねじ切り部分は、その断面

積が小さくなるので管体部分に比べ強度が大幅に損われ外力には弱い。

※3 マイコンメーター

ガスメーターにマイコンチップを組み込み、通常使用されるガスの量以上に大量のガスが流れ（ガス漏れ）たり、異常に長時間使用（消し忘れ）すると自動的にガスを遮断するガスメーター。また大きな地震が発生すると、これを感知し遮断する機能もある。

※4 ガバナ

ガスを広い地域の隅々まで送り届けるため、製造所等からガス導管に高い圧力でガスを送り出すが、各家庭に届けられる前に使用できる圧力（低圧）に調整する装置。

（資料「3-18 都市ガス施設」「3-19 簡易ガス施設」）

（2）LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、風水害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

イ 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

風水害の発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、洪水のときは容器バルブを閉じ、ロープで固定することが、二次災害を防止するうえで最善の方策であることから、販売店等は、消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行うものとする。

（1）施設の防災性の強化

水道事業者は、風水害による被害を未然に防止するため、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。

（2）応急給水用資機材の整備拡充

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。

（資料「5-8 応急給水用具等」「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」）

（3）支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業者の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

(4) 図面等の整備

水道事業者は、災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備する。

(5) 防災訓練

水道事業者は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）

(1) 処理場・ポンプ場

下水道管理者は、処理場・ポンプ場及び管路施設の強化・改善等を行うとともに、適正な施設管理を行うものとする。

ア 処理場・ポンプ場の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とするとともに、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるものとする。

イ 被災時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

ウ 停電、断水対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(2) 管路施設

ア 特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

イ 管路施設を風水害等による閉塞、陥没等の被害から守り、排水機能を確保するため、施設の清掃、浚渫、補修及び改良等に努める。

(3) 施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者

等、民間業者との協力体制を整備する。

ウ 他地方公共団体との相互応援体制

風水害時の役務及び機材等の提供について、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

風水害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

風水害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

ウ 連絡内容の統一と書式化

風水害対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関）

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

県及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。

(1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるよう設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア 施設の防災対策

(ア) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル^{*1}、トレンチ化^{*2}等の対策により安全性を強化する。

- (イ) 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取付けに安全対策を実施する。
- (ウ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。
- (エ) 水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道^{※3}からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

イ 通信網の防災対策

- (ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。
- (イ) 地中設備は、アクセス系ケーブル^{※4}の地中化を推進する。
- (ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。
- (エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

ウ 防災機器の整備

- (ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- (イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

- (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練
- (イ) 災害時における通信の疎通訓練
- (ウ) 設備の災害応急復旧訓練
- (エ) 職員の非常召集訓練

- ※1 フレキシブル化 地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること
- ※2 トレンチ化 ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること
- ※3 とう道 ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物
- ※4 アクセス系ケーブル 交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、道路公団さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

第2 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

1 処理施設の災害予防対策（県生活環境文化部、市町村）

(1) 一般廃棄物処理施設

市町村は、既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化に努める。

(2) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅牢化に努める。

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等

災害時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

県は、市町村に対し、災害廃棄物等の処理に係る助言など技術的支援を行う。

(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）

県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

（資料「9-10 し尿処理施設一覧」「9-11 ごみ処理施設一覧」）

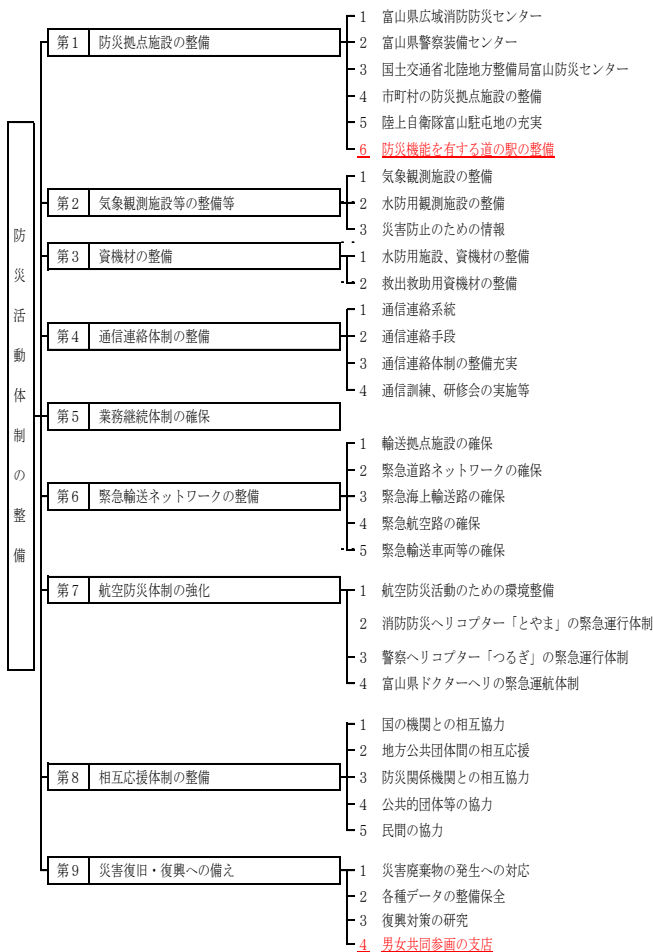
第4節 防災活動体制の整備

災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。

本県の防災体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。

対策の体系



第1 防災拠点施設の整備

県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備、充実に努める。

また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

1 富山県広域消防防災センター（県総合政策局）

県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時には防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。

(1) 防災拠点施設の役割・機能

ア 災害時における役割・機能

(ア) 備蓄機能等

- ・ 呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
- ・ 飲料水等を確保するための耐震性貯水槽

(イ) 輸送拠点機能

- ・ 応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）
- ・ 臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）

(ウ) 受援機能

- ・ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地

(エ) 災害対策本部の代替機能

イ 平常時における役割・機能

- ・ 防災関係者の研修の場
- ・ 県民の防災教育の場

2 富山県警察装備センター（県警察本部）

県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。

また、同センターを災害時における機動隊、警察災害派遣隊の集結拠点とする。

3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局）

北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地となる。

(機能)

- ア 災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地
- イ 災害発生時の情報の収集、発信基地
- ウ 災害対策の訓練、研修機能

4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）

市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに富山県広域消防防災センターに準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。

(1) 地域防災拠点施設の役割

- ア 災害時における役割・機能
 - (ア) 市町村等の現地活動拠点
 - (イ) 自主防災活動の拠点
 - (ウ) 応援部隊の活動拠点
 - (エ) 避難施設

イ 平常時

- (ア) 自主防災組織等の研修、訓練場
- (イ) 住民の憩いの場

(2) 地域防災拠点施設の施設設備（例示）

- | | | |
|---------|----------|--------|
| ア 情報連絡室 | イ 医療救護室 | ウ 備蓄倉庫 |
| エ 研修室 | オ 耐震性貯水槽 | カ 広場 |

5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）

自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。

- ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化
- イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化

6 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第2 気象観測施設等の整備等

風水害による被害の未然防止及び軽減のためには、気象等の状況を的確に把握し、速やかに災害未然防止対策をとることが必要である。このため、県、市町村及び防災関係機関は気象観測施設等の整備に努めるとともに、災害の防止に必要な情報の収集に努め、関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。

1 気象観測施設の整備（各防災関係機関）

県、市町村及び関係機関は、気象等の実態を把握するために気象観測施設の整備に努めるものとする。（資料「4-1 気象観測施設」）

2 水防用観測施設の整備（各防災関係機関）

県、市町村及び関係機関は、水位、流量等の実態を把握するために水位観測所、流量観測所及び波高、潮位観測所等の整備に努めるものとする。

（資料「4-2-1 水位観測所及び通報、警戒水位、特別警戒水位」

「4-2-2 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位一覧表」

「4-3 流量観測所及び通報、警戒流量」「4-4 波高、潮位観測所」）

3 災害防止のための情報（各防災関係機関）

（1）県

県は、災害の防止に必要な情報の収集に努め、市町村、その他関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。

ア 長期・短期の気象予報

イ 気温、雨量、風向、風速等の現況

ウ 今後の雨量予測値

（2）市町村

市町村は、当該地域にかかる災害の防止に必要な情報、伝達について、市町村地域防災計画に定めておくものとする。

また、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

（3）その他の機関

その他の機関は、所掌業務にかかる災害の防止に必要な情報の収集に努め、状況に応じて県、市町村等に伝達するものとする。（資料「1-1-1 気象等に関する情報」）

第3 資機材の整備

風水害による被害の未然防止及び軽減のためには、気象、水位・流量等の状況を的確に把握し、これらの情報に基づく災害未然防止対策や、災害が発生した場合には災害応急対策を速やかに実施することが必要である。このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害の未然防止及び被害の軽減のため資機材の整備、充実を図るものとする。

1 水防用施設、資機材の整備（北陸地方整備局、県土木部、水防管理団体）

水防管理者等は、洪水等の非常時に備え、累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常に整備するものとする。

なお、毎年、富山県水防計画により資機材の点検を実施するものとする。

（資料「4-5 国土交通省の緊急主要水防資材」「4-6 国土交通省特殊資材」

「4-7 県の備蓄主要水防資材」「4-8 水防管理団体の備蓄主要水防資材」）

2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実と努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用

資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

(資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」
「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」「5-8 応急給水用具等」
「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)

第4 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

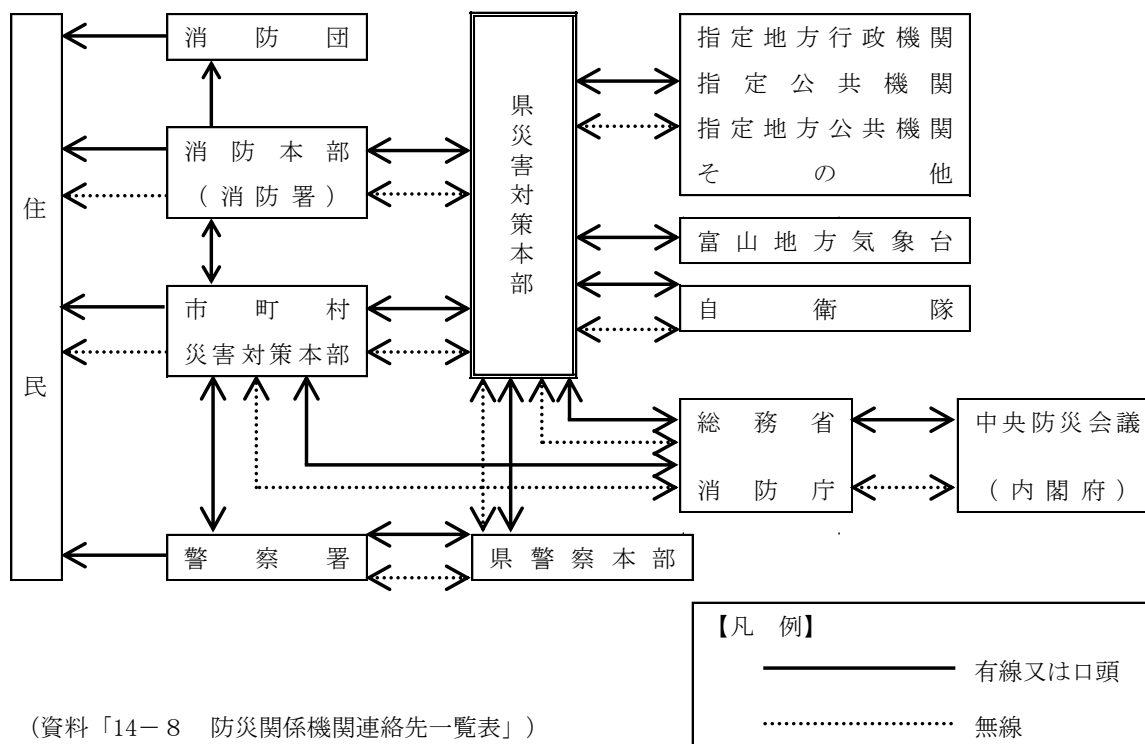
特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

1 通信連絡系統（各防災関係機関）

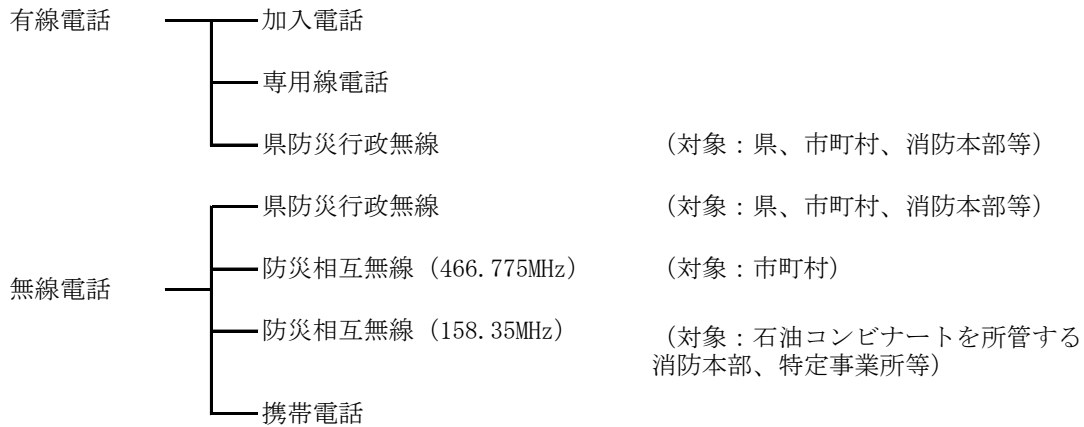
県災害対策本部を中心とした通信連絡系統については、次のとおりである。

通信連絡系統図

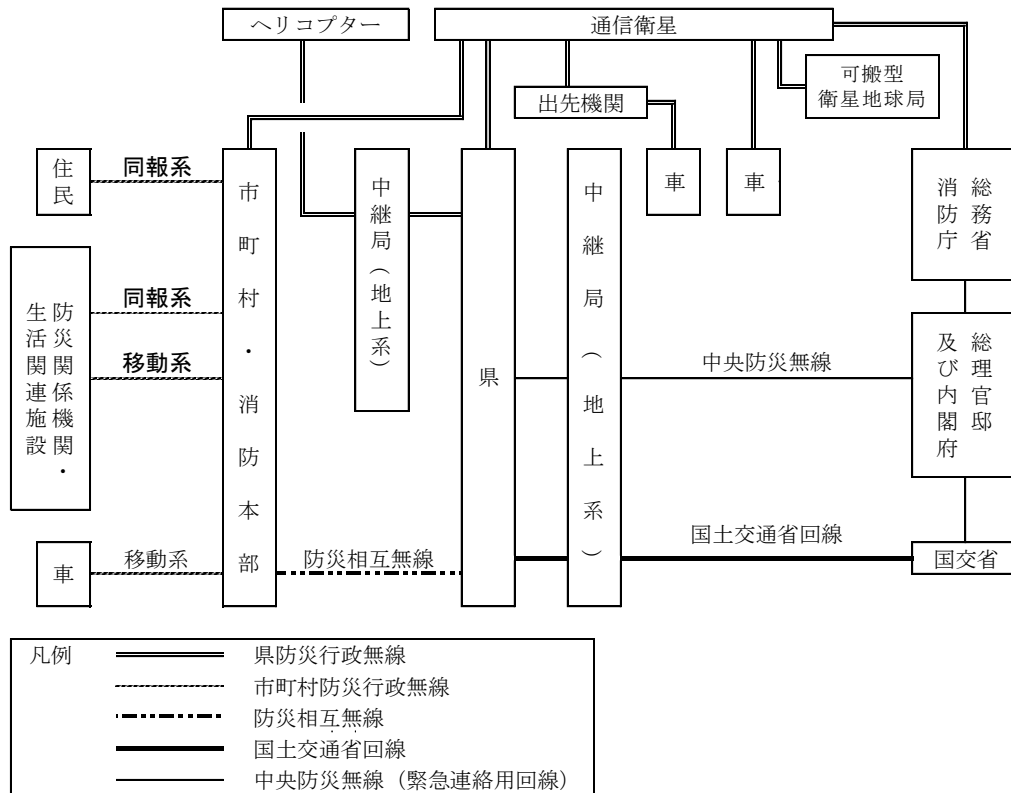


2 通信連絡手段（各防災関係機関）

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。



無線通信ネットワーク図



3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県総合政策局、県経営管理部、県土木部、市町村）

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう非常用電源設備を配置し、電気安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。

(資料「7-1 富山県防災行政無線整備状況」「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

(2) 県総合防災情報システム

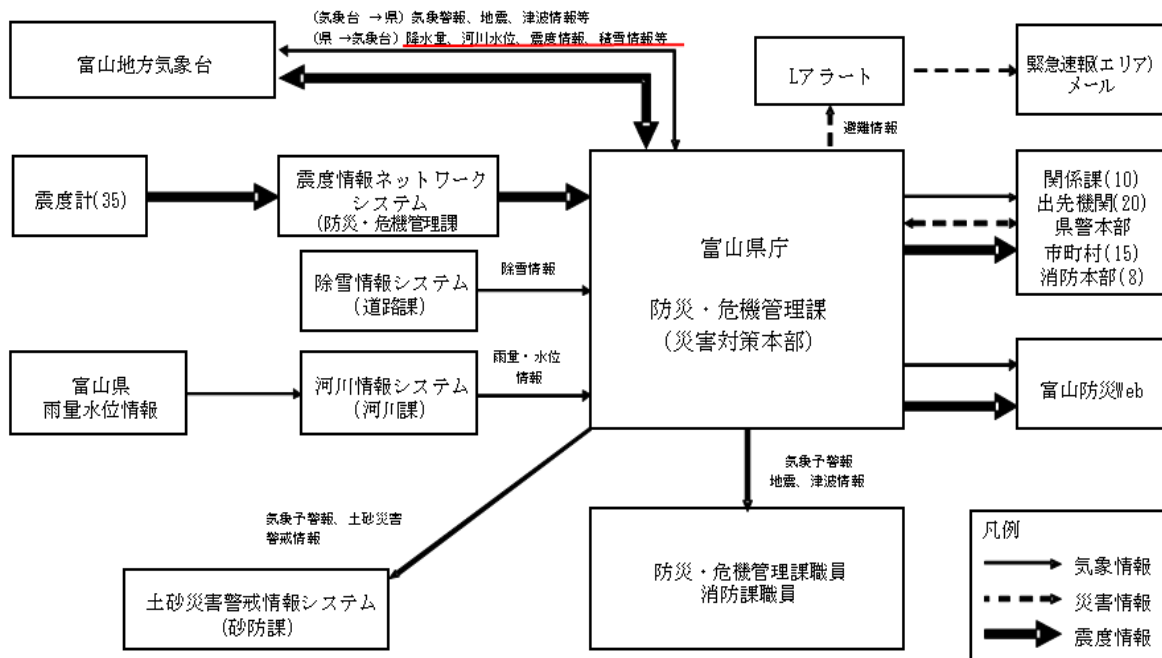
平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、除雪情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。

県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、緊急速報メール）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放

送局を含む)を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。

また、平成28年8月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート(災害情報共有システム)との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

富山県総合防災情報システム



(3) 市町村防災行政無線の整備促進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

- ア 被害状況を把握するため、市町村役場と災害現場との間の通信を行う移動系無線
- イ 災害情報等の周知徹底を図るため、市町村役場と屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機とを結ぶ同報系無線

本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。

市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。

また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、Lアラート(災害情報共有システム)等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。(資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)

(4) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

(資料「7-4 富山県消防無線配置図」「7-5 富山県防災相互通信無線局」)

「7-7 富山県非常通信用無線局」「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

(5) 防災ネット富山の整備充実

国土交通省は、国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化したシステム（防災ネット富山）により、インターネットを通じ、一般家庭への情報提供を行う。

4 通信訓練、研修会の実施等（各防災関係機関）

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

第5 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第6 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、災害時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

県内における主な輸送拠点施設

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町500
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田777
	富山産業展示館	富山市友杉1682
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島183
	富山県産業創造センター	高岡市二塚322-5
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島287
	第一倉庫(株)（富山第1号倉庫）	入善町上飯野343
	魚津海陸運輸倉庫(株)（魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫）	魚津市住吉 3956-12
	富山倉庫(株)（富山東1号倉庫）	上市町久金315
	(株)日立物流 （富山物流センターA）	上市町久金312
	(株)日立物流 （富山物流センターB）	上市町久金312
	(株)日立物流 （富山物流センターC）	上市町久金312
	富山県トラック(株) （富山東物流センター）	富山市水橋沖188
	日本通運(株)（富山物流センター）	富山市新庄本町2-8-59
	(株)中央倉庫（A号倉庫）	射水市橋下条1926-4
	(株)中央倉庫（B号倉庫）	射水市橋下条1926-4
	トナミ運輸(株) （小杉流通センター）	射水市流通センター青井谷2-1-1
	(株)日立物流 （富山西物流センター）	射水市流通センター青井谷1-10-2
	伏木海陸運送(株)（第1CFS）	高岡市石丸705-1、4
	荻布倉庫(株) （21号, 221号, 222号, 23号, 24号）	高岡市荻布字川開688
	京神倉庫(株) （北陸流通センターA号倉庫）	砺波市西中631-6
	東砺倉庫(株)（小矢部倉庫）	小矢部市浅地字浄土寺193
	トナミ運輸(株)（小矢部倉庫）	小矢部市平桜 1806-4
八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町 2-4-6	
	伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区

海上輸送拠点施設	魚津港	魚津市港町
	氷見漁港	氷見市中央町～比美町
	宮崎漁港	朝日町宮崎
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島30

2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。

(1) 第1次緊急通行確保路線

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

(2) 第2次緊急通行確保路線

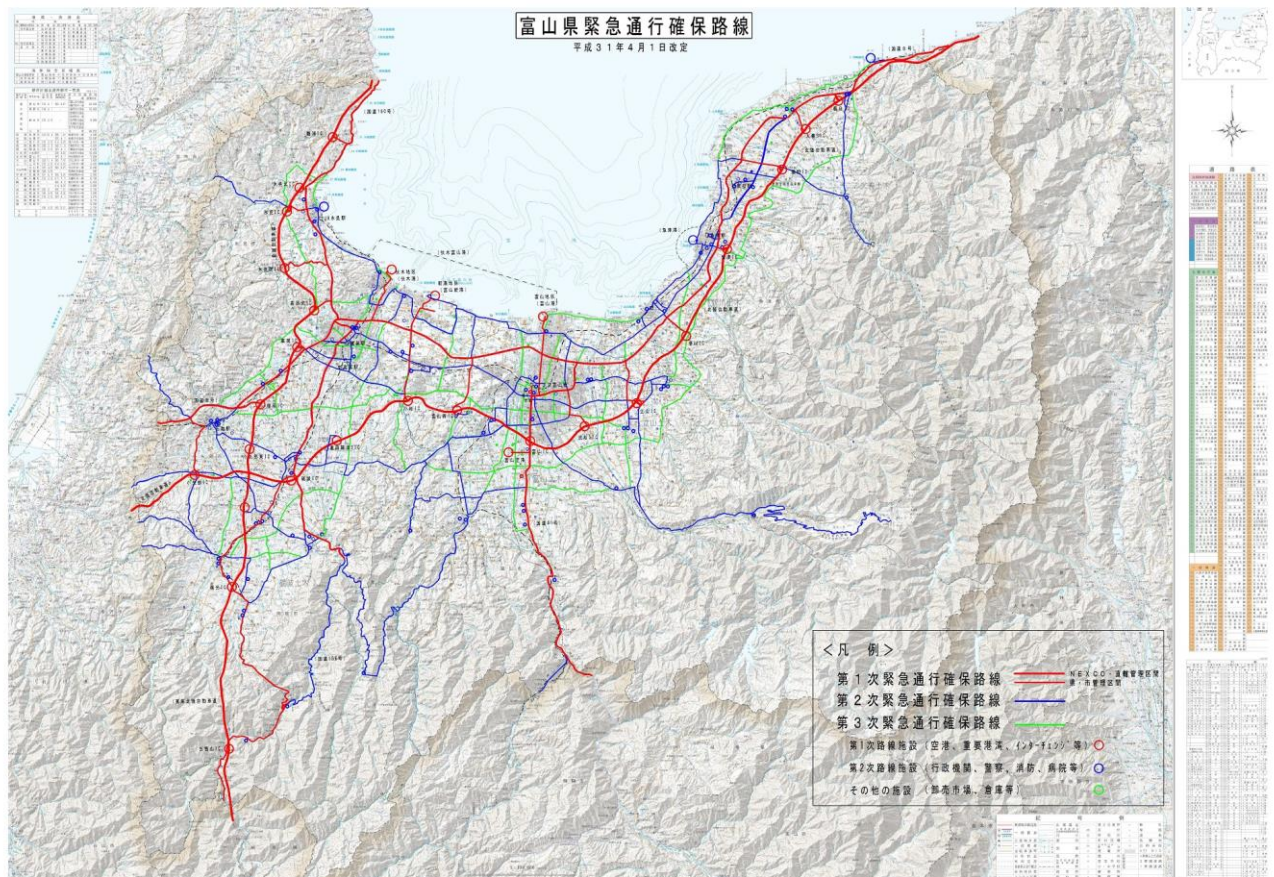
第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

(3) 第3次緊急通行確保路線

上位路線を相互に補完する幹線道路

緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）

緊急通行確保路線図（令和2年4月）



3 緊急海上輸送路の確保（県農林水産部、県土木部）

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。

また、災害後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。

4 緊急航空路の確保（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）

空港は、災害時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

また、災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、臨時離着陸場の確保又は整備を推進する。

（資料「6-8 空港施設の現況」「8-9 場外離着陸場一覧」）

5 緊急輸送車両等の確保（県経営管理部）

県は、県保有車両等を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、必要に応じて、関係機関と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

（資料「8-1 県有車両車種別」「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

第7 航空防災体制の強化

災害に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

なお、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

1 航空防災活動のための環境整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）

災害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の整備や広域即応体制の強化に努める。

（1）離着陸場の整備推進

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。

ア 緊急避難場所、避難所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備
イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

ウ 交通遠隔地や災害時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備

(資料「8-9 場外離着陸場一覧」)

また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。

(2) 災害時の広域即応体制の整備

災害時において、他縣市からのヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター運航動態システム」を活用する。

また、消防防災、警察、医療機関、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。

さらに、ヘリコプターが上空から迅速かつ的確な活動を展開するため、県及び市町村等は防災の活動拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」)

(3) 広域的な救急搬送システムの整備

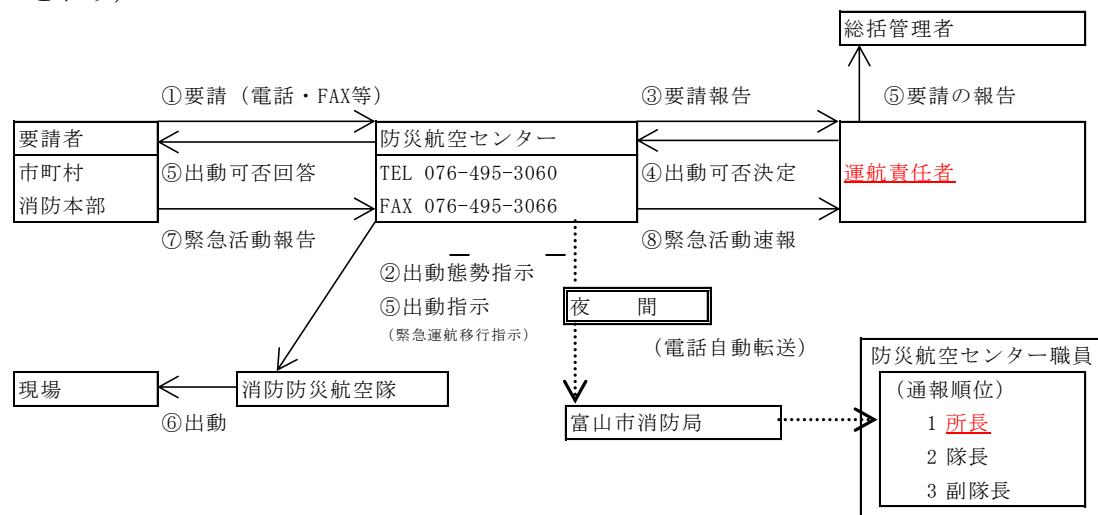
富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。

2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県総合政策局、市町村）

防災航空センターは、災害発生時に、災害状況の把握や負傷者の救急搬送、水・医薬品等の物資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送など、幅広い消防防災活動を迅速に実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とする市町村等は、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。なお、防災航空センターは、要請のいとまがないと認めるときは要請を待たないで緊急運航をする。（要請の手続きの流れは次図のとおり）



(2) 受入れ態勢

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請した市町村等は、防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

ア 離着陸場所及び安全対策の確保

イ 傷病者等の病院等への搬送手配

ウ 空中消火用水利、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

(3) 相互応援協定

消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うものとする。

(4) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。

また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。

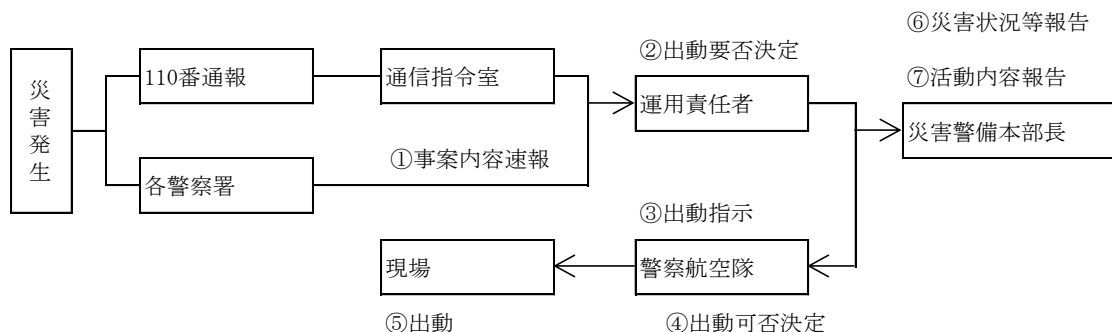
3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部）

警察航空隊は、災害発生時において、被災状況の早期把握や広域交通規制、避難誘導、人命救助など、幅広い警察活動を実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航

災害の発生を認知した運用責任者は、出動の必要があると認めるときは警察航空隊に対し出動を指示し、緊急運航を行う。勤務時間外の場合は、航空隊員を非常招集する。

(出動の流れは次図のとおり)



(2) 大規模災害発生時における警察航空機の広域運用

大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の警察航空機等が応援派遣される。

(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信等を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。

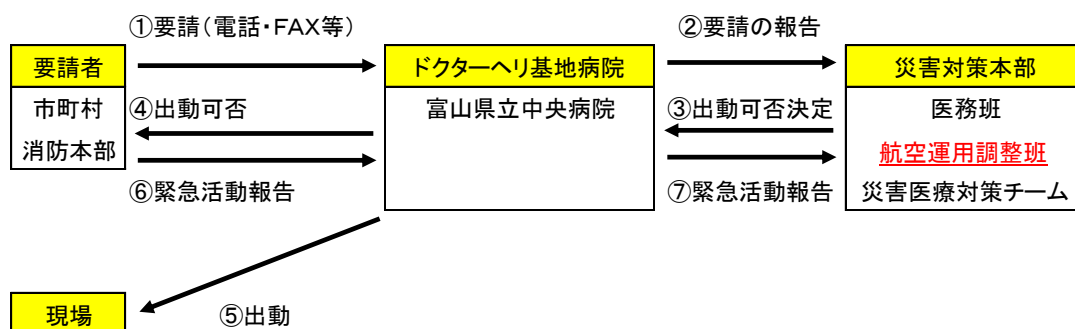
4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）

県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、災害発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院

に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）



(2) 受入れ態勢

富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

第8 相互応援体制の整備

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。

1 国の機関等との相互協力

(1) 自衛隊との連携（自衛隊、県総合政策局）

県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）

- ア 災害時の相互協力に関する申合せ

国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社高速道路事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」(平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正)を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。

イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定(港湾)

国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事(伏木富山港港湾管理者)、新潟県知事(新潟港外港湾管理者)、石川県知事(金沢港外港湾管理者)及び福井県知事(敦賀港港湾管理者)と民間協力者(一社)日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、(一社)日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、(一社)日本潜水協会会長、(一社)海洋調査協会会長及び(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長)とは、平成28年6月1日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

県と国土地理院とは、平成24年7月26日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。

2 地方公共団体間の相互応援(県総合政策局、市町村)

県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

県及び市町村は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 都道府県間の相互応援

ア 全国都道府県の災害時応援

全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援について必要な事項を定めている。

また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。

(資料「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)

イ 9県1市の災害時応援

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成19年7月26日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。

さらに、全国知事会の体制や「被災市区町村応援職員確保システム」と調和のとれた広域応援体制を整備する。(資料「12-6-2 災害応援に関する協定書、災害応援に関する協定実施細則」)

ウ 新潟県との災害時応援

県は、新潟県と平成7年8月24日、「災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。

(資料 「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」)

エ 石川県・福井県との災害時応援

県は、石川県及び福井県と平成7年10月27日、「北陸三県災害相互応援に関する協定」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。(資料 「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」)

(2) 市町村間の相互応援

市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。(資料 「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」)

3 防災関係機関との相互協力(県各部署、各防災関係機関)

(1) 県と防災関係機関との相互協力

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。

県では、現在、次のとおり協定を締結している。

ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約

昭和35年4月1日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託契約」を締結し、医療、助産、死体の処理(洗浄、縫合等)についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。(資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)

イ 日本放送協会、民間放送各社との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。また、今後、ケーブルテレビやコミュニティFMとの協定について検討する。

(ア) 日本放送協会富山放送局 (昭和39年4月14日締結)

(イ) 北日本放送株式会社 (昭和39年4月14日締結)

(ウ) 富山テレビ放送株式会社 (昭和50年2月28日締結)

(エ) 富山エフエム放送株式会社 (昭和60年3月27日締結)

(オ) 株式会社チューリップテレビ (平成2年9月28日締結)

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」)

ウ ケーブルテレビ協議会との協定

災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。(平成17年6月8日締結)

(資料「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定について」)

エ 電力会社等との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利

用を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- (ア) 富山県警察本部 (昭和38年 9月 7日締結)
- (イ) 富山地方鉄道株式会社 (昭和39年 9月 9日締結)
- (ウ) 北陸電力株式会社 (昭和39年11月16日締結)
- (エ) 関西電力株式会社北陸支社 (昭和39年11月18日締結)
- (オ) 西日本旅客鉄道株式会社 (昭和62年 4月 1日締結)

更に、県と北陸電力株式会社とは、平成23年8月17日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震・津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。
(資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」)

オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定

県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成9年12月17日に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

(資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)

カ (一社) プレハブ建築協会との協定

県と(一社)プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。(資料「12-16 災害時における応急仮設住宅建設に関する協定書」)

キ (一社) 富山県警備業協会との協定

県と(一社)富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。(資料「12-17 災害時における交通誘導業務に関する協定書」)

ク (公社) 富山県医師会との協定

県と(公社)富山県医師会とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(公社)富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。(資料「12-18 災害時における医療救護に関する協定」)

ケ (一社) 富山県建設業協会との協定

県と(一社)富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

更に、県と(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成19年3月29日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。

(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)

「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)

コ 住宅金融支援機構との協定

県と(独)住宅金融支援機構とは、平成17年3月15日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成27年10月30日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。

(資料「12-20 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」)

- サ (一社) 日本自動車連盟中部本部富山支部との協定
県と(一社)日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。
(資料「12-21 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」)
- シ (一社) 富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定
県と(一社)富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。
(資料「12-22 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」)
- ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定
県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。
(資料「12-23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」)
- セ (一社)富山県産業資源循環協会との協定
県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。
(資料「12-24 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)
- ソ (一社) 富山県構造物解体協会との協定
県と(一社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。
(資料「12-25 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」)
- タ 富山県環境保全協同組合との協定
県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。
(資料「12-26 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」)
- チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定
県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。
- ツ (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定
県と(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。
(資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」)
- テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定
県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平

成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」)

ト 中日本高速道路株式会社との協定

県と中日本高速道路株式会社とは、平成20年6月6日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成20年7月4日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。

(資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」)

(資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定

県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との協定

県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成23年11月8日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

(資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」)

ヌ 富山県石油商業組合との協定

県と富山県石油商業組合とは、平成23年11月8日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。

(資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」)

ネ (株)北陸銀行との協定

県と(株)北陸銀行とは、平成24年2月1日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。

(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

ノ (一財)北陸電気保安協会との協定

県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成24年9月13日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。

ハ (株)ダスキンの協定

県と(株)ダスキンとは、平成24年10月1日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定

県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成24年12月4日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

フ (一社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定

県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成24年12月20日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

ヘ (公社)富山県柔道整復師会との協定

県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成25年2月5日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。

ホ 富山県行政書士会との協定

県と富山県行政書士会とは、平成25年2月5日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。

マ (一社)富山県ビルメンテナンス協会との協定

県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成25年2月19日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。

ミ (一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定

県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成25年3月1日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。

ム (公社)富山県薬剤師会との協定

県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成25年3月7日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

メ (株)サガミチェーンとの協定

県と(株)サガミチェーンとは、平成25年11月29日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

モ 石油連盟との覚書

県と石油連盟とは、平成26年4月11日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。

ヤ (公社)富山県看護協会との協定

県と(公社)富山県看護協会とは、平成26年12月25日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ユ (一社)富山県歯科医師会との協定

県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ヨ (公社)富山県獣医師会との協定

県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。

ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定

県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定

県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成28年7月7日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。

ル (一社)全国木造建設事業協会との協定

県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。

レ (公社)富山県浄化槽協会との協定

県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。

ロ ヤフー株式会社との協定

県とヤフー株式会社とは、平成29年4月28日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決めている。

ワ NTTタウンページ株式会社との協定

県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。

ヲ (公社)日本下水道管路管理業協会との協定

県と(公社)日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。

ン (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定

県と(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。

あ サクラパックス株式会社との協定

県とサクラパックス株式会社とは、平成31年3月15日に「災害時における緊急用資材の供給に関する協定」を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。

い 中日本段ボール工業組合との協定

県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。

う 富山県レンタカー協会との協定

県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災害時における警察活動に必要な自動車を確認するための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。

え 富山県医療機器協会との協定

県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

お (一社) 富山県建築士事務所協会、(公社) 富山県建築士会及び(公社) 日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定

県と(一社) 富山県建築士事務所協会、(公社) 富山県建築士会及び(公社) 日本建築家協会北陸支部富山地域会は、令和2年4月22日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。

(2) 防災機関間の相互協力

防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。

ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力

日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部は、昭和58年10月31日、「応援救護に関する協定」を締結し、救護班の派遣、医薬品、救護物資及び傷病者の海上輸送について定めている。
(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)

イ 電力会社間の相互協力

北陸電力、北陸電力送配電、及び関西電力及び関西電力送配電は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

また、「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施することとしている。

ウ ガス会社間の相互協力

(一社) 日本ガス協会及び(一社) 日本コミュニティーガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。

一方、(一社) 富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会と「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給(中核充填所*と連携)に万全を期すこととしている。

※ 大規模災害発生時にもLPガスを安定供給できるように、自家発電設備やLPガス配送車両、衛星通信設備等を導入したLPガス充填所で、経済産業省が指定したもの。

エ 水道事業者相互間の協力

(公社) 日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。

4 公共的団体等の協力（市町村）

市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 被災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

5 民間の協力（県各部局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第9 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市町村等は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める

ものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 各種データの整備保全

国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

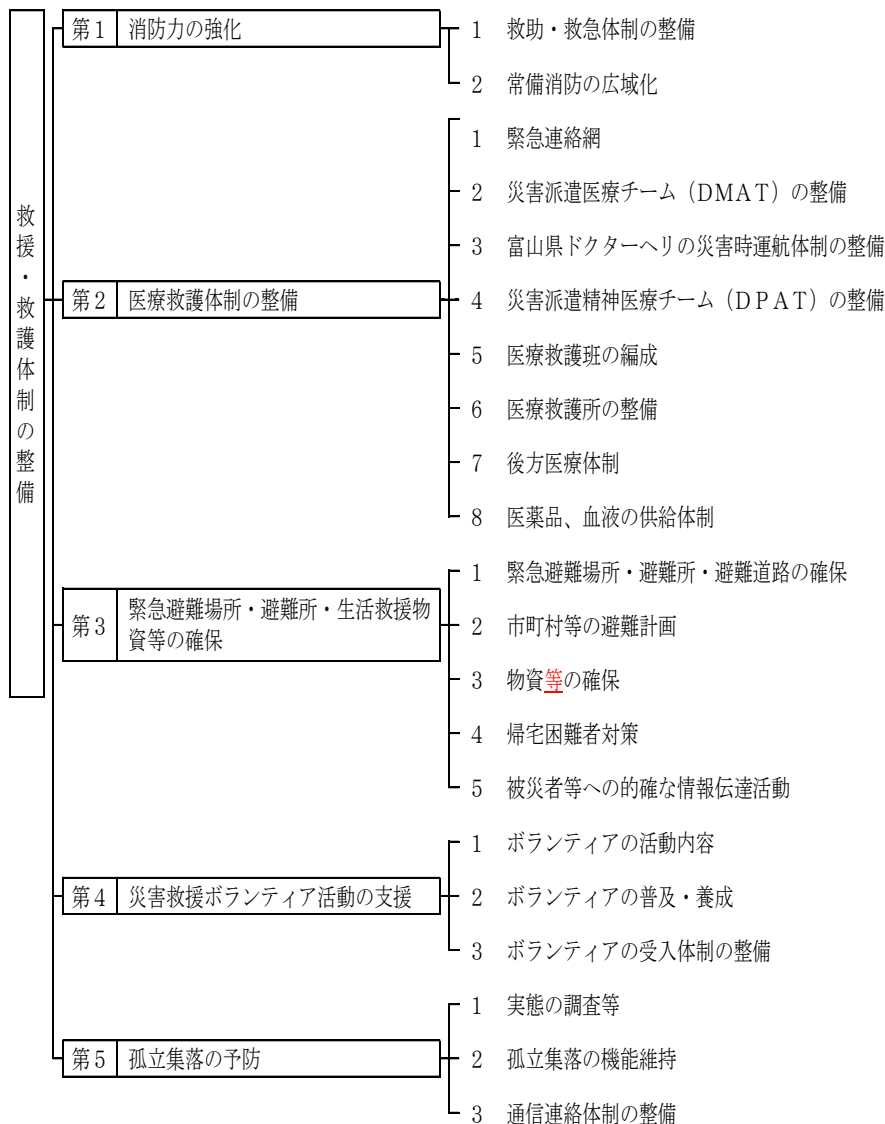
4 男女共同参画の視点

県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 救援・救護体制の整備

本県における災害予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。

対策の体系



第1 消防力の強化

1 救助・救急体制の整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村）

災害発生後、被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

（1）救助体制の整備

ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努めるものとする。

イ 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。（資料「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」）

ウ 市町村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。

(2) 救急体制の整備

ア 県及び市町村は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED^{*1}の使用を含む心肺蘇生法^{*2}や止血法^{*3}などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士^{*4}の技術向上に向け、た研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{*5}などの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。（資料「9-8 救急医療情報システムの概要」）

※1 AED Automated External Defibrillators (自動体外式除細動器)

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機

※2 心肺蘇生法

心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、心臓マッサージと人工呼吸を実施する方法。

※3 止血法 外傷などによる出血を止める方法。

※4 救急救命士 救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。

※5 トリアージ 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

2 常備消防の広域化（県総合政策局、市町村）

(1) 広域化の方向

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模災害に対しては小規模消防では対応は困難といえる。

このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、常備消防の広域化を推進する。

第2 医療救護体制の整備

1 緊急連絡網（県厚生部）

県厚生部医務課、健康課、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）

（1）災害派遣医療チーム（DMAT）の編成

県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。

※ 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、略称「DMAT」）

災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。

大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。

（2）災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

ア 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

イ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（DMAT）の研修及び訓練に努めるものとする。

ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

エ 県は、富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。

3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）

（1）災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備

県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

（2）富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備

富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。

4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部）

（1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成

県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学附属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を整備するものとする。

※ 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team、略称「DPAT」）

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが（D P A T）である。

(2) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備

ア 県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。

イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。

ウ 県は、富山県D P A Tに関する検討会を設置し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。

5 医療救護班の編成（県厚生部）

(1) 医療救護班の編成基準

公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくものとする。

区分	職名	定員	備考
班長	医師	1人	運転手1名を含む
班員	看護師	2人	
〃	薬剤師	1人	
〃	連絡員	2人	
計		6人	

病床規模に応じた病院の区分（一般病床）	救護班数	備考
病床数 100床未満の病院	1班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。
病床数100床～199床の病院	2班	
病床数200床～299床の病院	3班	
病床数300床～399床の病院	4班	
病床数400床～499床の病院	5班	
病床数500床～599床の病院	6班	
病床数600床～の病院	7班	

(2) 医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておく。

(資料「9-2 公的病院名簿」「9-9 医療救護班設置要綱」)

(3) トリアージについて

県厚生部医務課は、日本赤十字社富山県支部等と協力して、トリアージに関する情報交換の場を定期的に設ける。

※トリアージ=多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

6 医療救護所の整備（市町村）

(1) 医療救護所の指定

ア 市町村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

イ 市町村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。

(2) 医療救護所の施設設備

ア 既存の医療施設を活用するほか、安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

(ア) テント

(イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

(ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

7 後方医療体制（県厚生部）

(1) 災害拠点病院の整備

ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院を指定し、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ 設置

(ア) 基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

(イ) 地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 市立砺波総合病院

(2) 後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。（資料「9-1 富山県病院名簿」「9-2 公的病院名簿」）

(3) 病院防災マニュアル等の作成

ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。

イ 後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。

(4) 後方病院の防災能力の強化

ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。

イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医薬品等資機器材の確保に努める。

8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 医薬品等の確保

ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保

県は、医療圏毎に災害直後の初動期（概ね2～3日間）の医療救護活動（直轄医療救護班用と市町村への補充用）に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市町村等からの供給要請に応える。

なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」[及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する](#)

協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。（資料「 9－ 5 災害救護用医療セットの内容品内訳書」

「12－15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）

イ 3日目以降の医薬品等の確保

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達する。

ウ 家庭常備薬の避難所への配置

県及び市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

（資料「9－6 家庭常備薬の種類と数量」）

エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保

（ア）県と市町村は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

（イ）集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。

（2）血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

（3）災害時医薬品情報体制の整備

県、市町村、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県総合政策局、県土木部、市町村）

（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に 応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。

また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。

また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の

運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

(2) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

ア 避難道路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- (ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること
- (ウ) 地下に危険な埋設物がないこと
- (エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること
- (オ) 落下物の危険性が少ないこと
- (カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと

イ 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

市町村長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 積雪期における避難場所等の確保

県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに及び避難道路の確保を図る。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

(5) 被災者用の住居の確保

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

2 市町村等の避難計画（県各部局、市町村、各関係機関）

市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。

県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(1) 避難に関する広報

市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

(ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路

(エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市町村等は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

(ア) 平常時における避難のための知識

(イ) 避難時における知識

(ウ) 避難収容後の心得

(2) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

ア 避難勧告又は指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制としては、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

イ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む）

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給 水

(イ) 給 食

(ウ) 毛布、寝具の支給

(エ) 衣料品、日用品等必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

キ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

(エ) 同報系無線による広報

(オ) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。

イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては緊急避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

3 物資等の確保（県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有す

るなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(1) 飲料水の確保

市町村は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。

(ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査の実施及び利用方法の検討

(イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導

(ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成

(他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む)

(エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置

(オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

(資料「5-8 応急給水用具」「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」)

イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。

一人1日3リットル×世帯人数×最低3日間分（推奨1週間分）

ウ 町内会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

(2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。

このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

(資料「 5-5 主要食料品の生産量」「 5-6 主要食料品の生産業者所在地」

「 5-16 災害救助物資備蓄状況」「 12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」)

イ 炊出し計画

(ア) 市町村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者(市町村)、現場の責任者(避難所)、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

(資料「 5-4 小中学校給食施設」「 5-13 移動可能な給食器材」)

ウ 救援要請

(ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。

(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。(資料「 5-3 主食類応急調達系統図」)

エ 輸送

(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、(一社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常災害対策本部に連絡しておくものとする。

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送手段を確保するため、また物資の保管をするため、運輸・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

(3) 生活必需品の確保

県及び市町村は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品(以下「生活必需品」という。)を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(イ) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。

特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応

じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市町村は炊事道具の調達先を確保しておくものとする。

(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。また、災害対応バルク貯槽[※]の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワントッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

ウ 救援及び輸送

「(2) 食料の確保」と同様の体制をとるものとする。

(資料「5-7 生活必需物資応急調達可能数」

「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」

「5-16 災害救助物資備蓄状況」「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」

「12-22 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」)

(4) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

4 帰宅困難者対策

県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県、市町村及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第4 災害救援ボランティア活動の支援

災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、県民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

1 ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

2 ボランティアの普及、養成（県総合政策局、市町村）

（1）ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

（2）ボランティアの養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備（県総合政策局、市町村）

（1）富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。

（2）災害ボランティアコーディネーター等の養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。

（3）ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られるよう配慮する。

（4）防災訓練への参加

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第5 孤立集落の予防

市町村等は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。

1 実態の調査等（市町村）

市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

2 孤立集落の機能維持（市町村）

市町村は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

3 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）

(1) 集落と役場等との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落を有する市町村は、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等については具体的に定めておく。

- ア 市町村防災行政無線の整備
- イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星通信の配備

（資料 「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」 「7-7 富山県非常無線通信用無線局」）

(2) 交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

4 事前措置（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）

(1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市町村は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

(2) 救急、救助実施計画

ア 救急、救助部隊の編成等

消防、警察等は、孤立化した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

イ ヘリコプターによる救助体制の整備

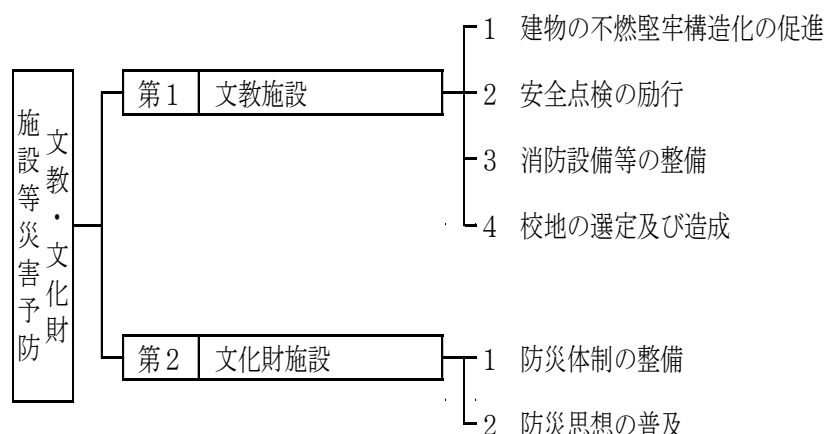
孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。

県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておくとともに、県及び市町村は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

第6節 文教・文化財施設等災害予防

不特定かつ多数の者が利用し、かつ災害時には避難所の拠点ともなる文教、文化財施設の風水害等による被害を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、校舎等の建物の不燃堅牢構造化を促進するとともに、消防、避難及び救助のための施設、設備等の整備に努めるものとする。

対策の体系



第1 文教施設

県及び市町村は、文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。

1 建物の不燃堅牢構造化の促進（県教育委員会、市町村）

県及び市町村は、不燃材の使用促進に努め所管する文教施設の不燃堅牢構造化に努めるものとする。

2 安全点検の励行（県教育委員会、市町村）

学校等文教施設における消火、避難及び救助のための施設、設備並びに児童、生徒の通学路の日常点検、定期点検を確認責任者のもとに実施するものとする。

3 消防設備等の整備（県教育委員会、市町村）

消防関係機関等との連携を密にし、消火設備等消防、避難及び救助設備の整備を行うものとする。

4 校地の選定及び造成（県教育委員会、市町村）

文教施設は、多数の児童、生徒等の学習施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されることから、校地の選定及び造成にあたっては、風水害等の影響を十分考慮して行うものとする。

また、住宅密集地等においては、防風林の設置等、敷地、環境に適した措置を講ずるものとする。

第2 文化財施設

県、市町村及び文化財所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。

1 防災体制の整備（県教育委員会、市町村）

（1）防災計画の作成

文化財所有者又は管理者は、防災管理者をおき、当該防災管理者は、防災関係機関の指導のもとに防災計画を作成し、その維持管理に万全を期するものとする。

（2）火気等の使用制限区域の設定

文化財は、貴重な国民的財産であり、その保全に万全の配慮が必要であるので、県及び市町村は所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導するものとする。

（3）保存施設等の整備の促進

県及び市町村は、文化財を風水害等による被害から守るため、文化財所有者又は管理者が収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報装置、排水設備等の整備を行うことを促進するとともに、このための助成を行うものとする。

（4）安全点検の励行

県及び市町村は、文化財及び消防等の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導するものとする。

（5）自衛消防組織の確立

文化財所有者又は管理者は、当該地域住民の理解と協力のもとに自衛消防組織の育成を図るとともに、防災に関する知識及び技術等の習得に努めるものとする。

2 防災思想の普及（県教育委員会、市町村）

県、市町村及び文化財所有者又は管理者は、住民に対し、文化財保護強調月間、文化財保護月間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、文化財防災思想の普及に努めるものとする。

第7節 防災営農体制の確立

災害による農林水産業の被害を最小限に食い止めるため、地域ぐるみ、集落ぐるみの営農体制を整え、組織的な防災活動を展開する必要がある。このため、県及び市町村は、農協営農組織、漁協組織等を通じ、防災営農体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底するものとする。

対策の体系



第1 稲及び畑作物（県農林水産部、市町村）

- 1 集落営農等組織的な生産体制を強化し、適期作業の確実な実施を推進する。
- 2 倒伏に耐える健全な栽培技術の普及を図るものとする。
- 3 災害に対応するため、水稻では、早、中、晩生種の適正配分による作付を推進し、大豆では単作大豆と麦跡大豆との組合せによる作期の調整を図るものとする。
- 4 気象に応じた栽培管理の徹底を図るものとする。
- 5 災害に備えた種子の備蓄の徹底を図るものとする。

第2 育苗施設及び乾燥調製施設（県農林水産部、市町村）

- 1 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実を図るものとする。
- 2 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底を図るものとする。

第3 園芸作物及び果樹（県農林水産部、市町村）

産地ぐるみの災害防止を促進するため、組織的な防災施設の導入や防止対策と確実に実施できる体制づくりを推進するものとする。

第4 家畜及び畜産施設（県農林水産部、市町村）

畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂崩れ等のおそれのある畜産団地等を点検しておくとともに、家畜避難場所を選定し、畜産農家への周知徹底に努めるものとする。

第5 林産物（県農林水産部、市町村）

- 1 火災の延焼、拡大を防止するため、防火道、防火林の造成と保護樹帯を設けるものとする。
- 2 深根性樹種の導入を図るなど風水害に強い樹種、品種を選定するものとする。
- 3 過度の枝打ちを避け、林縁木には枝打ちを行わないものとする。
- 4 除、間伐にあたっては、立木密度に大きな疎密を生じさせないものとする。
- 5 林地に空地をつくらないため、災害、病虫害等でできた空地には造林するものとする。
- 6 造林地内に、耐風力がより大きい樹種を帯状又は団地状に植栽して混交林に仕立てるものとする。
- 7 大面積皆伐を避け、小面積皆伐、伐区の分散を図り、水害の発生を未然に防止するものとする。

第6 漁業の安全対策（県農林水産部、市町村）

- 1 無謀な操業を防止するなど、漁業の安全操業に関する意識の啓発を図るものとする。
- 2 漁船乗組員等に対し、気象、海況等の知識の修得等を目的とした海難防止講習会等を通じて、事故防止対策を講ずるものとする。

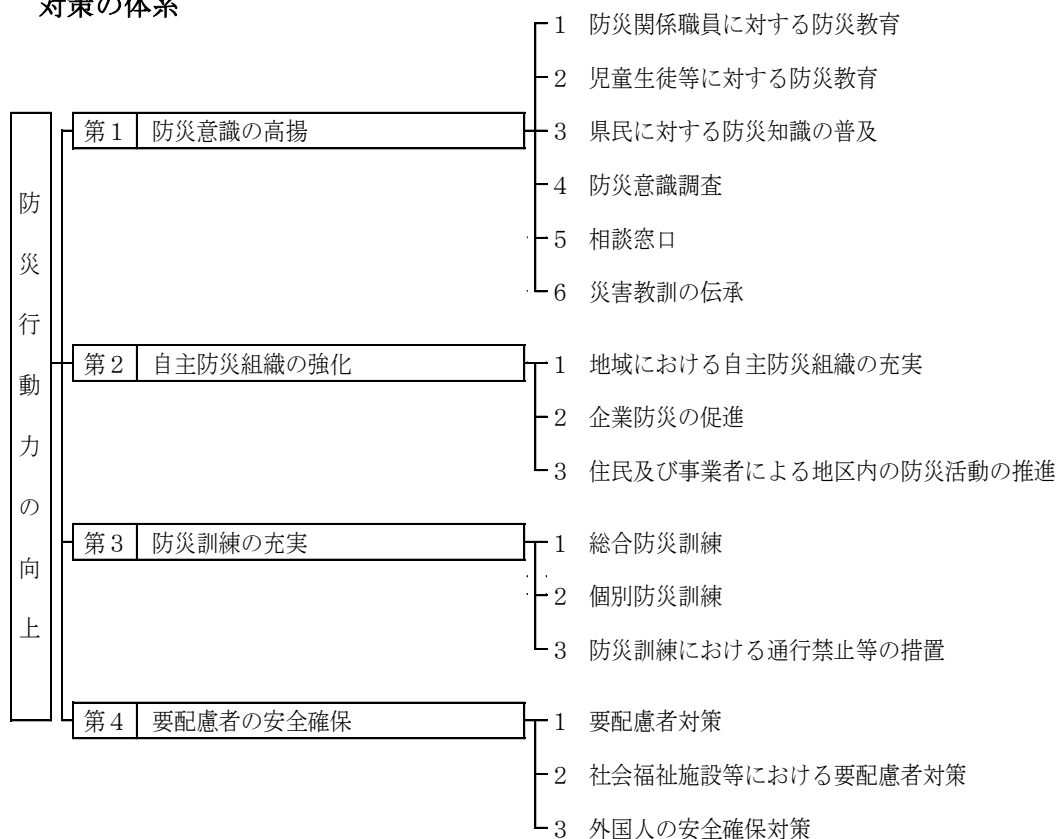
第8節 防災行動力の向上

大規模な風水害は、広い地域にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政的的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、まず、県民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、県をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

対策の体系



第1 防災意識の高揚

風水害による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、風水害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域

において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

（1）教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 見学、現地調査の実施
- ウ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

（2）教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 風水害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

（1）防災広報の充実

県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを県内の小、中学校及び高等学校に配布する。

（2）防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

（ア）各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

（イ）防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、災害の種別に応じて適切に設定す

る。

(ウ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。

(エ) 防災に関する安全教育は、各教科や道徳の時間に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。

(オ) 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。

(カ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

イ 登下校時の安全指導

各学校は、台風、フェーン現象時などの天候状況を踏まえ、気象情報や防災機関が発する警報に注意するとともに、道路、河川、橋梁等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について、事前に十分指導する。また、防災関係機関及び市町村教育委員会等との連絡を密にしておくものとする。

ウ 教職員・保護者に対する防災教育

(ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、風水害の原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

エ 大学等における防災教育

大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、その効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。

3 県民に対する防災知識の普及（県総合政策局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

なお、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

(1) 普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提供、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 自動車運転者に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、災害発生時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

ウ 広報媒体による普及

県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

(ア) 県及び市町村のホームページによる普及 (イ) 出前県庁を活用した普及活動

(ウ) 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動 (エ) ラジオ、テレビ等による普及

(オ) 新聞、雑誌による普及 (カ) その他の印刷物による普及

(キ) 映画、スライド、疑似体験装置による普及 (ク) 図画、作文の募集による普及

エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及

災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。

オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 台風、集中豪雨、土砂災害等の風水害に対する一般的知識

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ

(ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護

(オ) 最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ
ト紙等準備 (カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認

(キ) 非常持出品の準備 (ク) 自動車へのこまめな満タン給油

(ケ) 保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

オ 災害発生時の心得

(ア) 場所別、状況別の心得 (イ) 出火防止及び初期消火 (ウ) 避難の心得 (エ) 家族間の連

絡方法（NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

4 防災意識調査（県総合政策局、市町村）

県民の防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見聴取等を必要に応じ実施し、災害対策に活用する。

5 相談窓口（県各部局、市町村）

県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の災害対策の相談に応ずる。

6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

災害から県民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、県民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

1 地域における自主防災組織の充実（県総合政策局、市町村）

（1）自主防災組織の結成

県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、平成21年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザー

の発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取り組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。

(資料「4-21-2 自主防災組織の組織率の推移」)

ア 自主防災組織の編成基準

(ア) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

a 適正規模で編成

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

b 昼夜間の活動に支障がないよう編成

昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

(イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

a 防災知識の普及活動

b 各種訓練の実施

(a) 情報収集伝達訓練 (b) 初期消火訓練 (c) 避難訓練 (d) 救出救護訓練

(e) 給食給水訓練

c 防災点検の実施 (地域内の危険箇所等の点検)

d 防災用資機材等の整備点検

(イ) 災害時の活動

a 情報の収集伝達

b 出火防止及び初期消火

c 救出、救護活動

d 避難及び避難誘導の実施

e 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材を整備するため、市町村に対し支援するものとする。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

災害時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。

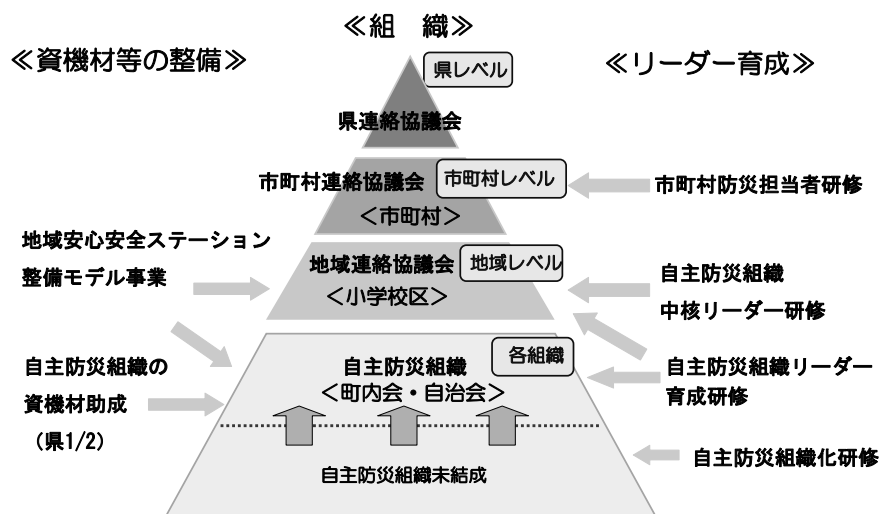
(5) 小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、県及び市町村は小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置を推進する。(資料「4-21-1 自主防災組織の現況」)

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。

自主防災組織への支援



(7) 地区防災計画の策定

県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

2 企業防災の促進（県総合政策局、県商工労働部、市町村）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。

(2) 自衛消防組織

ア 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努めるものとする。

イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

(3) 事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、災害時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、県及び市町村は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

(4) 柔軟な勤務形態の構築

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3 防災訓練の充実

災害時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。

今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他縣市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

1 総合防災訓練（県総合政策局、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、様々な条件を想定し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的でかつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

（1）県

ア 訓練項目

- （ア）職員参集訓練
- （イ）情報収集・伝達訓練
- （ウ）災害対策本部設置・運営訓練
- （エ）実地訓練

イ 実施時期等

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。

（2）市町村

市町村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。

（3）訓練への参加

県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

2 個別防災訓練（各防災関係機関）

（1）職員参集訓練

県及び市町村は、災害時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

（2）災害対策本部設置・運営訓練

県及び市町村は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 消防訓練

消防は、大規模災害を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

(4) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。

市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(5) 水防訓練

県及び市町村等は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の現地訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、伝達）
- ウ 動員（水防団、消防団の応援、住民の協力）
- エ 輸送（資材、機材、人員）
- オ 工法（各水防工法）
- カ 樋門、角落しの操作
- キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(6) 非常通信訓練

災害時においては、有線設備が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。

(7) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から風水害についての認識を深めるとともに、災害時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

(8) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた災害応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

3 防災訓練における通行禁止等の措置（県警察本部）

県公安委員会は、県、市町村等が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

第4 要配慮者の安全確保

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

1 要配慮者対策（県総合政策局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者^{*1}の支援

ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ウ 自主防災組織の強化

- (ア) 自主防災組織は、市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。
- (イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。
- (ウ) 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者の支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

県及び市町村は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

※1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10）

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

(1) 防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ア 現行の消防計画中に風水害対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。
- イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。
 - (ア) 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること
 - (イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること
 - (ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること
(緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等)
 - (エ) 施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること
 - (オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること
 - (カ) 防災教育・訓練の実施に関すること

(2) 施設間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。（資料「5-15 社会福祉施設の設置状況」）

3 外国人の安全確保対策（県総合政策局、県観光・交通振興局、市町村）

（1）防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

（2）災害時の支援体制の整備

県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

（3）案内表示板等の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第9節 調査研究

風水害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水、高潮をはじめ、土石流、がけ崩れ、地すべり、暴風など、今日においてもその社会的影響は計り知れないものがある。

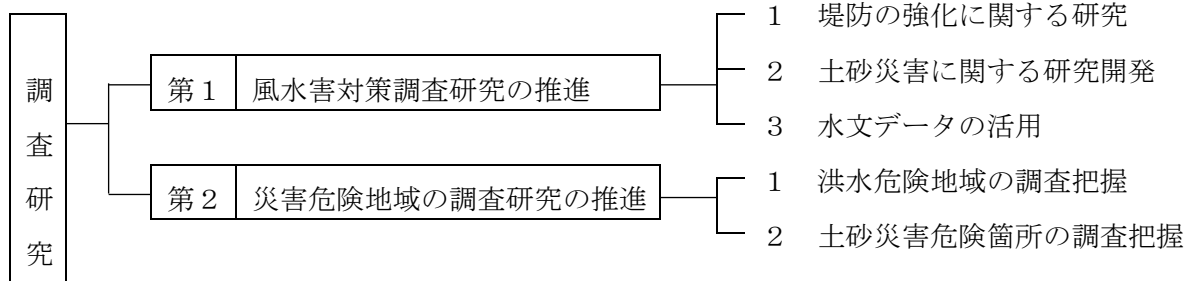
県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市町村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント※を積極的に実施するものとする。

※ 防災アセスメント

主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。

対策の体系



第1 風水害対策調査研究の推進

1 堤防の強化に関する研究（北陸地方整備局、県土木部）

- (1) 地震、越水、浸透水、表面浸食に対する堤防の強度を向上させる技術の開発
- (2) 堤防破壊の事例分析
- (3) 体系的な堤防の強度評価方法
- (4) 漏水やすべりによる堤防破壊の発生予測手法
- (5) 強度向上のための対策工法に関する研究及び開発

2 土砂災害に関する研究開発（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）

土砂災害対策を有効、適切に推進するため、次の事項を重点として、土砂災害に関する各種の研究開発及びその成果の普及、活用を推進する。

- (1) 土砂移動機構の解明
- (2) 地形・地質条件及び気象条件等、土砂災害発生の素因、誘因となる諸条件の解明及び発生時期、場所、規模の予測技術の開発
- (3) 土砂災害危険箇所及び土砂移動による危険が及ぶ範囲の確定技術、危険度評価技術の開発

- (4) 豪雨の発生をきめ細かく予想するための降水短時間予測の精度向上、大雨の降る可能性を予測する大雨ポテンシャル予報の精度向上及び地面現象警報・注意報の充実のための技術開発
- (5) 土砂移動の発生監視技術の開発
- (6) 土砂災害に関する情報の収集伝達システムの確立
- (7) 土砂災害防止・復旧技術の高度化

また、これらの土砂災害に関する研究開発の効率的な推進に資するため、官・学・民の連携を強化するとともに、専門家の充実強化等、災害発生時の機動的な調査研究体制の整備を図るものとする。

3 水文データの活用（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部）

風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。

また、河川情報システムや土砂災害情報システム等により収集蓄積したデータを活用した洪水予測等の調査研究を進めるものとする。

第2 災害危険地域の調査研究の推進

1 洪水危険地域の調査把握（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

浸水実績、浸水想定区域等を公表し、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするほか、災害発生時における危険区域の調査の実施の推進に努めるものとする。

特に、洪水ハザードマップについては、避難等にきめ細かく役立てるためには、より正確に個々の場所における浸水深、浸水経過等の予測を行う必要があり、今後さらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を図っていくものとする。

※洪水ハザードマップ

破堤、氾濫等の水害時における被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したもので、市町村を基本的な単位として作成するもの。

2 土砂災害危険箇所の調査把握（北陸地方整備局、県土木部）

土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所を把握しておくことは、防災工事の実施、土地利用の適正化等のために不可欠だけでなく、これを住民に周知徹底させ日頃の防災意識の高揚を図り、具体的な土砂災害対策を推進するうえで基本となるものである。このため、国及び県の関係機関は、相互の緊密な連携の下に、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の調査、把握の充実を図るものとする。

第2章 災害応急対策

風水害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び住民への周知徹底、水防活動や土砂災害危険区域における警戒及び避難体制の徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行う。

災害が発生した場合には、まず、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を行っていくこととする。

計画の体系

迅速、的確な 初動態勢	第 3 節	応急活動体制
	第 4 節	情報の収集・伝達
	第 5 節	災害救助法の適用
	第 6 節	広域応援要請
緊急救護活動	第 7 節	救助・救急活動
	第 8 節	医療救護活動
	第 9 節	避難活動
各種の被災者救援 活動	第 10 節	交通規制・輸送対策
	第 11 節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
	第 12 節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策
	第 13 節	警備活動
	第 14 節	遺体の搜索、処理及び埋葬
被害拡大防止対策	第 15 節	ライフライン施設の応急復旧対策
	第 16 節	公共施設等の応急復旧対策
	第 17 節	農林水産業の応急対策
	第 18 節	応急住宅対策等
	第 19 節	教育・金融・労働力確保対策
応急公用負担	第 20 節	応急公用負担等の実施

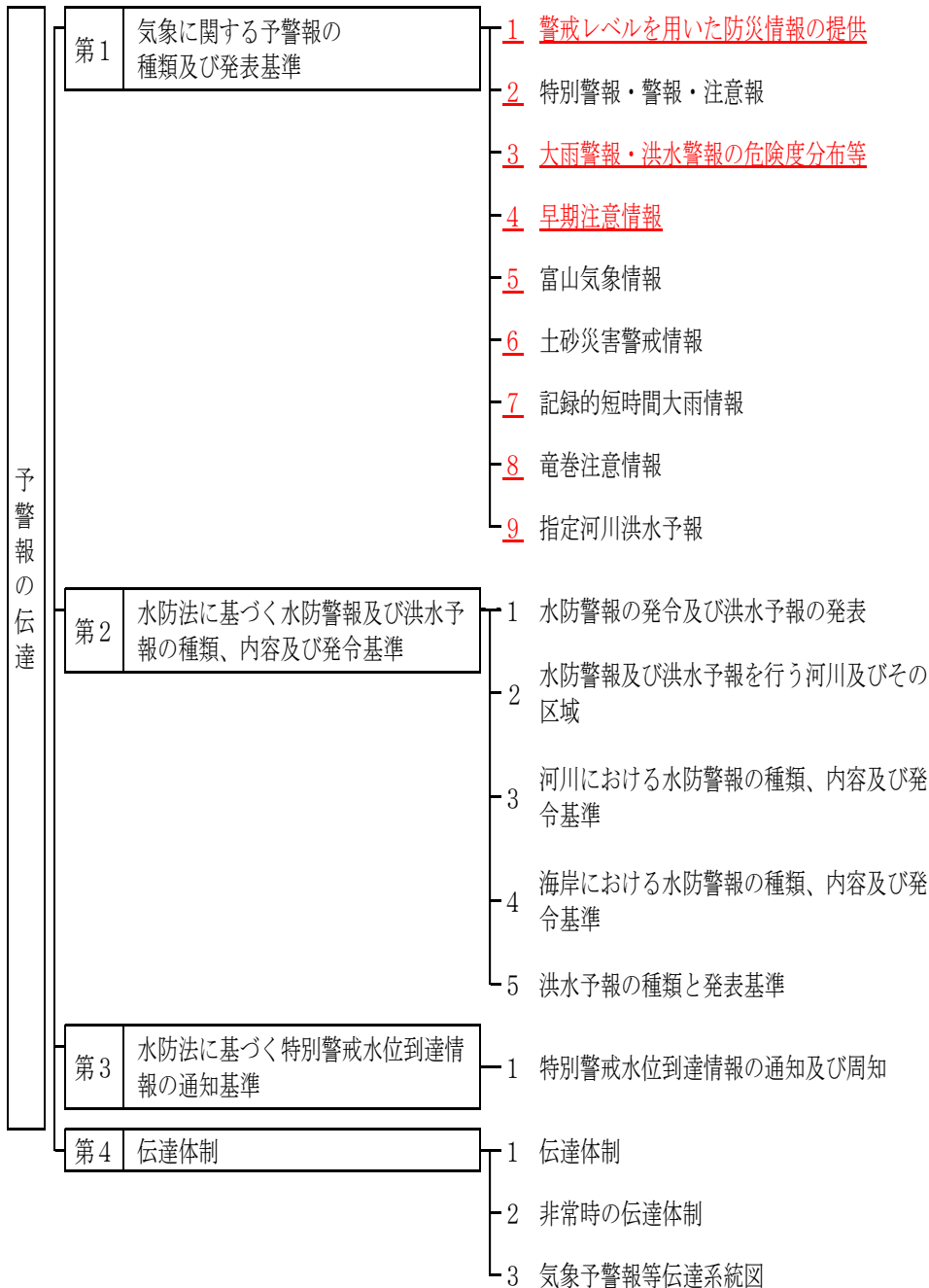
第1節 予警報の伝達

気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。

また、国及び県は避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

なお、雪に関する予警報は別冊「雪害編」に、津波に関する予警報は別冊「地震・津波災害編」に、火災に関する警報等は本書「火災編」に掲載。

対策の体系



第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

気象業務法に基づいて富山地方気象台等が発表する予警報は、次の基準によるものとする。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（1）特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

（2）警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

発表官署		富山地方気象台			
府県予報区		富山県			
一次細分区域		東部		西部	
市町村等をまとめた地域		東部南	東部北	西部北	西部南
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 20m/s		陸上 20m/s, 海上 20m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	平地 6時間降雪の深さ25cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	6時間降雪の深さ30cm	
	波浪(有義波高)	4.5m		4.5m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s		陸上 12m/s, 海上 15m/s	
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm, 山間部 12時間降雪の深さ35cm	6時間降雪の深さ15cm		平地 6時間降雪の深さ15cm, 山間部 12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)	2.0m		2.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上			
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m		陸上 100m, 海上 500m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合			
	低温	- 109 夏期:最低気温17℃以下の日が連続 冬期:最低気温-6℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm			

(別表1) 大雨警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部南	富山市	14	<u>100</u>
	舟橋村	14	—
	上市町	16	<u>113</u>
	立山町	14	<u>108</u>
東部北	魚津市	15	<u>122</u>
	滑川市	12	<u>122</u>
	黒部市	13	<u>115</u>
	入善町	14	<u>104</u>
	朝日町	14	<u>104</u>
西部北	高岡市	16	<u>120</u>
	氷見市	16	<u>120</u>
	小矢部市	<u>16</u>	<u>123</u>
	射水市	18	<u>125</u>
西部南	砺波市	<u>14</u>	<u>115</u>
	南砺市	10	<u>96</u>

(別表2) 洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域= <u>3.2</u> 、井田川流域= <u>26.6</u> 、 龍野川流域=22.5、いたち川流域= <u>9.3</u> 、 古川流域= <u>3</u> 、土川流域= <u>9</u> 、 太田川流域= <u>5.7</u> 、山田川流域= <u>18</u> 、 坪野川流域= <u>4.5</u> 、白岩川流域= <u>21.7</u> 、 下条川流域= <u>3.2</u> 、磯川流域= <u>2.4</u>	神通川流域=(8, <u>58.6</u>)、 いたち川流域=(8, <u>7.2</u>)、 坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川〔大川寺〕、 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕
	舟橋村	白岩川流域= <u>20.7</u>	—	常願寺川〔大川寺〕
	上市町	早月川流域=20.4、上市川流域= <u>15.9</u> 、 白岩川流域= <u>16.7</u> 、大岩川流域= <u>7.7</u>	—	常願寺川〔大川寺〕
	立山町	白岩川流域= <u>13.8</u> 、栃津川流域= <u>9.5</u>	—	常願寺川〔大川寺〕
東部北	魚津市	早月川流域= <u>23.4</u> 、片貝川流域= <u>20</u> 、 鴨川流域= <u>4</u> 、角川流域= <u>13.6</u> 、 布施川流域= <u>13</u> 、大座川流域= <u>6.3</u> 、 坊田川流域=3.3	<u>鶴川流域=(7, 3.6)</u> 、 <u>角川流域=(7, 12.2)</u> 、 <u>大座川流域=(7, 5.6)</u> 、 坊田川流域=(7, 2.9)	—
	滑川市	早月川流域= <u>23.6</u> 、上市川流域= <u>18.4</u>	—	常願寺川〔大川寺〕
	黒部市	吉田川流域=3.9、高橋川流域= <u>7.1</u> 、 黒瀬川流域= <u>8.6</u> 、片貝川流域= <u>20.9</u> 、 布施川流域= <u>13.3</u>	—	黒部川〔愛本・愛本(下流)〕
	入善町	入川流域= <u>4.7</u> 、舟川流域= <u>7.6</u>	—	黒部川〔愛本(下流)〕
	朝日町	境川流域= <u>20.6</u> 、笹川流域= <u>9.2</u> 、 木流川流域= <u>4.1</u> 、小川流域= <u>21.3</u> 、 舟川流域= <u>8.5</u>	—	黒部川〔愛本(下流)〕
西部北	高岡市	和田川流域= <u>7.7</u> 、千保川流域= <u>8.6</u> 、 祖父川流域= <u>5.5</u> 、中川流域= <u>4.6</u> 、 岸渡川流域= <u>6.4</u> 、子撫川流域= <u>10.3</u>	和田川流域=(8, <u>6.9</u>)、 千保川流域=(8, <u>7.7</u>)	庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔石動・長江〕
	氷見市	神代川流域= <u>5.7</u> 、脇之谷内川流域= <u>6.2</u> 、 宇波川流域= <u>7.5</u> 、阿尾川流域= <u>11.5</u> 、 余川流域= <u>11.1</u> 、上庄川流域= <u>16.6</u> 、 仏生寺川流域= <u>11.9</u> 、泉川流域= <u>4.9</u>	<u>余川流域=(8, 10.5)</u>	—
	小矢部市	子撫川流域= <u>16.8</u> 、横江宮川流域= <u>9.5</u> 、 洪江川流域= <u>15.1</u>	—	<u>庄川〔小牧〕</u> 、 小矢部川〔津沢・石動・長江〕
	射水市	和田川流域= <u>13.8</u> 、新堀川流域= <u>10.1</u> 、 下条川流域= <u>12.4</u>	—	神通川〔神通大橋〕、 庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔長江〕
西部南	砺波市	庄川流域= <u>55.6</u> 、和田川流域= <u>9.9</u> 、 坪野川流域= <u>8.1</u> 、千保川流域= <u>5</u> 、 祖父川流域= <u>2.7</u> 、岸渡川流域= <u>2.9</u> 、 黒石川流域= <u>5.4</u> 、横江宮川流域= <u>7.9</u> 、 荒又川流域= <u>5.3</u>	—	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕
	南砺市	小矢部川流域= <u>24.6</u> 、洪江川流域=7.1、 旅川流域= <u>12.5</u> 、山田川流域= <u>13.4</u> 、 大井川流域= <u>9.6</u>	小矢部川流域=(6, <u>22.1</u>)、 山田川流域=(6, <u>13.3</u>)	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部南	富山市	11	<u>75</u>
	舟橋村	10	<u>108</u>
	上市町	11	93
	立山町	8	<u>88</u>
東部北	魚津市	9	<u>85</u>
	滑川市	8	<u>88</u>
	黒部市	9	<u>85</u>
	入善町	9	85
	朝日町	11	<u>90</u>
西部北	高岡市	10	<u>86</u>
	氷見市	10	<u>78</u>
	小矢部市	9	<u>102</u>
	射水市	10	<u>104</u>
西部南	砺波市	8	<u>83</u>
	南砺市	8	<u>83</u>

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域= <u>2.5</u> , 井田川流域= <u>21.2</u> , 熊野川流域=18, いたち川流域= <u>7.4</u> , 古川流域= <u>2.4</u> , 土川流域= <u>7.2</u> , 太田川流域= <u>4.5</u> , 山田川流域= <u>14.4</u> , 坪野川流域= <u>3.6</u> , 白岩川流域= <u>17.3</u> , 下条川流域= <u>2.5</u> , 磯川流域= <u>1.9</u>	神通川流域= (7, <u>52.7</u>), いたち川流域= (5, <u>5.5</u>), 古川流域= (5, <u>1.7</u>), 土川流域= (9, <u>5.7</u>), 坪野川流域= (7, <u>2.9</u>), 下条川流域= (5, <u>2.5</u>), <u>磯川流域= (9, 1.9)</u>	常願寺川 [大川寺], 神通川 [大沢野大橋・神通大橋]
	舟橋村	白岩川流域= <u>16.5</u>	—	—
	上市町	早月川流域=16.3, 上市川流域= <u>12.7</u> , 白岩川流域= <u>13.3</u> , 大岩川流域= <u>6.1</u>	—	—
	立山町	白岩川流域= <u>11</u> , 桧津川流域= <u>7.6</u>	—	常願寺川 [大川寺]
東部北	魚津市	早月川流域= <u>18.7</u> , 片貝川流域= <u>16</u> , 鴨川流域= <u>3.2</u> , 角川流域= <u>10.8</u> , 布施川流域= <u>10.4</u> , 大座川流域= <u>5</u> , 坊田川流域=2.6	鴨川流域= (5, <u>3.2</u>), <u>角川流域= (5, 10.8)</u> , <u>大座川流域= (5, 5)</u> , 坊田川流域= (5, 2.6)	—
	滑川市	早月川流域= <u>18.8</u> , 上市川流域= <u>14.7</u>	—	—
	黒部市	吉田川流域=3.1, 高橋川流域= <u>5.6</u> , 黒瀬川流域= <u>6.8</u> , 片貝川流域= <u>16.7</u> , 布施川流域= <u>10.6</u>	高橋川流域= (6, <u>4.5</u>)	黒部川 [愛本・愛本 (下流)]
	入善町	入川流域= <u>3.7</u> , 舟川流域= <u>6</u>	—	黒部川 [愛本 (下流)]
	朝日町	境川流域= <u>16.4</u> , 笹川流域= <u>7.3</u> , 木流川流域= <u>3.2</u> , 小川流域= <u>17</u> , 舟川流域= <u>6.8</u>	—	—
西部北	高岡市	和田川流域= <u>6.1</u> , 千保川流域= <u>6.8</u> , 祖父川流域= <u>4.4</u> , 中川流域=3.6, 岸渡川流域= <u>5.1</u> , 子撫川流域= <u>8.2</u>	和田川流域= (5, <u>6.1</u>), 千保川流域= (5, <u>6.6</u>)	庄川 [小牧・大門], 小矢部川 [長江]
	氷見市	神代川流域= <u>4.5</u> , 脇之谷内川流域= <u>4.9</u> , 宇波川流域= <u>6</u> , 阿尾川流域= <u>9.2</u> , 余川川流域= <u>8.8</u> , 上庄川流域= <u>13.2</u> , 仏生寺川流域=9.5, 泉川流域= <u>3.9</u>	神代川流域= (5, <u>4.5</u>), <u>脇之谷内川流域= (5, 4.9)</u> , 宇波川流域= (7, <u>4.1</u>), <u>余川川流域= (8, 8.8)</u> , 上庄川流域= (9, <u>13.2</u>), 泉川流域= (5, <u>3</u>)	—
	小矢部市	子撫川流域= <u>13.4</u> , 横江宮川流域= <u>7.6</u> , 渋江川流域= <u>12</u>	横江宮川流域= (5, <u>7.6</u>), 渋江川流域= (5, <u>12</u>)	小矢部川 [津沢・石動・長江]
	射水市	和田川流域= <u>11</u> , 新堀川流域= <u>8</u> , 下条川流域= <u>9.9</u>	和田川流域= (7, <u>7.8</u>)	庄川 [大門], 小矢部川 [長江]
西部南	砺波市	庄川流域= <u>14.4</u> , 和田川流域= <u>7.9</u> , 坪野川流域= <u>6.4</u> , 千保川流域= <u>4</u> , 祖父川流域= <u>2.1</u> , 岸渡川流域= <u>2.3</u> , 黒石川流域= <u>4.3</u> , 横江宮川流域= <u>6.3</u> , 荒又川流域= <u>4.2</u>	岸渡川流域= (5, <u>2</u>),	庄川 [小牧]
	南砺市	小矢部川流域= <u>19.6</u> , 渋江川流域= <u>5.6</u> , 旅川流域= <u>10</u> , 山田川流域= <u>10.7</u> , 大井川流域= <u>7.6</u>	小矢部川流域= (5, <u>19.6</u>), 旅川流域= (6, <u>8</u>), 山田川流域= (5, <u>10.7</u>), 大井川流域= (5, <u>7.6</u>)	小矢部川 [津沢]

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部南	富山市	1.0m	0.7m
	舟橋村	—	—
	上市町	—	—
	立山町	—	—
東部北	魚津市	1.0m	0.7m
	滑川市	1.0m	0.7m
	黒部市	1.0m	0.7m
	入善町	1.0m	0.7m
	朝日町	1.0m	0.7m
西部北	高岡市	1.0m	0.7m
	氷見市	1.0m	0.7m
	小矢部市	—	—
	射水市	1.0m	0.7m
西部南	砺波市	—	—
	南砺市	—	—

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「〇〇以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「〇〇以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。

る。

(12)洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13)高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

(14)地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) 気象警報・注意報の発表地域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村
東部	東部北	朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市
	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村
西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市
	西武南	砺波市・南砺市

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方气象台）

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>

洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

4 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 富山県気象情報（富山地方気象台）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

6 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）

大雨警報（土砂災害）発表中、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表対象地域名
滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市

※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。
 ※土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される場

合など、土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

※土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないため、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等の詳細を特定するものではないことに留意する。

7 記録的短時間大雨情報（気象庁）

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

8 竜巻注意情報（気象庁）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。

種類	標題	概要
<u>洪水警報</u>	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し <u>更に</u> 水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
<u>洪水注意報</u>	氾濫注意水位に到達し <u>更に</u> 水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	

第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準

1 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）

(1) 水防警報の発令

国土交通大臣又は知事は、洪水等により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川・海岸について、水防警報を発令する。

国土交通大臣は、水防警報を発令したときは直ちに知事に通知し、知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を水防管理者に通知する。

(2) 洪水予報の発表

ア 国土交通大臣は、洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を知事に通知する。

知事は、通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に、その通知に係る事項を通知する。

イ 知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を直ちに水防管理者等に通知する。

2 水防警報及び洪水予報を行う河川・海岸並びにその区域（北陸地方整備局、富山地方気象台、県土木部）

水防警報を発令する河川・海岸及び洪水予報を行う河川並びにその区域は、国土交通大臣又は知事が指定する。知事が洪水予報を行う河川を指定する場合は、気象庁長官に協議する。

3 河川における水防警報の種類、内容及び発令基準（北陸地方整備局、県土木部）

(1) 国の基準等

種類	内 容	発 令 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 県の基準等

種類	内 容	発 令 基 準
----	-----	---------

準備	第1段階 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 または、水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位（指定水位）を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

※1 これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。

※2 地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。

※3 水防警報を発令する河川に指定されていない河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

なお、これらの指令は、事態に応じ待機命令から直ちに出動命令を発令する場合もあり、また、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動命令を発令しないことがある。地震による堤防の漏水、沈下等若しくは津波又は高潮による災害がおこるおそれがある場合には、上記に準じて水防警報を発令する。

4 海岸における水防警報の種類、内容及び発令基準（下新川海岸）

下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：田中波浪観測所・石田波浪観測所）		
種類	内容	発令基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波がおこるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

※各波浪観測所における具体的な発令基準については、県の水防計画において定めるものとする。

5 洪水予報の種類と発表基準（北陸地方整備局、県土木部）

- (1) 注意報 予報地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想されるとき。
- (2) 警報 予報地点の水位が警戒対象水位程度若しくは警戒対象水位を超える洪水となることが予想されるとき。
- (3) 情報 注意報及び警報の補足説明又は軽微な修正を必要とするとき。

（資料 「4-2-2 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位一覧表」

「4-9 指定水防管理団体」「4-10 非指定水防管理団体」

「4-11 水防警報河川及びその区域」「4-12 水防警報発報担当者及び受報者」)

第3 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準

1 特別警戒水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）

- (1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事にその旨を通知するとともに一般に周知する。知事は通知を受けたときは直ちにその事項を水防管理者等に通知する。
- (2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。
- (3) 上記(1)(2)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。

（資料「4-2-1 水位観測所及び通報、警戒水位、特別警戒水位」「4-12 水位情報周知河川」)

第4 伝達体制

1 伝達体制（富山地方气象台、県総合政策局、県土木部、市町村）

(1) 気象予警報の伝達

ア 富山地方气象台は、特別警報・警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。

イ 県は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。

ウ 市町村は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。

エ 放送機関は、警報の伝達を受けたときは、迅速な伝達に努めるものとする。

オ その他の機関にあっては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関等に対し、速やかに伝達し周知徹底を図るものとする。

カ 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

(2) 水防警報及び洪水予報の伝達

水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。

(3) 特別警戒水位到達情報の伝達

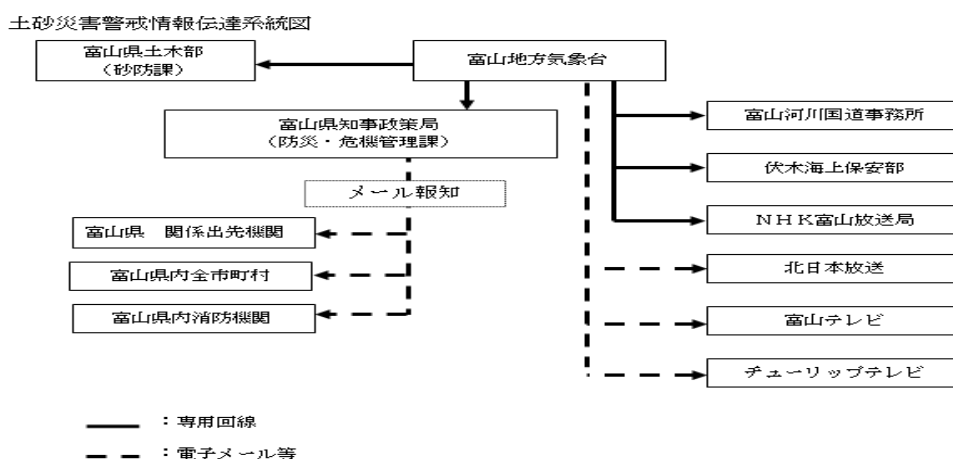
特別警戒水位到達情報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。

(4) 特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達

気象業務法による航空機、鉄道、電気事業その他特殊の事業に適合する警報等の伝達体制については、それぞれ事業者において定めておくものとする。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報等が発表された場合は、担当部署は、土砂災害警戒情報伝達系統図に基づき、伝達先へ確実に伝達するものとする。



2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）

(1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。

伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置
富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣
国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣

海上保安庁（伏木海上保安部）	県警本部との間で非常無線確保
日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣
西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、 富山工務管理センター）	連絡員派遣
北陸電力送配電株式会社 （中央給電指令所）	携帯無線機及び連絡員派遣
富山地方鉄道株式会社（技術課）	携帯ラジオ確保
日本赤十字社富山県支部（事業推進課）	連絡員派遣

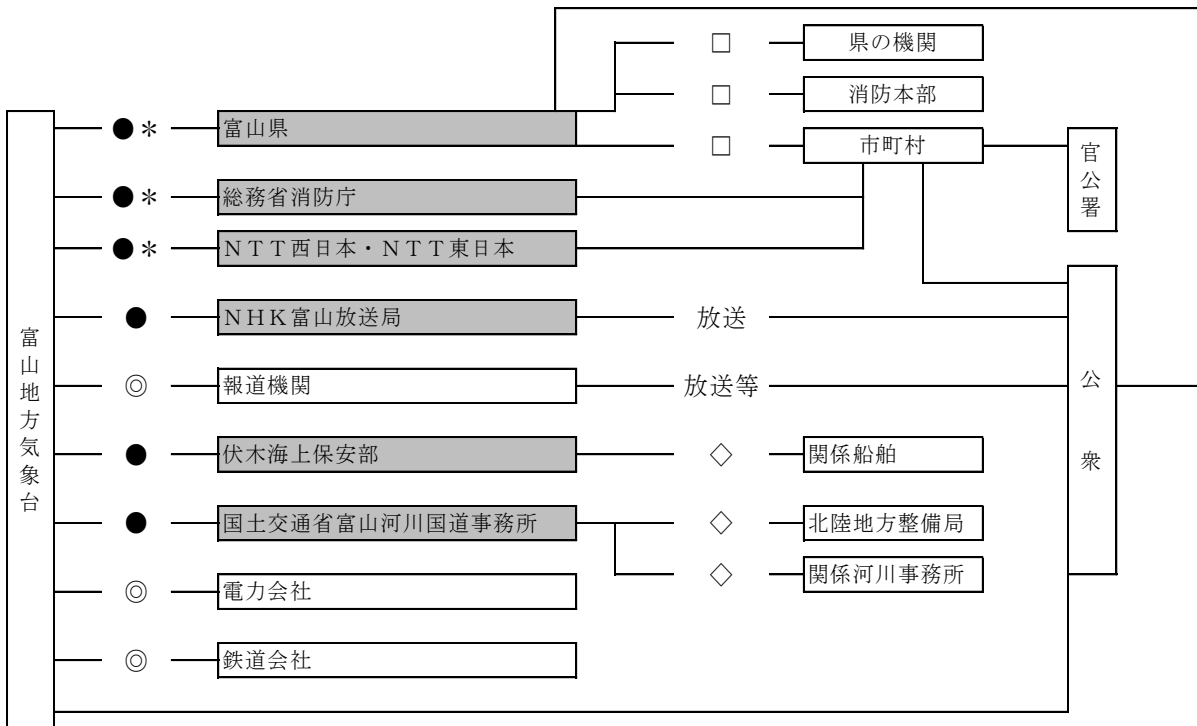
(2) 県から市町村等への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。

ア 県防災行政無線が途絶したときは、一般加入電話により伝達するものとする。

イ アの方法によりがたい場合は、警察通信を活用して警察署等を通じて伝達するものとする。

ウ イの方法によりがたい場合には、北陸地方非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。

3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）



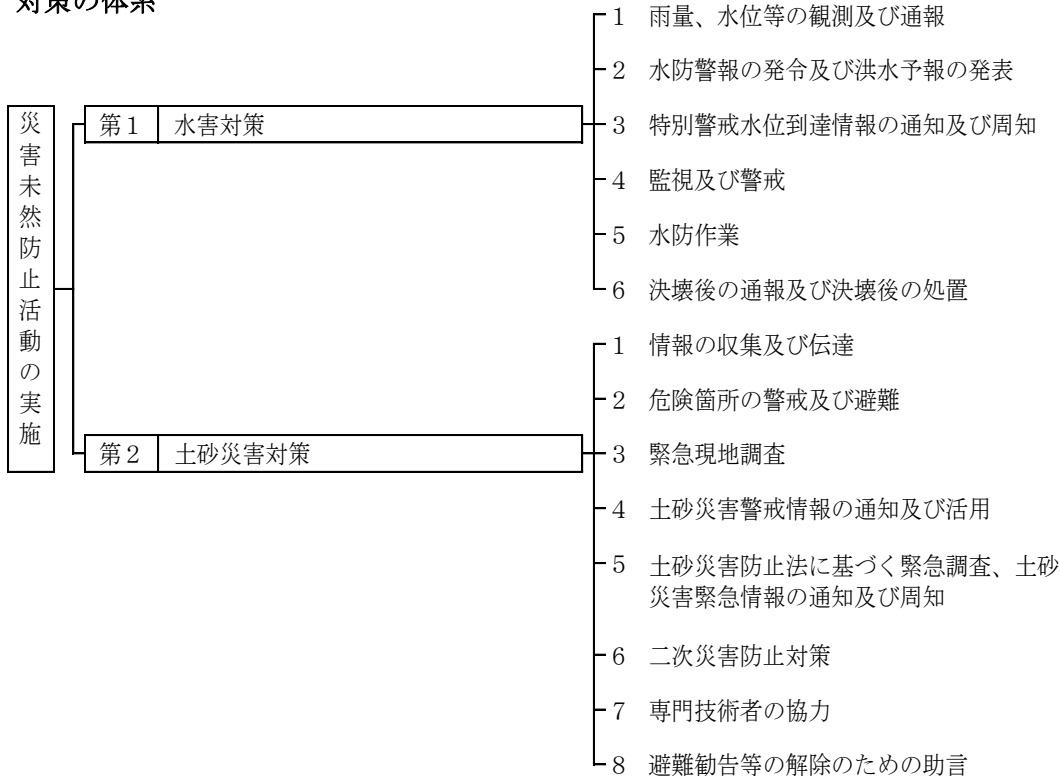
●* 気象情報伝送処理システム	法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関
● 防災情報提供システム（専用回線）	
△ 加入電話・FAX	
◇ 無線電話・FAX	
□ 富山県総合防災情報システム	
◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）	

※特別警報は、気象業務法第15条の2によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

第2節 災害未然防止活動の実施

水害及び土砂災害の被害を未然に防止軽減するため、防災関係機関は、迅速かつ的確な活動を行うものとする。

対策の体系



第1 水害対策

1 雨量、水位等の観測及び通報（県農林水産部、県土木部、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）

県及び電力会社の雨量観測所は、気象情報等の通知を受けたとき、又はその他洪水等のおそれのあることを察知したときは、雨量の変動を監視し、通報基準になったときは直ちに県水防本部（河川課）に通報するものとする。

また、水防管理者、量水標管理者及びダム管理主任技術者は、気象情報等の通知を受けたとき、又はその他洪水等のおそれがあることを察知したときは、水位あるいは流量の変動を監視し、通報基準になったときは直ちに県水防本部に通報するものとする。

2 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部）

（1）水防警報の発令

国土交通大臣又は知事は、洪水等により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川海岸等について、水防警報を発令する。

国土交通大臣は、水防警報を発令したときは直ちに知事に通知し、知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を水防管理者に通知する。

（2）洪水予報の発表

ア 国土交通大臣は、洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水

のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を知事に通知する。

知事は、通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に、その通知に係る事項を通知する。

イ 知事は、洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を直ちに水防管理者等に通知する。

3 特別警戒水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）

(1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。知事は、通知を受けたときは直ちにその事項を水防計画で定める水防管理者、量水管理者に通知する。

(2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

(3) 知事及び市町村長は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(4) 知事は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは水防計画で定める水防管理者、量水管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(5) 上記(1)～(4)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。

4 監視及び警戒（市町村）

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、所轄土木センター（事務所）、県水防本部並びに国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡する。

5 水防作業（県土木部）

水防作業を必要とする異常事態とその各々に適する水防工法並びに水防作業上の注意事項について「富山県水防計画」に定め、迅速かつ的確な水防活動を実施するものとする。

6 決壊後の通報及び決壊後の処置（各関係機関）

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、当該水防管理者、ダム管理者、水防団長又は消防機関の長及び鉄道機関の長は、直ちにその旨を国土交通省関係事務所及び所轄土木センター（事務所）並びに氾濫を予想される方面の隣接水防管理団体その他に通報し、土木センター（事務所）は、これを県水防本部、関係所轄警察署その他必要な関係方面に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもでき得る限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

（資料「4-2-1 水位観測所及び通報、警戒水位、特別警戒水位」

「4-2-2 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位一覧表」

「4-3 流量観測所及び通報、警戒流量」「4-5 国土交通省の緊急水防資材」

「4-6 国土交通省特殊資材」「4-7 県の備蓄主要水防資材」

「4-8 水防管理団体の備蓄主要水防資材」「4-9 指定水防管理団体」

「4-10 非指定水防管理団体」「4-11 水防警報河川及びその区域」

「4-12 水位情報周知河川」「4-13 水防警報発報担当者及び受報者」「4-14 ダム、水門等」）

第2 土砂災害対策

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、県、市町村及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要である。

1 情報の収集及び伝達（各防災関係機関）

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、県、市町村及びその他防災関係機関は、次のことに留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行うものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報の解説に努める。
- (2) 広域的な土砂災害が発生し、又は発生が予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努めるものとする。
- (3) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。

2 危険箇所の警戒及び避難（県農林水産部、県土木部、市町村）

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や河道閉塞土砂の決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、地元市町村及び関係機関と協力して警戒にあたるものとする。

また、市町村長は、この状況を判断し、住民避難の要否、時期を決定するものとする。

3 緊急現地調査（県農林水産部、県土木部）

県は、市町村、住民等から土砂崩壊等の第一次情報のほか、場合によってはヘリコプターによる上空からの調査を実施し、水系を一貫した早期の被害状況の概括的な把握に努めるものとする。

その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整するものとする。

- (1) 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「河道閉塞」が発生した場合
- (2) 山地水源部で大崩壊の発生が確認又は予想されたとき。
- (3) 斜面崩壊防止施設（地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設）が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合
- (4) 砂防設備、治山設備、ため池等灌漑施設が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合

4 土砂災害警戒情報の通知及び活用（県土木部、富山地方気象台、市町村）

(1) 県及び富山地方気象台の措置

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

(2) 市町村の措置

市町村は、土砂災害警戒情報、これを補足する情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

5 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び周知（県、国、市町村）

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を通知及び周知するものとする。

(1) 県の措置(県農林水産部、県土木部)

ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

イ 緊急調査で得られた地すべり被害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

(2) 国の措置

ア 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね 20m 以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

イ 噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね 5 割以上の土地において、1 cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場

合は、緊急調査を実施するものとする。

ウ 緊急調査で得られた土砂災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

(3) 市町村の措置

国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

6 二次災害防止対策（各防災関係機関）

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により体積した土砂が移動する等により、二次災害をひき起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、県、市町村及びその他防災関係機関は、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行うものとする。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行うものとする。
- (3) 行方不明者等の捜索活動、応急工事等に当たっては、特に十分な注意、監視を行うものとする。
- (4) 降雨継続時においては、作業の安全を確保したうえで、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努めるものとする。
- (5) 安全が確認されれば、直ちに二次災害防止のため堆積土砂等の除去、土留工事等の工事を実施するものとする。

7 専門技術者の協力（県農林水産部、県土木部）

(1) NPO法人富山県砂防ボランティア協会^{※1}との連携

本県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、県及び関係機関は、二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて、同法人へ協力を要請する。

(2) その他の機関との連携及び制度の活用

県及び関係機関は、必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士^{※2}及び全国的な砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度^{※3}や災害支援技術強化対策事業^{※4}を活用し、早期の対応に努めるものとする。

※1 NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3 災害復旧技術専門家派遣制度

（公社）全国防災協会が、災害復旧制度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、災害発生時等に地方公共

団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティア活動として行う制度

(資料「12-14 災害復旧技術専門家派遣制度」)

※4 災害支援技術強化対策事業

全国土地改良事業団体連合会が、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業

8 避難勧告等の解除のための助言（県土木部、北陸地方整備局、市町村）

(1) 市町村の措置

市町村は、避難勧告等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。また、そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 国及び県の措置

助言を求められた国又は県は、必要な助言を行う。

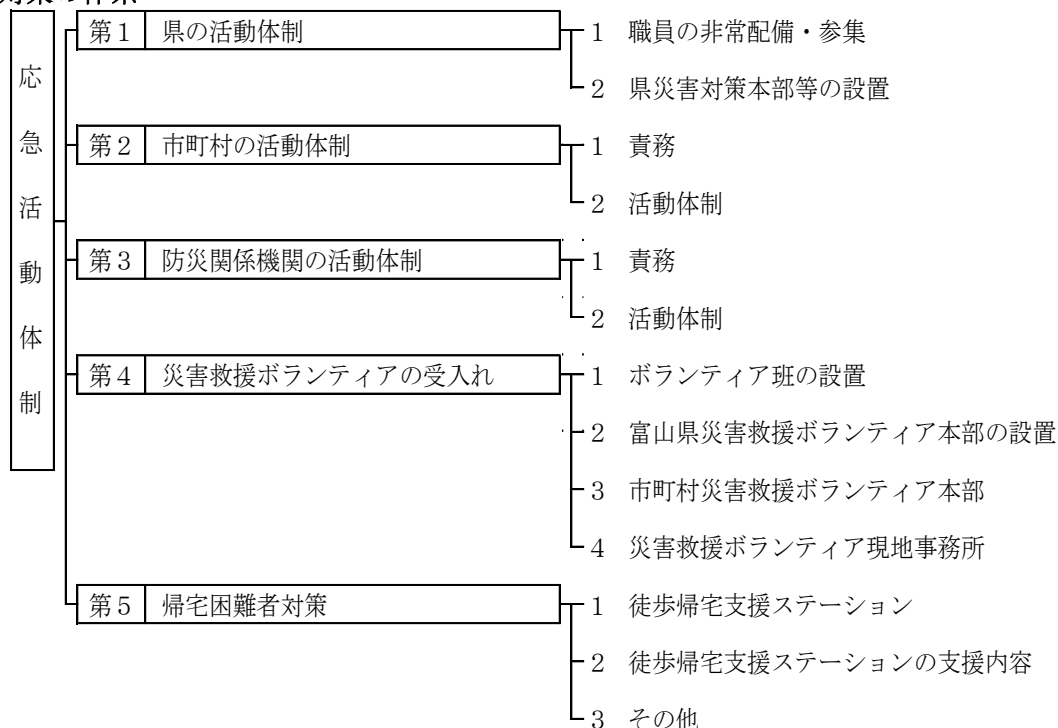
第3節 応急活動体制

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

なお、水防活動に係る水防本部及び水防管理団体の活動体制は「富山県水防計画」に定めるとおりとし、県災害対策本部が設置された場合には、これに統括される。

対策の体系



第1 県の活動体制

知事は、県の地域に災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、防災関係機関や他都道府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要に応じて、県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

県は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、市町村災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

1 職員の非常配備・参集（県総合政策局）

県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、災害発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、定められた基準により速やかに非常配備体制をとる。

なお、職員の非常配備体制については、本計画の定めるところによる。

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 河川課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制 各課2～3名程度
第2 非常配備	① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。 各課員の約3分の1程度
第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。

(2) 配備指令

ア 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。

イ 各部局長は、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(3) 動員計画及び動員の伝達

ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

イ 配備職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。

2 県災害対策本部等の設置（県総合政策局）

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、県災害対策本部に総括される。

(1) 設置基準

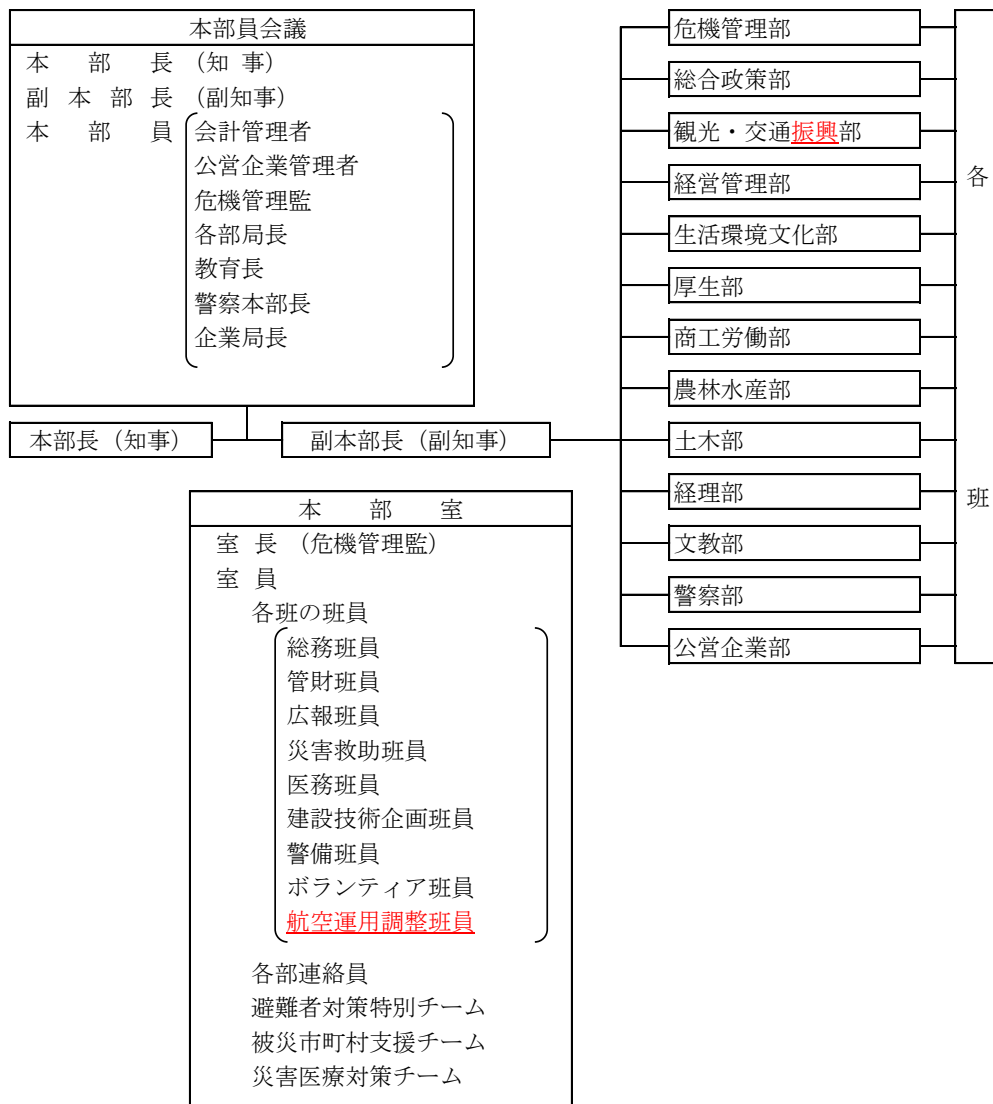
- ア 県の全部又は一部の地域において大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。
- イ 県の全部又は一部の地域に災害が発生し、その規模及び範囲から見て災害対策本部を設置し、その対策を要するとき。
- ウ 災害救助法の適用があったとき。 (資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)

(2) 組織

ア 本部

- (ア) 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。
- (イ) 本部に、部及び班を置く。

県災害対策本部組織図



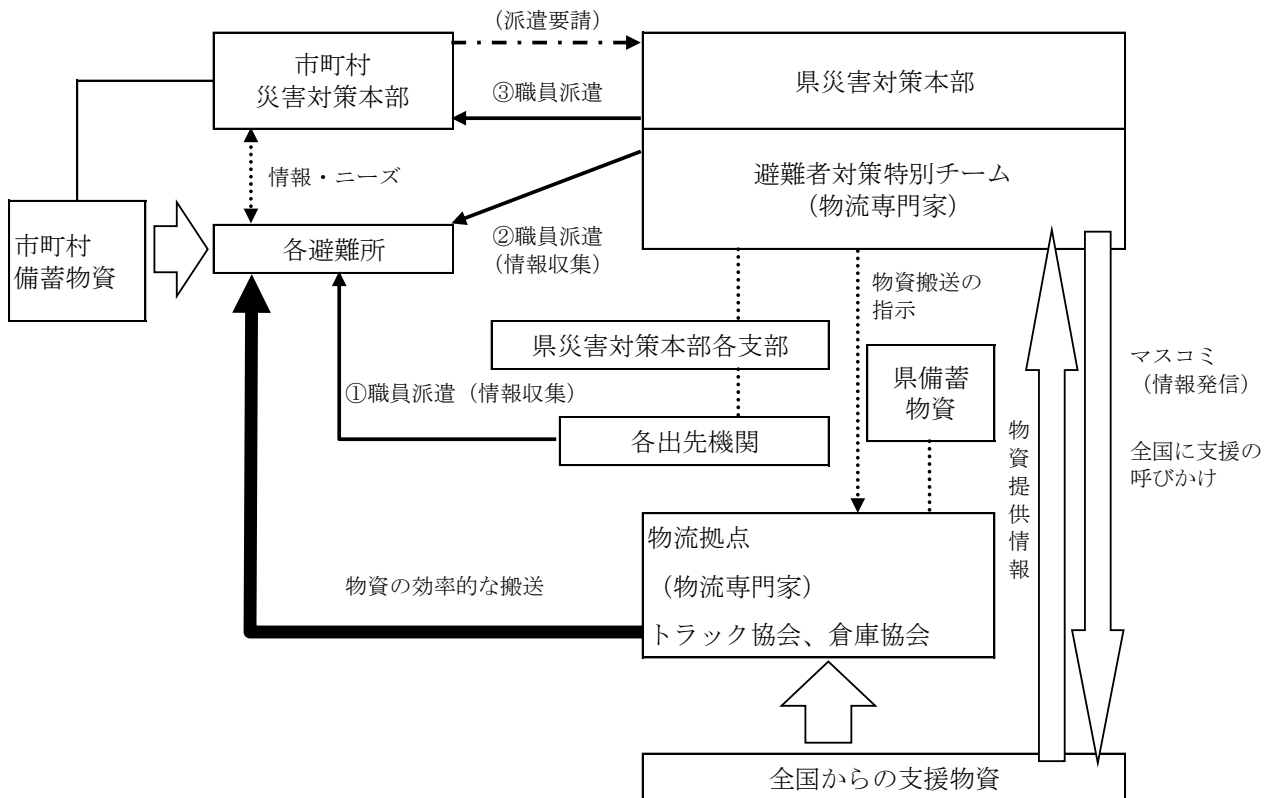
※上位者が不在の場合は、下位者が職務を代理する。

(資料「13-1 富山県災害対策本部条例」、「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

- (ウ) 発災直後の混乱した状況の中で、避難者の状況やニーズを迅速に把握するため、本部内に「避難者対策特別チーム」を編成する。避難者対策特別チームは、避難所へ派遣した県職員

からの情報や、被災市町村の災害対策本部へ派遣した職員の情報等から、避難者の置かれている状況、ニーズを踏まえ、情報の発信・伝達、物資の効率的配布の手配等を行う。

また、救援物資の受入れに当たっては、希望するもの及び希望しないものを報道機関を通じて公表するとともに、提供者に対して被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法となるよう啓発に努めるものとする。



(エ) 災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。

(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。

なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における医療救護活動に係る関係機関とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする

イ 支部

(ア) 本部長は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、出先の各総合庁舎に支部をおく。

- (イ) 支部は、支部長、班長、班員その他の職員をもって組織する。
 (ウ) 支部長は土木センター所長をもって充てる。

県災害対策本部支部組織図

対 県 策 災 本 部 害		名 称	所 管 区 域
	支 部	富山支部	富山市
		高岡支部	高岡市、氷見市、射水市
		魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
		砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市



※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする。
 （資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」）

ウ 現地災害対策本部

- (ア) 本部長は、被災現地における情報収集、災害応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。
 (イ) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地災害対策本部派遣員をもって組織する。
 (ウ) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他職員は、本部長が指名する災害対策本部又は支部の職員とする。
 また、現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名した職員とする。

(エ) 現地災害対策本部の設置基準

- 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合
- その他知事が必要と認める場合

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。

なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ 支部

特別な場合を除き、各総合庁舎内に置く。

ウ 現地災害対策本部

災害現場又は災害現場近くの公共施設等に置く。

(4) 設置の通知等

ア 県職員

災害対策本部が設置されたときは、次により周知する。

(ア) 勤務時間内に設置されたとき

本部員（部局長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に周知する。

(イ) 勤務時間外に設置されたとき

総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。

イ 防災関係機関等

本部長は、消防庁長官に災害対策本部を設置した旨を通知するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対しても通知する。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第14普通科連隊長、航空自衛隊第6航空団司令、海上自衛隊舞鶴地方総監部総監

(エ) 厚生労働大臣、国土交通大臣

(オ) 相互応援協定を締結している知事（資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」）

ウ 報道機関

広報班長（広報課長）は、災害対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(5) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

(ア) 災害応急対策の基本方針に関すること

(イ) 動員配備体制に関すること

(ウ) 各部班間の調整事項の指示に関すること

(エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

(オ) 現地災害対策本部に関すること

(カ) 国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関すること

(キ) 災害救助法の適用申請に関すること

(ク) 国、都道府県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関すること

(ケ) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。

ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

エ 本部員は、その所管事項に関し、本部員会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部員会議に付議しなければならない。

(6) 災害対策本部室

ア 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

イ 本部室長は、危機管理監をもって充てる。

ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、ポ

ランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。

エ 本部室の所掌業務は次のとおりとする。

- (ア) 各種情報の管理に関する事
- (イ) 各部班の活動状況の把握に関する事
- (ウ) 防災活動全般の調整に関する事
- (エ) 本部員会議の運営に関する事
- (オ) 避難者対策特別チームに関する事
- (カ) 被災市町村支援チームに関する事
- (キ) 災害医療対策チームに関する事
- (ク) その他本部長が指示した事項に関する事

(7) 本部派遣員

本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

ウ 市町村

エ 指定公共機関

オ 指定地方公共機関

(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(9) 災害対策本部・支部の廃止

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部、支部又は現地災害対策本部を廃止する。

廃止の通知等は、2－（4）設置の通知等に準じて処理する。

また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

第2 市町村の活動体制

1 責務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。

2 活動体制（市町村）

- (1) 市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 市町村は、災害応急対策等のため必要があるときは、県に対し災害対策本部への職員派遣を要請することができる。（参考：災害対策基本法第29条）
- (3) 市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (4) 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービスに関する基準を定めておく。
- (5) 市町村は、市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。
- (6) 市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長（市町村本部長）は、法に基づく救助事務を実施又は補助する。この場合における市町村の救助体制についても、あらかじめ定めておく。
- (7) 勤務時間外の災害発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。
なお、市町村は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、県災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責務（各防災関係機関）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる災害応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

2 活動体制（各防災関係機関）

- (1) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

1 ボランティア班の設置（県総合政策局）

県災害対策本部室に、ボランティア班を設置する。

(1) ボランティア班の主な業務

- ア 富山県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）との総合的な連絡調整を行う。
- イ 県ボランティア本部の運営に必要な事務機器や通信機器等の活動用資機材のあっせん、提供

及び救援ボランティア活動に必要な物資等の調整に努める。

ウ 必要に応じ、広報班を通じ、救援ボランティアに関する情報を報道機関に提供する。

2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県総合政策局）

県災害対策本部が設置された場合は、県、総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県ボランティア本部を設置するものとする。

県ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡等を広く広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等協力関係団体にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

県ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置するものとする。

(2) 機能・業務

ア 県災害対策本部及び市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整

イ 市町村災害救援ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整

ウ 協力関係団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請

エ ボランティア活動に関する広報・情報提供

オ ボランティア活動参加申出者への対応

カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）

キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協定」等に基づく支援要請

ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援NPO等）との連絡調整

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害対策本部が設置された場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、連携して、速やかに市町村災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市町村災害救援ボランティア本部は、市町村災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するものとする。

市町村及び市町村社協は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 機能・業務

ア 市町村災害対策本部、県ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整

イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整

ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請

エ 相談窓口（電話）の設置

オ ボランティア活動参加申出者への対応

カ ボランティアの受入れ

- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

4 災害救援ボランティア現地事務所（市町村）

市町村災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市町村災害救援ボランティア本部が担うものとする。

（1）設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

（2）機能・業務

- ア 市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第5 帰宅困難者対策（県総合政策局、市町村）

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。

1 徒歩帰宅支援ステーション

（一社）日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。

2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

- （1）水道水、トイレ等の提供
- （2）地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」

「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」

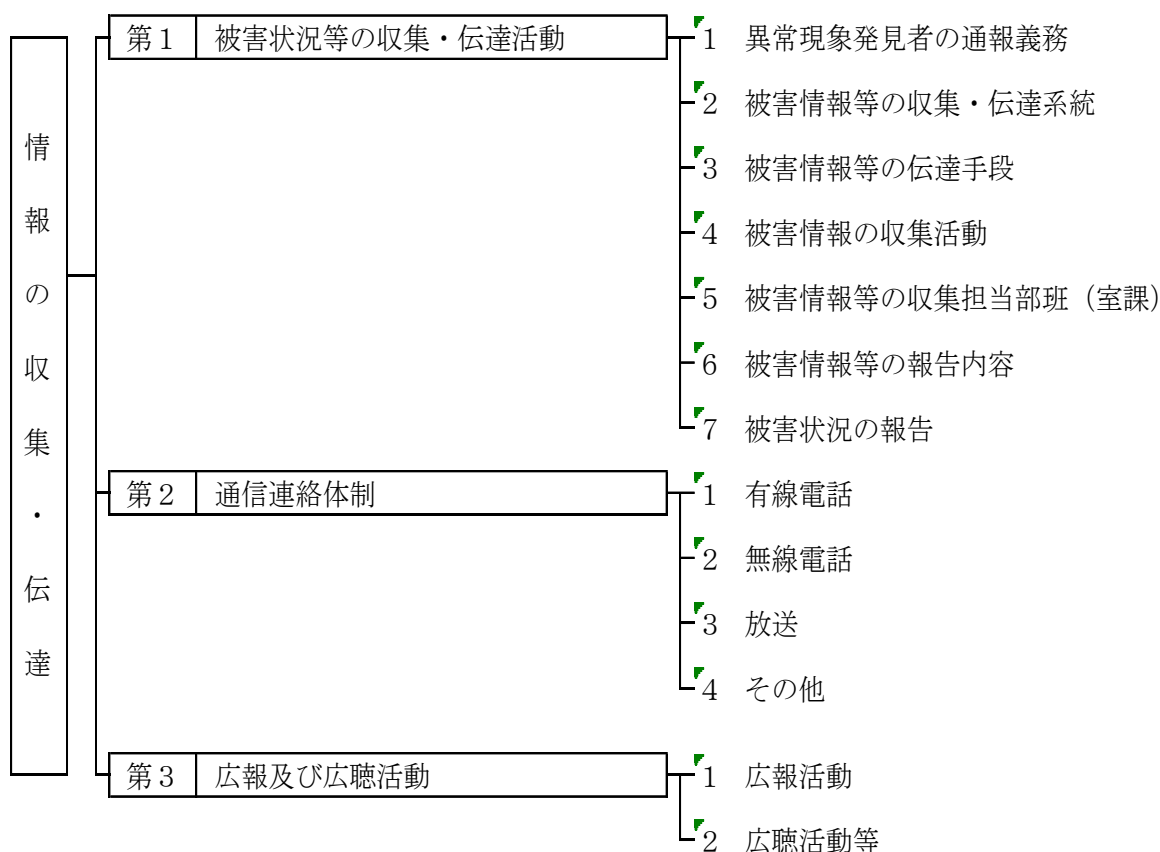
3 その他

(株)北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

第4節 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 異常現象発見者の通報（伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

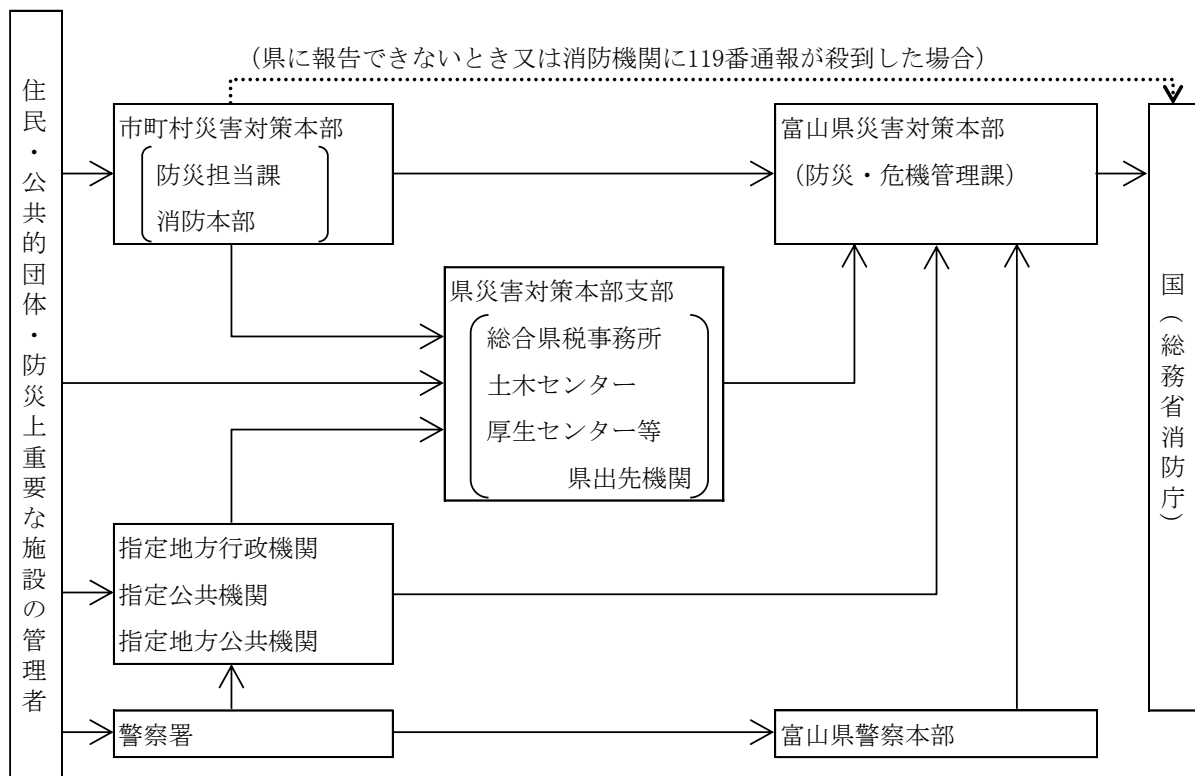
この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。

また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。

2 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。

なお、水防活動に係る情報の収集・伝達系統は「富山県水防計画」に定めるとおりとする。



※ () 内は、災害対策本部が設置されない場合を示す。

3 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

4 被害情報の収集活動（県各部局）

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- (1) 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。

- (2) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

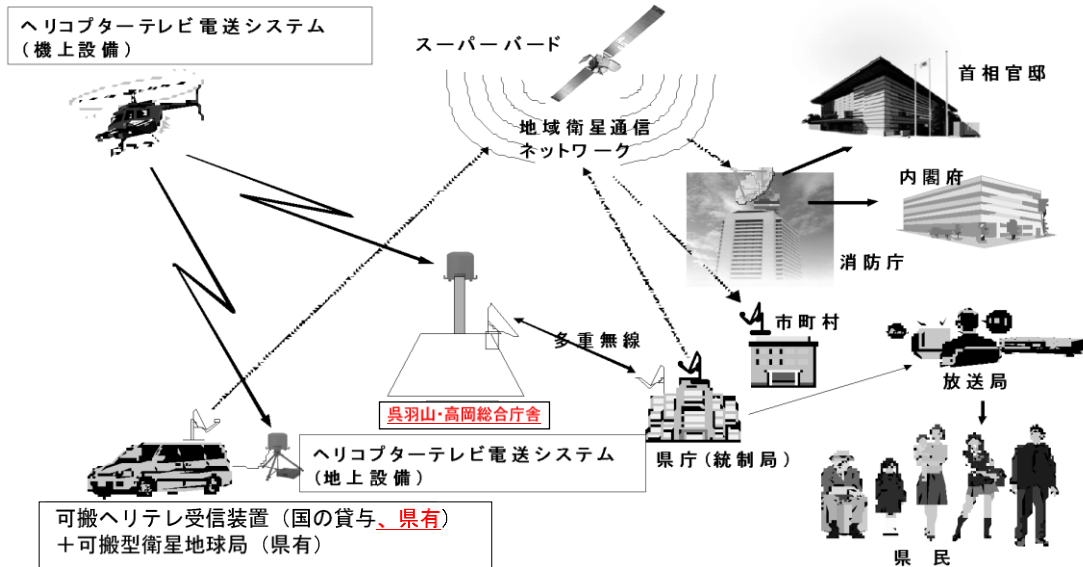
- (3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目

視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4) 被災地へ派遣した職員からの情報収集

被災地、被災市町村の災害対策本部、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、携帯電話、無線により、情報を収集する。

(5) 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟富山県支部の協力を得て情報を収集する。

(8) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(9) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）

被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
人的・家屋被害	総合政策部 総務班	防災・危機管理課
社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課
医療施設被害	厚生部 医務班	医務課
商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
農業・水産・林業被害	農林水産部 農林水産企画班	農林水産企画課
公共土木施設被害	土木部 建設技術企画班	建設技術企画課

公共文教施設被害	文教部 教育企画班	教育企画課
公営企業施設被害	公営企業部 経営管理班	経営管理課
電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課
上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課
通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課
県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課
鉄道施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室
空港施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室

※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。

2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに総合政策部総務班（防災・危機管理課）に報告する。

6 被害情報等の報告内容（県各部局）

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

7 被害状況の報告（県総合政策局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

（1）災害即報

ア 県

県は、被害が発生したときは、市町村等から人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を直ちに国（総務省消防庁経由）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、国（総

務省消防庁経由)に報告するとともに関係機関へ連絡する。

イ 市町村

(ア) 市町村(防災担当課、消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(イ) 県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁経由)に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

(ウ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国(総務省消防庁経由)及び県災害対策本部(防災・危機管理課)へ同時に報告する。

ウ その他の機関

被害の状況を速やかに県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。(消防庁への被害情報報告先は資料編に掲載)

(2) 災害確定報告

ア 市町村 応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

イ 県 応急措置が完了した後、20日以内に、国(総務省消防庁経由)に報告する。

(資料「11-2 知事に対して行う災害報告事項」)

第2 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

1 有線電話(NTT西日本、各防災関係機関)

(1) 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめNTT西日本富山支店の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話（県総合政策局、県経営管理部、NTTドコモ）

(1) 県防災行政無線

災害時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

また、県は必要に応じ、(一財)自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。

(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

(2) 防災相互無線

防災相互通信用周波数には、158.35 MHz と 466.775MHz の2波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

(資料「7-5 富山県防災相互通信無線局」)

(3) 携帯電話

県は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

(4) 衛星通信

県は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

(5) 移動体通信事業者が提供するサービス

県は、携帯端末の緊急速報メール機能等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

(6) 公衆無線 LAN サービス

県は、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局）

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市町村長は、知事を通じて依頼する。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

ア 放送を求める理由

イ 放送の内容

ウ 発信者名及び受信の対象者

エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社
- カ 富山県ケーブルテレビ協議会

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」

「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定について」)

4 その他(各防災関係機関)

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市町村防災行政無線(地域防災無線を含む。)等他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

(1) 利用できる主な施設

- ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第 11 条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等(防災関係省庁を含む。)と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線

- イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

(資料「7-7 各市町村から対県通信計画」、「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

- ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線

(2) 相互協力

発受信者と無線局の設置者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力するものとする。

第3 広報及び広聴活動

震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

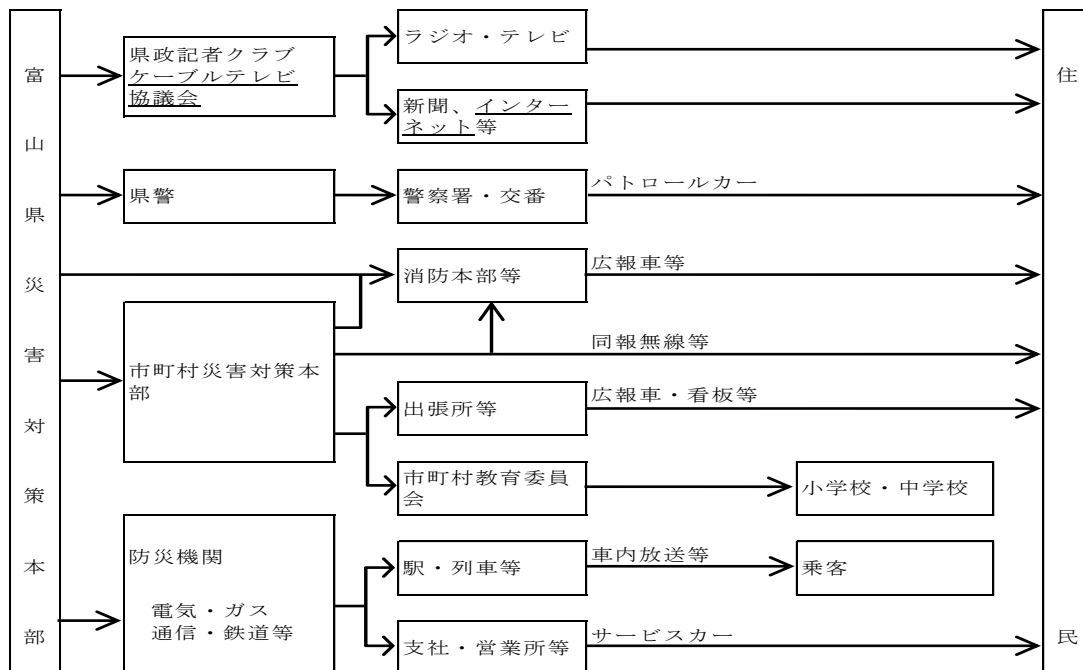
また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動（各防災関係機関）

(1) 実施機関

各機関が関係機関と連絡をとりながら、適切かつ迅速に行う。

震災時の広報活動フロー



(2) 広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）
- b 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- c 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(イ) 応急復旧活動段階の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
- b 住民の安否情報（市町村毎にとりまとめた被災者の氏名等）
- c 給食・給水実施状況（市町村への支援状況等）
- d 生活必需品の供給状況その他生活に密着した情報（県全域にわたる情報等）
- e 河川・港湾・橋梁等公共土木施設の被災、復旧状況

- f 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- g 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）

(ウ) 支援受入れに関する広報

- a 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者相談窓口の開設状況
- b 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(オ) その他必要事項

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）
- e 避難の指示、勧告（避難地域の状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(イ) 応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(ウ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者への相談サービスの開設状況

(オ) その他必要事項

(3) 災害報道

災害時においては、予警報、二次災害の警戒情報等を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、災害時の情報伝達にあたって積極的に活用するものとする。

ア 報道機関への発表

県、市町村及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するものとする。

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(イ) 発表は、原則として災害対策本部広報班長（広報課長）が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長（広報課長）に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長（広報課長）へ報告するものとする。

イ 災害報道の実施

情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

2 広聴活動等（県経営管理部、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 総合窓口の設置

災害対策本部に被災者からの相談、要望、苦情を受け付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

(2) 広聴活動の実施

ア 県

災害の規模や現地の状況を勘案し、又は被災市町村の要請に基づき、次のとおり市町村の広聴活動を支援する。

(ア) 被災地を巡回して移動相談を実施する。

(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び避難所に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部局に連絡して適切な処理に努める。

(ウ) 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を配置して警察関係の相談にあたる。

イ 市町村

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施するもの

とする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

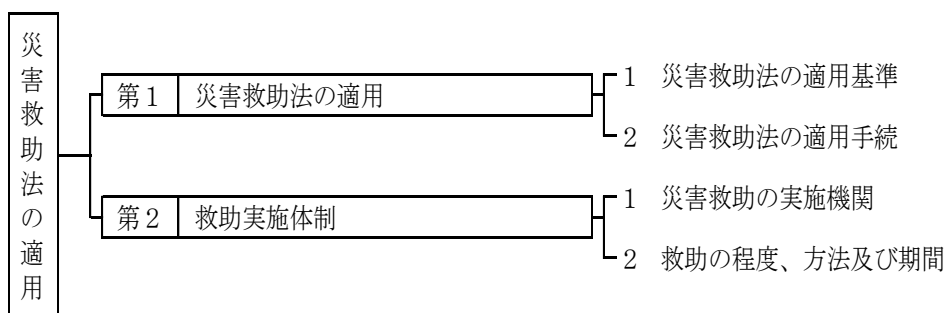
県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害救助法の適用

県内において、市町村の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定規模以上であること、多数の者が生命、身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合であること、そして、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、知事は災害救助法を適用する。

対策の体系



第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準（県総合政策局）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。（資料「5-1-2 富山県における災害救助法の適用基準」）

- (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が基準以上であること。
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が基準以上であること。
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（資料「5-1-1 災害救助法の過去の適用例」）

2 災害救助法の適用手続（県総合政策局、市町村）

- (1) 災害に際し、市町村における災害が、前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちに被害状況を知事に報告する。
- (2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に指示するとともに、内閣府に情報提供する。
- (3) 災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則（昭和41年富山県規則第24号）第3条により、告示する。

第2 救助実施体制

1 災害救助の実施機関（県厚生部、県関係部局）

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。
- (2) 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。（以下「救助の委任」という。）この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令第17条第1項）
- (3) 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。
- (4) 物資や土地の収用等にかかる災害救助法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

- (1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）
- (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

<救助の種類・期間>

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医 療	災害発生の日から14日以内
助 産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与 (教科書)	災害発生の日から1月以内
(文房具)	災害発生の日から15日以内
埋 葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

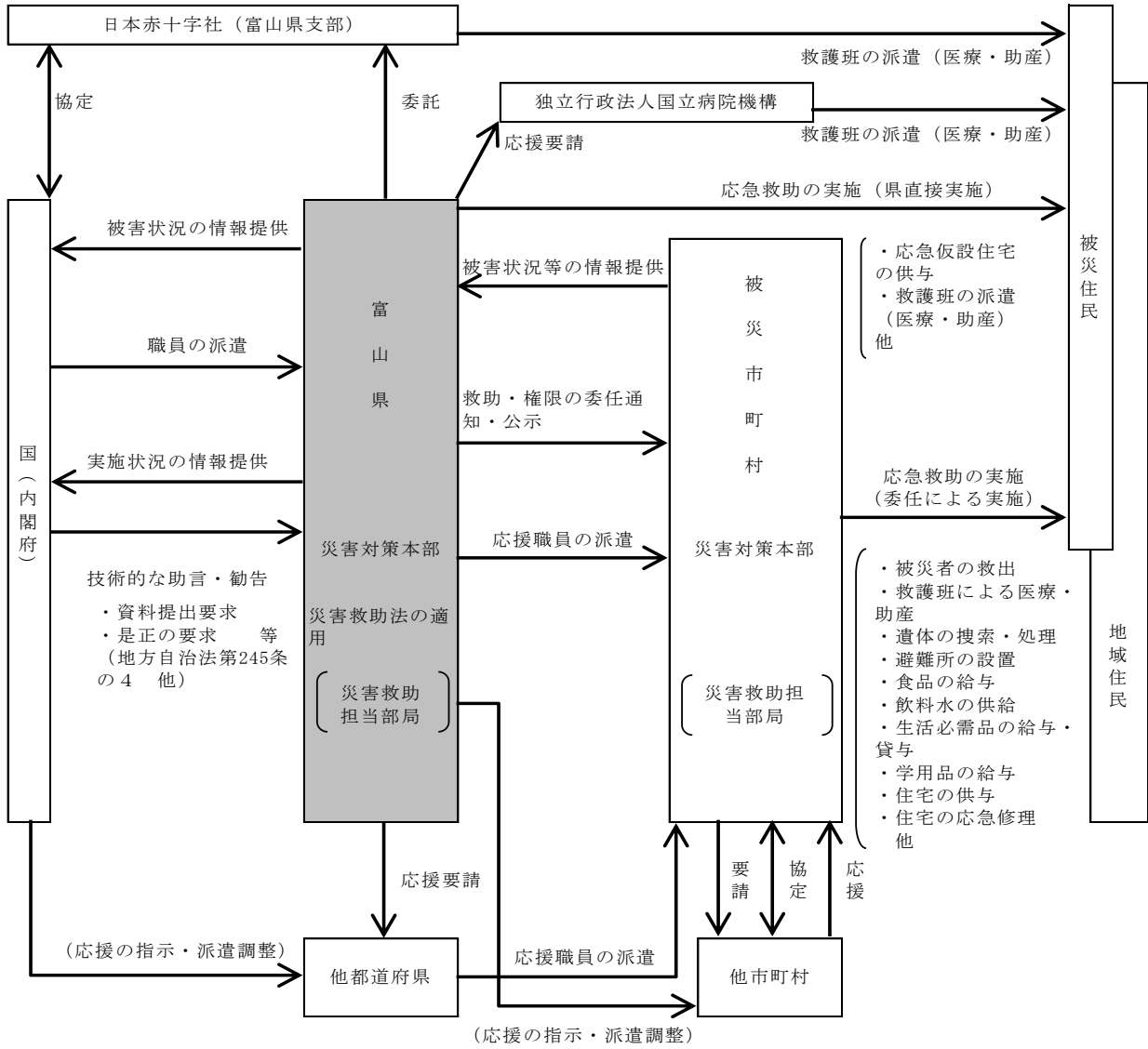
※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。

(令第3条第2項)

また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

(「資料12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)

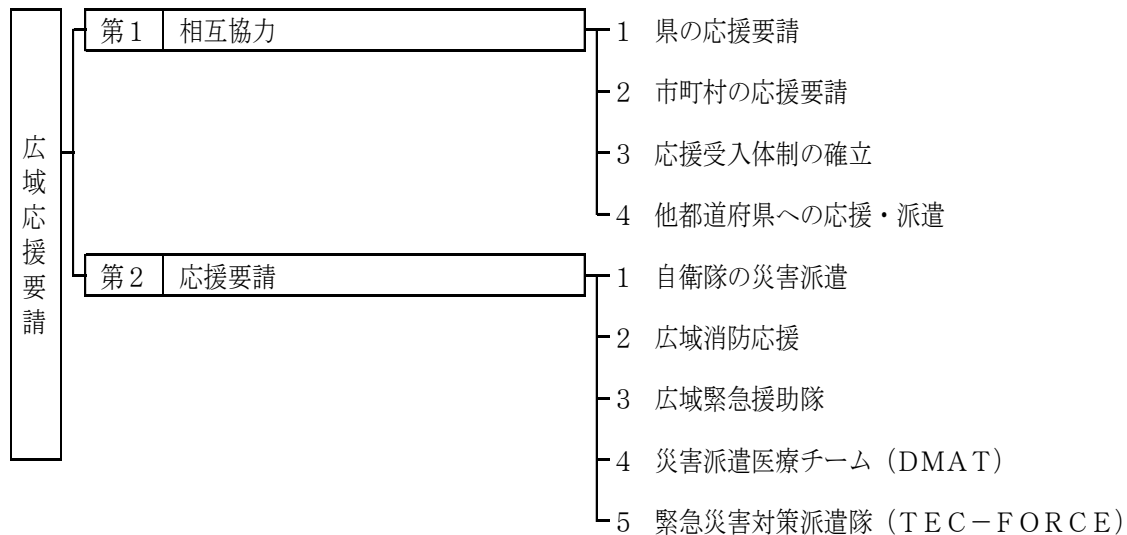
(災害救助法による応急救助の実施概念図)



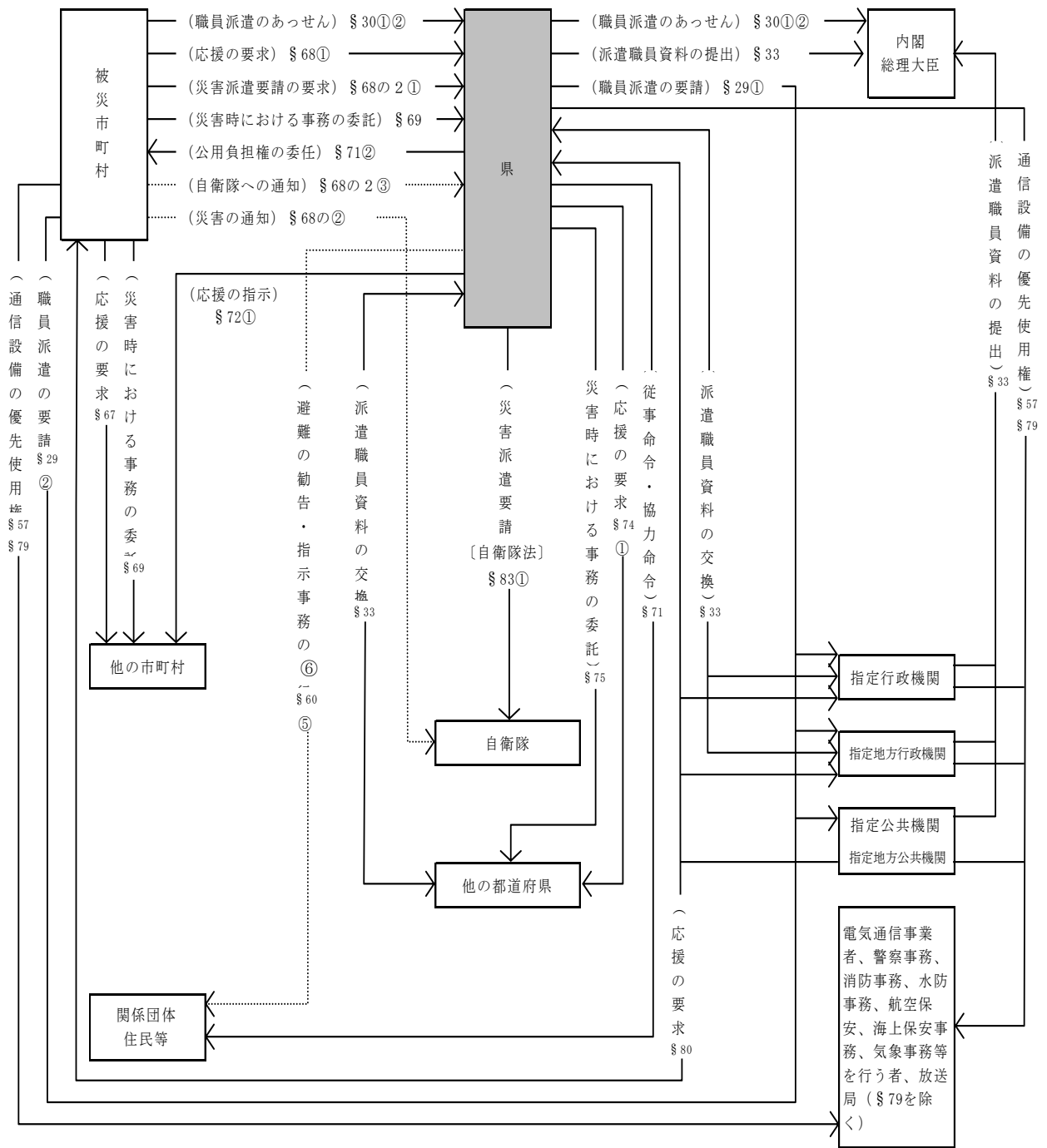
第6節 広域応援要請

災害の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

対策の体系



災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



第1 相互協力

災害が発生した場合、各防災関係機関は、必要に応じて、他の機関や団体などに協力を求めるなどして、災害対策を円滑かつ効果的に実施することが必要である。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。

1 県の応援要請（県総合政策局）

(1) 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策を応援するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他都道府県への要請

ア 相互応援協定に基づく要請

知事は、必要があると認めるときは、中部9県1市の「災害応援に関する協定」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。また、「被災市区町村応援職員確保システム」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、ブロックの幹事県、総務省等に対し、応援を要請する。

(ア) 被害の状況

(イ) 次に掲げるものの品名、数量等

- a 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- b 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等

(ウ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員

(エ) 応援の場所及び応援場所への経路

(オ) 応援の期間

(カ) その他必要な事項

(資料「12-6-2 災害応援に関する協定書」「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」

「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請

ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節について同じ。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の必要性
- (カ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんに求める。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請

知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(5) 公共的団体・民間団体等に対する要請

知事は、必要があると認めるときは、県の地域内における公共的団体・民間団体に対し協力を要請する。

2 市町村の応援要請（市町村）

(1) 他市町村への要請

市町村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあっせん要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、

次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関又は特定公共機関*の職員の派遣についてあつせんを求める。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市町村長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

※ 特定公共機関

その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれの地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

3 応援受入体制の確立（県総合政策局、市町村）

(1) 連絡体制の確保

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 受入体制の確保

県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（県総合政策局）

県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた

場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(1) 支援体制の確保

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。

(2) 被害情報の収集

県は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害情報の収集を速やかに行い、支援活動を検討する。

(3) 応援の実施

県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

第2 応援要請

災害の規模や情報収集した被害情報から、自衛隊等の派遣を要請する必要がある場合、知事は、直ちに自衛隊等に派遣要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県総合政策局、市町村、各関係機関）

知事は、災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請の手続き

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア 要請者 知事

イ 要請手続

知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(資料「12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書」「12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」)

ウ 要請文書あて先

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

(2) 災害派遣要請の依頼手続き

ア 依頼者 市町村長又は関係機関の長

イ 依頼手続

市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、

直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。

イ 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

ウ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡員の派遣依頼

県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前には、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。

(5) 災害派遣部隊の受入体制

ア 災害救助復旧機関との調整

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(ア) 作業箇所及び作業内容

(イ) 作業の優先順位

- (ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- ウ 活動拠点の確保

知事及び市町村長は、次の活動拠点を確保する。

- (ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）
- (イ) 資機材置場、炊事場
- (ウ) 駐車場
- (エ) ヘリコプター離着陸場

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊（千人規模）で約15,000㎡、師団（約1万人程度）で約140,000㎡以上の地積が必要である。

（資料「8－ 8 自衛隊ヘリコプター諸元」「8－10 ヘリポートの準備」）

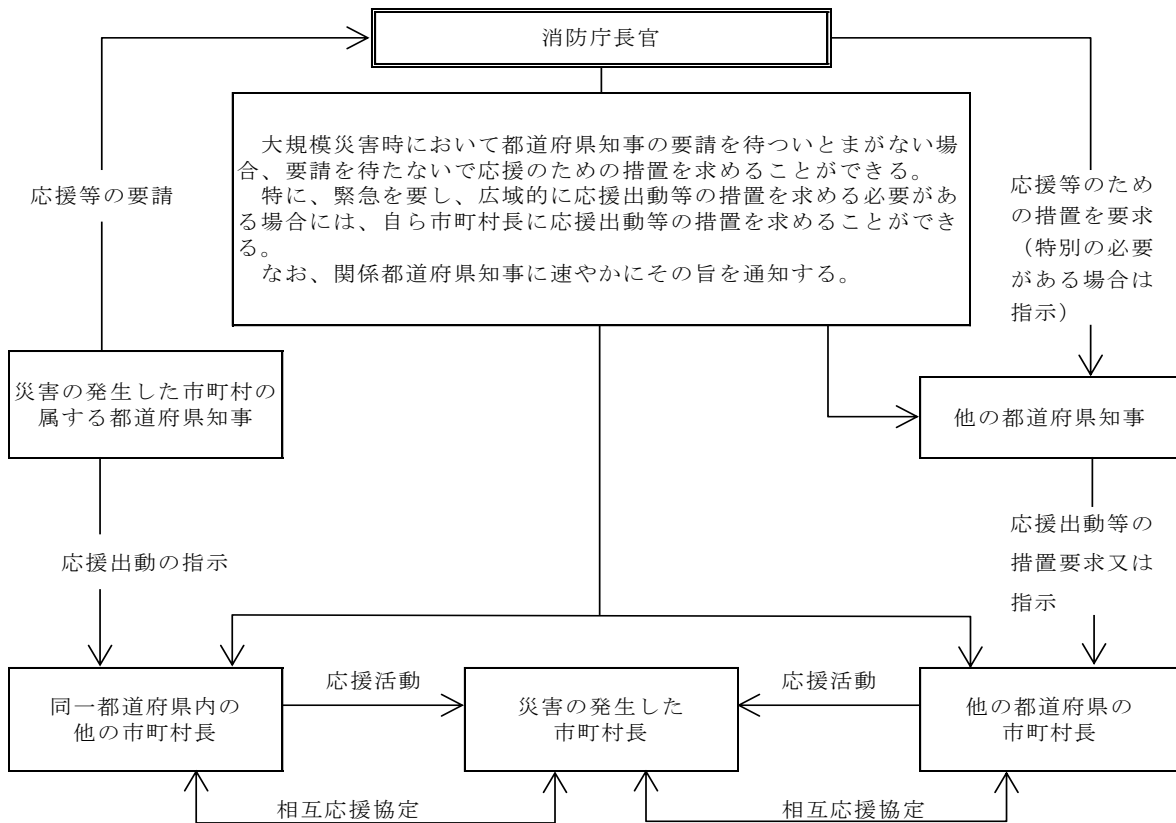
(6) 災害派遣の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

2 広域消防応援（県総合政策局、市町村）

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー
(消防組織法第44条関係)



(1) 市町村消防相互の応援協力

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、昭和44年3月7日、県内市町村相互の応援協定を締結している。

(資料「12-9富山県市町村消防相互応援協定」「12-5県及び市町村等の応援協定締結状況」)

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。

ア 緊急消防援助隊

国内で発生した大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第45条に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編制されている。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

(資料「12-13 各都道府県が被災地となった場合に24時間以内に到着する都道府県隊一覧」)

イ 広域航空消防応援

大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や応援援助隊を早期に派遣することが極めて有効である。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。（資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」）

3 警察災害派遣隊（県警察本部）

警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。

公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）（県厚生部）

（1）応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

（2）広域医療搬送

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設（SCU）を設置する。

※広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit、略称「SCU」）

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点到設置される。

被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。

5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

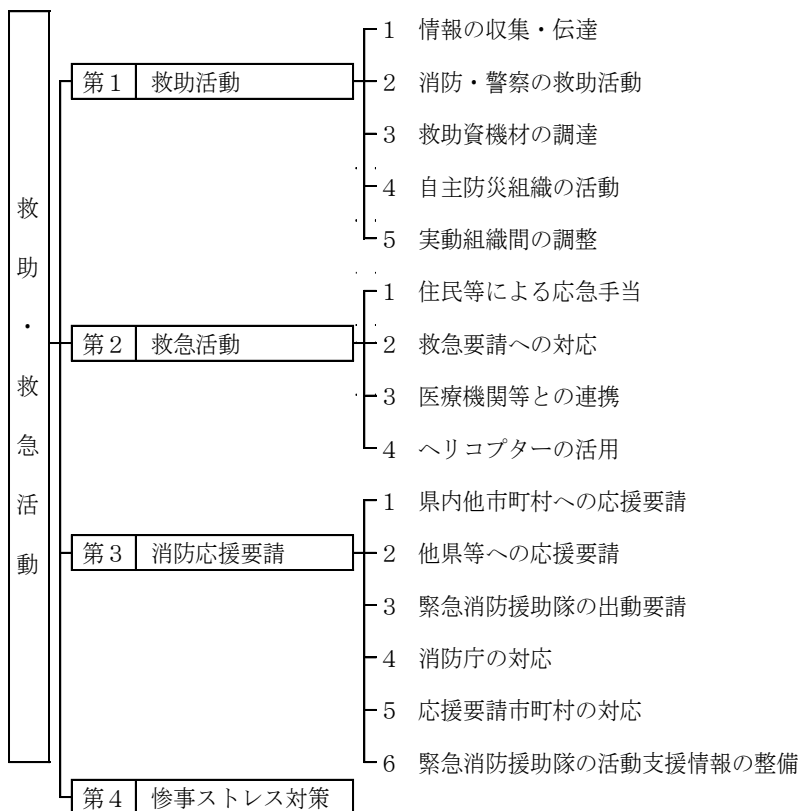
知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第7節 救助・救急活動

集中豪雨、台風等のときには、風水害により、早急に救助、救急を必要とする事象が多量に発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、海上保安部、施設等の管理者、関係防災機関等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行う。

対策の体系



第1 救助活動

消防、警察、自衛隊及び施設等の管理者は、風水害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集・伝達（県警察本部、市町村）

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 消防・警察の救助活動（県警察本部、市町村）

- (1) 多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をとる。
- (2) 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を指示する。
- (3) 災害発生初期においては、住民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な搜索

活動を行う。

(4) 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。

ア 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。

イ 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。

(5) 災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、NPO法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

3 救助資機材の調達（各防災関係機関）

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

4 自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。

(2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

5 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第2 救急活動

消防等は、災害時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救急要請への対応（市町村）

(1) 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

(2) 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

3 医療機関等との連携（県厚生部、市町村）

(1) 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

(2) 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 ヘリコプターの活用（県総合政策局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他県市、自衛隊及び海上保安部に応援を要請する。

第3 消防応援要請

市町村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請（県総合政策局、市町村）

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 緊急消防援助隊の出動要請（県総合政策局、市町村）

(1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

イ 応援要請日時、必要応援部隊

ウ その他の情報（必要資機材、装備等）

(2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求められることができることとなっている。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求め必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求められることができる。

また、南海トラフ地震等の大規模な災害又は毒性物質等の発散などの特殊な災害等の発生時に

においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。

なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。

4 応援要請市町村の対応（市町村）

応援要請した市町村は次により受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊が効率的に活動できるよう指揮命令、連絡体制の明確化
- (2) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (3) 応援消防隊に対する給食、宿泊手配等
- (4) 資機材の手配、現場への道案内等

5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- (1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- (2) 水利の情報
 - ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- (4) 住民の避難場所の情報
- (5) 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第4 惨事ストレス対策（各防災関係機関）

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

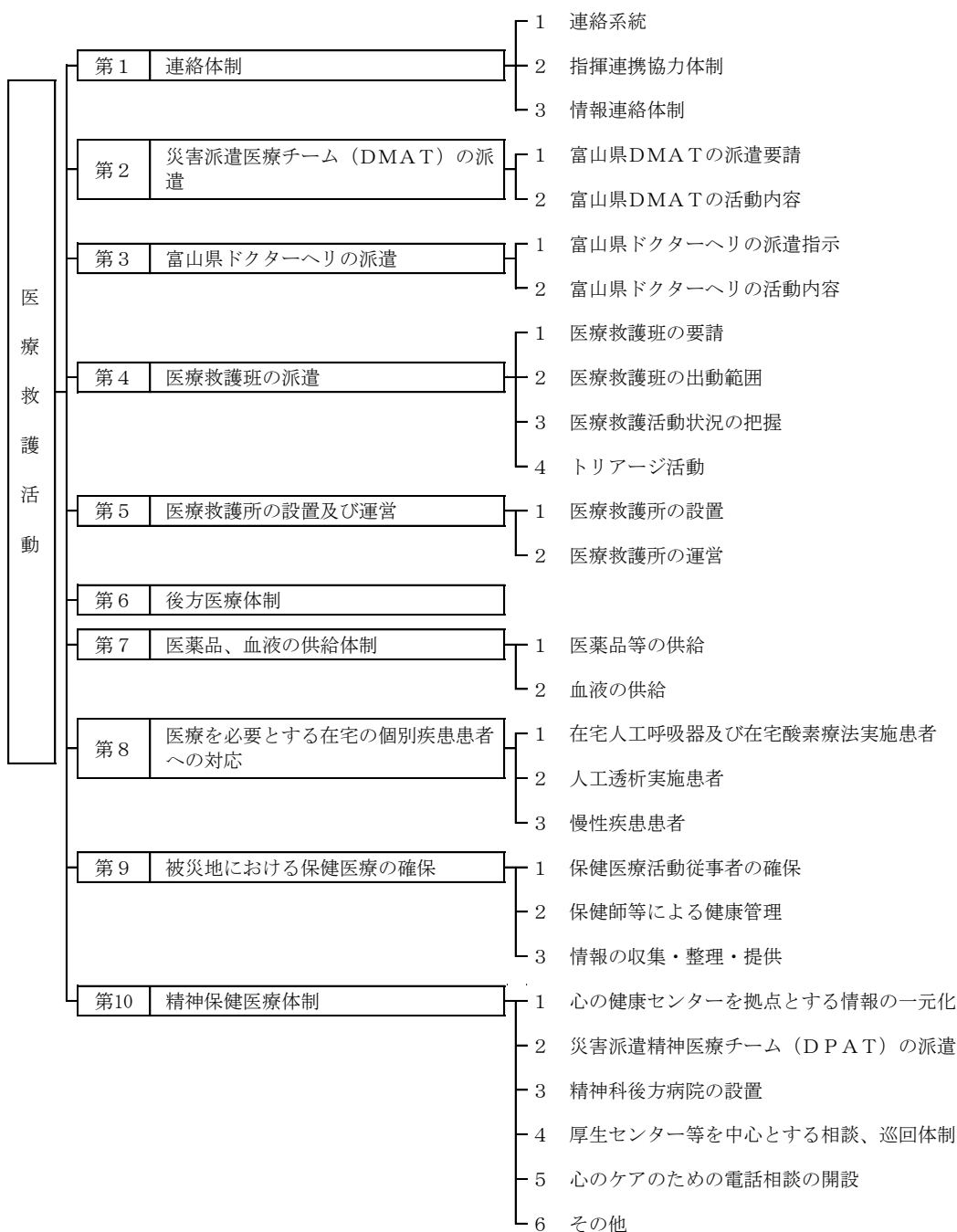
第8節 医療救護活動

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本節では、医療救護に係る連絡体制、医療救護班の派遣、医療救護所の設置及び運営、後方医療体制等の施策を定める。

対策の体系



第1 連絡体制

1 連絡系統（県厚生部）

(1) 連絡系統は、別図のとおりとする。

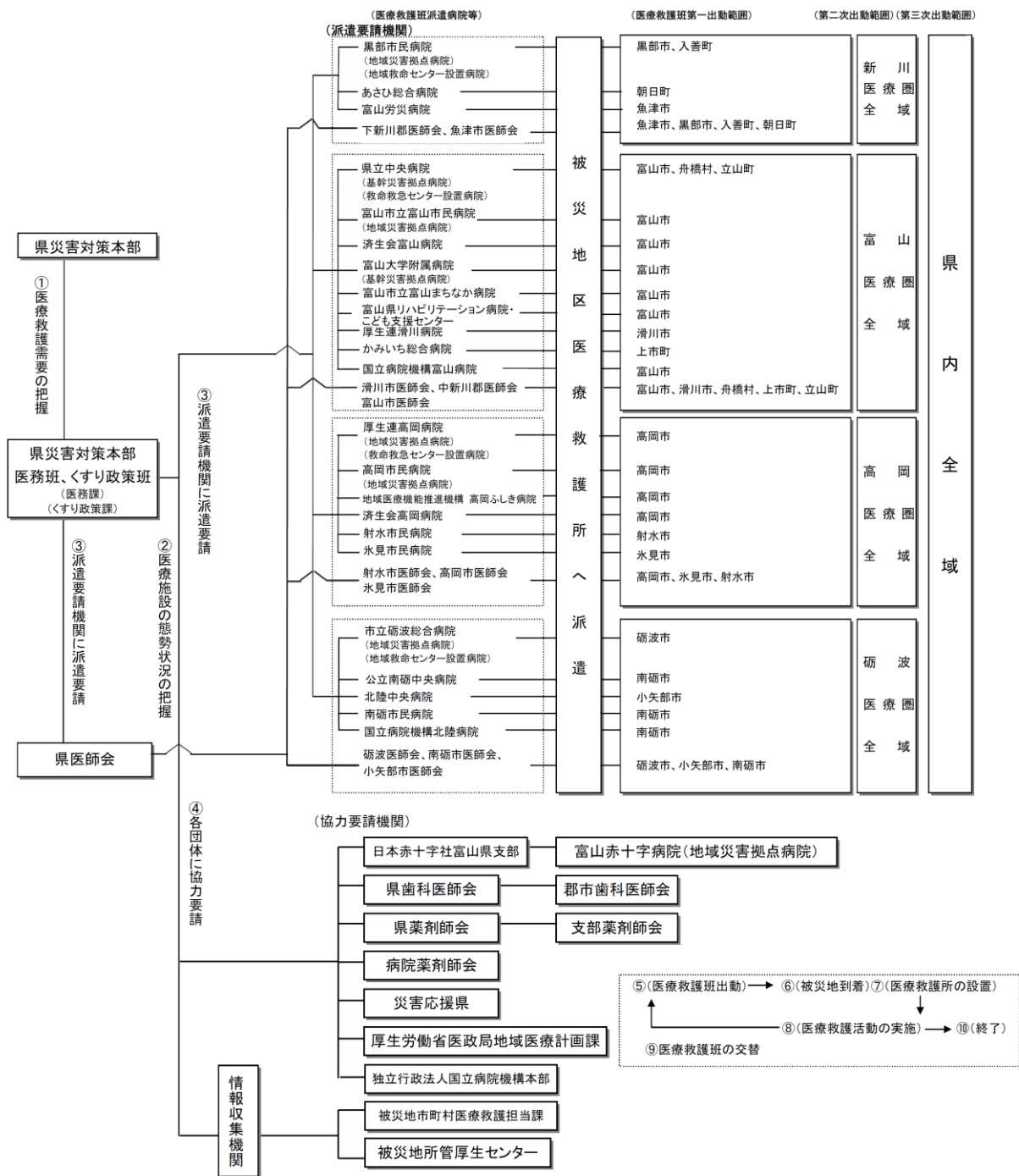
(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。

ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請があったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等を出動させるものとする。

ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、緊急でやむを得ない事情が発生したために、即刻出動させる必要がある場合。

イ 県災害対策本部医務班との通信の途絶などのため、要請を待って出動すると、医療救護の時機を失する場合

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



2 指揮連携協力体制（県厚生部）

- (1) 医療救護班の基本的な行動については、県災害対策本部医務班の指示に従うものとする。
- (2) 現場における活動については、他団体との連携により実施する。

3 情報連絡体制（県厚生部）

- (1) 医療救護活動に係る連絡体制
 - ア 情報連絡は、指揮連絡系統に基づき、正確かつ迅速に行う。
 - イ 各所轄厚生センターが被災地市町村医療救護担当課の協力を得て、医療救護活動に係る情

報収集を行い、関係機関に伝える。

(2) 後方病院等との連絡体制

後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。

第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

1 富山県DMATの派遣要請（県厚生部）

知事は、富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。

富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DMATを出動させる。

2 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- (3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- (4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

第3 富山県ドクターヘリの派遣

1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部）

市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。

2 富山県ドクターヘリの活動内容

富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の現場派遣
- (2) 患者の搬送

(3) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第4 医療救護班の派遣

1 医療救護班の要請（県厚生部）

医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。

（資料「9-9 医療救護班設置要綱（医療救護班派遣要請書）」）

2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）

(1) 災害時の医療救護班の出動範囲は、原則として、医療救護班派遣病院が所在する市、町又は各郡市医師会の会員が所在する市町村とする。

ただし、当該市、町の公的病院及び当該郡市医師会の医療救護班のみで対応できない場合は、近隣の公的病院の及び各郡市医師会の医療救護班が出動する。（資料「9-2 公的病院名簿」）

(2) 公的病院が所在しない町、村で災害が発生した場合は、各医療圏の災害拠点病院及び各郡市医師会を中心とした医療救護班が出動する。

3 医療救護活動状況の把握（県厚生部）

公的病院及び所轄厚生センターは、被災地の医療救護活動状況を県災害対策本部医務班に報告する。

4 トリアージ活動（県厚生部）

被災現場及び医療救護所におけるトリアージは、各医療救護班が責任をもって行う。

第5 医療救護所の設置及び運営

1 医療救護所の設置（市町村）

市町村は、災害後、あらかじめ指定した医療救護所の中から医療救護所を設置する。ただし、指定した医療救護所以外にも必要な場所があれば、適宜、医療救護所を設置する。

2 医療救護所の運営（県厚生部、市町村）

(1) 医療救護班は、医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護所の管理者は、市町村災害対策本部の指示により活動する。

(3) 市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。

(4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第6 後方医療体制（県厚生部）

1 後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請

する。

- 3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

第7 医薬品、血液の供給体制

1 医薬品等の供給（県厚生部）

(1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給

県は、医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等を市町村や医療救護班等の要請に応じて、速やかに供給する。

不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。

（資料「9-15 災害救護用医療セットの内容品内訳書」

「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）

(2) 3日目以降の医薬品等の供給

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達し供給する。

2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部）

血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。

不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。

第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応

1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者（県厚生部）

県は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法を実施している患者の生命の安全を確保するため、関係機関の協力を得て、患者の療養状況及び必要な場合は受入れ可能な医療機関の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

2 人工透析実施患者（県厚生部）

県は、災害時の人工透析医療を確保するため、関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

3 慢性疾患患者（県厚生部）

県は、難病患者や特殊な医療を必要とする慢性疾患患者に対する医療を確保するため、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第9 被災地における保健医療の確保

1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部）

- (1) 県は、医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動

従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

- (2) 県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、災害援助協定に基づき、他の都道府県に派遣を依頼する。
- (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村）

- (1) 県及び市町村は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。
なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。
- (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

3 情報の収集・整理・提供（県厚生部）

県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。

第10 精神保健医療体制

災害時には、精神保健医療機関における一時的混乱やライフラインの機能の停止、又は精神病院の倒壊等により、精神保健医療機能の低下が予想される。被災者の精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなどの事態に対応するため、災害時の精神保健医療体制を確立する。

1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化（県厚生部）

精神保健医療情報を心の健康センターに一元化する。心の健康センターは他の診療科との連携を図り、公立病院をはじめとする各病院、厚生センター、避難場所から情報を収集・提供する。

2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）

(1) 富山県DPATの派遣要請

知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。

富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。

(2) 富山県DPATの活動内容

富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。

ア 情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント

イ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援

ウ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応

- エ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援
- オ メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等

3 精神科後方病院の設置（県厚生部）

公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は富山県D P A Tを支援する。

4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）

精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び富山県D P A Tと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。

なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等と連携を図る。

5 心のケアのための電話相談の開設（県厚生部）

被災者が気軽に相談できるように、避難所において、心のケアのための電話相談を行う。

6 その他（県厚生部）

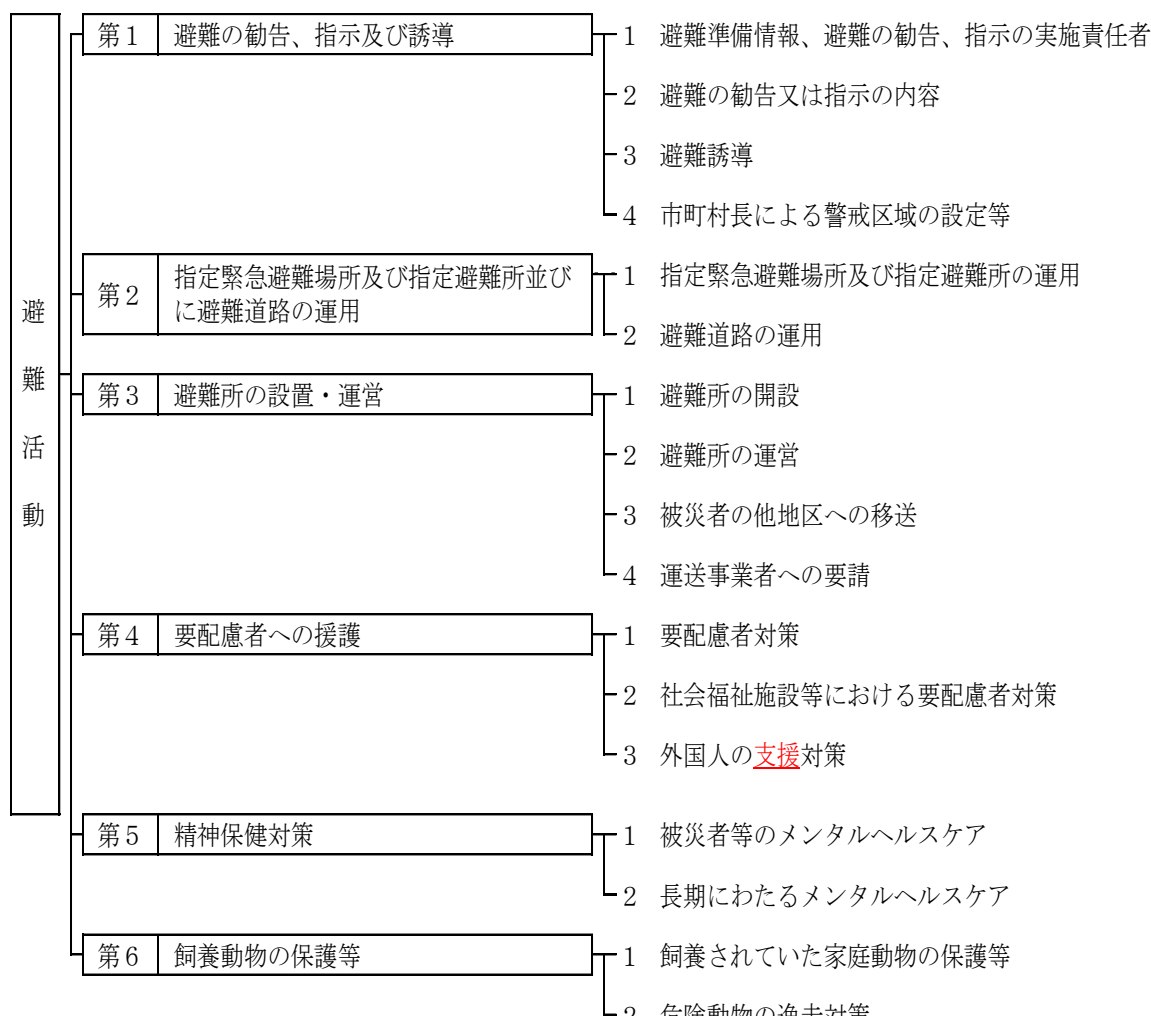
- （1）麻薬及び向精神薬取締法があることから、精神科医療に必要な薬の確保に留意する。
- （2）患者の搬送手段及び精神科医療に必要な情報（カルテの写しや処方箋等）の伝達手段の確保に努める。

第9節 避難活動

集中豪雨、台風等のときには、洪水、地すべり、がけ崩れ、高潮等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市町村は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

対策の体系



第1 避難の勧告、指示等及び誘導

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県総合政策局、県土木部、県警察本部、市町村）

避難の勧告、指示等の実施責任者は次のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。実際に勧告又は指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備等	市町村長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	市町村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条) (知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条) (知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別の必要があると認められるとき。
		災害発生情報の伝達	災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条 海上保安官)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
自衛官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	

市町村長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難勧告等の発令の際には、それに対応する警戒レベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難勧告を基本とし、避難指示（緊急）については、必ず発令するものではなく、緊急時にまたは重ねて避難を促す場合などに運用するものとする。

また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性がある判断される場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するものとする。

なお、災害発生情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するもの

とする。

また、市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告又は指示等を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。なお、県は市町村長からの求めがあるときは、避難の勧告、指示等に関する意思決定のための助言を行うものとする。

県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。

なお、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成するときは、県、気象官署、河川管理者、海岸管理者、砂防関係機関等は、積極的な連携を図るものとする。

警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動
警戒レベル5 (市町村)	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4 (市町村)	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
	避難勧告	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
警戒レベル3 (市町村)	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報	災害への心構えを高める。

※災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるもの。

2 避難の勧告又は指示等の内容（伏木海上保安部、自衛隊、県総合政策局、県土木部、県警察本部、市町村）

避難の勧告又は指示は次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難勧告又は指示の理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難勧告の内容に準じて高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、市町村は、住民に対して避難勧告等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留

意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

なお、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

3 避難誘導（県警察本部、市町村）

（1）市町村

避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

（2）消防機関

ア 避難の勧告又は指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。

イ 避難が開始された場合は、消防職団員により、避難誘導にあたる。

（3）警察

市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。

ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することな

く再避難の措置を講ずる。

(4) 自主防災組織

自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難誘導に配慮する。

4 市町村長による警戒区域の設定等（伏木海上保安部、自衛隊、県警察本部、市町村）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は次の措置をとることができる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地の一時使用等

ウ 現場の被災工作物の除去等

エ 住民を応急措置の業務に従事させること

(2) (1) の場合において、市町村長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（県総合政策局、市町村）

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所の運用は、原則として指定緊急避難場所及び指定避難所所在の市町村が行う。

なお、2以上の市町村にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所及び指定避難所の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。

(1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を配置すること。

イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。

ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること。

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること。

オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること。

カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は避難場所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

(2) 県は、市町村から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。

ウ 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や進行禁止の交通規制をする。

エ 避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。

(2) 幹線避難路の確保

市町村は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第3 避難所の設置・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設（市町村）

(1) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。

(3) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。

(4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。

(5) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。

(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(7) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の運営（県総合政策局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）

(1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の

伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(2) 管理要員は、避難所に収容されている避難者数をはじめ、様々な情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。

そして、市町村災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 避難者名簿

イ 物資管理簿

ウ 避難所状況報告

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(3) 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運營業務に協力する。

(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

(7) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

3 被災者の他地区への移送（県総合政策局、市町村）

(1) 市町村

ア 被災地区の市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した市町村長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。

エ その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。

(2) 県及び受入市町村

ア 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。

イ 知事は、移送先が決定したら直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を要請し、受入態勢を整備させる。

ウ 県から被災者の受入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備する。

エ 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定め実施する。

4 運送事業者への要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

第4 要配慮者の支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 要配慮者対策（県総合政策局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の避難支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ 被災市町村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

(2) 要配慮者の支援

ア 福祉避難所の設置

被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整

備に努めるものとする。

イ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。(見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ)

エ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

(1) 入所者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ策定した防災応急計画等に従い、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市町村と定めた手順にしたがい、県又は市町村へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の破損等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 外国人の支援対策（県総合政策局、県観光・地域振興局、市町村、報道機関）

(1) 外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避

難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第5 精神保健対策

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）

(1) 診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATはともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。

(2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。

必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。

(3) 富山県DPATは、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア（県厚生部）

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。

被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携しPTSD等に対応する専門的な支援を実施するなど、県民の心の健康の保持や治療に努める。

※ PTSD（心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorders））

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第6 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

（1）被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

（2）避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

2 危険動物の逸走対策（県厚生部）

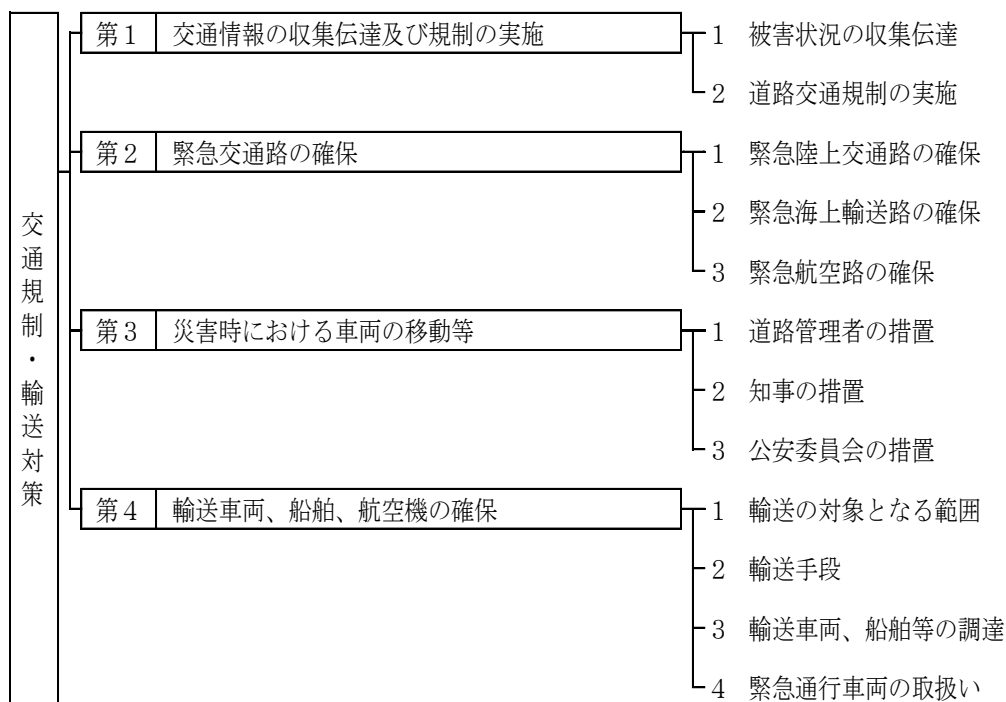
危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第10節 交通規制・輸送対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

対策の体系



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

（資料「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」）

（1）交通規制の内容

ア 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央

部は緊急通行車両の通路として確保する。

イ 道路管理者は、降水量の状況、風の状況、道路橋梁の冠水、破損、欠壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

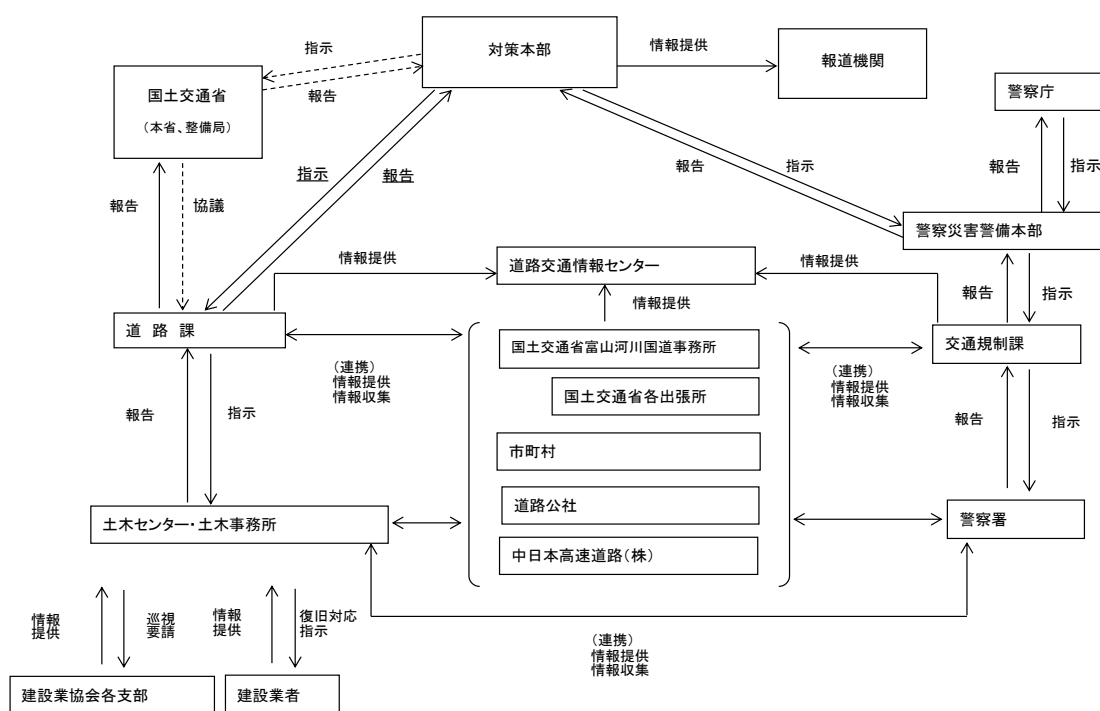
ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。

エ 県公安委員会は、県境においては、隣接県公安委員会の協力を得て、県内方向への車両通行禁止又は迂回措置をとる。

(2) 交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

交通情報の収集伝達フロー



第2 緊急交通路の確保

1 緊急陸上交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急通行確保路線を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。また、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置を行ったときは、その旨を当該命令をし、又は措置をした場所を管轄する警察署に通知しなければならない。

2 緊急海上輸送路の確保（伏木海上保安部、県農林水産部、県土木部、市町村）

港湾・漁港管理者は、船舶による救援物資、要員等の緊急輸送に対応するため、海上輸送拠点施設に至るまでの航路等海上輸送における緊急輸送路を確保する。

(1) 船舶受入港湾・漁港施設の指定

港湾・漁港管理者は、災害が発生したときは、直ちに関係機関と連携し、港湾・漁港施設の被害状況を調査するとともに、被害があった場合には速やかに応急復旧を行い、港湾・漁港施設の機能確保に努める。

また、被害の調査結果をもとに、速やかに緊急輸送用船舶を受け入れる港湾・漁港施設を指定する。

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

また、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

なお、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより、水路の安全を確保する。

3 緊急航空路の確保（県総合政策局）

災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。このため、県災害対策本部[航空運用調整班](#)は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着

陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター動態管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。

第3 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するにあたり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。

また、輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

1 輸送の対象となる範囲（県総合政策局）

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資
- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 国、県、市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段(自衛隊、伏木海上保安部、県総合政策局、市町村、各運送事業者)

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 陸上輸送

ア 乗用車、貨物自動車、バス(以下「車両」という。)による輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

(ア) 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。

(イ) 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。

(ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

(資料「8-1 県有車両車種別」「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

イ 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

(2) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

イ 不足を生ずる場合は、民間船舶(漁船を含む。)へ協力を要請する。

ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(資料「8-6 船舶による輸送」)

(3) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。

イ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や自衛隊へ支援を要請する。

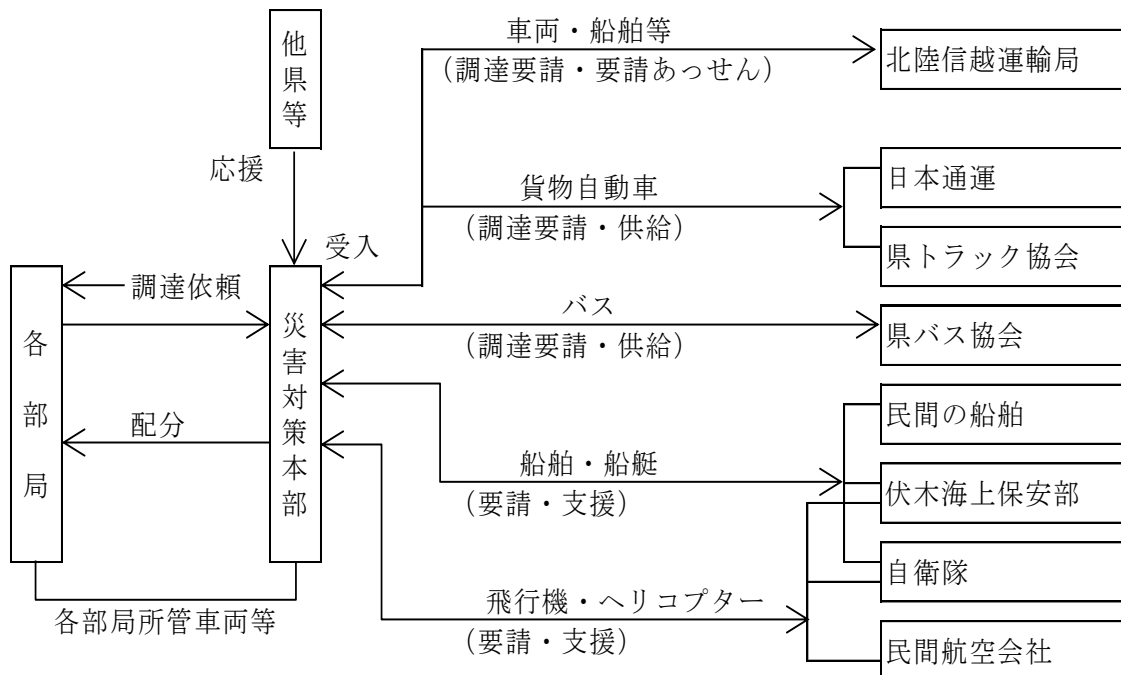
ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」「8-9 場外着陸場一覧」「8-10 ヘリポートの準備」)

3 輸送車両、船舶等の調達（北陸信越運輸局、自衛隊、伏木海上保安部、県各部局、市町村、日本通運、県トラック協会、JR西日本）

(1) 県



ア 各部所管の車両等は、第一次的に所管の部が使用するものとする。ただし、必要に応じて、災害対策本部管財班が集中管理して運用するものとする。

イ 各部において、所管の車両等だけでは不足する場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時を明示のうえ、管財班長（管財課長）に車両等の調達を依頼するものとする。

ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあつては、建設技術企画班、農林水産部にあつては農林水産企画班に依頼するものとする。

ウ 他都道府県及び防災関係機関から車両等の供与があつたときは、管財班において使用を調整するものとする。

エ 車両等が不足する場合は、北陸信越運輸局の関係事業者に対する協力要請により、所要数を調達するよう努力し、必要によっては、北陸信越運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保するものとする。

(2) 市町村

市町村は、車両、船舶等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を確保する。なお、車両等が不足する場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に対し、調達、あつせん等を要請する。

ア 輸送区間及び借上期間

- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

(3) 北陸信越運輸局

災害輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により、船舶、車両の調達に関する連絡調整を行うものとする。

特に、災害の救助のための必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対しては輸送命令を発する。

(4) 西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道(株)は、県の要請確認に基づき、臨時列車の運行、迂回運転、災害応急対策用物資や人員の優先輸送の措置をとるとともに、被災者移送用に使用する乗合自動車の供給に努める。

4 緊急通行車両の取扱い（県総合政策局、県警察本部、中日本高速道路(株)）

(1) 緊急通行車両の確認

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は規制され、この規制措置のもとで、緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認を円滑に行うものとする。

ア 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては総合政策局防災・危機管理課、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。

イ 確認対象車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- (カ) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

ウ 確認手続き

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、緊急通行車両の事前届出制度を設けており、当制度の効果的な運用に努める。

(資料「8-11-1 緊急通行車両の事前届出・確認手続等要領」)

(2) 緊急通行車両用燃料の優先供給

県及び市町村の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）

ア 緊急自動車

緊急自動車(道路交通法第39条第1項)が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路(株)等の指示によるものとする。

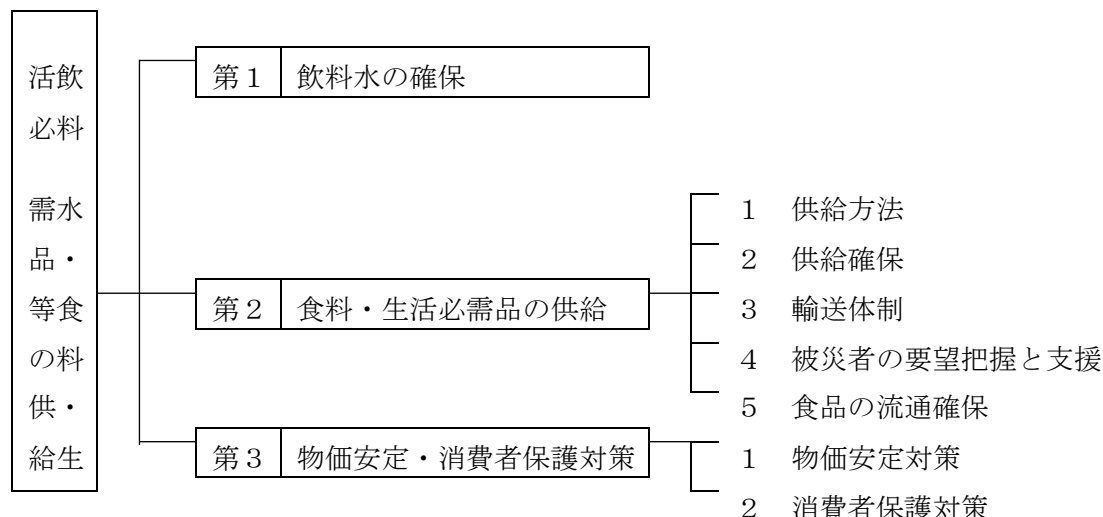
イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第11条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。

第 1 1 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

県及び市町村は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

対策の体系



第 1 飲料水の確保（市町村）

市町村は、災害直後の住民の生命維持に必要な飲料水量として一人一日 3 リットル程度を確保する。

- 1 市町村は、災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策をたてるとともに、正確な情報を断水地区の住民に広報する。
- 2 市町村は、住民の飲料水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、住民の備蓄水などにより対処する。
- 3 市町村は、断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。
- 4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。（資料「5－ 8 応急給水用具等」「5－14 県内の上水道資機材等の保有状況」）

第 2 食料・生活必需品の供給

市町村は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施する。また、必要な生活必需品を迅速に供給する。

1 供給方法（市町村）

- (1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

（1）非常食・生活必需品

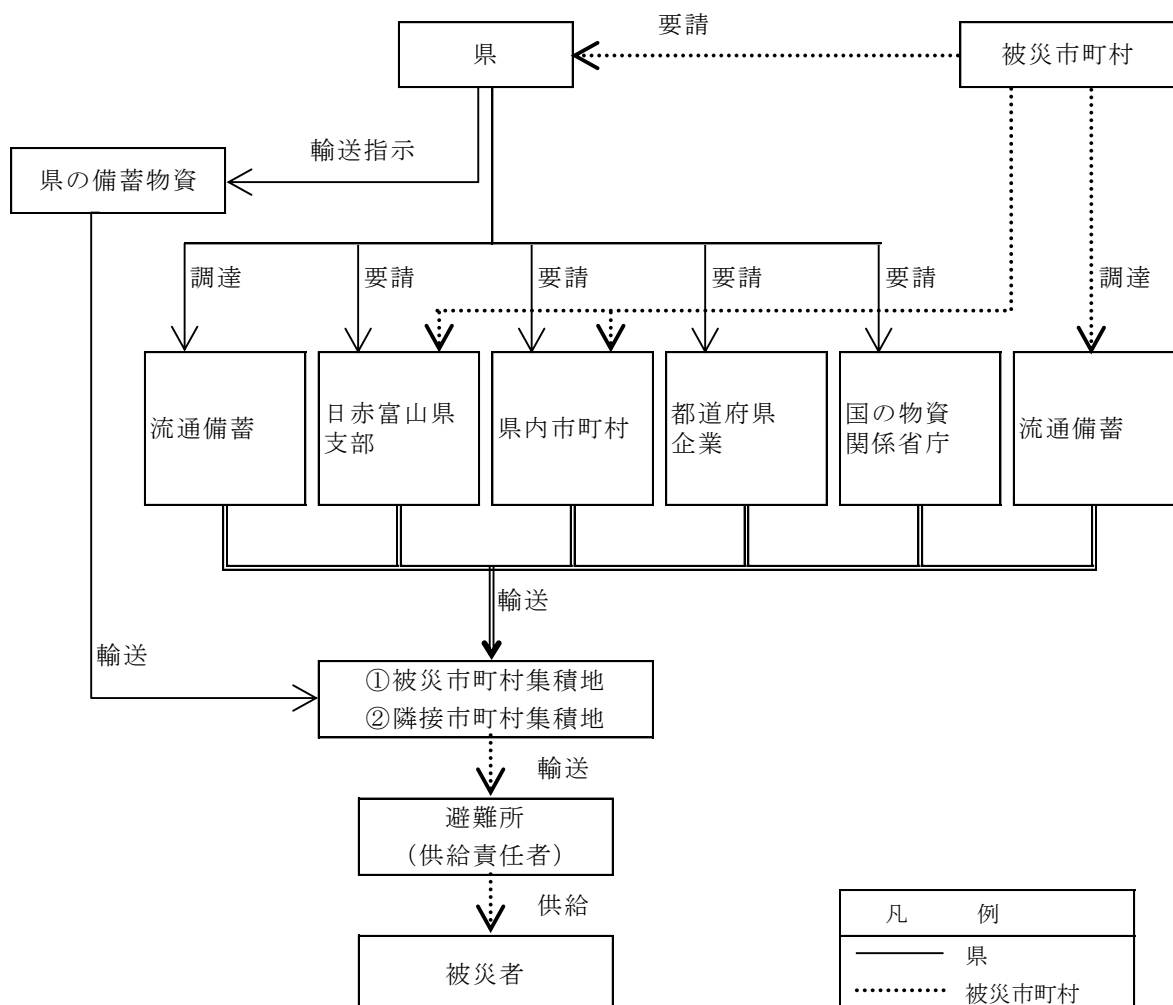
県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

ア 被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。

イ さらに被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。

ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。

※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊出し、資機材及び人的供給をいう。



(2) 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省政策統括官に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省政策統括官を通じて他県からの応援で対処する。

(3) 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達あつせんする。

(4) 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制

各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
市町村	1 市町村は、災害時において市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。
県厚生部	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は県厚生部が被害状況から必要と認めたときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日本赤十字社富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食料・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。
農林水産省政策統括官	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しを要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省政策統括官に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省政策統括官は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

（資料「5－3 主食類応急調達系統図」「5－5 主要食料品の生産量」
「5－6 主要食料品の生産業者所在地」「5－7 生活必需物資応急調達可能数」
「5－10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」「5－16 災害救助物資備蓄状況」）

3 輸送体制（各防災関係機関）

(1) 食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が被災市町村と連絡を密にし、輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。

(2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。

県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、（一社）富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、（一社）富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。

- (3) 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

4 被災者の要望把握と支援（県厚生部、市町村）

- (1) 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市町村に連絡する。
- (2) 市町村で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市町村の要請に基づき県が応援する。

5 食品の流通確保（県農林水産部）

災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。

卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。

- 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。
- 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。
- 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。

第3 物価安定・消費者保護対策

被災地の住民に対しては、災害救助法に基づき食品、生活必需品の供与が行われることとなるが、それらの物資が基礎的な物資に限られ、かつ、時限措置であることから、あわせて、民間事業者による生活必需品等の供給が、被災地において円滑に行われることが必要である。

このため、県及び市町村は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけこんだ悪質商法を監視する。

1 物価安定対策（県生活環境文化部）

- (1) 物価の監視及び調査

ア 生活必需品

(ア) 県は、生活関連物資について、県内の小売業者に対し価格監視を行う。

(イ) 県は、生活関連物資について、富山県くらしのアドバイザーによる小売店舗への価格調査を実施する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃及び家屋修理費について、県内の宅地建物取引業者や建築業者に対し、便乗値上げを防止するため、価格監視を行う。

(2) 民間事業者への要請

ア 生活必需品

県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県食品スーパーマーケット協議会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、(一社)富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃については(公社)富山県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、(一社)富山県建築組合連合会、(一社)富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。

ウ その他

前記(1)の物価の監視により不当な値上げが認められた場合には、県は値上げの理由を聴取するなどして、不当な値上げを抑制する。

(3) 物価情報の収集及び提供

県は、次のとおり物価情報の収集に努めるとともに、県民に情報を提供する。

ア 「物価ダイヤル」(TEL 076-444-3129)により、便乗値上げなどの情報を県民から収集するとともに、物価の監視及び調査の結果について県民に提供する。

イ 県民の物価に関する意識や物価行政に対する要望について、富山県くらしのアドバイザーに対する意識調査を実施する。

ウ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に物価情報を提供する。

エ インターネット等を活用し、物価情報を県民に提供する。

オ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に物価情報を提供し、県民への提供を依頼する。

2 消費者保護対策(県生活環境文化部、市町村)

(1) 消費生活相談の充実強化

県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。

ア 消費生活センターの相談受付時間の延長等により、相談体制を強化する。

イ (一社)生命保険協会、(一社)日本損害保険協会及び富山県電器商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。

ウ 富山県弁護士会から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、賃借住宅や賃借マンション等のトラブルに関する「弁護士相談室」を開設する。

(2) 悪質商法の監視

県及び被災市町村は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察との連携を密に行い、監視を強化する。

(3) 消費生活情報の提供

県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。

- ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。
- イ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に消費生活情報を提供する。
- ウ インターネット等を活用し、消費生活情報を県民に提供する。

(4) 消費者啓発

被災地において、悪質商法の発生が認められる場合には、県は、次のとおり積極的に県民啓発を行う。

- ア インターネット等を通じて、県民に注意を呼びかける。
- イ ポスター及びチラシを配布し、県民に注意を呼びかける。
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、県民啓発を依頼する。

第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

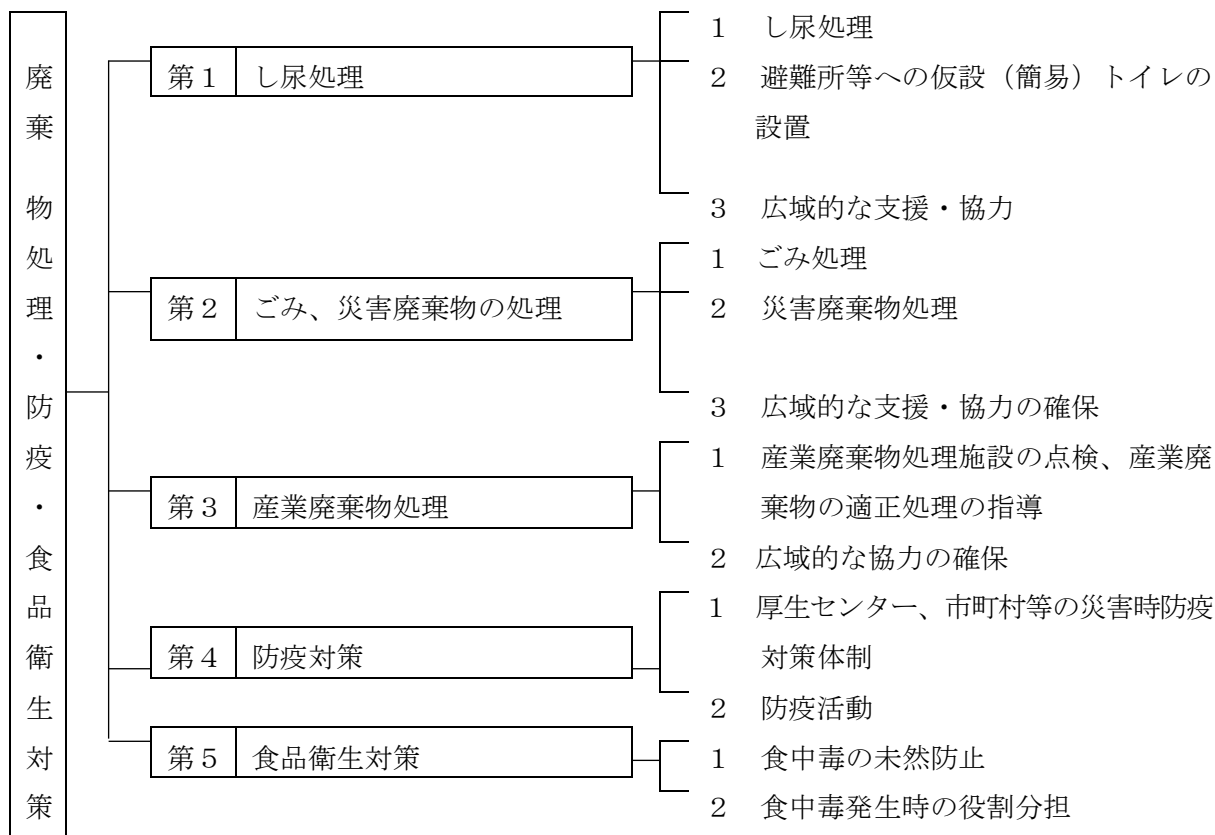
県は、市町村等を通じて情報を収集するとともに、広域的な処理を図るため、県下市町村の調整指導、廃棄物処理業者の団体等に対する協力依頼及び他県等の連絡調整を行う。また、廃棄物担当を災害対策本部に設置し、廃棄物の円滑な処理を推進する。このほか、産業廃棄物の処理については、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導する。

また、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるものであるため、市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

さらに、災害時には、県民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

対策の体系



第1 し尿処理

1 し尿処理（市町村）

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

2 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置（市町村）

市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村及び富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。

なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、隣接県等に対して、支援を要請する。（資料「9-10 し尿処理施設一覧」）

第2 ごみ、災害廃棄物の処理

1 ごみ処理（市町村）

(1) ごみ処理施設等の応急復旧

市町村は、ごみ処理施設等の速やかな応急復旧に努める。

(2) ごみの処理

市町村は、災害により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

(3) 避難所におけるごみの保管場所の確保

市町村は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）

市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。（資料「9-11 ごみ処理施設一覧」）

第3 産業廃棄物処理

1 産業廃棄物処理施設の点検、産業廃棄物の適正処理の指導（県生活環境文化部）

県は、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の被災状況を調査し、産業廃棄物の流出防止措置や被災した産業廃棄物処理施設の修復及び適正処理までの保管方法、保管施設等について、産業廃棄物処理施設を設置する事業所及び産業廃棄物処理業者に対して指導を行う。

2 広域的な協力の確保（県生活環境文化部）

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるものとするが、産業廃棄物の保管が環境保全や生産活動に重大な影響を与えるおそれがある場合には、県は、産業廃棄物処理業者のあっせんを行う。

第4 防疫対策

災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）

(1) 厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置

ア 厚生センター災害防疫組織の設置

県災害対策本部健康班（健康課）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。

イ 市町村災害防疫組織の設置

厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、管内の防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防本部との連携

各厚生センター及び市町村ごとに整備された連絡体制に基づき、管内の医療機関、医師会及び消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

ア 防疫用器具機材、薬剤等の種類と数量の確認・確保

各厚生センター及び市町村は、防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等については、速やかに確保する。

イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供

県災害対策本部健康班（健康課）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。

(4) 広報活動

県は、必要に応じ報道機関等を通じて広報活動を実施することにより、災害時の感染症の発生予防及びその蔓延防止について県民に注意喚起する。

2 防疫活動（県厚生部）

(1) 防疫指導

県は、防疫計画をもとに被災市町村に即応した指導を行う。

(2) 防疫指示

次に掲げる事項の指示を当該市町村における災害の規模、態様に応じ、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の施行に関する指示

イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

(3) 応援体制

被災市町村を管轄する厚生センターは、防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し隣接又は全厚生センターの職員の派遣依頼をする。

さらに、県は状況に応じて被災市町村と協議のうえ、他都道府県、自衛隊へ応援を要請する。

(4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。

（資料 「9-3 防災用医薬品等卸売業者」「9-4 防疫用備品」）

第5 食品衛生対策

災害時において、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視指導を行う。

1 食中毒の未然防止（県厚生部）

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

(1) 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

(2) 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の

廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

- (3) 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上著しく劣る場合には、改善指導する。
- (4) 食品衛生協会の食品衛生指導員は、被災地の厚生センターと協力し、食品関係営業施設に対し、加熱処理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導する。
- (5) 被災地の厚生センターとの連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

2 食中毒発生時の役割分担（県厚生部）

食中毒患者が発生した場合には、検査を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

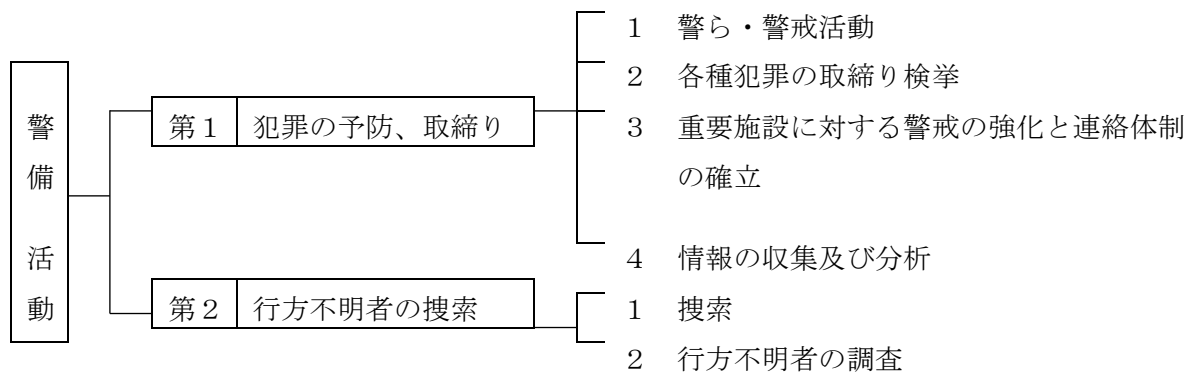
- (1) 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大防止に努める。
- (2) 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、近隣各県に支援要請を行う。

第13節 警備活動

災害時には、一時的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、災害時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

対策の体系



第1 犯罪の予防、取締り

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪の発生しやすい状態となる。このため、警察は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

1 警ら・警戒活動（県警察本部）

(1) 犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

(2) 避難場所、避難所、救援拠点施設等に対する警戒活動

避難場所、避難所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種犯罪の取締り検挙（県警察本部）

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

家屋の倒壊等に伴う猟銃、ライフル銃、残火薬類などの遺失、盗難事犯防止のため、当該猟銃等を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備部隊を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。

イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上必要な措置をとらせる。

ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。

(ア) 火気の使用禁止

(イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置

(ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置

(エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立（県警察本部）

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

(1) 避難地

(2) 食料その他応急物資の集積又は配給所

(3) 主要官公庁

(4) ガス、水道、電気、電話等の主要施設

(5) 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所

(6) 空港、鉄道、船舶その他交通機関

4 情報の収集及び分析（県警察本部）

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

(1) 流言飛語

(2) 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の捜索

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 捜索（県警察本部）

（1）部隊の大量投入による広範囲な捜索

被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。

なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。

（2）関係機関と連携した効率的な捜索

県及び市町村の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防及び海上保安部との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川・海上等を繰り返し捜索する。

（3）警察犬、災害救助犬の活用

捜索にあたっては、NPO法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。（資料「12-23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」）

2 行方不明者の調査（県警察本部）

（1）行方不明者等の調査依頼

ア 相談所の開設

大規模な災害発生後速やかに、警察署、交番等に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ 名簿の作成

避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ 他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

（2）関係機関との連絡体制

ア 被災市町村等と対策本部との連携

市町村災害対策本部、自衛隊、消防との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

イ 報道機関との連携

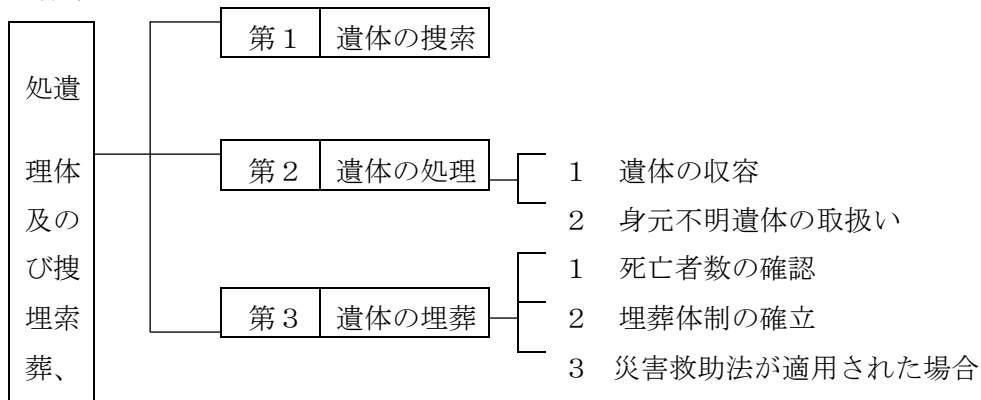
報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬

大規模な災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市町村は、災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

対策の体系



第1 遺体の搜索（自衛隊、伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

- 1 市町村は、被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察、消防、伏木海上保安部及び自衛隊と緊密な連携をとることとする。
- 2 市町村は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- 3 市町村の実施する遺体の搜索にあたっては、県警と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

第2 遺体の処理

市町村は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

- 1 遺体の収容（伏木海上保安部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部、富山県医師会）
 - （1）可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官及び海上保安官は検視その他の所要の処理を行う。
 - （2）埋葬業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
 - （3）検案、検視を終えた遺体を警察、消防及び海上保安部の協力を得て収容、引渡しにあたる。
 - （4）遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。
 - （5）遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。

- (6) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。
- (7) 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等についての協力を要請するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い（市町村、県警察本部、富山県歯科医師会）

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市町村は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは市町村長がこれを行う。

1 死亡者数の確認（市町村）

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 埋葬体制の確立（県厚生部）

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内他市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村）

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

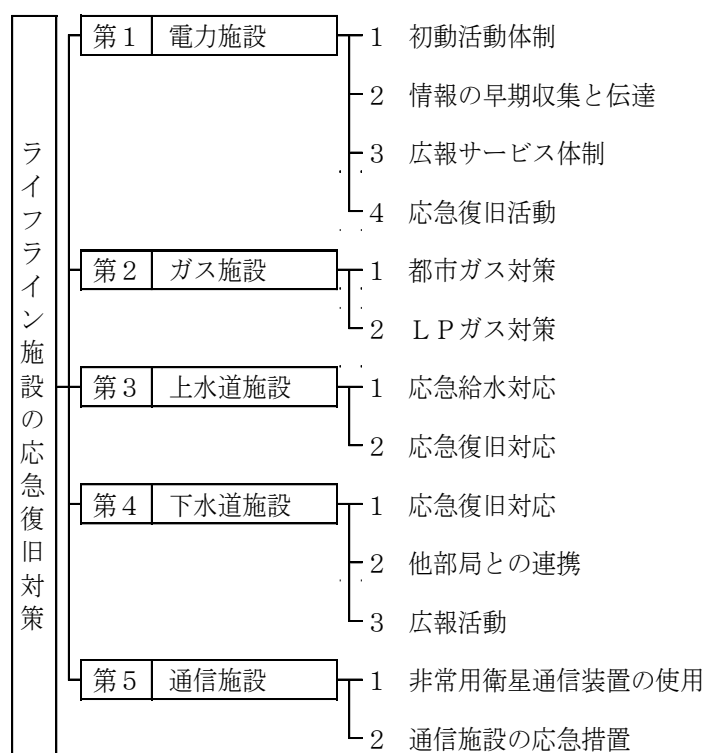
第15節 ライフライン施設の応急復旧対策

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうしたライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

対策の体系



第1 電力施設

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 防災体制の発令

ア 非常災害の情勢により防災体制を発令する。即ち、災害が予想される場合は警戒体制を、

災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、非常体制を発令する。対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店・支社の各部所に支部を設置する。

イ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

(2) 社外応援体制

被害状況に基づき、

ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。

イ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。

2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

(2) 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。

(3) ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

3 広報サービス体制（北陸電力、北陸電力送配電）

被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

4 応急復旧活動（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 基本対策

ア 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。

イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。

ウ 被害状況に基づき、災害復旧資機材及び要員を確保する。

資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(2) 設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

第2 ガス施設

1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部）

（1）初動活動体制

気象状況及び報道機関、気象庁の情報により、災害発生が予想される時は、あらかじめ定めた自主出社基準、巡回ルート及び点検基準に基づき点検を行い、必要な補強措置を施し被害の防止に努める。

災害が発生し、ガス施設が被災したときは、上記により被災状況の把握に努めるとともに、次の体制で即応する。

ア 情報収集

テレメータ及びガバナ集中監視システム等による供給所及び主要導管の圧力・流量異常並びに移動無線車及び各事業所等の情報に加え、需要家からの通報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

イ 緊急巡回調査

直後情報に基づき、主要な導管ルート及び主要なガス使用建物を巡回点検し、被害状況の把握及び応急措置に努める。

ウ ガスの供給停止

被害の規模が甚大なときは、全面的な供給停止を行う。なお、被害が地域的に限定されている場合は、効率的な復旧を図るべく導管網ブロックを限定し、当該地域の供給停止を行う。

（2）災害時広報

災害が発生し、ガス供給停止を行うときは直ちに広報車及び需要家訪問により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の周知徹底に努める。

また、復旧は導管網ブロック毎に順次、復旧となるが、ガスの供給再開まで上記手段により、次の要領で適時適切な広報の周知徹底を行うとともに需要家設備の安全確認テストを実施し、二次災害の防止、無事故復旧に努める。

ア 供給停止時の広報

（ア）供給停止した範囲及び規模（町名、需要家数）

（イ）ガス栓、メータガス栓の閉止（需要家への協力依頼）

（ウ）ガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡（需要家への協力依頼）

イ 復旧状況の広報（報告）

(ア) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期

ウ 復旧完了及び供給再開の広報

(ア) 復旧完了による供給再開日の案内と在宅（需要家への協力依頼）

(イ) 社員による安全確認テスト実施まで、ガス使用禁止（需要家への協力依頼）

(3) 関係機関との連携等

災害時には、防災関係機関との情報交換及び監督官庁、同業他社等への報告あるいは復旧応援要請並びにライフライン関係機関相互の情報交換等が不可欠であり、このため、情報窓口も一本化し、統制ある総合的情報として、二次災害の防止と早期復旧に努める。

ア 防災関係機関との情報交換

富山県災害対策本部をはじめ、関係市町村災害対策本部、消防及び警察とは密接な連携をとり、情報収集と最新情報の提供に努める。

イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは（一社）日本ガス協会（東海北陸部会）及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。

(4) 復旧

ア 復旧優先順位

被害調査の結果に基づき、早期に供給を再開できる中圧路線及び比較的被害の軽い導管網ブロックが復旧の優先対象となるが、同時に次に掲げる対象物件等その重要度に応じ、早急にガス供給の再開に努める。

1位 病院及び療養施設等

2位 被災住民の避難場所

3位 公共施設等

また、地区的優先順位は

1位 住居地区

2位 商業地区

3位 工業地区

イ 復旧のための体制

甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業者では、（一社）日本ガス協会東海北陸部会及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。

また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。

2 LPガス対策（県生活環境文化部、市町村、(一社)富山県エルピーガス協会）

(1) 災害時広報

県、市町村及び(一社)富山県エルピーガス協会は、災害のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

(2) 応急復旧活動

(一社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

ア 富山県LPガス災害対策本部による活動

(ア) 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・ 県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・ 災害救助法が適用される災害
- ・ 気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害

なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

(イ) 活動

- ・ 消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・ 被害状況の収集、分析及び連絡
- ・ LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援
- ・ 関係機関・団体との連絡・調整

イ LPガスの安定的な供給

県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設

水道事業者は、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。

1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、災害時においても速やかに給水を確保するよう努める。また、水道事業者は、給水にあたっては、すべての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先されるよう配慮する。

県は、被害の状況に応じて市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。

2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

第4 下水道施設

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

(1) 被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

(3) 二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没等による道路交通の支障、及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置

イ 処理場・ポンプ場施設

(ア) ポンプ設備の機能停止に対する措置

(イ) 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

(ウ) 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

(エ) 塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

(4) 広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

2 他部局との連携（県厚生部、県土木部、県企業局、市町村）

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。

3 広報活動（県土木部、市町村）

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 通信施設

1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本、NTTドコモ）

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む）を出動させ、通信を確保する。

2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ、各防災関係機関）

（1）公衆通信

西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し復旧する。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（2）専用通信

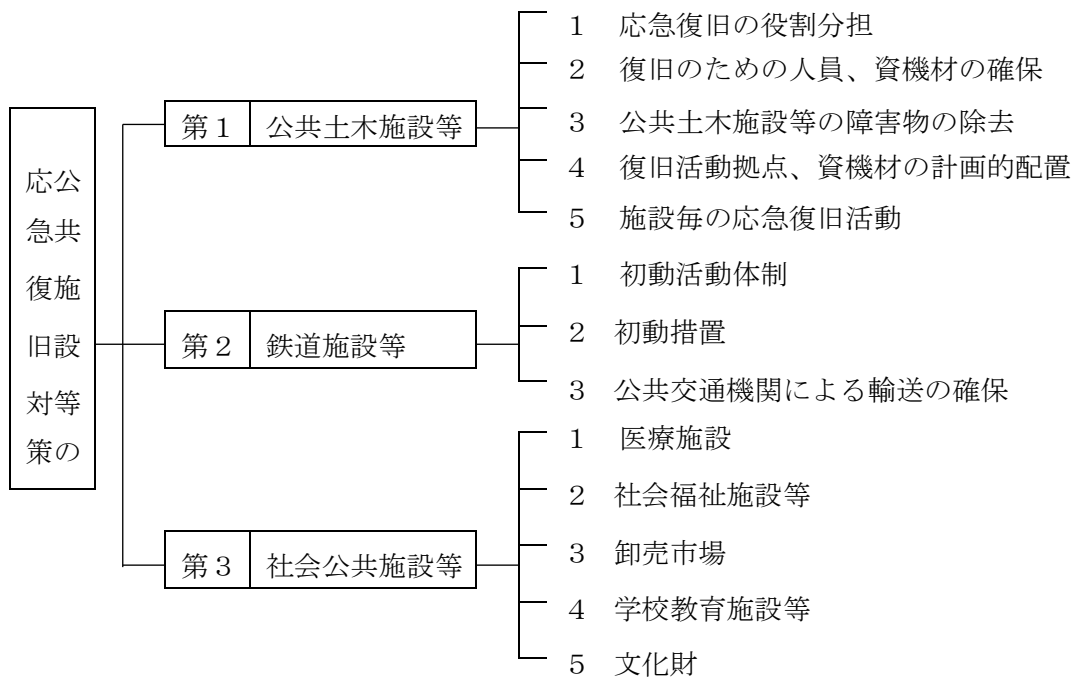
大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、中日本高速道路株式会社、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

第16節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川、港湾、空港施設及び鉄道等の公共施設は、道路交通、海上輸送及び航空輸送など社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が風水害により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなる。また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の速やかな応急復旧措置を講ずるものとする。

対策の体系



第1 公共土木施設等

各管理者は、災害時の初動期において必要に応じた公共土木施設の緊急点検を行うこととする。

公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。また、迅速な応急復旧を行ううえで、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための危機管理体制要領を策定する。

1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、県総合政策局、県農林水産部、県土木部、市町村）

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市町村が行う。

2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県総合政策局、県農林水産部、県土

木部、市町村)

(1) 人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門技術者（県職員OB、市町村職員OB、コンサルタントなど）へ協力を要請するほか、国の防災エキスパート制度（※1）を活用し、早期の対応に努めるものとする。

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区毎にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、建設業協会等の応援を必要とする場合は、あらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、これにもとづき応急復旧を実施する。

(2) 建設機械の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握するものとする。

また、機械の使用にあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。（資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」）

(3) 資材の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、国及び県等所有の復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

また、資材業者所有の資材を使用するにあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

※1 防災エキスパート制度

公共土木施設等の整備・管理についての知識・経験を有する国職員OBを登録し、大規模災害時に、国、県、市町村等からの支援要請により、被災状況の情報収集や応急復旧の助言等を行う制度

(4) 国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請

申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。

3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、県総合政策局、県農林水産部、県土木部、市町村)

災害時に発生した道路、河川、港湾等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保することを目的とする。

(1) 実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市町村長が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市町村長が行うものとし、市町村のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

災害時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、概ね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

（3）障害物除去の方法

- ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないよう配慮し行う。

（4）除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

（5）除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策をたてることとする。
- イ 比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。

（ア）建設業協会等との提携

建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、あらかじめ建設業協会支部との協定を締結し、これに基づき確保する。

（イ）資機材の生産、販売業者との提携

応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

（6）障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ、適当な措置を講ずる。

4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、県総合政策局、県農林水産部、県土木部、市町村）

災害応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に

努める。

5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、県総合政策局、県農林水産部、県土木部、市町村）

（1）道路

被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 緊急通行確保路線

イ 一般道路で道路の陥没、決壊等により二次災害を生じるおそれがあるもの

ウ ライフラインの管理施設等防災上重要な施設に通じる通路

（2）河川

堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防・護岸・天然河岸の決壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

ウ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの

オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生じるおそれがあるもの

（3）海岸

海岸施設が波浪等により被害を受けたときは、速やかに応急復旧措置を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防の決壊により破堤のおそれがあるもの

ウ 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

（4）ダム

管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

（5）港湾

波浪、高潮等により水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急復旧対策を行い、緊急物資の輸送路を確保したうえで、その後本格的な復旧事業に着手する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア けい留施設の破壊で船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているもの

イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの

ウ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しく被害を生じるおそれがあるもの

(6) 漁港

波浪、高潮等により漁港施設が被害を受けたときは、被害状況を的確に把握し、速やかに応急・復旧対策を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア けい留施設の破壊で漁船のけい留又は荷役に重大な支障を与えるもの

イ 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの

ウ 漁港の埋そくで漁港の航行又は停泊に重大な支障を与えるもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しく被害を生じるおそれがあるもの

(7) 空港施設

洪水等により滑走路、エプロンその他空港施設が災害を受けた場合、速やかに復旧し、航空交通の早期再開を図る。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 基本施設である滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンが破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの

イ 航空保安施設である無線施設、照明施設、管制施設又は気象施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの

(8) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

風水害により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 砂防施設

(ア) 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(イ) 流路工若しくは床固工の埋そく又は天然河岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

(9) 治山施設

風水害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保

のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(10) 農業用排水施設

ため池堤体の決壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第2 鉄道施設等

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、風水害等災害発生時又は発生するおそれがある場合において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

1 初動活動体制（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県観光・交通振興局）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、各交通機関は全力を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

2 初動措置（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県観光・交通振興局）

公共交通機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

(1) 鉄道・軌道

ア 運転規制と安全確認

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた運転基準等に基づき、その程度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 運転士は列車運転中、災害により危険な状況が予測されるとき又は輸送指令員等から列車停止の指示を受けたときは、危険な箇所を避けて速やかに停車する。

この場合、危険な箇所とは概ね次のような箇所をいう。

a 高い盛土、又は深い切取区間

b 橋梁の上、跨線橋の下又はトンネル内若しくは落石、土砂崩れの危険のある区間

(イ) 車掌は乗務中に、災害により危険な状況が予測されるときは、直ちに運転士に連絡し、運転士と協力して運転の取扱いをするとともに、旅客に対し適切な指示と案内誘導を行う。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(2) 路線バス

ア 運行措置と安全確認

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた措置基準等に基づき、その程度により運行規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 災害により危険な状況が予測されるときは、直ちに運行を一時停止し、危険な箇所を避けて停車する。

停車後、危険と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導する。

(イ) 停止させた車両を放置するときは、移動可能な状態にする。

(ウ) 乗務員は運行管理者から運行の中止・制限・再開の指示を受ける。被災地外にあっても会社と連絡をとり乗客の不安の軽減に努める。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

3 公共交通機関による輸送の確保(JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県観光・交通振興局)

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要不可欠なことから、公共交通業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄道・軌道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

(2) 復旧計画

公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立て、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。。

(3) 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅構内等において広報するとともに、県に

対し報告する。県は、放送その他の方法により、各公共交通機関の運行状況について広報する。

第3 社会公共施設等

風水害により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

県は、国、電力会社等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電力会社等は、電源車等の配備に努めるものとする。

1 医療施設（県厚生部）

県は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、被災時においては、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

2 社会福祉施設等（県厚生部）

県は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

3 卸売市場（県農林水産部）

卸売市場の施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。特に、卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地としての役割上、速やかに復旧する必要がある、道路復旧等について関係機関に対し協力要請を行う。

4 学校教育施設等（県教育委員会、市町村）

(1) 学校教育施設

復旧計画（「第2章第19節 第1 応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(2) 社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じられるよう指導を行うものとする。

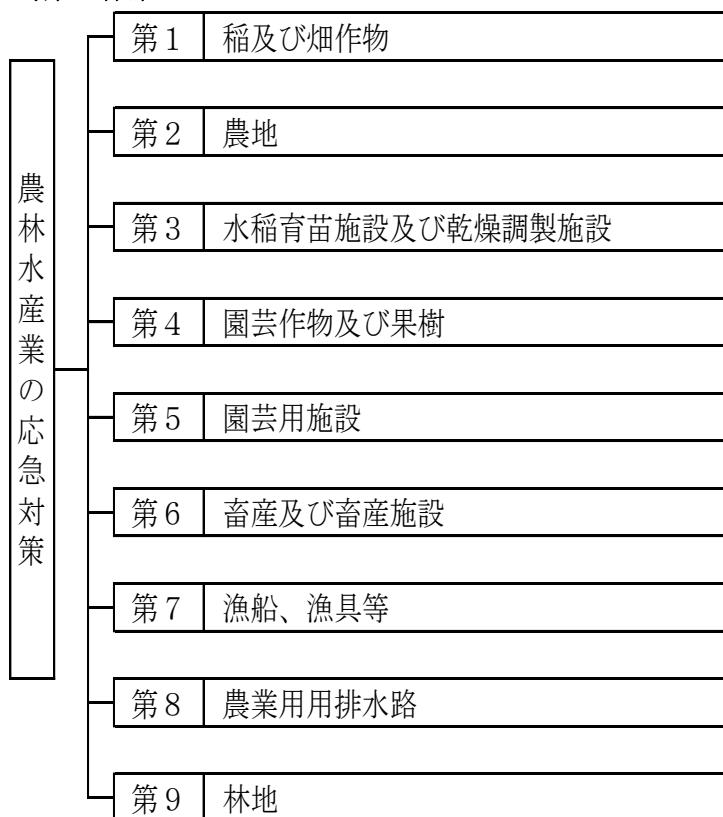
5 文化財（県教育委員会、市町村）

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を經由して文化庁長官へ報告しなければならない。
- (3) 県及び市町村は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第17節 農林水産業の応急対策

県及び市町村は風水害から農林水産業被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、農業団体等と連絡を密にして速やかに措置を講ずるものとする。

対策の体系



第1 稲及び畑作物（県農林水産部）

- 1 生育管理の状況や気象情報に基づき、風水害等技術的対応策の策定、連絡、指導を迅速的確に行うものとする。
- 2 水害が予想される場合は、排水口の点検、手直しを早急に行うものとする。
- 3 病害の蔓延を防止するため薬剤散布等を励行するものとする。

第2 農地（市町村）

山間部の水田については、水害による二次災害を未然に防止するため、湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修に努めるよう指導するものとする。

第3 水稻育苗施設及び乾燥調製施設（県農林水産部）

風害が予想されるときは、施設の補強等を講ずるよう指導の徹底を図るものとする。

第4 園芸作物及び果樹（県農林水産部）

- 1 支柱、防風網等の補強、設置を指導するものとする。

- 2 排水溝の整備や薬剤散布の励行を指導するものとする。
- 3 降霜、降ひょうによる被害を防止するため、防霜ファンや防ひょう網などの設置を指導するものとする。
- 4 収穫間際のもので、大きな被害が予想される場合は、前だおし収穫するものとする。

第5 園芸用施設（県農林水産部）

- 1 電気配線、暖房機等の定期点検を行い、安全の確認を指導するものとする。
- 2 被覆資材のゆるみや破損個所を速やかに補修しておくとともに間柱、方杖等により補強するものとする。
- 3 防風網をハウス周囲に設置するとともに、被覆資材を破損しやすい周囲の危険物をかたずけておくものとする。

第6 畜産及び畜産施設（県農林水産部）

へい死家畜は、速やかに焼却、埋却等により処理するとともに、施設等の消毒の徹底を指導するものとする。

第7 漁船、漁具等（県農林水産部）

県は、漁船及び漁具類の流出を防ぐため、点検の徹底を図るよう指導するものとする。

第8 農業用排水路（市町村、土地改良区）

市町村等は、災害時には農業用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼するものとする。

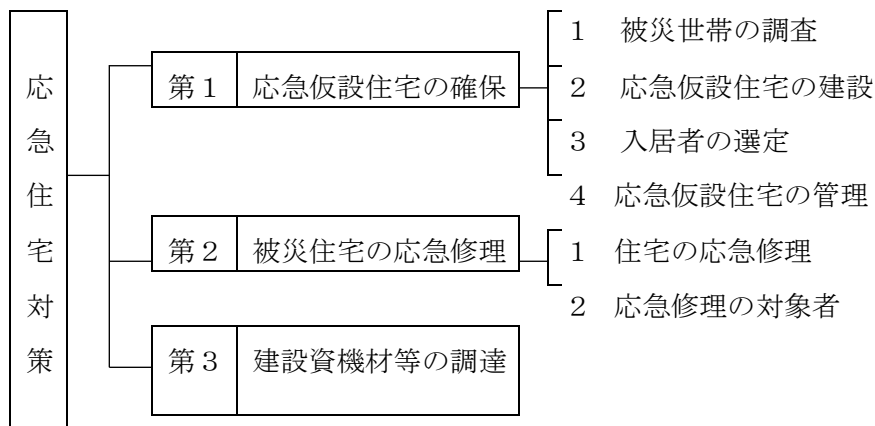
第9 林地（県農林水産部）

- 1 県は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、港湾、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。
- 2 県は、関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。
- 3 県は、台風等による立木の倒伏等があったときは、適時にこれを林地外へ搬出し、整理して病虫害発生の予防措置をとるよう市町村を通じて関係者に徹底を図るものとする。
- 4 県は、森林所有者等に対し、火災が発生したときは、消防機関等関係機関の指示に従い、延焼防止等の措置を的確に講ずるよう指導するものとする。

第18節 応急住宅対策

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

対策の体系



第1 応急仮設住宅の確保

1 被災世帯の調査（県厚生部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

(1) 市町村は、次の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 県は、次の調査を実施する。

- ア 市町村の調査に基づく被災戸数
- イ 市町村の住宅に関する要望事項
- ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）

(1) 建設の目的

災害救助法が適用された災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

(2) 建設用地

市町村は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。

<応急仮設住宅建設予定地選定の基準>

ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

イ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

(3) 設置戸数

県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

(4) 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(5) 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

(6) 建設工事

ア 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

イ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。

(資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)

(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(8) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定（県厚生部、市町村）

（1）入居資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない母子・父子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

（2）入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

イ 選定にあたっては、高齢者や障害者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理（県土木部、県厚生部、県関係部局、市町村）

応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村）

（1）修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

（2）修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象者（県厚生部、市町村）

(1) 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 対象者の選定

市町村において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。

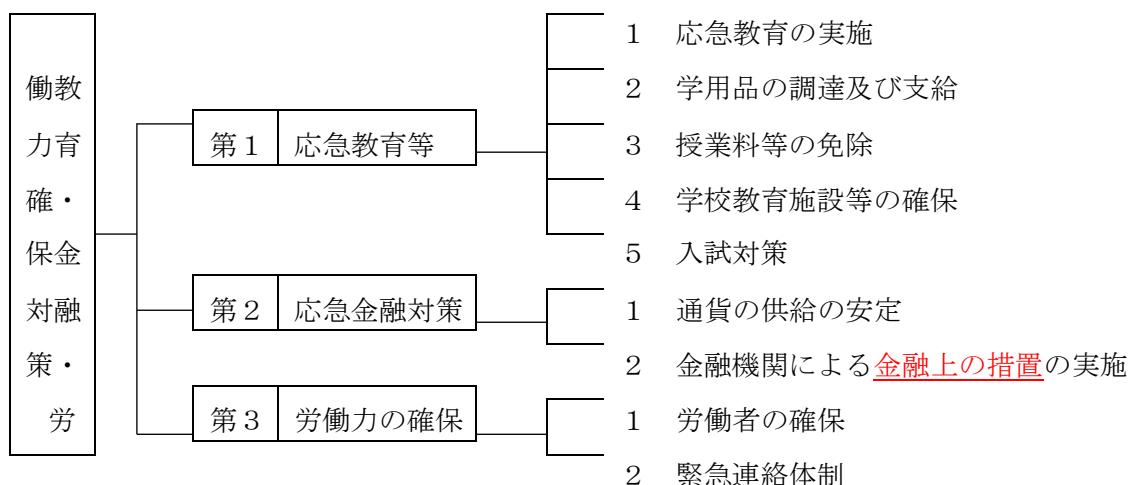
ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

第3 建設資機材等の調達（県農林水産部、県土木部）

県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、（一社）富山県建設業協会、（一社）富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、県内で不足する場合、（一社）プレハブ建築協会等の全国的団体、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第19節 教育・金融・労働力確保対策

対策の体系



第1 応急教育等

災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。

1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

（1）応急教育計画の策定等

ア 応急教育計画の策定等

（ア）校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。

私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行うものとする。

（イ）校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

- a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを作成し、その周知を図る。
- b 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。
- c 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ 水、食料及び医薬品等の確保

（ア）飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、災害時には通常飲用していない井戸水等を飲用しなければならない事態を想定し、

学校薬剤師等の助言、指導を受けて井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場所を周知する。

(イ) 食料の確保

特別支援学校においては、災害時要援護者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

(ウ) 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長等は、状況に応じ、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

(エ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(オ) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(カ) 応急教育の実施計画については、知事又は所管教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策

(ア) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(イ) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

(ウ) 児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

- a 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供
- b 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

(3) 災害復旧時の態勢

- ア 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状況等を調査し、知事又は所管教育委員会に報告する。
- イ 校長等は知事又は所管教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。
- ウ 知事又は教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- エ 知事又は教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- オ 応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。
- カ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記（オ）に準じた指導を行うように努める。
- キ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、知事又は所管教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。
- ク 校長等は、災害の推移を把握し、知事又は所管教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ケ 県立大学では、寄宿舎や民間アパート等の利用者も多いため、これらが利用できなくなった場合には、臨時の宿舎を確保するよう努める。
- コ 私立学校設置者は、自ら応急の教育が困難な場合、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施若しくはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県総合政策局、県教育委員会、市町村）

(1) 給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第1で定める学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、

交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市町村が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、知事が委任した市町村長が当該教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）

県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例第10条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。

また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。

4 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）

(1) 被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(2) 仮設校舎の建設

校舎の損壊や避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(3) 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

5 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）

入試期間に災害が発生した場合は、受検者の利便を図る観点から、知事又は教育委員会は入試時期等について適切な措置を講じるものとする。

第2 応急金融対策

災害時において、被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協

議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。このため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。

1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。

（1）通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、日本銀行は必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ日本銀行職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

（2）輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、日本銀行職員は関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信を確保する。

（3）金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう関係行政機関と協議する。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日営業について適宜、配慮することを要請する。

2 金融機関による金融上の措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請する。

（1）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、り災証明の提示あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって預貯金の払戻しを行う。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等を行う。

ウ 被災地の手形交換において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出や不渡処分
の猶予等適宜配慮すること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

（2）金融上の措置の実施等に関する広報

金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して

速やかにその周知徹底を図る。

第3 労働力の確保

1 労働者の確保（富山労働局、県商工労働部、市町村）

県及び市町村は、災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

（1）雇用計画

ア 雇用方法

労働者の雇用については、公共職業安定所と協力し、復旧作業に必要な労働力を迅速、確実に確保する。

（ア）市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（労働政策課）に連絡し、労働者の確保を要請する。

（イ）要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を經由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

（ウ）連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は市町村指定場所に待機させる。

イ 労働者の供給

労働者の確保を要請した部局等は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の供給を受ける。

要請県部局及び市町村は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

ウ 賃金の支払い

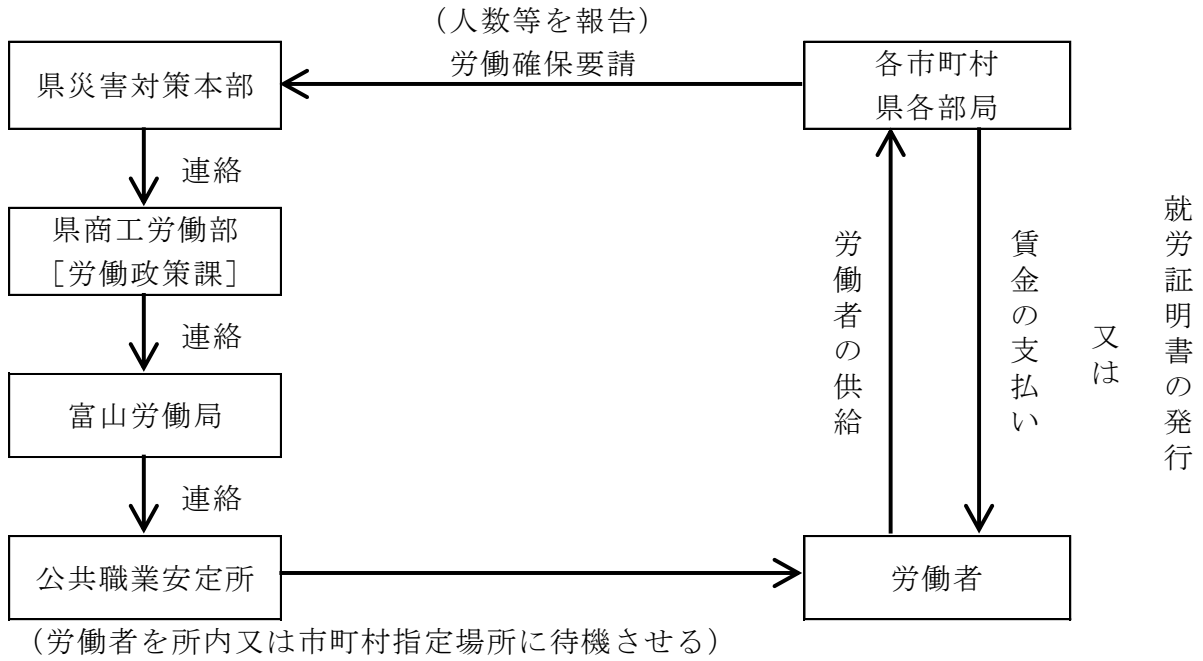
賃金は、労働者確保を要請した県部局及び市町村において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知するものとする。

2 緊急連絡体制（富山労働局、県商工労働部、市町村）

応急復旧活動に必要な労働者の確保対策に係る連絡体制は次のとおりである。

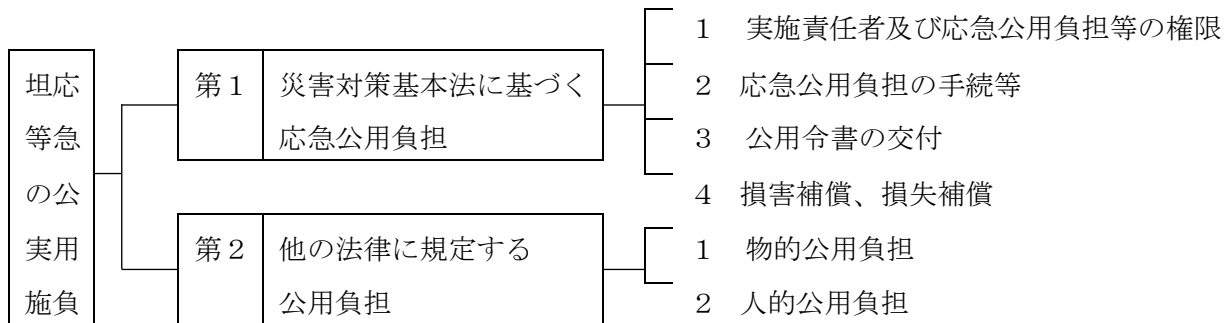
労働者確保対策緊急連絡体制



第20節 応急公用負担等の実施

防災関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

対策の体系



第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限（各関係機関）

(1) 市町村長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置

ウ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前（1）ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

(3) 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物

資を管理し、使用し若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（１）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

（４）指定地方行政機関の長（災害対策基本法第７８条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

２ 応急公用負担の手続等（各関係機関）

応急公用負担の手続等は、次のとおりである。（災害対策基本法第６４条）

（１）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）

アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。

（２）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）

イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から１４日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から６月を経過しても返還することのできない工作物等は、

（ア）市町村長が保管する場合、市町村

（イ）警察署長が保管する場合、県

（ウ）海上保安部長が保管する場合、国

（エ）自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

に、その所有権が帰属する。

3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）（各関係機関）

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。（資料「12-4 公用令書様式」）

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第82条、84条）（各関係機関）

(1) 損害補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の取用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法律に規定する公用負担

1 物的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消防法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし

水 防 法	水防管理者 水防団長又は 消防機関 の長	水防のため 緊急の必要	水防の現場にお いて必要な土地 、土石、竹木そ の他の資材、車 両その他の運搬 用機器又は器具 工作物その他の 障害物	一時使用、使 用、収用、処 分	時価により補 償（水防管理 団体負担）	な し
災害救助法	都道府県知 事	救助又は救 助の応援	施設、土地、 家屋、物資	管理、使用、 収用	通常生ずべき損 失を補償（都道 府県負担、一定 額をこえる額は 国庫負担）	な し
水害予防組 合法	水害予防組 合	非常災害の ため必要	土地、土石、竹 木その他の現品	使用、収用	損失補償（水害 予防組合負担）	な し
河 川 法	河川管理者	洪水の危険 切迫するとき	土地、土石、竹 木その他の資材 、車両その他の 運搬具及び器具、 工作物等	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 （河川管理者 負担）	な し
道 路 法	道路管理者	非常災害	土地、土石、 竹木その他の 物件	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 （道路管理者 負担）	正当の事由 がなく、こば み、又は妨げ た者、懲役又 は罰金
港 湾 法	港湾管理者	非常災害に よる危険防 止	土地、土石、 竹木その他の 物件	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 （港湾管理者 負担）	な し
漁港漁場整 備法	漁港管理者	非常災害の ため急迫の 必要	土地、水面、 船舶、工作物、 土石、竹木、 その他の物件	使用、収用	現に生じた損 害を補償（漁 港管理者負 担）	な し
土地改良法	国、都道府 県、市町村、 土地改良区	急迫の災害 を防ぐため	土地、土石、 竹木その他の 現品	使用、収用	時価により損 失を補償（当 該団体負担）	な し
感染症法	都道府県知 事	感染症の病 原体に汚染 された建物 で消毒方法 の施行を 不相当と認 めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付 （市町村負担）	な し
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬そ の他の物件、 所有地	徴用、使用	徴用、使用に 対して補償 （市町村負担）	正当の理由 なくこばん だ者、罰金
電気通信事 業法	西日本電信 電話㈱	天災が発生 した場合、 重要な通信 を確保する ための線路 の設置	土地、建物そ の他の工作物	使 用	損 失 補 償 （西日本電信 電話㈱負担）	な し

2 人的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給（1, 2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法	都道府県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法
災害救助法（施設負担）	都道府県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償（一定額以上国庫）	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組 合管理者、 警察官又は 監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組員又は区域内の総居住者	夫役現品	なし	（督促及び滞納処分）
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	現場にある者	使役	なし	
道路法	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	軽犯罪法
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険の防止	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	同上
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	現場にある者	業務に協力	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	同上
警察官職務執行法	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事務の管理者その他関係者	措置命令	なし	同上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給（市町村負担）	1 罰金 2 軽犯罪法

海上保安庁 法	海上保安官	非常事変に 際し必要あ るとき	付近にある人 及び船舶	協 力	な し	軽犯罪法
水 道 法 (物品負担)	都道府県知 事	災害その他 非常の場合	水道事業者又 は水道用水供 給事業者	水道施設内に とり入れた水 の供給	対価補償（都 道府県）	懲役又は罰 金
有線電気通 信法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が 発生又は発 生するおそ れがある場 合、災害の 予防救援、 交通通信若 しくは電力 の供給秩序 維持のため	有線電気通信 設備を設置し たもの	他の設置に接 続させること 必要な返信を 行わせること 他の者に使用 させること	実費弁償（国 庫負担）	懲役又は罰 金
電 波 法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が 発生し又は 発生するお それがある 場合、人命 救助、災害 救援、交通 通信の確保 秩序の維持 のため	無 線 局	通信を行わせ る	実 費 弁 償	懲役又は罰 金
港湾運送事 業法 (施設負担)	国土交通大 臣	災害救助そ の他公共の 安全の維持 のため	港湾運送業者	貨物の取扱、 運送、順位変 更	通常生ずべき 損失を補償	な し

第3章 災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。

計画の体系



第1節 民生安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行うものとする。

対策の体系



第1 被災者の生活確保

被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市町村は被災後、早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。

1 生活相談（県各部署、市町村）

（1）被災者の要望の把握

県及び市町村は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。

（2）生活相談の実施

県及び市町村は、住民からの生活相談に適時適切に対応するものとする。

ア 市町村

被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施するものとする。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

イ 県

市町村と連絡を密にし、市町村相互の相談態勢の総合調整を行う。

（3）各種相談窓口の設置

県及び市町村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）

イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）

ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）

カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）

キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

ク 消費（物価、必需品の入手等）

ケ 教育（学校）

コ 福祉（障害者、高齢者、児童等）

サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）

- シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ス 金融（生活資金の融資等）
- セ 税（徴収猶予及び減免等）
- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 義援金、救援物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

（1）義援金、救援物資の受入れ

①受付

県（厚生企画課）、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものについて、報道機関を通して公表するものとする。

②保管

県、市町村及び日本赤十字社富山県支部関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておくものとする。

③配分

県は、義援金について、県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について定めるものとする。

また、救援物資については、被災市町村と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。

（2）救援物資の提供

県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）

制度の概要

区 分	概 要	根 拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 500 万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 250 万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条

（1）災害弔慰金

市町村は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し

災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- (ア) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 500万円以内
- (イ) その他の者 250万円以内

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金

ア 支給対象者

市町村は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両目が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円以内
- (イ) その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市町村は、条例の定めるところにより県内において災害救助法による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の全壊（エの場合を除く） エ 住居全体の滅失又は流失	150万円 170万円 250万円 350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアが重複した場合 イ (1)と(2)のイが重複した場合 ウ (1)と(2)のウが重複した場合	250万円 270万円 350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であつて、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合 ア (2)のイの場合 イ (2)のウの場合 ウ (3)のイの場合	250万円 350万円 350万円

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあつては1,270万円

(イ) 利率

年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子）

(ウ) 据置期間

3年（特別の事情がある場合は5年）

(エ) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(オ) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

（資料「5-9 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付」）

4 災害見舞金の支給（県厚生部、市町村）

知事は、自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、市町村を通じて見舞金を支給する。

(1) 対象災害

ア 県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

イ アと同等の被害と知事が認めた災害

(2) 支給額

- ア 全壊世帯 10万円
- イ 半壊世帯 5万円

5 被災者生活再建支援金の支給（県厚生部、市町村）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給金額

- ア 県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行う。
- イ 被災世帯(その属する者の数が1である世帯(オにおいて「単数世帯」という。))を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。
 - ①その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
 - ②その居住する住宅を補修する世帯 100万円
 - ③その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する 公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円

ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であつて被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。

オ 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)

イ 貸付限度額 150万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)

イ 貸付限度額 250万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。

7 災害復旧資金の貸付け（県商工労働部、北陸労働金庫）

(1) 災害復旧資金（勤労者生活資金）

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う。

ア 貸付対象者 富山県内に1年以上継続して居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者

イ 貸付限度額 150万円

ウ 償還期間	5年以内
エ 利率	年2.2%、保証料別途年0.8%
オ 取扱窓口	北陸労働金庫（富山県内の支店）

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫）

（1）雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図るものとする。

（2）労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

（3）被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア 被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（6ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施するものとする。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

イ 失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。

公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ 職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。

(4) 離職者に対する生活資金の支援

ア 離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす者

- ①富山県内に1年以上継続して居住している者
- ②離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者
- ③世帯の生計を維持している者
- ④雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後6ヶ月以内の者

(イ) 貸付限度額 100万円

(ウ) 償還期間 5年以内

(エ) 利率 年2.2%、保証料別途年0.7%

(オ) 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ 総合支援資金の貸付

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- ④実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑤失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

(イ) 貸付期間 原則3月以内

（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能）

(ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額15万円

(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、10年以内

(オ) 利率 年1.5%。ただし保証人がいれば無利子

(カ) 取扱窓口 市町村社会福祉協議会

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援（県土木部、住宅金融支援機構北陸支店）

災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支

援する。

10 罹災証明書発行体制の整備（県厚生部、市町村）

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

11 被災者台帳の作成（県総合政策局、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

12 国有財産の無償借受等（北陸財務局富山財務事務所）

国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町村は国に対し無償借受等の申請を行う。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援

1 中小企業への融資等（県商工労働部）

被害を受けた中小企業者に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長

中小企業高度化資金の既往債務の償還猶予及び償還期限の延長（3年以内）

(2) 県信用保証協会の別枠保証による信用補完

ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資

金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者

[災害の影響後1か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少すると見込まれるもの]

（中小企業信用保険法第2条5項の経営安定関連保証（災害別枠保証））

[上記ア、イによる措置内容]

一般保証限度額 2億8,000万円＋特別保証限度額 2億8,000万円

(3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。

(4) 県制度融資による対応

県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。

ア 対象者 災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者

イ 資金使途 運転資金

ウ 限度額 5,000万円

エ 期間 7年（うち据置1年）以内

オ 利率 年1.70%（平成31年1月現在）

カ 信用保証 県信用保証協会の保証に付す

(5) 中小企業高度化資金による対応

災害復旧貸付

既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの

(ア) 貸付割合 90%（無利子）

(イ) 期間 20年（うち据置3年）以内

2 農林漁業関係者への融資（県農林水産部）

被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

(1) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

(2) 農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農業協同組合等関係金融機関に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。

(3) 日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。

(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等

被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。

第3 税の徴収猶予及び減免等

1 県の措置（県経営管理部）

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、地方税法又は富山県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により納税者等が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出又は県税を納付し、若しくは納入することができないと認める場合は、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が県内の全部又は一部の地域にわたる場合

地域、期日その他必要な事項を指定する。

イ ア以外の場合 は、納税者等の申請により災害が やんだ 日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等を行う。

(4) 減免等

被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く 。）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。

2 市町村の措置（市町村）

市町村は、災害により被災者の納付すべき市町村税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市町村税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（日本郵便株式会社）

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

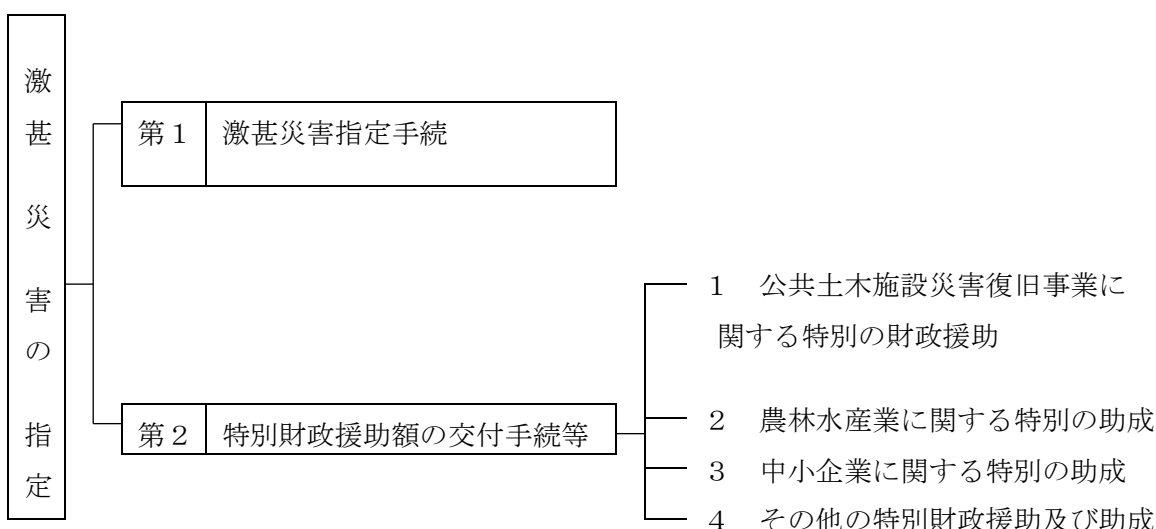
第2節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

《関係法令》

- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

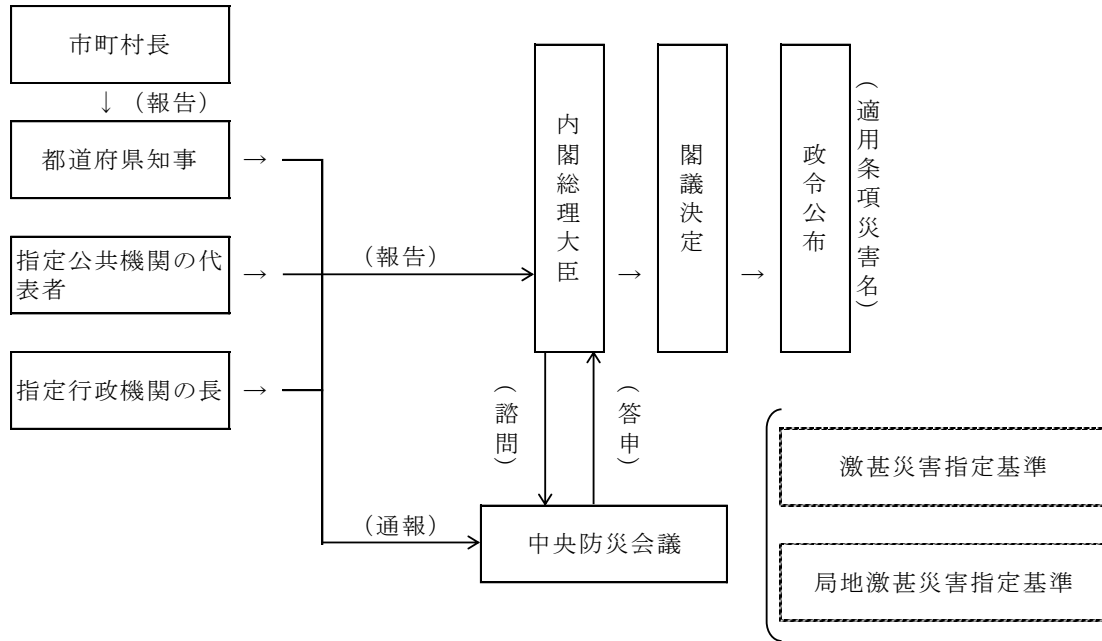
対策の体系



第1 激甚災害指定手続（県各部局）

- 1 知事は、市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

指定手続フロー



(1) 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 <p>ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の3又は4の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なと認められるものは除外。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%</p>
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60% 2 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 12 条、13 条（中 小企業信用保険法による 災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害 （A 基準）</p> <p>中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）の 0.2%（B 基準）</p> <p>中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の 0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2% 2 一の都道府県内の中小企業関係被害額＞1,400 億円 <p>ただし、火災の場合または激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
激甚法第 16 条（公立社会 教育施設災害復旧事業に 対する補助）、17 条（私立学 校施設災害復旧事業に対 する補助）、19 条（市町村施 行の感染症予防事業に関 する負担の特例）	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
激甚法第 22 条（罹災者公 営住宅建設等事業に対す る補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害 （A 基準）</p> <p>滅失住宅戸数≥被災地全域で 4,000 戸</p> <p>（B 基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）滅失住宅戸数≥被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 200 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 1 割以上 （2）滅失住宅戸数≥被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 400 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 2 割以上 <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第 24 条（小災害債 に係る元利償還金の基準 財政需要額への算入等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚 法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

(2) 局地激甚災害指定基準（局激）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりとする。

(昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項（適用措置）	指定基準
<p>激甚法第2章（3、4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助）</p>	<p>1 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、該当市町村ごとの当該査定事業費額の合計が1億円未満のものは除外。</p> <p>（1）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の50%（当該査定事業費額が1,000万円未満のものは除外）</p> <p>（2）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の20%（当該標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が2億5,000万円を超えるもの）</p> <p>（3）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の20%+{（当該標準税収入-50億円）の60%}（当該標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下のもの）</p> <p>2 1の当該査定事業費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。</p>
<p>激甚法第5条、6条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等）</p>	<p>1（1）当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%（経費の額が1,000万円未満のものは除外）</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p> <p>（2）上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害。</p> <p>当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額＞当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の10% （漁船等の被害額が1,000万円未満のものは除外）</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p> <p>2 1の当該経費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。</p>
<p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍（被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の0.05%未満のものは除外）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>1 大火による災害の場合の要復旧見込面積＞300ha</p> <p>2 その他の災害の場合の要復旧見込面積＞当該市町村の民有林（人工林に限る）面積の25%</p>

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 12、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	当該市町村の中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の 10%（被害額が 1,000 万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が 5,000 万円未満の場合は除外。
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚災害指定基準（本激）の激甚法第 24 条の欄に同じ。

第 2 特別財政援助額の交付手続等

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金等を受けるための手続を実施する。

なお、激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（県厚生部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会）（激甚法第 3 条、第 4 条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第 3 条及び第 4 条が適用されると、これらの災害復旧事業にかかる国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば 6～8 割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9 割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成（県農林水産部）

（1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第 5 条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚法第 5 条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば概ね 8 割程度であるが、激甚災害の場合は、概ね 9 割程度まで引き上げられることとなる。

（2）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第 6 条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第 6 条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、国庫負担率は、一般災害であれば 2 割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね 9 割又は 5 割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培者等500万円→600万円）及び償還期限の延長（6年→7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

〔なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対し3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。〕

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害を受けた一定の都道府県が、漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成（県商工労働部）

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例により、付保限度額の別枠設定（2億8,000万円）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成（県経営管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、市町村）

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算補助制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

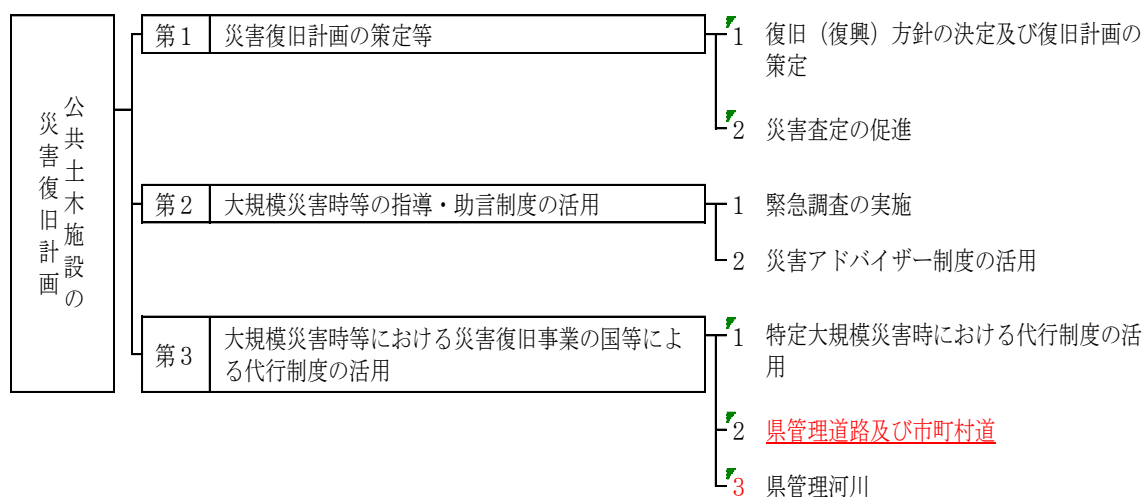
激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の

災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてため発行の同意等を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている。（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

公共土木施設の災害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

対策の体系



第1 災害復旧計画の策定等

1 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定（県農林水産部、県土木部、市町村）

公共土木施設管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

2 災害査定への促進（県農林水産部、県土木部、市町村）

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

1 緊急調査の実施（県農林水産部、県土木部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

2 災害アドバイザー制度の活用（県農林水産部、県土木部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度

(災害復旧技術専門家派遣制度)を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

(資料「12-14 災害復旧技術専門家派遣制度」)

第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

1 特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

2 県管理道路及び市町村道

指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じ

て国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

3 県管理河川

県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

火 災 編

本編では、多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び広範囲にわたる林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

なお、本編に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

第1章 火災予防対策

計画の体系

第1章 火災予防対策	第1節	防災都市づくり
	第2節	予防行政の充実強化
	第3節	林野火災予防対策
	第4節	大火危険気象に対する予防措置
	第5節	防災活動体制の整備
	第6節	救援・救護体制の整備
	第7節	防災行動力の向上

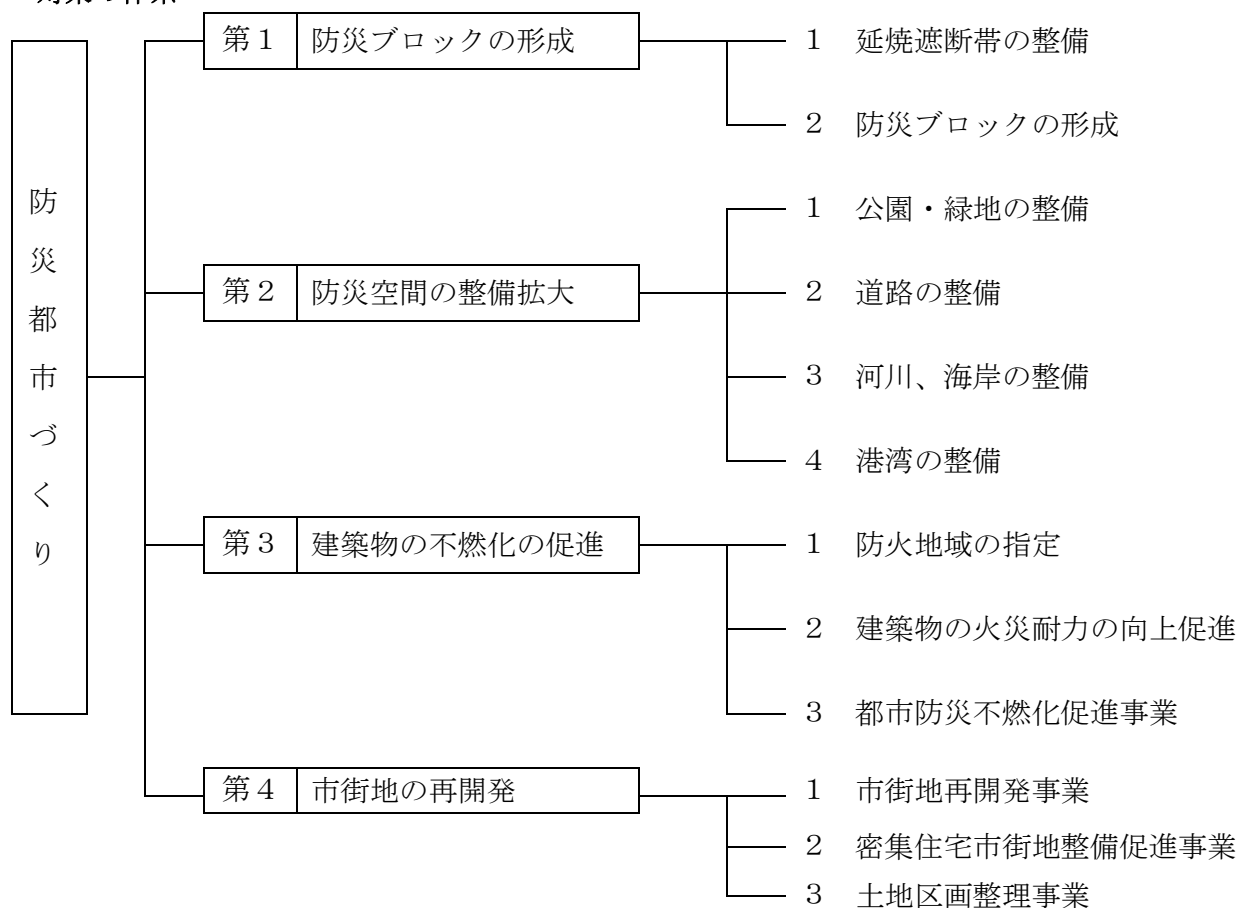
第1節 防災都市づくり

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

このため、県は従来から都市施設の整備促進及び建築物の耐震不燃化に努めてきたところである。

今後、防災都市づくりを一層推進するため、市街地大火の防止対策を主要目的とした各種施策を展開する。

対策の体系



第1 防災ブロックの形成

県、市町村等は、甚大な被害をもたらす市街地大火から、県民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において、延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成し、各ブロック内での防災機能の向上とあわせて、安全で住みよいまちづくりを目指すものとする。

1 延焼遮断帯の整備（県土木部、市町村）

延焼火災に対する方策として、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講ずることが重要である。

このため、県、市町村等は、帯状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

2 防災ブロックの形成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。

このため、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県、市町村及び関係機関は、密接な連携を図るものとする。

第2 防災空間の整備拡大

大規模な火災時において、避難者の安全確保のための避難路や避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「火災に強いまちづくり」の基本的課題である。

また、公園・緑地や道路、河川、港湾等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる。

このため、県、市町村等は、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾等の都市施設の整備を促進し、都市全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行うこととする。

1 公園・緑地の整備（県土木部、市町村）

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。（資料「6-6 都市公園事業」）

2 道路の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

道路は、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路の整備を促進する。

また、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。

さらに、電線類の地中化により、ライフラインの被災防止に努める。

3 河川、海岸の整備（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町村）

河川、海岸は、火災時には一時集合場所や地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。このため、河川、海岸において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。

4 港湾・漁港の整備（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

港湾区域は、建築物が比較的少なく、大規模な火災時には、時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい空間を有している。このため、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

県は、従来から建築物の不燃化の促進に努めてきたが、今後も防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

1 防火地域の指定（県土木部）

都市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。

今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況をみながら、防火・準防火地域の適切な区域設定がされるよう市町村を指導する。（資料「6-3 防火地域・準防火地域」）

2 建築物の火災耐力の向上促進（県土木部）

（1）建築基準法等に基づく不燃化促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を建築する場合は、防災避難上の各種の措置の徹底をはかるよう建築士、施工者を指導していくものとする。

（2）県営住宅の不燃化の促進

県営住宅は、昭和41年度以降建設したものは耐火構造又は準耐火構造としており、昭和48年度以降はすべて耐火構造となっている。

3 都市防災不燃化促進事業（県土木部）

三大都市圏の既成市街地及び大規模な地震発生の可能性の高い地域において、事業主体が、避難地もしくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の指定区域（不燃化促進区域）において一定の基準を満たす耐火建築物を建築する者に対して助成を行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において事業に要した費用の1/2を補助する。

また、都市防災不燃化促進事業を行うために必要な調査（都市防災不燃化促進調査）を事業主体が行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において調査に要した費用の1/3を補助する。

第4 市街地の再開発

老朽住宅密集市街地の防災対策が必要な地域や都市施設が不足している低層過密地を再開発し、耐震

耐火建築物の建設と、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを行う必要がある。

1 市街地再開発事業（県土木部、市町村）

既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、あわせて公共広場などの公共施設を確保する必要がある。

このため、県は、市町村、組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導、助成を行い、事業を促進する。（資料「6-4 市街地再開発事業」）

2 住宅市街地総合整備事業（県土木部、市町村）

既成市街地において、耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点住宅地の形成や防災上危険な密集市街地の整備改善などの都市再生を推進する必要がある。

このため、県は、市町村への指導を行い、住宅市街地総合整備事業を促進する。

3 土地区画整理事業（県土木部、市町村）

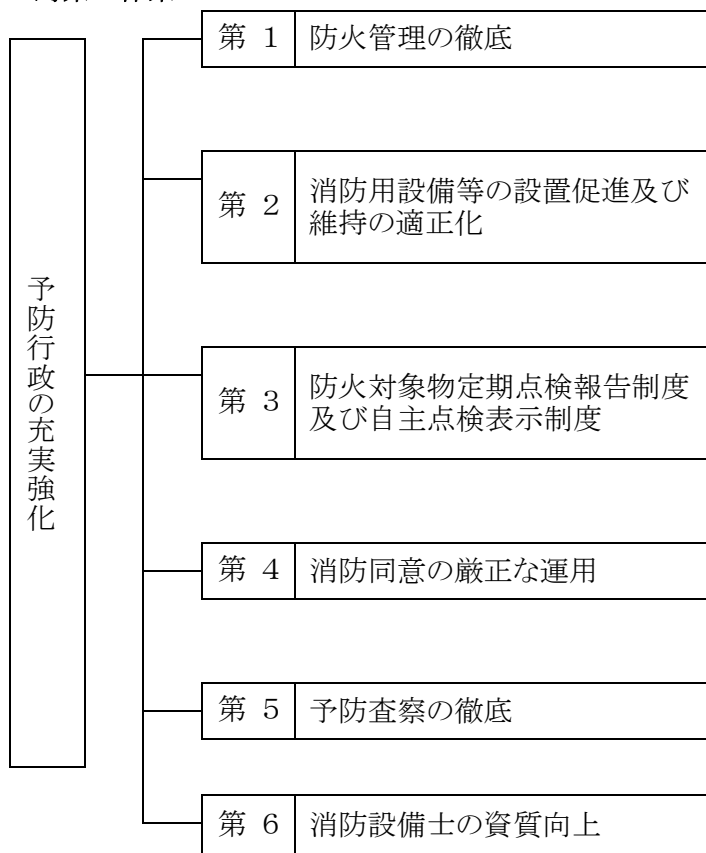
地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤施設の整備を図ることによって地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、市街化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す必要がある。

このため、県は、市町村及び組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導、助成を行い事業を促進する。（資料「6-5 土地区画整理事業」）

第2節 予防行政の充実強化

対策の体系



第1 防火管理の徹底（県総合政策局、市町村）

- 1 市町村は、消防法第8条の規定が適用される防火対象物の管理について権原を有する者に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく消火・通報・避難訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図るものとする。
- 2 市町村は、防火管理者の資格付与講習会を適宜開催し、有資格者の養成を図り、防火管理者の確実な選任を促進するものとする。

県及び市町村は、現在の防火管理者等に対し、講習会等を実施し、資質の向上を図るものとする。

第2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化（市町村）

市町村は、防火対象物の関係者に対し、火災が発生した場合の、早期発見、初期消火、適切な避難により、被害の軽減と人命の安全を確保するため、適正な消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検等の実施により、常時有効に機能するよう維持管理の適正化を指導するものとする。

第3 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度（市町村）

市町村は、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報

告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火優良認定証」又は「防火基準点検済証」を表示させる。

また、一定の防火基準に適合する宿泊施設については、積極的な申請を促し、「適マーク」を表示させる。

第4 消防同意の厳正な運用（市町村）

市町村は、建築許可等における消防同意の厳正な運用を図るものとする。

第5 予防査察の徹底（市町村）

市町村は、火災予防のため、計画的かつ継続的に予防査察を実施するものとし、消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底するものとする。

また一般住宅に対しても、火災予防運動期間等を利用するなどにより「防火診断」等を実施し、火災予防の周知徹底を図るものとする。

第6 消防設備士の資質向上（県総合政策局）

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術の習得を図るとともに、消防用設備等の整備に関する技術を向上させるため定期的に講習等を実施するなど、その資質の向上に努めるものとする。

第3節 林野火災予防対策

対策の体系



第1 林野火災に強い地域づくり（富山森林管理署、県農林水産部、市町村）

- 1 富山森林管理署、県及び市町村は、防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。
- 2 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

第2 広報活動の充実（各防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小中学校生徒等を重点にして広報活動を実施することとし、駅、役場、学校、登山口等にポスター、警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関等を通じて、林野火災予防意識の啓発を図るものとする。

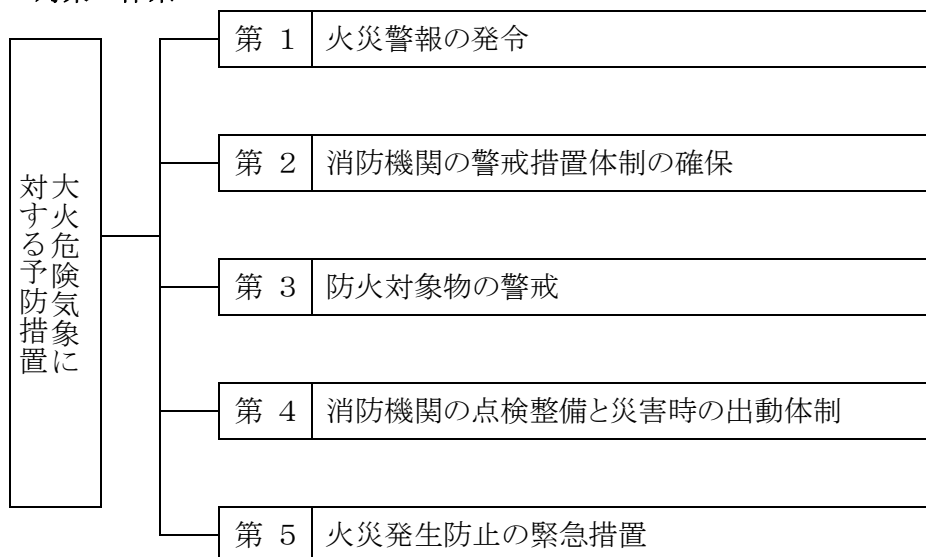
第3 予防体制の強化（各防災関係機関）

県、市町村、富山森林管理署、森林組合、消防本部等防災関係機関は連絡調整を図り、林野火災予防資機材の適切な配備、管理を含め、効果的な予防体制を確立することとし、特に次の事項に重点をおき実施するものとする。

- 1 森林レクリエーション施設等の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備するものとする。
- 2 県は、特に入林者の多い箇所、期間等を考慮して、森林保全巡視員を配置し、地区巡回パトロール等を実施するものとする。
- 3 市町村は、異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行うものとする。
- 4 林業関係者、消防機関等は密接な連携のもとに、消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を講ずるものとする。
- 5 県、市町村及び防災関係機関は、森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第4節 大火危険気象に対する予防措置

対策の体系



第1 火災警報の発令（市町村）

市町村長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報を発するものとする。

第2 消防機関の警戒措置体制の確保（市町村）

消防機関は警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報を発した場合に行う警戒計画をあらかじめ定めておくものとする。

第3 防火対象物の警戒（市町村）

市町村長は、防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、所要の警戒計画を定めておくものとする。

第4 消防機関の点検整備と災害時の出動体制（市町村）

消防機関は消防機械の点検整備をするとともに、災害時の出動体制を確立するものとし、所要の計画をあらかじめ定めておくものとする。

第5 火災発生防止の緊急措置（市町村）

消防機関は、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、予防広報計画、特別予防査察実施計画をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 防災活動体制の整備

第1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」参照

第2 緊急輸送ネットワークの整備

「風水害編第1章第4節第6 緊急輸送ネットワークの整備」参照

第3 航空防災体制の強化

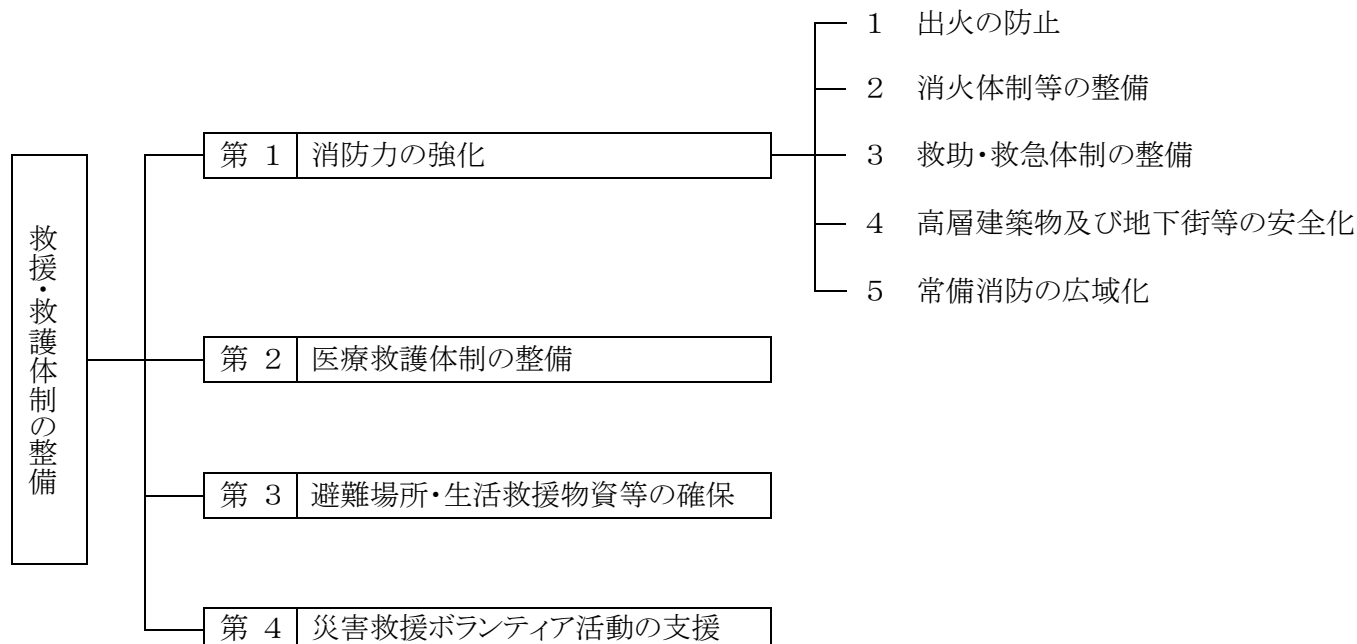
「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参照

第4 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

第6節 救援・救護体制の整備

対策の体系



第1 消防力の強化

火災の発生予防、被害の拡大防止のためには、まず県民一人一人が平素から出火の防止に努めるとともに、火災時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

一方、県及び市町村は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害などにより消防活動が困難になることも予想されるので、市町村は、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努めるものとする。

1 出火の防止（県総合政策局、市町村）

県及び市町村は、火災の発生を未然に防ぐため、県民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災製品の普及

- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理

(2) 事業所に対する指導

市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、防災対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

2 消火体制等の整備（県総合政策局、市町村）

(1) 初期消火体制の強化

県及び市町村は、火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。

エ 市町村は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。

(2) 消防設備等の強化

ア 市町村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。

イ 市町村は、消防力の強化を図るため消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利その他の消防施設、設備等の整備及びこれら施設等の計画的配置に努めるものとする。特に危険物施設、高層ビル等の特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図るものとする。

ウ 県は、市町村の消防力の充実を図るため、必要な指導、助言、支援を行い、積極的にその整備を推進する。

(資料「4-14-1 消防体制等の概況」「4-14-2 消防本部・署所及び消防団の現況」

「4-15 化学消火剤備蓄状況」)

(3) 消防水利の整備

市町村は、大規模な火災に備え消防水利の多様化を図るため、次の施設の整備に努める。

ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。特に、河川水の利用を容易にするため、段階式護岸の整備を行うとともにプール及び消融雪施設からも取水可能にするよう施設整備に努める。

(資料「4-14-3 消防水利の現況」)

(4) 人材育成の充実

県は、婦人防火クラブ員、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとするとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても図上訓練や応急手当研修などを実施し、消防学校等において実施する研修内容を充実する。

3 救助・救急体制の整備

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

4 高層建築物及び地下街等の安全化（市町村）

都市化の進展に伴い、県内においても防火対象物としての高層建築物（高さ31mを超える建築物）は増加傾向にある。これらの高層建築物については、その構造上の特殊性から火災発生時の避難や消防活動などの対応に極めて困難が予想される。また、地下街についても閉鎖性を有するため、高層建築物と同様に消防活動等に困難を伴う。

このため、消防機関は、関係事業所に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営形態に応じた防火管理や共同防火管理の徹底、実践的な消防訓練の実施の推進などの指導強化に努める。

(1) 高層建築物の防災対策

消防は、関係事業所に対し関係法令に規定された消防用設備、非常用昇降機の定期検査の厳守及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進や消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など、次の対策について指導の強化、推進に努める。

ア 火災予防対策

火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策、火気使用場所の環境整備及び可燃性物質の転倒落下防止措置、内装材料、装飾品の不燃化、防火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策等を推進する。

イ 避難対策

避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保、ショーケース、看板等の転倒や落下防止、避難誘導員の事前指定、避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する火災発生時の行動要領の周知徹底、防災センターから迅速な緊急放送体制の整備等を推進する。

ウ 防火管理対策

従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防火管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防火管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練、防災センターの機能強化及び要員教育を徹底する。

エ 消防用設備の管理対策

消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設など消防用設備の機能を維持管理

する。

(2) 地下街の防災対策

消防は、関係法令に規定された消防用設備の安全設置及び適正な維持管理、自衛消防組織の確立、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など高層建築物の対策に準じ、指導の強化、推進に努める。

5 常備消防の広域化

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 2 常備消防の広域化」参照

第2 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

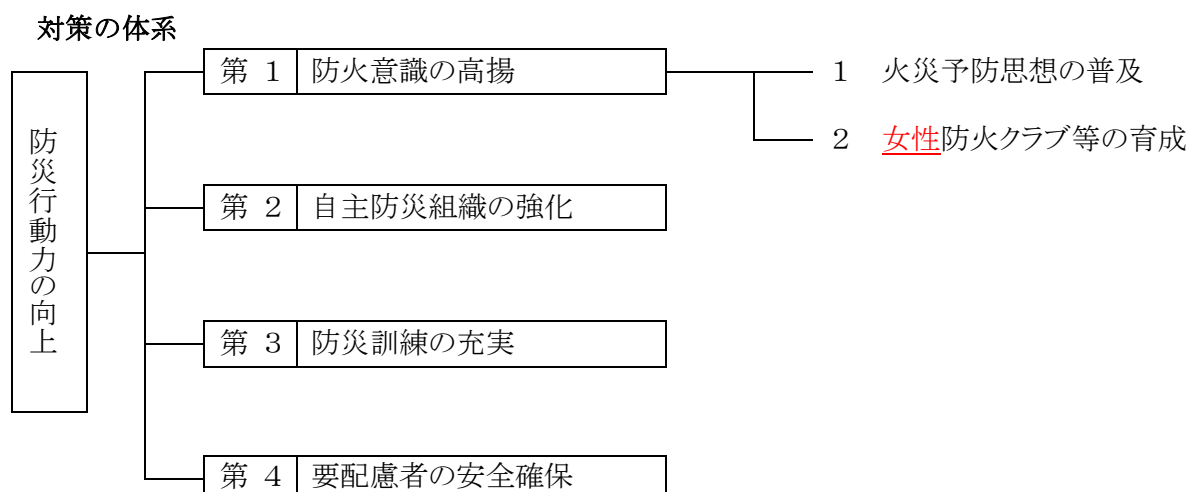
第3 避難場所・生活救援物資等の確保

「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保」参照

第4 災害救援ボランティア活動の支援

「風水害編第1章第5節第4 災害救援ボランティア活動の支援」参照

第7節 防災行動力の向上



第1 防火意識の高揚

1 火災予防思想の普及（県総合政策局、市町村）

県及び市町村は、春季・秋季の全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報誌などを利用し、火災予防思想の普及を図るものとする。

また、市町村は、避難訓練や初期消火訓練、応急処置に関する講習の実施などにより、地域住民の防火意識の高揚に努めるものとする。

2 女性防火クラブ等の育成（県総合政策局、市町村）

市町村は、建物火災の約半数が住宅火災という現状に鑑み、家庭や地域における防火安全の担い手である主婦等を対象に、女性防火クラブの結成、育成を図るものとする。

また、幼少年期から火災予防の重要性を学ぶため、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの結成、育成を図るものとする。

県は、これら女性防火クラブ等の連絡組織の結成、育成を図るとともに、関係情報の提供に努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

「風水害編第1章第8節第2 自主防災組織の強化」参照

第3 防災訓練の充実

「風水害編第1章第8節第3 防災訓練の充実」参照

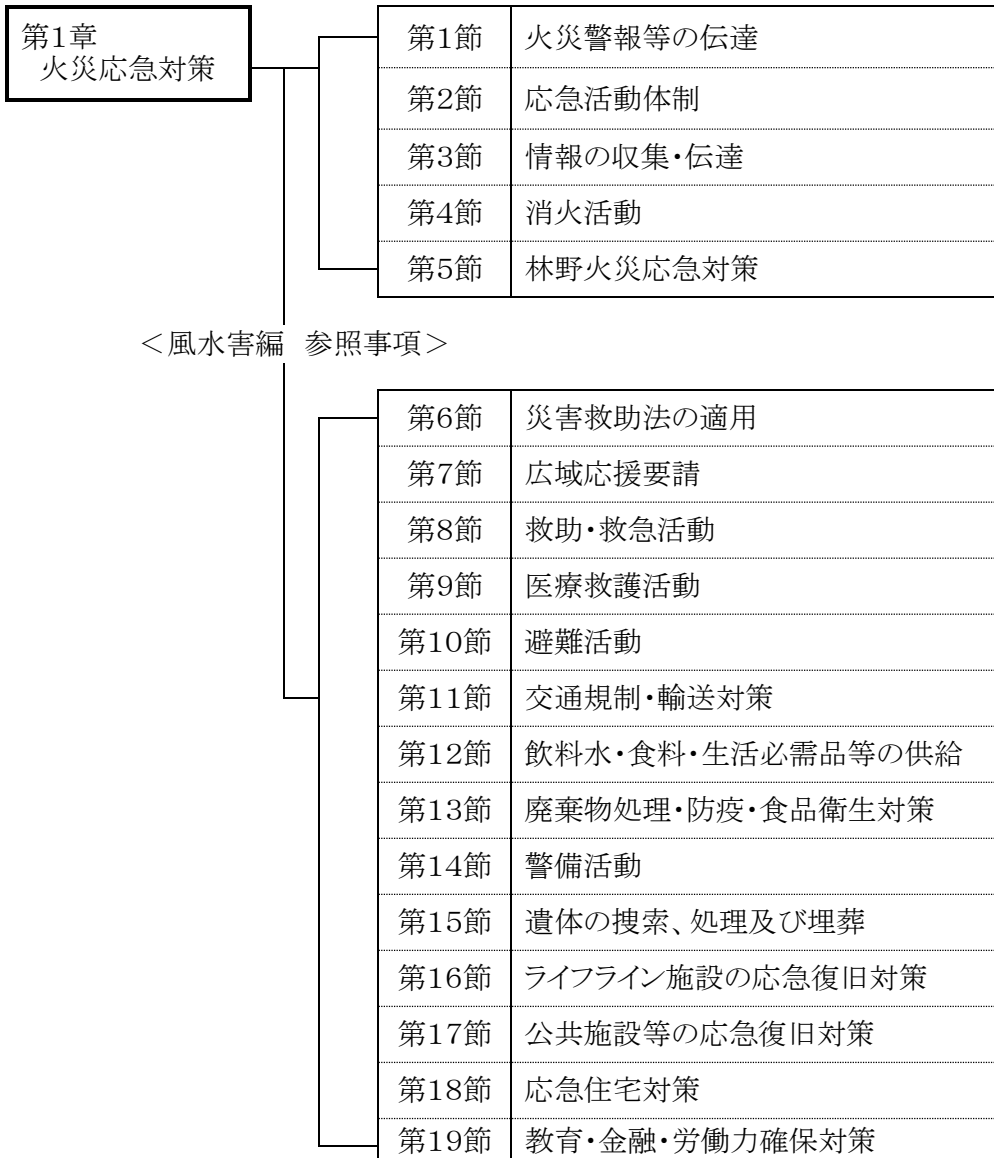
第4 要配慮者の安全確保

「風水害編第1章第8節第4 要配慮者の安全確保」参照

第2章

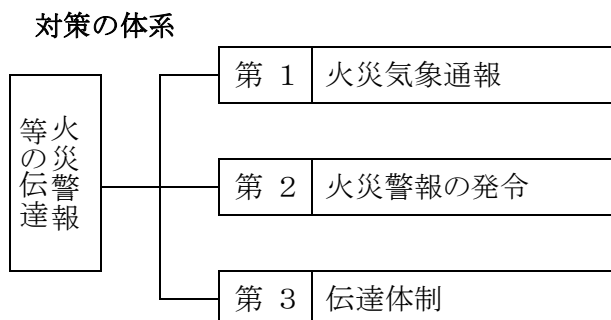
火災応急対策

計画の体系



第1節 火災警報等の伝達

気象、火災に関する警報等の発表内容、基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。



第1 火災気象通報（富山地方気象台）

富山地方気象台長は、消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報するものとする。

1 対象地域市町村を単位とする。

2 実施基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第2 火災警報の発令（市町村）

市町村長は、消防法第22条の規定により当該市町村の区域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報を発するものとする。

第3 伝達体制（県総合政策局、市町村、各放送機関）

1 知事は、富山地方気象台から火災気象通報を受けたときは、直ちに市町村長に通報するものとする。

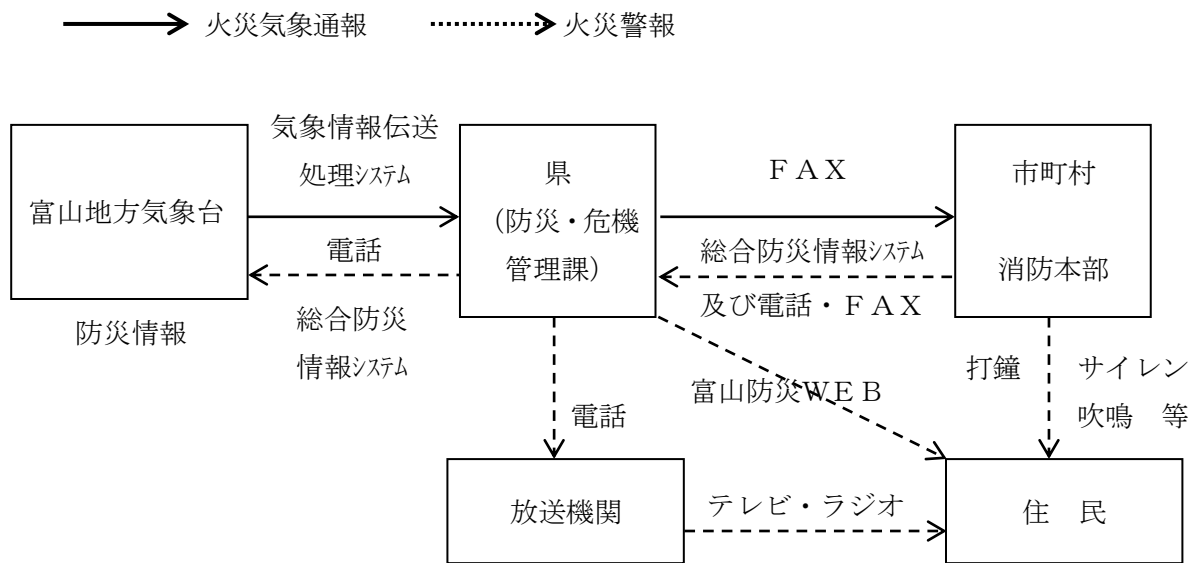
2 市町村長は、火災警報を発したとき又は解除したときには、打鐘、サイレン呼鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。

また、総合防災情報システムにより県（防災・危機管理課）に連絡するものとし、併せて火災警報発令時の管内の気象状況を電話又はファックスにより連絡するものとする。

3 県（防災・危機管理課）は、火災警報の発令及び解除の連絡があった場合は、それを放送機関及び富山地方気象台に連絡するものとする。

また、富山防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民への情報提供に努めるものとする。

- 4 放送機関は、火災警報の伝達を受けたときは、適切に放送し周知徹底に努めるものとする。
- 5 伝達系統図は次のとおりである。

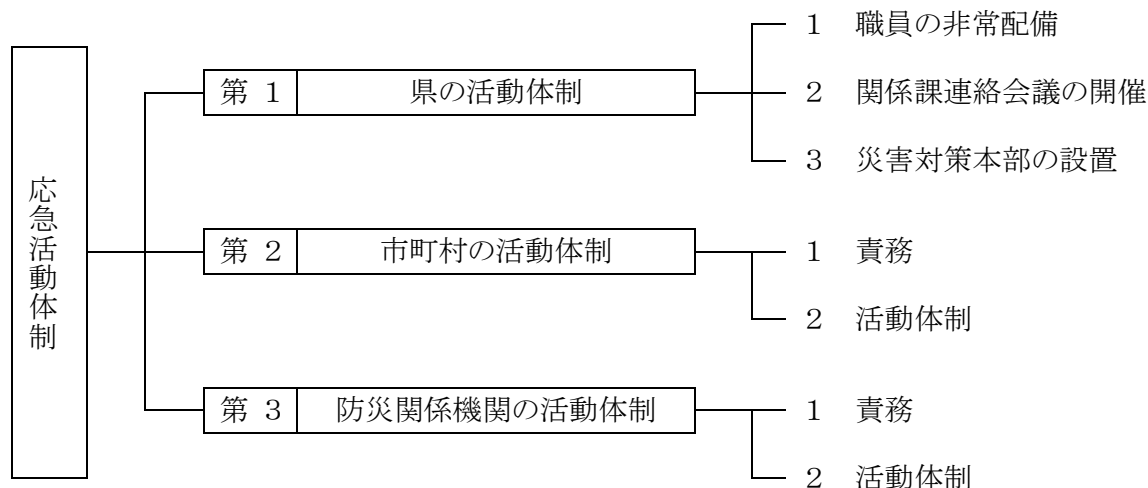


第2節 応急活動体制

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合は、県、市町村、消防及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村、消防及び防災関係機関は、速やかに消火、救助・救急活動を実施し、必要に応じて、それぞれ災害対策本部等を設置し、応急活動を実施するものとする。

対策の体系



第1 県の活動体制

知事は、火災警報が発令された場合、大規模な火災が発生した場合、又は火災が発生し広範囲に延焼拡大するおそれがある場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

1 職員の非常配備（県総合政策局）

(1) 非常配備基準

火災警報が発令された場合は、防災・危機管理課は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める第一非常配備をとるものとする。

大規模な火災が発生した場合又は火災が広範囲に延焼拡大するおそれがある場合の職員の非常配備基準は、被害の程度に応じ「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

(2) 配備指令

ア 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。

イ 各部長は、被害の種類、規模、発生時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

2 関係課連絡会議の開催（県総合政策局）

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合には、被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

3 災害対策本部の設置（県総合政策局）

（1）災害対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者、避難者が発生している場合又は、林野火災が広範囲に延焼拡大している場合で、必要と認めるときは、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

（2）現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

（3）災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

第2 市町村の活動体制

1 責 務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域で大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれのある場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

2 活動体制（市町村）

（1）市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

（2）市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービスに関する基準を定めておく。

（3）市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

（4）勤務時間外の火災発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責 務（各防災関係機関）

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

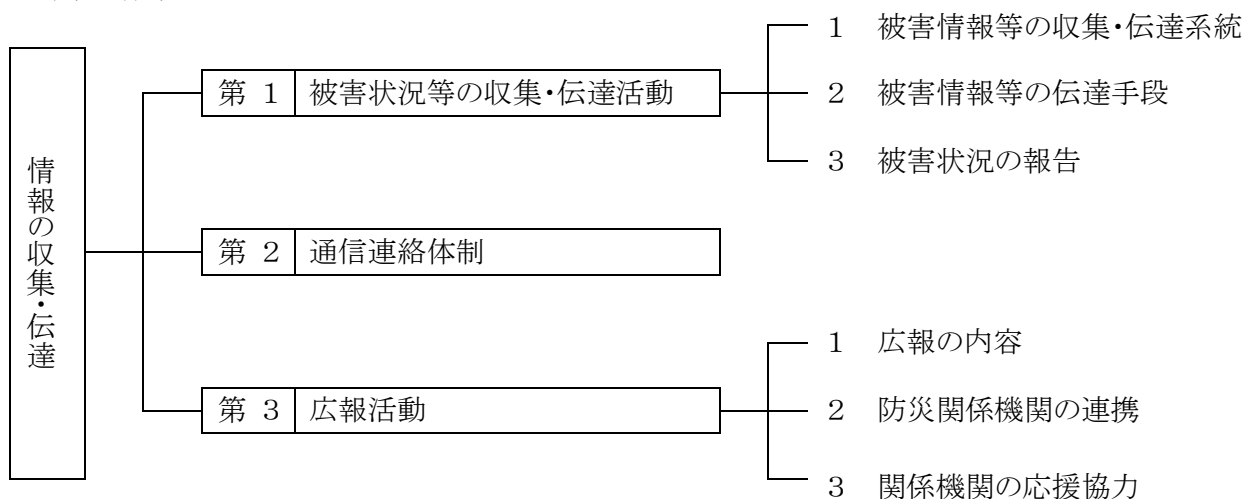
2 活動体制（各防災関係機関）

- (1) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第3節 情報の収集・伝達

県、市町村、消防及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



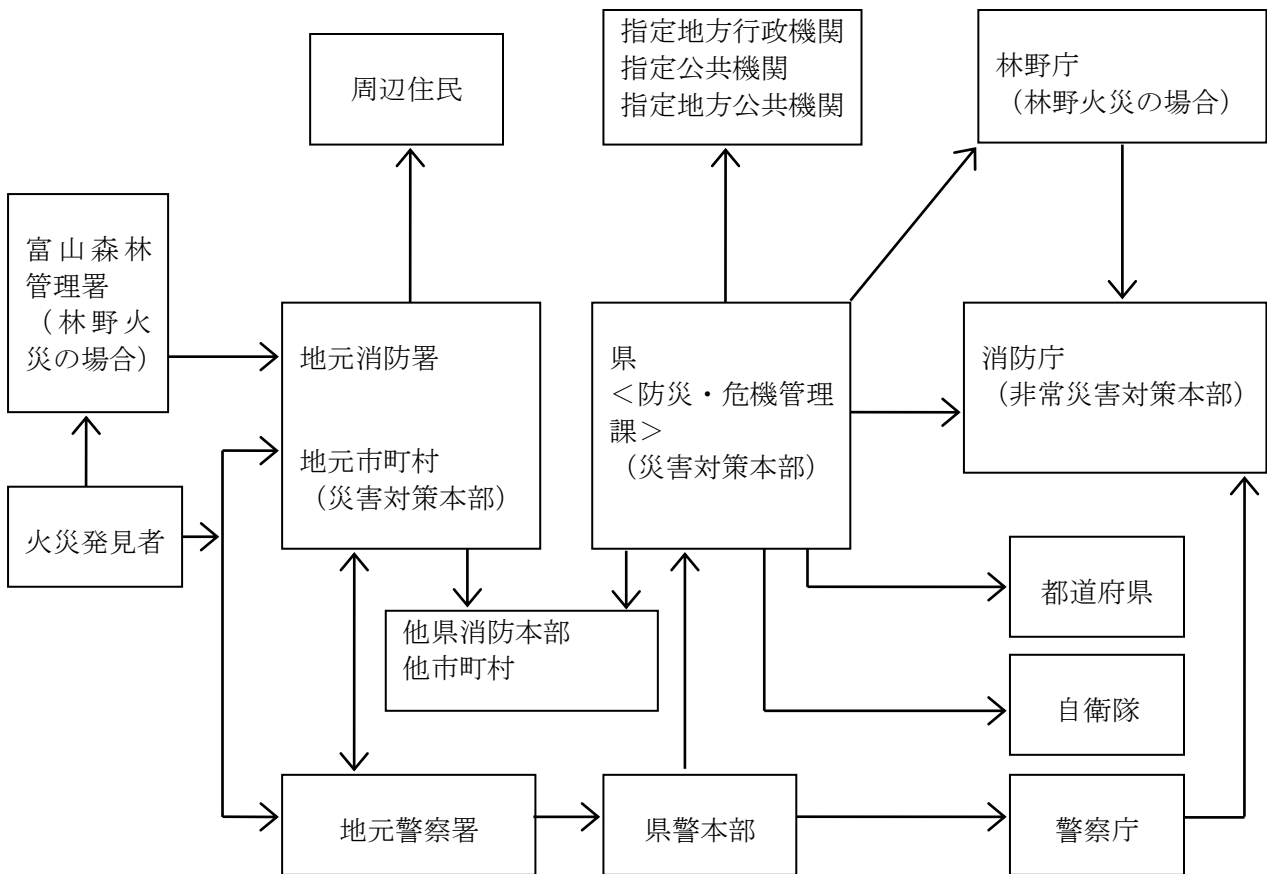
第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達な、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 被害情報等の伝達手段 (各防災関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。
- (2) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

3 被害状況の報告 (県総合政策局、県警察本部、市町村)

県、市町村及び警察は、大規模な火災が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

(1) 県

ア 県は、市町村等から受けた情報を他市町村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

ウ 県は、市町村等から火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握する。これらの情報を直ちに消防庁及び林野火災の場合は林野庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

エ また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、消防庁

に報告する。

(2) 市町村

市町村(防災担当課及び消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

(3) 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビシステムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 事業者の活動体制

林野火災が発生したときは、林業関係事業者は、消防、警察等との連携を図り初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第2 通信連絡体制(各防災関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

第3 広報活動

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

1 広報の内容(各防災関係機関)

(1) 被災者への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(2) 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、火災の状況、安否情報、道路交通規制等の状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

2 防災関係機関の連携（各防災関係機関）

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

3 関係機関の応援協力（各防災関係機関）

- (1) 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各関係防災機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

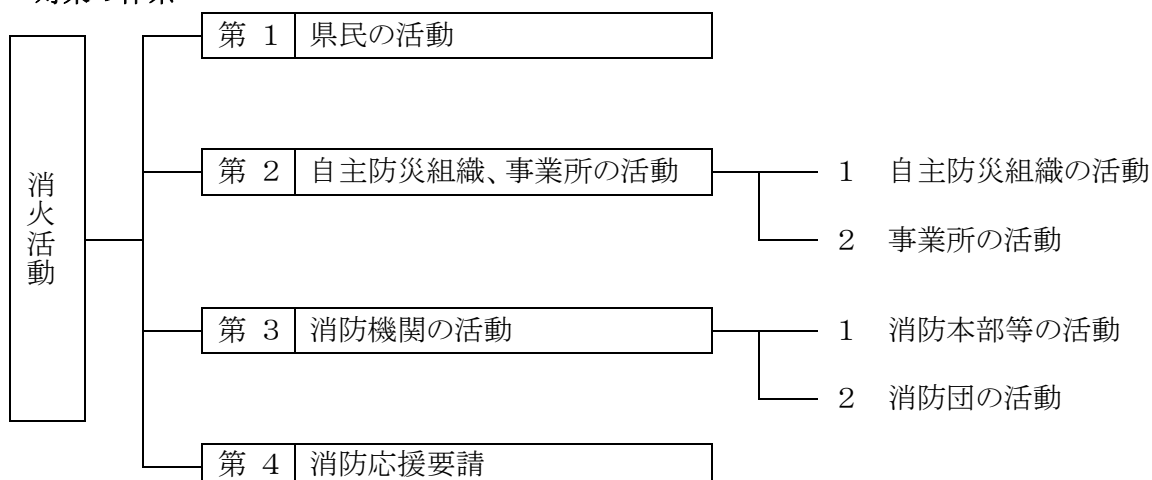
第4節 消火活動

火災が発生した場合、特に木造建物の密集地域やフェーン現象下での火災発生の場合、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。

このため、県民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。

対策の体系



第1 県民の活動

火災が発生した場合は、県民は、まず身の安全を確保し、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに消防に通報し、隣人に大声で助けを求める。

また、火災を発見したときは、速やかに消防に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力するものとする。

第2 自主防災組織、事業所の活動

1 自主防災組織の活動

(1) 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

(2) 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

2 事業所の活動

(1) 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

また、プロパンガスや都市ガスの供給遮断、ガス、石油類等の流出の阻止等必要な防災措置を講ずる。

- (2) 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物が火災になり拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- (3) 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第3 消防機関の活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消防活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

1 消防本部等の活動（市町村）

(1) 火災発生状況の把握

消防本部は、住民からの通報、望楼、高所監視カメラ、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

(2) 職員の参集体制等

消防本部は、火災の延焼拡大に備え職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。

(3) 消防活動

消防本部は、消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

ア 火災が延焼拡大し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊を集中運用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。

イ 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。

ウ 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。

エ 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

オ 延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

カ 重要施設に対する消火活動

火災が延焼拡大しているときは、避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

2 消防団の活動（市町村）

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の火災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

（1）出火の防止

住民に対し出火の防止及び初期消火の呼びかけを行う。

（2）情報収集活動

火災の発生状況、被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

（3）消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

（4）救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

（5）避難方向の指示

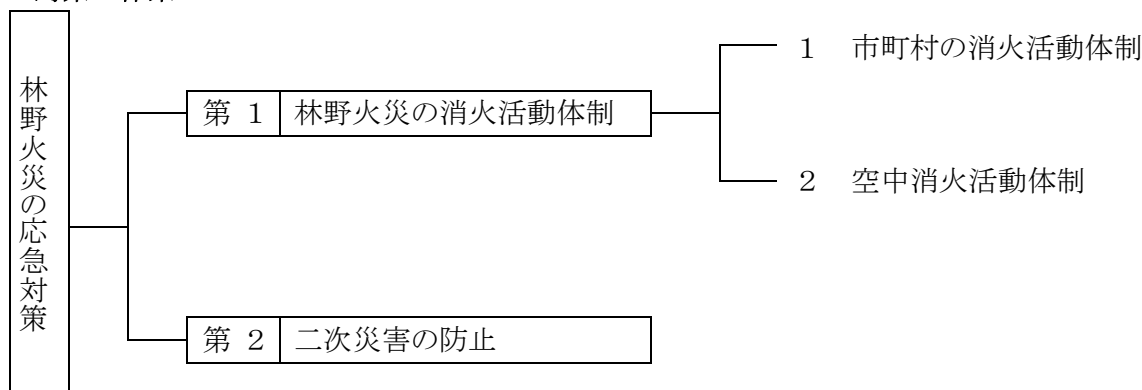
避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第4 消防応援要請

「風水害編第2章第7節 第3 消防応援要請」参照

第5節 林野火災応急対策

対策の体系



第1 林野火災の消火活動体制

1 市町村の消火活動体制（市町村）

（1）消火活動

市町村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によりその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては次の事項を検討して最善の方策をとるものとする。

- ア 部隊等の出動区域、順路等
- イ 携行する消防資機材
- ウ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ 消防資機材及び救急資機材の確保と補給方法

（2）消防相互応援

市町村は、林野火災の拡大に伴い、当該市町村のみで消火できないと判断したときは、消防相互応援協定に基づき、他市町村に対して速やかに応援を要請する。

2 空中消火活動体制（県総合政策局、市町村）

県及び市町村は、林野火災が発生し、偵察及び空中消火活動が必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターによりこれを実施し、さらに必要な場合は広域応援要請等を行い、応援機関等との連携を図り消火活動を行う。

また、市町村は、空中消火用水利や消火剤等の手配及びヘリコプターの離着陸場等の受入体制の整備を行い、県はこれらの支援を行うものとする。

（1）消防防災ヘリコプターによる空中消火活動

市町村は、林野火災が発生し、空中消火活動等が必要と認めるときは、県に消防防災ヘリコ

プターによる空中消火活動等を要請する。

(風水害編「第1章 第4節 第6 航空防災体制の強化 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制」参照)

(2) 広域航空消防応援

県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり必要と認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請を行う。

(風水害編「第2章 第6節 第2 応援要請 2 広域消防応援 (2) 消防庁長官への応援要請」参照)

(3) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(「風水害編 第2章 第6節 第2 応援要請 1 自衛隊の災害派遣」参照)

第2 二次災害の防止（北陸地方整備局、中部森林管理局、県農林水産部、県土木部、市町村）

- 1 国、県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 国、県及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第6節 災害救助法の適用

「風水害編第2章第5節 災害救助法の適用」参照

第7節 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第8節 救助・救急活動

「風水害編第2章第7節 救助・救急活動」参照

第9節 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第10節 避難活動

「風水害編第2章第9節 避難活動」参照

第11節 交通規制・輸送対策

「風水害編第2章第10節 交通規制・輸送対策」参照

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

「風水害編第2章第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」参照

第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

「風水害編第2章第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策」参照

第14節 警備活動

「風水害編第2章第13節 警備活動」参照

第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」参照

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

「風水害編第2章第15節 ライフライン施設の応急復旧対策」参照

第17節 公共施設等の応急復旧対策

「風水害編第2章第16節 公共施設等の応急復旧対策」参照

第18節 応急住宅対策

「風水害編第2章第18節 応急住宅対策」参照

第19節 教育・金融・労働力確保対策

「風水害編第2章第19節 教育・金融・労働力確保対策」参照

第3章

火災復旧対策

第1節 民生安定のための緊急対策

「風水害編第3章第1節 民生安定のための緊急対策」参照

第2節 激甚災害の指定

「風水害編第3章第2節 激甚災害の指定」参照

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

「風水害編第3章第3節 公共土木施設の災害復旧計画」参照

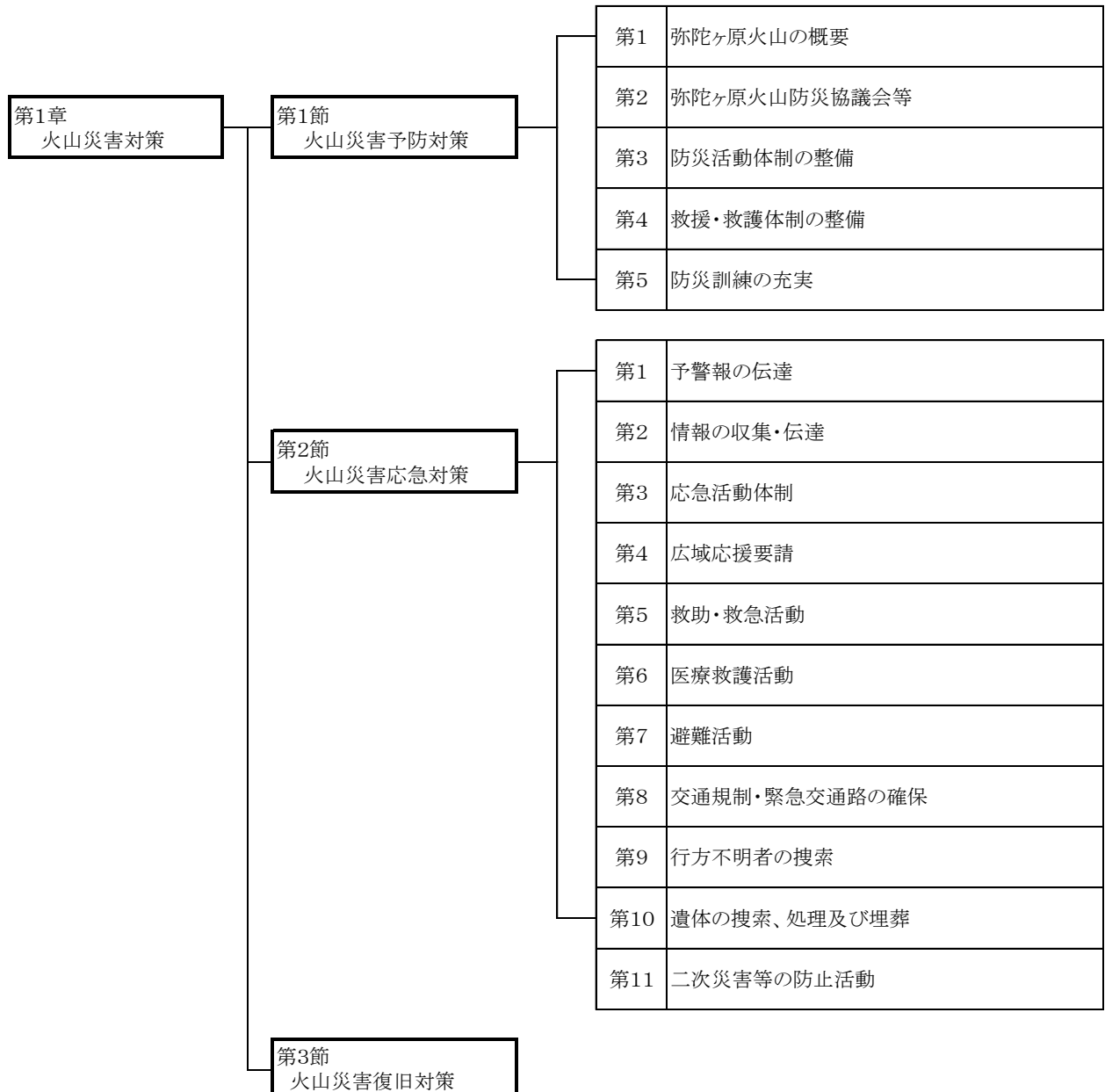
個別災害編

第1章 火山災害対策

本章では、活火山である弥陀ヶ原火山において、噴火等の火山現象に伴う被害を防止し、又は最小限にとどめるため、火山災害の特性を踏まえ、防災関係機関がとるべき対策を定める。

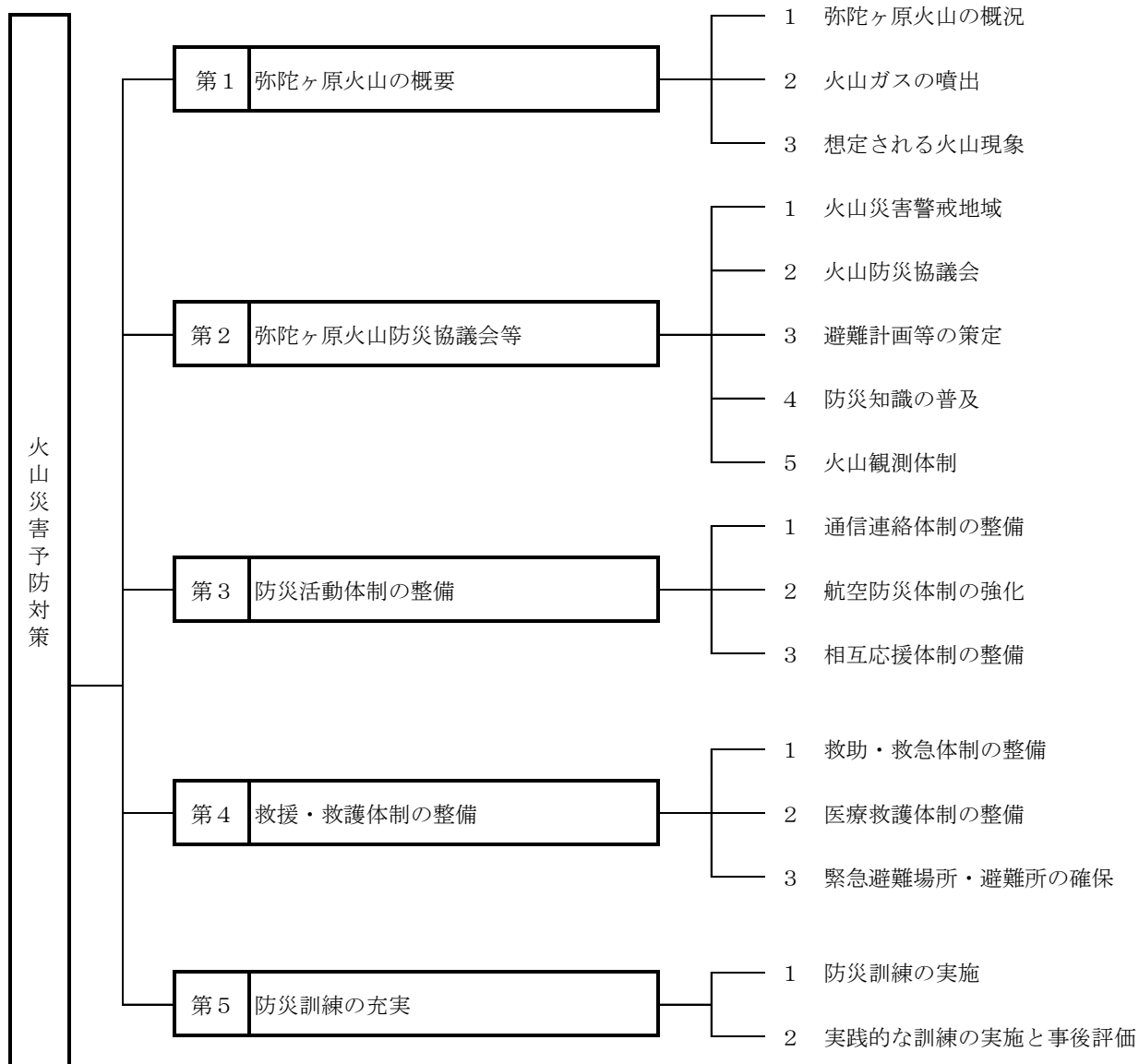
なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 火山災害予防対策

対策の体系



第1 弥陀ヶ原火山の概要

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。

日本は環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しており、本県の弥陀ヶ原火山（立山火山と呼ばれることがある）は活火山とされている。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。

弥陀ヶ原火山は、年間100万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民のみならず観光客、登山者等を含む安全確保が重要である。

1 弥陀ヶ原火山の概況

弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。

また、過去1万年以内の活動により、火山灰層が7層になっていることから、少なくとも7回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったとみられる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動がみられ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。

2 火山ガスの噴出

地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、環境省において平成24年から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。

また、地獄谷周辺の登山道（エンマ台～大日展望台）についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。

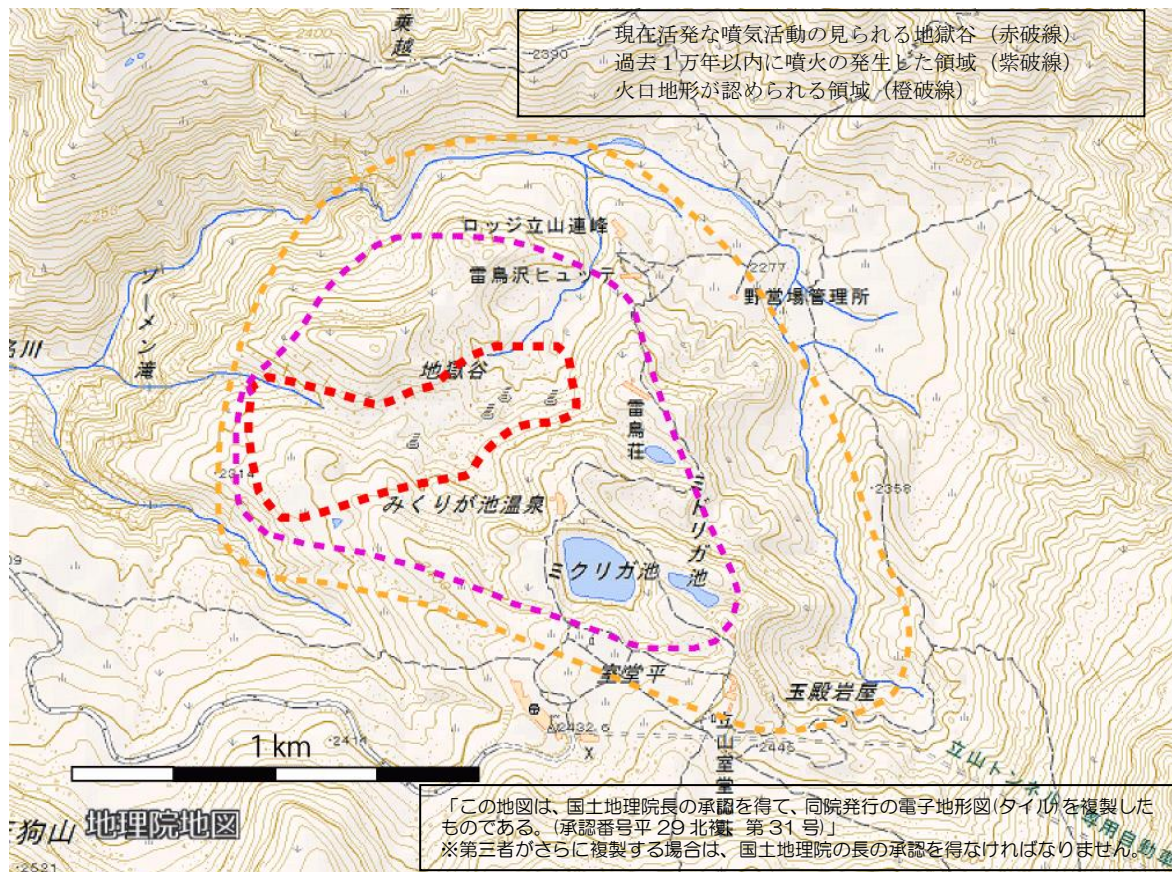


図 弥陀ヶ原 想定火口

表1 弥陀ヶ原 過去1万年以内の噴火活動 (石崎, 2017)

テフラ名	年代	推定噴火口	噴出量 (m ³)
Cテフラ	1,500年前以降(最新)	地獄谷西域(大安地獄周辺)	3.2万
Bテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	4.8万
Aテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	1.5万
第4テフラ	約2,500年前	地獄谷北域	260万
第3テフラ	約4,800年前	地獄谷北域と血ノ池地獄周辺	220万
第2テフラ	約7,800年前(上限値)	血ノ池地獄～リンドウ池周辺	380万
第1テフラ	約9,300年前(上限値)	地獄谷北西域(称名火口周辺)	64万

3 想定される火山現象

大きな噴石

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんど無く、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火口から吹き飛ばされた直径 50 c m以上の岩石が全方向に弾道を描いて飛散する現象。
- ・大きさによっては、建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力がある。

火砕流・火砕サージ

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火砕流は、火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。
- ・火砕サージは火砕流の先端や周辺で発生する火山灰等の流れ。

火口噴出型泥流

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・山体内から高温水が噴き出し流下する現象。

融雪型火山泥流

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火口から噴出した熱水が、周辺の雪や土砂を巻き込みながら流下する現象。
- ・高速で遠方まで流下することがある。

降灰（小さな噴石含む）

- ・噴火とほぼ同時に発生し、風向や風速により影響範囲は変化する。
- ・風により運ばれた火山灰により、健康被害、交通麻痺、農作物被害など広く社会生活に影響を及ぼす。

降灰後の降雨による土石流

- ・噴火後は数年にわたって発生しやすくなる。
- ・火山灰等が堆積した流域において降雨に伴い発生し、谷や沢に沿って流下する現象。

火山ガス

- ・火口や噴気孔から噴出されるガス。通常はその 90%以上が水蒸気で、二酸化炭素、硫化水素などがそれに続く。マグマに溶けていたもの、地下水などに由来するものも含まれる。
- ・マグマの活動が高まるとマグマ起源のものが増え、噴火前に塩化水素や二酸化硫黄の濃度変化が観測される場合がある。地下深部でマグマに溶解するガス成分は気泡になって、マグマの上昇や爆発の原因となる。

第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等

1 火山災害警戒地域（県総合政策局、市町村）

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本県の警戒地域は次のとおりである。

火山名	火山災害警戒地域	
	県	市町村
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町

2 火山防災協議会（各防災関係機関）

県及び市町村は、弥陀ヶ原火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、弥陀ヶ原火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な者を加える。

さらに、火山専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- ・弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- ・富山県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・上記に掲げるもののほか、弥陀ヶ原火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項
- ・その他必要と認められる事項

3 避難計画等の策定（市町村）

弥陀ヶ原火山防災協議会における共同検討などを通じて、市町村は、噴火シナリオや弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。

また、噴火警戒レベルの設定を踏まえ、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定するとともに、次の事項について市町村地域防災計画に位置づけるものとする。

- ・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
- ・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
- ・噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等、避難のための措置について市町村長が

行う通報及び警告に関する事項

- ・避難場所及び避難経路に関する事項
- ・火山現象に係る避難訓練に関する事項
- ・警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- ・救助に関する事項
- ・その他必要な警戒避難体制に関する事項

4 防災知識の普及（県総合政策局、県生活環境文化部、市町村）

県及び市町村は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修等の実施により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、登山を計画する者に対し、登山届等の積極的な提出について周知・啓発を図るものとする。

5 火山観測体制（気象庁）

弥陀ヶ原火山における気象庁の観測機器は以下の表のとおりである。気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山性地震、火山性微動、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。

なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。

※火山性地震・・・マグマの動きや熱水の活動等に関連して、火山体の中やその周辺で発生する地震

※火山性微動・・・火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いもの

観測点名	観測機器
室堂平	地震計、傾斜計、空振計
炎高山	地震計
芦峠	監視カメラ
紺屋橋上部	G N S S

（参考）火山の機動観測について

気象庁は必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区別される。

調査観測は、火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資するための火山活動の調査を目的に行う。

緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。

第3 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」によるほか、県は弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るため、被災者に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）

「風水害編第1章第4節 第7 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備（県各部局、各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節 第8 相互応援体制の整備」参照

第4 救援・救護体制の整備

1 救助・救急体制の整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、市町村）

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化1 救助・救急体制の整備」参照

2 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

3 緊急避難場所・避難所等の確保

「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保」及び「同 2 市町村等の避難計画」によるほか、市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、活火山法第6条第1項第5号に規定する施設（以下「避難促進施設」という。）をあらかじめ指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知するものとする。

また、市町村が個別に指定する避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表を行うものとする。なお、前記計画を策定後、避難訓練を実施し避難確保計画の実効性や訓練の状況などを市町村に報告するものとする。

市町村は避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めるものとする。

県は、火山防災対策として市町村が行う安全施設等の整備に対し必要な支援を行うものとする。

第5 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関）

県、市町村、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

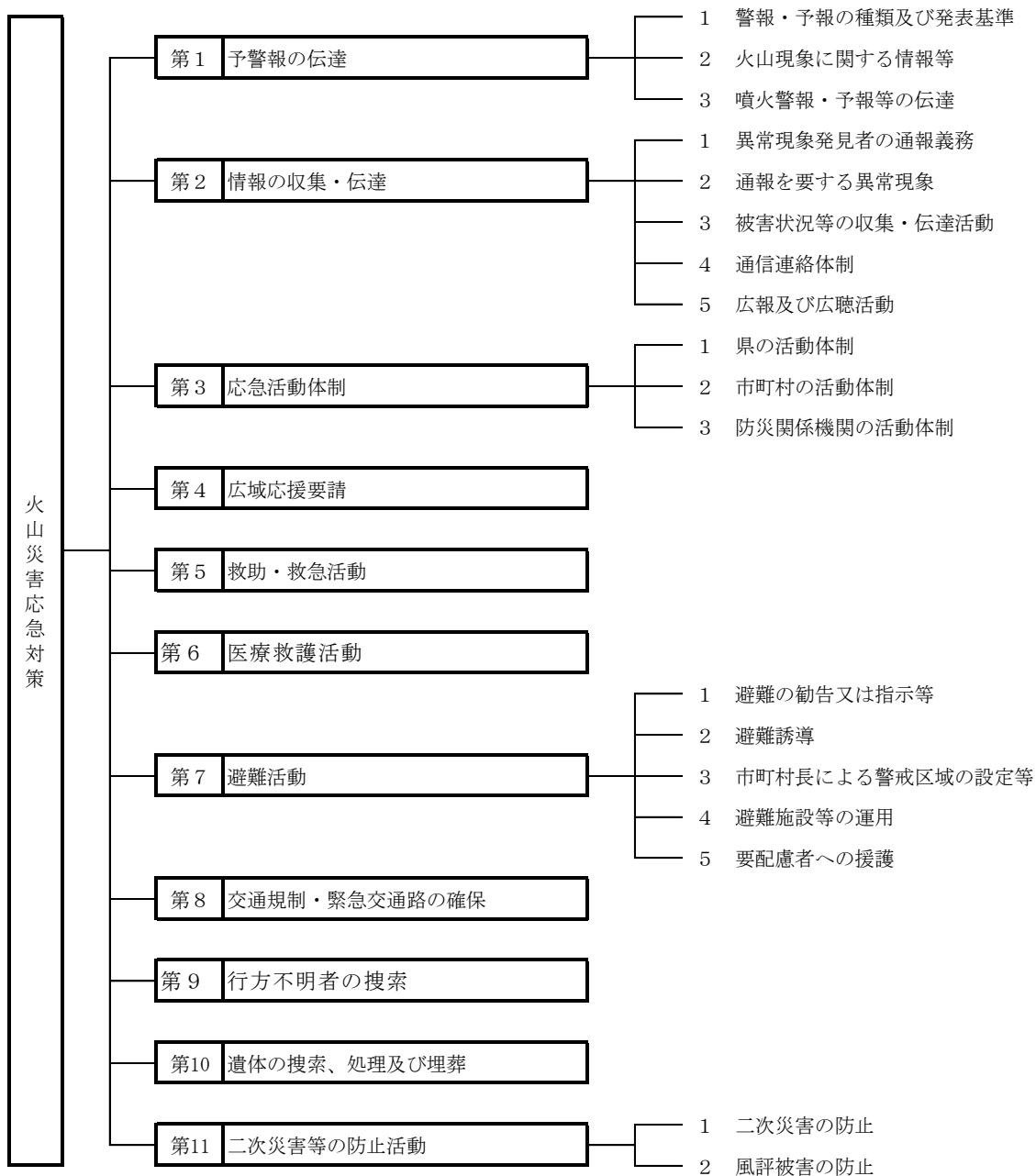
2 実践的な訓練の実施と事後評価（各防災関係機関）

- (1) 県、市町村及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 火山災害応急対策

火山の噴火等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び観光客や登山者等への周知徹底を図るとともに、災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護活動を行うものとする。



第1 予警報の伝達

1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁）

気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。

なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に影響しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に影響しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 ・警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがあります。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 【過去事例】 明確な記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。

注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。

最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。

(2) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・火山近傍にいる人が、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとることができるように発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について噴火後5～10分程度で発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとることができるように発表する。
- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、精度の高い降灰予測計算を行って、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻について噴火発生から20～30分程度で発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(3) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。例えば、平成12年の三宅島噴火では、噴火後に長期間にわたって火口から大量のガスが放出されたため、火山ガス予報を発表した。

2 火山現象に関する情報等（気象庁）

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。観光客や登山者、周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、常時観測火山を対象に発表する。

なお、以下の場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下のとおりである。

火山名 ○○山 噴火速報
 平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表
 ** (見出し) **
 <○○山で噴火が発生>

 ** (本文) **
 ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

(3) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

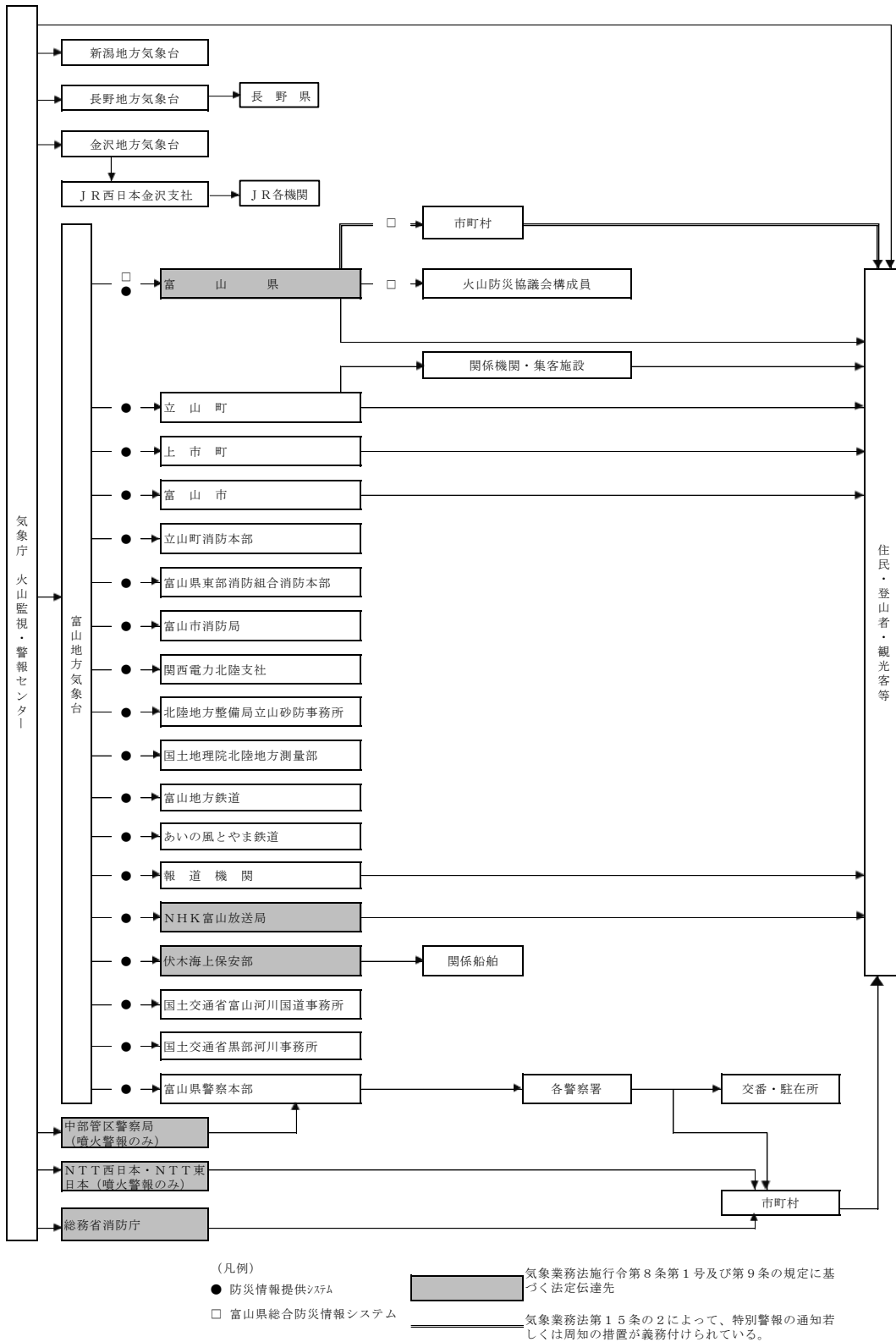
(5) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

3 噴火警報・予報等の伝達（県総合政策局、市町村、各関係機関）

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

噴火警報等伝達系統図



なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。

- ・噴火警報
- ・噴火予報

- ・降灰予報
- ・火山ガス予報
- ・火山の状況に関する解説情報（臨時）
- ・噴火速報
- ・火山活動解説資料（臨時）

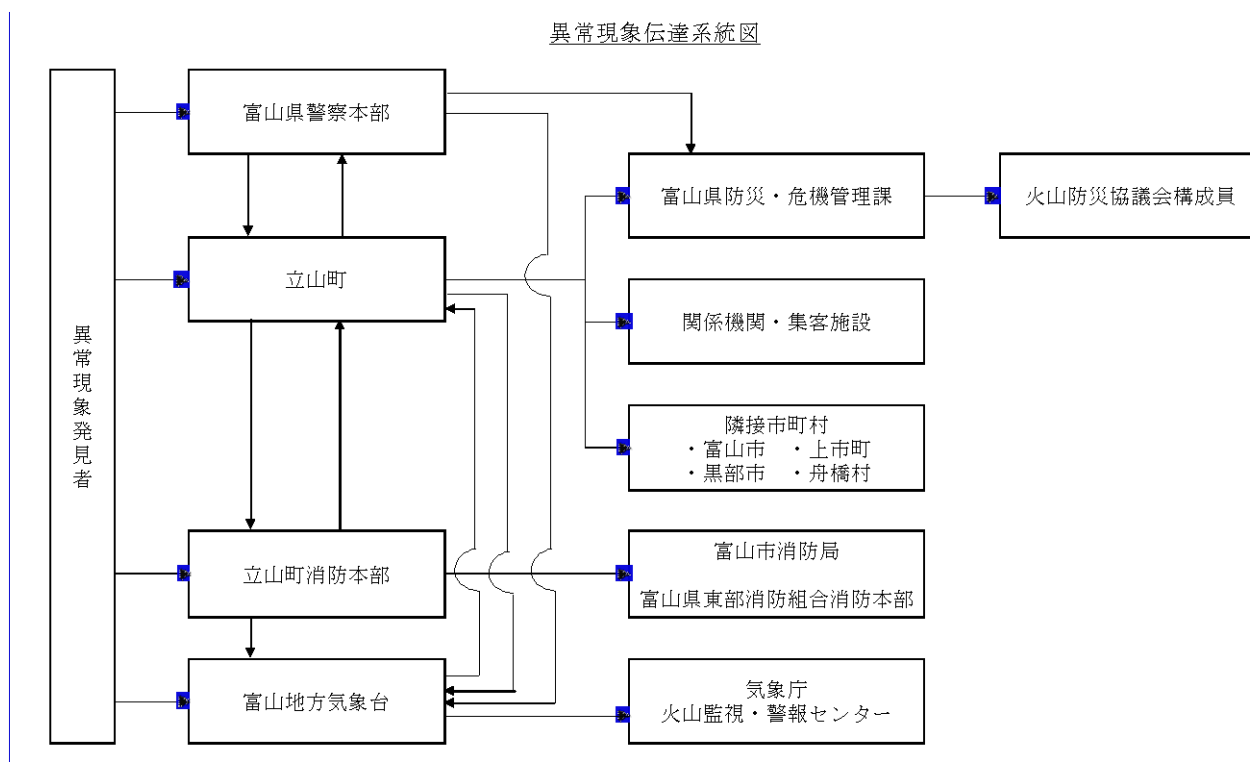
第2 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令システムを確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

1 異常現象発見者の通報義務（県警察本部、市町村）

弥陀ヶ原火山に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに市町村長、警察官、町消防本部のいずれかに通報するものとする。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。

通報を受けた市町村長又は警察官は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡するものとする。



※1 通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて火山専門家に相談のうえ判断する。

※2 異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方気象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知される。

2 通報を要する異常現象

- (1) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰等
- (2) 火山地域での火映、鳴動の発生
- (3) 火山地域での地震の群発
- (4) 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、沈没等の形成の変化

- (5) 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、硫黄の燃焼等
- (6) 火山地域での湧泉の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度、濁度の異常等顕著な変化
- (7) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大、あるいは移動及び草木の立枯れ等
- (8) 火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等顕著な変化、温度の上昇、魚類等の浮上

3 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第1 被害状況等の収集・伝達活動」によるほか、弥陀ヶ原火山防災協議会構成員において情報の共有を図るものとする。

4 通信連絡体制

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第2 通信連絡体制」によるほか、山岳地においては情報の収集・伝達が困難になることを踏まえ、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話など多様な手段により、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

5 広報及び広聴活動

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第3 広報及び広聴活動」によるほか、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報等を適切に提供するものとする。

第3 応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 県の活動体制（県総合政策局）

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制 各課 2～3名程度
第2 非常配備	① 火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の約3分の1程度 各課 3～4名程度

		<p>事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制</p> <p>その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</p>
第3非常配備	<p>① 火口周辺警報（レベル3）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想される時又は発生したとき</p> <p>② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき</p>	<p>災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。</p>

その他については、「風水害編第2章第3節応急活動体制第1 県の活動体制」による。

2 市町村の活動体制（市町村）

「風水害編第2章第3節第2 市町村の活動体制」参照

3 防災関係機関の活動体制

「風水害編第2章第3節第3 防災関係機関の活動体制」参照

第4 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第5 救助・救急活動

「風水害編第2章第7節 救助・救急活動」参照

第6 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第7 避難活動

1 避難の勧告又は指示等（市町村）

（1）一次避難

市町村長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導するものとする。

また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体の保護に緊急を要すると認められるときは、避難を勧告又は指示するものとする。

さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導するものとする。

なお、避難を勧告又は指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難勧告等の伝達体制により観光客、登山者等に伝達するものとする。

（2）二次避難等

市町村長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。

この場合、市町村長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議するものとする。

2 避難誘導（県警察本部、市町村）

「風水害編第2章第9節第1 避難の勧告、指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

3 市町村長による警戒区域の設定等（県警察本部、自衛隊、市町村）

「風水害編第2章第9節第1 避難の勧告、指示等及び誘導」によるほか、市町村長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行うものとする。

4 避難施設等の運用（市町村）

「風水害編第2章第9節第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用」によるほか、市町村は、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行うものとする。

5 要配慮者への援護（県総合政策局、県厚生部、市町村）

「風水害編第2章第9節第4 要配慮者への援護」参照

第8 輸送車両、船舶、航空機の確保

「風水害編第2章第10節第4 輸送車両、船舶、航空機の確保」によるほか、弥陀ヶ原火山周辺の交通施設の状況を踏まえ、立山有料道路を管理する富山県道路公社、立山駅から黒部湖駅に至る輸送手段を管理運営する立山黒部貫光(株)及び黒部ダム駅及び扇沢駅を管理する関西電力(株)黒四管理事務所が必要に応じて、協力を依頼する。

第9 行方不明者の捜索

「風水害編第2章第13節第2 行方不明者の捜索」参照

第10 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」参照。

第11 二次災害等の防止活動

1 二次災害の防止（気象庁）

気象庁又は富山地方気象台は、二次災害防止のため、弥陀ヶ原火山における火山ガスの噴

出や降灰など想定される状況等を発災後も常時観測し、火山に関する警報・予報等を速やかに発表するものとする。

2 風評被害の防止（県関係部局、市町村）

県、市町村及び観光関係団体は、報道機関と連携し、自然に恵まれた景勝地である立山黒部アルペンルート並びにルート一带にある観光資源、近傍の山小屋等、観光施設の被害状況を的確に把握し、災害応急対策の状況や復旧状況等を収集し、積極的に広報することにより、風評被害の未然防止に努めるとともに、速やかなイメージの回復を図るものとする。

県及び市町村は正確な情報の把握に努めるとともに、誤情報の拡大の予兆が確認された場合には見解を公表し、風評被害の拡大・防止に努める。

第3節 火山災害復旧対策

「風水害編第3章 災害復旧対策」参照

第2章 海上災害対策

本章では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

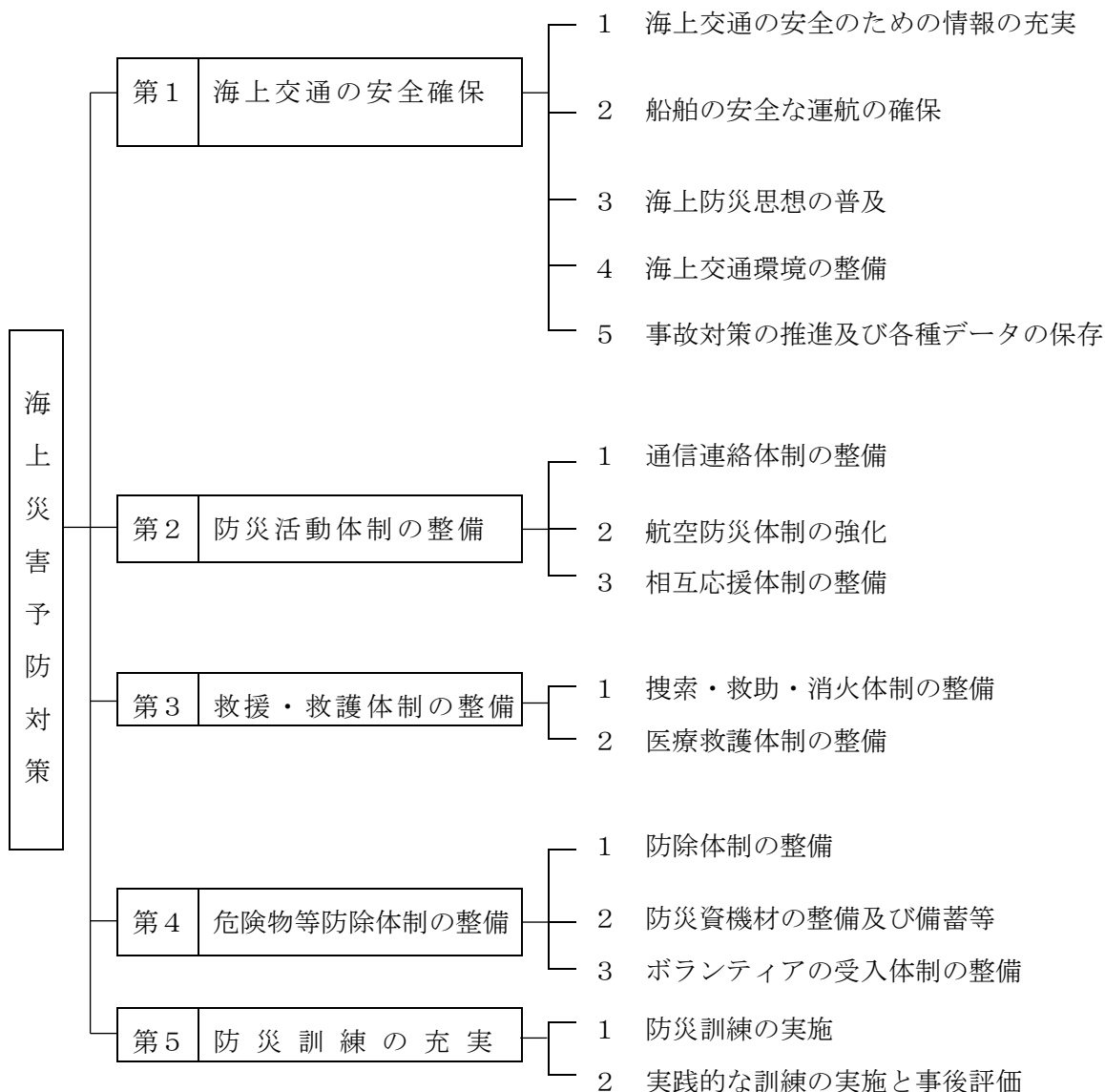
ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係るタンカー火災等の海上災害対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

計画の体系



第1節 海上災害予防対策

対策の体系



第1 海上交通の安全確保

海上災害の発生防止のためには、海上交通の安全確保が基本である。

このため、伏木海上保安部はじめ防災関係機関は、海上交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を推進する。

1 海上交通の安全のための情報の充実（富山地方气象台、伏木海上保安部）

(1) 富山地方气象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の

内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象、津波等に関する観測予報体制の整備、各種情報の提供を行うとともに、観測体制の整備、情報の提供、気象知識等の普及等を行う。

- (2) 伏木海上保安部は、水路通報及び第九管区水路通報を備え置くとともに、船舶交通の安全のために必要な事項の通報について、所要の措置を講じるものとする。
- (3) 伏木海上保安部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、船舶及び船舶代理店等海事関係者に情報提供して事故防止に努めるものとする。
- (4) 小型船舶を運航するものは、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。

2 船舶の安全な運航の確保（北陸信越運輸局）

北陸信越運輸局は、船舶の安全運航を確保するため以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶職員になろうとする者に対し、船舶職員として必要な知識・能力があるかについて海技士国家試験を行うとともに、既に船舶職員である者についても、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習課程の修了等を要求することにより、船舶職員の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。
- (2) 発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図るものとする。
- (3) 国際条約の基準に満たない、いわゆるサブスタンダード船による海難事故防止の観点から寄港する外国船舶に対し構造、設備等のハード及び船員の資格、労働環境等のソフトの両面について積極的に寄港国による外国船舶の監督（PSC：ポートステートコントロール）を実施する。
- (4) 危険物運搬船の技術水準の遵守を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

3 海上防災思想の普及（伏木海上保安部）

伏木海上保安部は、海難防止、海上災害防止に関する海難事故防止講習会の開催や訪船により、船長及び海事関係者等に対して、海上防災思想の普及に努めるものとする。

4 海上交通環境の整備（伏木海上保安部、県農林水産部、県土木部、市町村）

- (1) 港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努めるものとする。
- (2) 伏木海上保安部は、航路標識の整備を行うとともに、港湾管理者等が設置・管理する航路標識についての指導を行うものとする。

5 事故対策の推進及び各種データの保存（伏木海上保安部、県農林水産部、県土木部、市町村）

- (1) 伏木海上保安部は、関係機関と連携協力し、海上災害防止に関する総合的な調査研究を推進

し、再発防止のための措置に反映させるものとする。

- (2) 港湾管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」によるほか、伏木海上保安部と県は迅速かつ的確な救助活動体制の確立を図るため、海難船舶に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県総合政策局、県警察本部、沿岸市町）

「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」によるほか、伏木海上保安部及び県は、臨機な応急活動を実施するため消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターと巡視船艇との連携体制の強化を図るものとする。

3 相互応援体制の整備（各防災関係機関）

(1) 船舶火災の消火活動に関する協力

船舶火災の消火活動については、伏木海上保安部と消防機関は相互に協力するものとする。

(資料「12-11-2 船舶火災の消火活動に関する業務協定」)

(2) 地方公共団体間の相互応援

(3) 防災関係機関との相互協力

(4) 公共的団体等の協力

(5) 民間の協力

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

第3 救援・救護体制の整備

本県における海上災害予防対策として、発災直後からまず人命の安全確保を最優先におき、捜索活動体制の整備、救助・救急活動体制の整備、消防力の強化を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。

1 捜索・救助・消火体制の整備（伏木海上保安部、県警察本部、沿岸市町）

- (1) 伏木海上保安部は、海上災害に備え災害情報の収集及び整理、分析を図るとともに応急対策に必要な資機材の整備を図るものとする。

- (2) 伏木海上保安部及び消防は、概ね次の事項について情報を交換するとともに、定期的な合同訓練を実施して連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。

- ア 資機材の保有状況
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の整備の促進

(3) 警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

(4) 消防は、消防艇等の海上災害用消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

また、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

(資料「4-20 海上防災用資機材等の整備状況」)

2 医療救護体制の整備（伏木海上保安部、県厚生部、沿岸市町、日本赤十字社富山県支部）

伏木海上保安部は、医療救護活動に迅速かつ的確に対応するため医療機関との連絡、連携体制の整備を図るものとする。

その他については、「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」による。

(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)

第4 危険物等防除体制の整備

船主等防除責任者等は、大規模な危険物等の流出が生じた場合に速やかに海上回収を図り沿岸への漂着を阻止するため、また、漂着した危険物等を除去するために回収資機材等の備蓄、整備等の防除体制の整備を図るものとする。

伏木海上保安部等は、大規模な危険物等の流出が生じた場合に速やかに海上回収を図り、沿岸への漂着を阻止するため危険物等の回収資機材等の備蓄、整備等の防除体制の整備を図るものとする。

県・沿岸市町等は、大量の危険物等が広範囲に漂着した場合に備え、必要に応じて除去資機材の備蓄等を図るものとする。また、必要に応じ防災関係機関の応援及びボランティアの受入を図るためその体制の整備を図るものとする。

1 防除体制の整備（伏木海上保安部）

伏木海上保安部は、油等危険物流出事故災害の応急対策を図るため、地域の実情に応じた防除活動の実施内容を明記した災害応急マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルについても随時見直しを行い、必要が生じた場合は、その都度修正を加えるものとする。

2 防災資機材の整備及び備蓄等（伏木海上保安部、県総合政策局、県土木部、沿岸市町）

(1) 伏木海上保安部

ア 伏木海上保安部は、大量の排出油等の防除活動を的確かつ効果的に実施するため、必要な資機材の整備を図るものとし、緊急時の調達方法を定めておくものとする。

イ 伏木海上保安部は、関係機関及び関係団体が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資材、化学消火薬剤、作業船舶等の把握に努めるとともに、緊急時における

る協力体制の整備を図るものとする。

(2) 県及び沿岸市町

県及び沿岸市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、必要に応じ漂着油の除去等に必要資機材の整備を図るものとする。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努めるとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制の整備を図るものとする。

(3) 関係事業者

関係事業者（石油事業者団体、船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等）は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

(4) 海上災害防止センター

海上災害防止センターは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により流出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な流出油防除資機材を保有する。

（資料「4-20 海上防災用資機材等の整備状況」）

3 ボランティアの受入体制の整備

「風水害編第1章第5節第4 災害救援ボランティア活動の支援」参照

第5 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関）

- (1) 伏木海上保安部、消防及び警察は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施するものとする。
- (2) 伏木海上保安部等の国の機関、消防及び警察等を始めとする県及び市町村、民間救助組織・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (3) 石油事業者は、油流出事故に対応するため、積極的に油防除訓練を行う。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（各防災関係機関）

- (1) 伏木海上保安部等防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

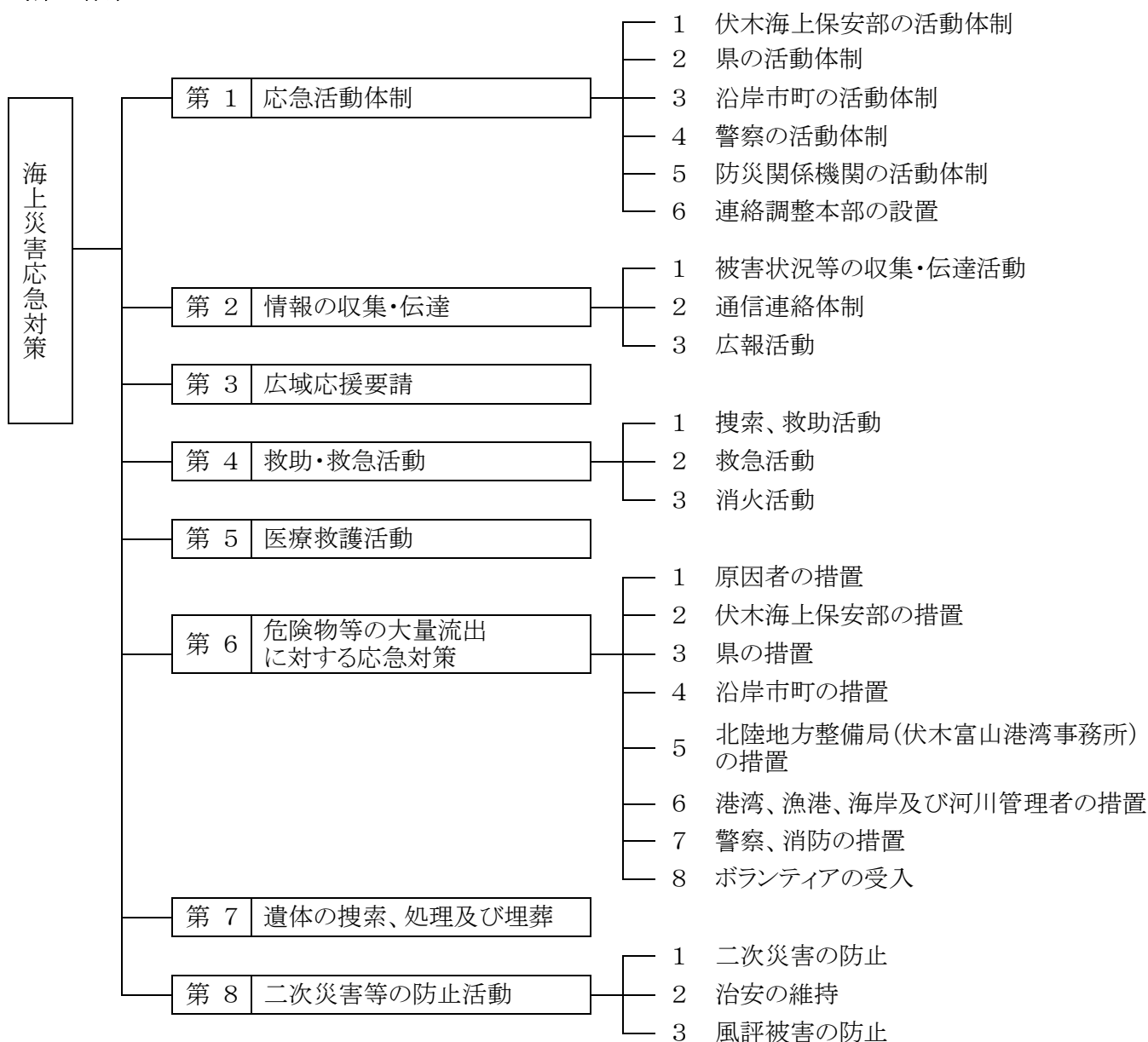
第2節 海上災害応急対策

海上において多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、あるいは危険物等の大量流出が生じた場合、又はこれらが発生するおそれのある場合、伏木海上保安部及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等の海難救助活動を行う。

また、油等の危険物の大量流出が生じた場合又はそのおそれのある場合には、速やかにその拡散防止、海上回収を図り、沿岸地域への漂着を阻止するとともに、漂着した場合の回収体制を整え、被害拡大の防止を図る。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、伏木海上保安部、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、また危険物等が大量に流出した場合には、その防除に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、伏木海上保安部、県、沿岸市町及び防災関係機関はそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 伏木海上保安部の活動体制

伏木海上保安部は、災害の発生が予想される時は、非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置するものとする。

(1) 救援活動

ア 巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、被災者の救出、誘導、海上輸送等に当たるものとする。

イ 県及び防災関係機関等から救助要員又は緊急物資等の輸送要請があった場合は、状況を勘案のうえ、支援するものとする。

(2) 関係機関等への協力、応援要請

ア 伏木海上保安部は、海上災害に関し、必要がある場合は関係機関に対し協力を要請するものとする。

イ 伏木海上保安部は、必要に応じて医療機関の出動を要請するものとする。

(3) 自衛隊への派遣要請

伏木海上保安部は、海上災害が発生した場合において、必要がある場合は、自衛隊の派遣要請について所要の措置を講ずるものとする。

2 県の活動体制（県総合政策局）

知事は、海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(1) 職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第2章第3第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備命令

(ア) 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

(イ) 各部局長は、被害の種類、規模、発生 の 時期によって、特に必要と認めるときは、独自

の配備体制を発することができる。

(2) 関係課連絡会議の開催

大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合若しくは広範囲に被害が及ぶおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 沿岸市町の活動体制

(1) 責務

沿岸市町は、当該市町の地先の海上に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、法令、県地域防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、伏木海上保安部、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 沿岸市町は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 沿岸市町は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービスに関する基準を定めておく。

ウ 沿岸市町は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとと

もに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

(1) 責務

海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる応急対策を実施するとともに、伏木海上保安部、県及び沿岸市町が実施する応急対策に協力するものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するための必要な組織を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 連絡調整本部の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を、県、伏木海上保安部、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとする。

連絡調整本部の設置場所は災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第2 情報の収集・伝達

県、伏木海上保安部、沿岸市町及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、随時適切に関係機関に情報を提供する。

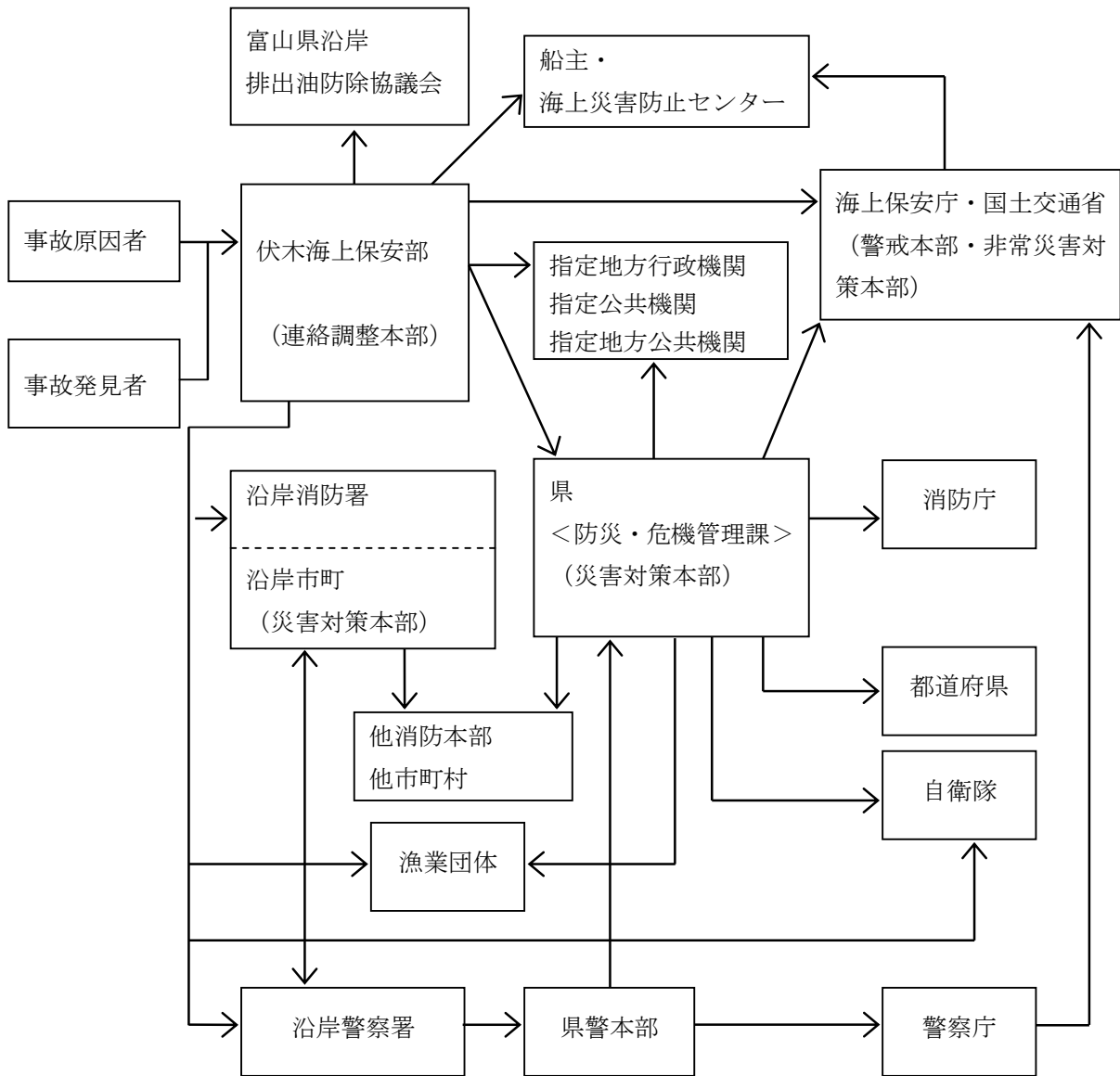
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

伏木海上保安部をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害状況の報告

ア 関係事業者等

海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故原因者等関係事業者等は、事故発生状況、被害状況等を速やかに伏木海上保安部に連絡する。

イ 伏木海上保安部

(ア) 海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、伏木海上保安部は、県、沿岸市町、消防、警察等防災関係機関に連絡するものとする。

(イ) 伏木海上保安部は必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。

(ウ) 伏木海上保安部は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を関係防災機関に連絡する。

ウ 県

(ア) 県は、伏木海上保安部等から受けた情報を沿岸市町、防災関係機関及び漁業団体等関係

団体へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、沿岸市町等から人的被害の状況等の情報を収集する一方、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、伏木海上保安部に連絡する。また、必要に応じ関係防災機関に連絡する。

エ 沿岸市町

沿岸市町（防災担当課及び消防本部）は、当該区域の地先海面で被害が発生した場合は、人的被害の状況等の情報を収集し、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）へ連絡するものとする。

また、被害の状況、災害対策本部等の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）へ連絡する。

オ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

カ その他の機関

被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

(3) 事故発生のお知らせ

ア 船舶へのお知らせ

防災関係機関等は、危険物の大量流出や火災による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、海上における船舶等の安全を確保するため、災害の状況、安全措置等について、次の区分により船舶に対し周知する。

機 関 名	周 知 手 段	対 象
海上保安部	巡視船艇・航空機等	船舶
	航行警報	船舶
放送局（NHK・民放）	テレビ・ラジオ	船舶
港湾管理者	拡声器等	港内船舶

イ 沿岸住民へのお知らせ

防災関係機関等は、沿岸住民、施設等に災害が波及した場合又は波及するおそれがある場合、人命及び財産を保護するため、災害の状況及び安全措置について、次の区分により沿岸住民に対し、周知する。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
沿岸市町（消防）	広報車、その他車両	1 事故の状況 2 応急活動の状況 3 火気使用制限の禁止及び交通の制限禁止等の制限事項 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
警 察	パトカーの拡声器等	
放送局 （NHK・民放）	テレビ、ラジオ	

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

県、伏木海上保安部、沿岸市町及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持、海上交通の安全確保を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

（1）広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、海上災害の状況、安否情報、交通情報、その他ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

（2）防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

（3）関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 搜索、救助活動（各防災関係機関）

- (1) 船舶の海難が発生したときは、伏木海上保安部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施するものとする。
- (2) 富山県水難救済会各救難所は、関係機関から要請を受けた場合は、速やかに所属船等により救助活動を行うものとする。
- (3) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。
- (4) 関係機関は、必要に応じ、付近航行船舶及び漁船、プレジャーボート等に対し情報を提供し、搜索、救助活動について協力を得るものとする。

2 救急活動（伏木海上保安部、沿岸市町、日本赤十字社富山県支部）

伏木海上保安部及び消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める

(1) 救急要請への対応

- ア 負傷者の搬送について、地元消防署の救急車が対応できないときは、県、沿岸市町、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。
- ウ 伏木海上保安部は、必要に応じ医療機関の出動を要請する。

(2) 医療機関等との連携

- ア 伏木海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。

（資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」）

- イ 沿岸市町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療機関と連携のうえ、現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- ウ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(3) ヘリコプターの活用

伏木海上保安部、県及び沿岸市町は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、防災関係機関が保有するヘリコプターを活用する。

3 消火活動（伏木海上保安部、市町村、富山県水難救済会）

（1）伏木海上保安部等の消火活動

ア 伏木海上保安部又は消防は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

イ 関係事業者、民間救助・防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ウ 伏木海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防に協力を要請する。

（資料「4-20海上防災用資機材等の整備状況」「12-11-2船舶火災の消火活動に関する業務協定」）

（2）消防機関による消火活動

ア 消防は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

（3）富山県水難救済会

各救難所は、関係機関から要請を受けた場合は、速やかに所属船等により消火活動を行うものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

船舶等からの大量の危険物等が流出した場合、まず原因者が防除活動の一義的責任を負うのが原則であるが、大量の危険物等が広範囲に漂流、漂着した場合、漂着状況の把握やその回収に大量の労力と資機材が必要になるため、これらの防除活動を原因者の処理のみに依存したのでは、その被害を局限することは困難である。

従って、大量の危険物等が流出し、沿岸への漂着、水産資源の汚染、環境破壊等が予想される場合は、伏木海上保安部、県、沿岸市町、防災関係機関、関係団体等は必要に応じ一体となって、速やかに防除活動を実施し、危険物の拡散を最小限度に抑えるとともに、沿岸に漂着した危険物等の除去、回収に係る措置を講ずるものとする。

1 原因者の措置

（1）危険物等の流出があった場合には、その状況等を直ちに海上保安部に通報するものとする。

（2）現場の状況に応じ、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理及び残油等の移替、油等の回収及び油処理剤等による処理等の有効かつ適切な危険物等の拡散防止措置を講ずるものとする。

（3）必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

2 伏木海上保安部の措置

- (1) 周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災の発生防止及び避難勧告を行う。また、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められたときは、警戒区域を設定し、船舶等に対し区域外への退去等の指示を行うものとする。
- (2) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的に実施するため巡視船艇、航空機により危険物等の流出状況、防除作業の実施状況を総合的に把握し、作業の分担、作業方法について必要な事項を指導するものとする。
- (3) 防除措置を講ずべき者が危険物の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、防除措置を講ずべきことを命ずるものとする。
- (4) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は前記(3)による命令をするいとまがないと認められるときは、海上保安部長の判断により海上災害防止センターに対し、防除措置を講ずべきことを指示するものとする。
- (5) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、巡視船艇による防除措置を講じるものとする。
- (6) 必要に応じて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6の規定に基づいて組織された富山県沿岸排出油防除協議会に出動を要請するものとする。
- (7) 大量の危険物等が、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、県及び漂着が予想される沿岸市町に危険物等の浮遊状況等の情報を提供するとともに、原因者及び関係機関等による防除体制について協議調整を図るものとする。

3 県の措置（県総合政策局、県生活環境文化部、県土木部）

- (1) 沿岸へ漂着した危険物等に対処するため、必要に応じ危険物等の除去、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 除去措置を講ずるにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとする。
- (3) 危険物等回収作業船の活動拠点として、港湾管理者等との調整を行い、係留施設（岸壁）等を確保するものとする。
また、資機材の集積、保管場所及び回収危険物等の仮置き場を確保し、回収作業が円滑に進むよう努めるものとする。

4 沿岸市町の措置（沿岸市町）

- (1) 危険物等の漂流、漂着又は危険物等火災に対処するため、地先海面の巡回監視を実施するものとする。
- (2) 危険物等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、危険物等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するとともに、危険物等火災が沿岸に及ぶおそれのある場合は、避難の勧告又は指示を行うものとする。
- (3) 危険物等により沿岸住民への影響又は海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて除去等必要な措置を講ずるものとする。

5 北陸地方整備局（伏木富山港湾事務所）の措置

油流出事故が発生した場合、関係機関の要請等を受けて、浚渫兼油回収船の出動及び防除活動について必要な措置を講ずるものとする。

6 港湾、漁港、海岸及び河川管理者の措置（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

- (1) 危険物等の漂流、漂着又は危険物等火災に対処するため、所管区域の巡回監視を実施するものとする。
- (2) 危険物等により港湾機能への影響又は海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、その防除、除去等必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ関係沿岸市町と協議調整を図るものとする。

7 消防、警察の措置（県警察本部、沿岸市町）

消防及び警察は、危険物等が大量流出した場合、必要に応じ警戒活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。（資料「4-20 海上防災用資機材等の整備状況」）

8 ボランティアの受入れ

「風水害編第2章第3節第4 災害救援ボランティアの受入れ」参照

第7 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」参照

第8 二次災害等の防止活動

1 二次災害の防止（伏木海上保安部、富山地方気象台）

(1) 海上交通の安全の確保

伏木海上保安部は、海上災害の現場付近における船舶の航行安全確保に努めるものとする。

ア 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、船舶への情報提供を行う。

イ 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

ウ 海上災害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ 海難船舶又は漂流物、沈殿物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告若しくは指導する。

(2) 気象情報の伝達

富山地方気象台は、二次災害防止のため、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

2 治安の維持（伏木海上保安部）

伏木海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努めるとともに、必要に応じ巡視船艇により犯罪の予防、取締りを行う。

3 風評被害の防止（県商工労働部、県農林水産部）

県及び関係団体は、市場調査等を実施し、安全な水産物の安定的供給の確保（汚染魚の流通の防止等）に努め、積極的に情報提供を行い風評被害の防止に努める。

また、観光施設等の被害の状況を的確に把握し、応急対策の状況や復旧状況等を積極的に広報することにより、風評被害の防止に努め、速やかにイメージ回復を図るものとする。

第3節 海上災害復旧対策

第1 公共施設の復旧事業（各防災関係機関）

防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

また、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じるものとする。

第2 危険防止措置の命令又は勧告（伏木海上保安部）

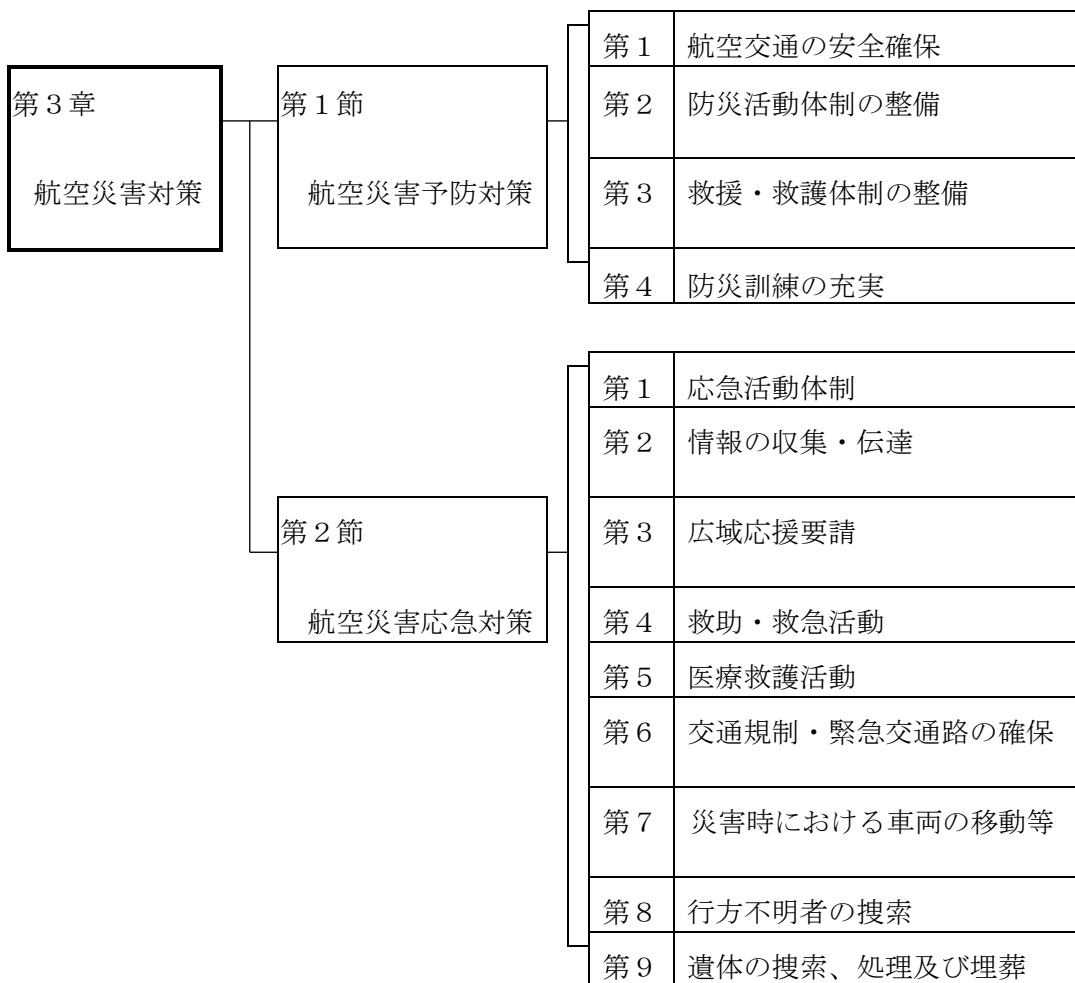
伏木海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第3章 航空災害対策

本章では、富山空港及びその周辺並びにその他の県の地域において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

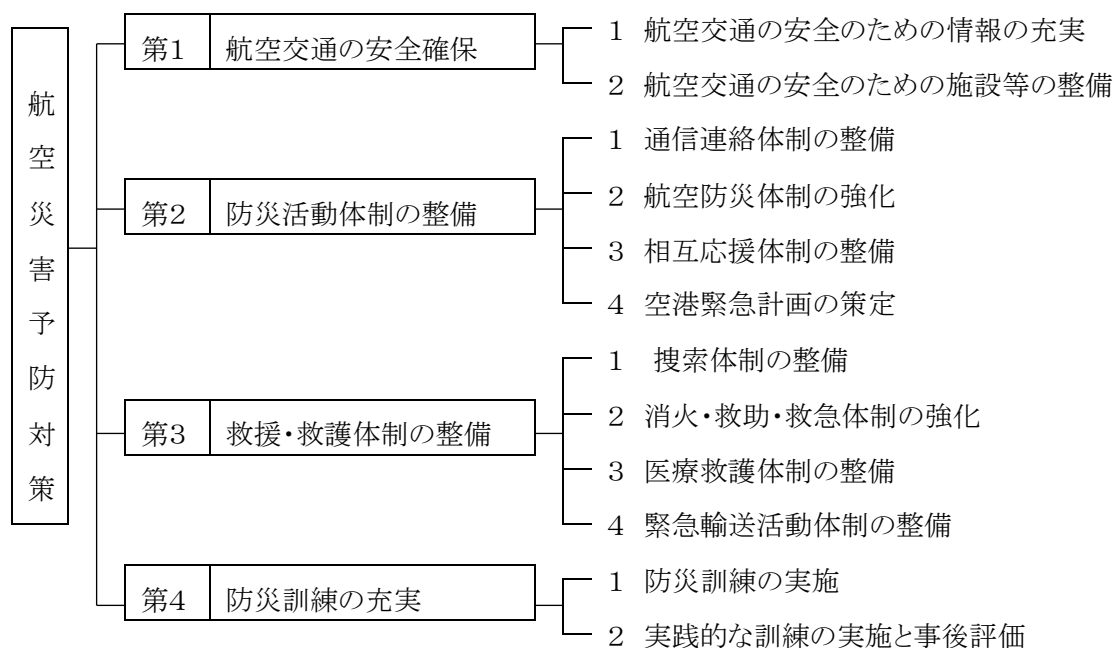
なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 航空災害予防対策

対策の体系



第1 航空交通の安全確保

航空災害の発生防止のためには、航空交通の安全確保が基本である。

このため、県、大阪航空局富山空港出張所、東京航空地方气象台、航空運送事業者をはじめ防災関係機関は、航空交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

1 航空交通の安全のための情報の充実（大阪航空局、東京航空地方气象台、航空運送事業者）

（1）航空交通情報の充実

大阪航空局富山空港出張所は、航空交通安全に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

（2）気象情報の充実

東京航空地方气象台は、航空交通に影響を及ぼす気象、地震、津波、火山噴火等の自然現象に対して的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が事故を未然に防止するために必要な措置を迅速にとり得るよう、予報・警報等の情報を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備各種情報の提供、気象知識の普及を行う。

（3）航空運送事業者の措置

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を収集、整理し、事故防止のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。

2 航空交通の安全のための施設等の整備（大阪航空局、県観光・交通・地域振興局）

国土交通省及び県は、航空保安施設等の整備などにより、富山空港及びその周辺の航空交通の安全確保に努める。（資料「6-8 空港施設の現況」）

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

4 空港緊急計画の策定（県観光・交通・地域振興局）

県は、防災関係機関との相互の連携を強化するため、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画を策定するものとする。

第3 救援・救護体制の整備

1 捜索体制の整備（大阪航空局、伏木海上保安部、県警察本部）

- (1) 大阪航空局富山空港出張所は、捜索活動を行う関係機関に情報を伝達する体制を整備する。
- (2) 警察は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。
- (3) 伏木海上保安部は、捜索活動を迅速かつ的確に実施するため、捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

2 消火・救助・救急体制の整備（県観光・交通・地域振興局、周辺市町）

(1) 富山空港及びその周辺地域での体制

ア 県は、化学消防車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急医療用資材の整備に努めるものとする。（資料「4-19 富山空港内消防施設等」）

イ 富山空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関は、「富山空港消火救難対策業務実施要領」に基づき、消火救難体制を強化する。

ウ 富山市は、「富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、消火救難体制を強化する。（資料「12-11-1 富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」）

(2) その他の県の地域での体制

「火災編第1章第6節第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」参照

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

4 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- (2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、（一社）富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- (3) 警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関）

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（大阪航空局、県観光・交通・地域振興局、航空運送事業者）

- (1) 県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者等が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 航空災害応急対策

富山空港及びその周辺並びにその他の県の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は直ちに初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 大阪航空局富山空港出張所の活動体制

大阪航空局富山空港出張所は、発災後、速やかに職員を非常召集し、事故内容を的確に把握し、運輸省航空局等に連絡するとともに、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

2 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後、速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（県観光・交通・地域振興局）

富山空港及びその周辺で航空災害が発災した場合には、速やかに職員を非常召集し、事故内容を把握するとともに、その状況を防災関係機関に連絡するものとする。

また、速やかに消火救難隊を編成し、消火救難活動にあたるものとする。

4 県の活動体制（県総合政策局）

知事は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

（1）職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

（ア）知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

（イ）各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

（2）関係課連絡会議の開催

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、事故及び被害の第1次情

報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山空港管理事務所、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

5 市町村の活動体制（市町村）

(1) 責務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービスに関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

6 警察の活動体制（県警察本部）

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

7 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

（1）責務

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

（2）活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

8 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山空港内、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

第2 情報の収集・伝達

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防、自衛隊、市町村及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

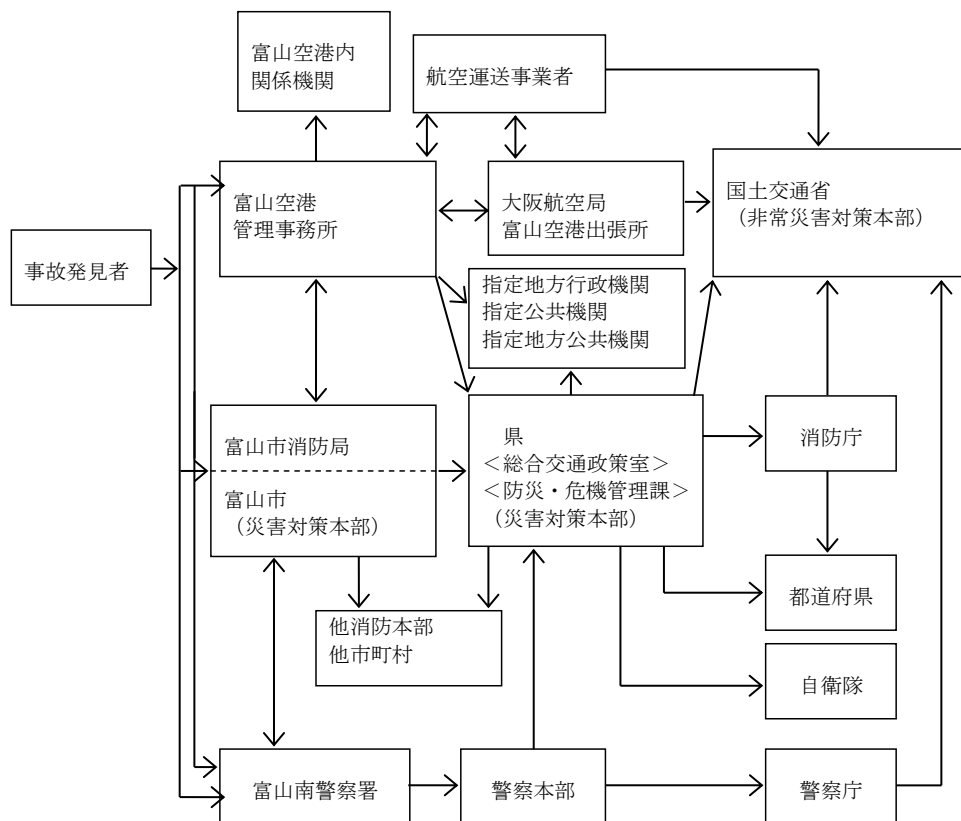
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

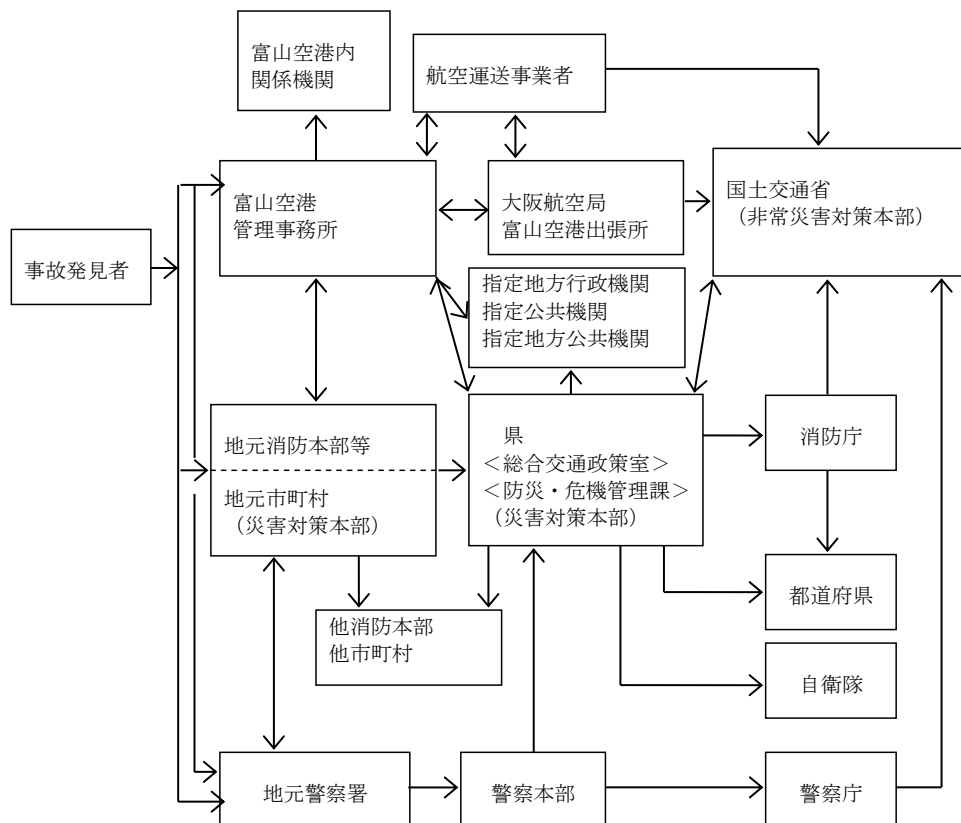
県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

ア 富山空港及びその周辺における航空災害の場合



イ その他の県の地域における航空災害の場合



(2) 被害情報等の伝達手段

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。

イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

県、航空運送事業者及び市町村は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちに事故の状況、被害状況を国土交通省及び県に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県は速やかに国土交通省（大阪航空局富山空港出張所）、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、国土交通省（大阪航空局富山空港出張所）、消防庁、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

ウ 市町村

市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

オ その他の機関

被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者及び防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

（1）広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、航空災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況、航空機の運航状況）、空港施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

（2）防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

（3）関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

- 1 捜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、県総合政策局、県観光・交通・地域振興局、県警察本部、市町村）

- (1) 大阪航空局富山空港出張所は、捜索活動を行う関係機関に情報を伝達する。
- (2) 消防、警察、県及び市町村は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (3) 伏木海上保安部は、海上における捜索活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ県及び市町村の実施する活動を支援するものとする。
- (4) 自衛隊は、必要に応じて捜索活動を実施する。

2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、県総合政策局、県観光・交通・地域振興局、県警察本部、市町村）

(1) 富山空港及びその周辺での航空災害の場合

次によるほか、(2) その他の地域での航空災害の場合に準ずるものとする。

ア 県（富山空港管理事務所）は、富山空港及びその周辺において航空災害が発災した場合には、速やかに被害状況を把握するとともに、「富山空港消火救難対策業務実施要領」に基づき、富山空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関からなる消火救難隊を編成して、救出救護活動を行うものとする。

イ 富山市は、「富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、迅速に救出救護活動を行うものとする。また、負傷者等が発生した場合は、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送するものとする。

（資料「 4-19 富山空港内消防等設備」

「12-11-1 富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」）

(2) その他の地域での航空災害の場合

ア 救助活動

(ア) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、空港関係機関等からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(イ) 消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救援活動を行う。

(ウ) 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では応対が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

イ 救急活動

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

(ア) 救急要請への対応

- a 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- b 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

(イ) 医療機関等との連携

- a 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- b 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(ウ) ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊及び伏木海上保安部に応援を要請する。

(3) 海上保安部の活動

伏木海上保安部は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、さらに可能な場合は、必要に応じ又は依頼等に基づき、県及び市町村の活動を支援するものとする。

3 消火活動（県総合政策局、県観光・交通・地域振興局、市町村）

(1) 富山空港及びその周辺での航空災害の場合

次によるほか、(2) その他の地域での航空災害の場合に準ずるものとする。

- ア 県（空港管理事務所）は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。
- イ 富山市及び富山空港消火救難隊は、化学消防活動を重点に実施するものとする。
- ウ 富山市長は、災害規模が大で、当該市町の消防力だけでは対処できない場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づいて応援要請するものとする。

(2) その他の地域での航空災害の場合

- ア 消防は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- イ 災害現場の市町村は、災害規模が大で、当該市町村の消防力だけでは対処できない場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づいて応援要請するものとする。

ウ 災害現場以外の市町村は、同協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 県公安委員会及び道路管理者は、航空災害の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。
- (2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。
- (3) 県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、市町村、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 行方不明者の捜索

航空災害が山間地等で発生した場合には、行方不明者が広範囲にわたり発生することが予想される。このため警察は、消防、自衛隊等関係機関との連携を図りながら行方不明者の捜索、早期発見に努める。

1 部隊の投入による広範囲な捜索（県警察本部）

必要に応じて、広域緊急援助隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。

2 関係機関と連携した効率的な捜索（県警察本部）

関係機関の対策本部等へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防等との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

3 警察犬、災害救助犬の活用（県総合政策局、県警察本部）

捜索にあたっては、NPO法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。

第9 遺体の捜索、処理及び埋葬

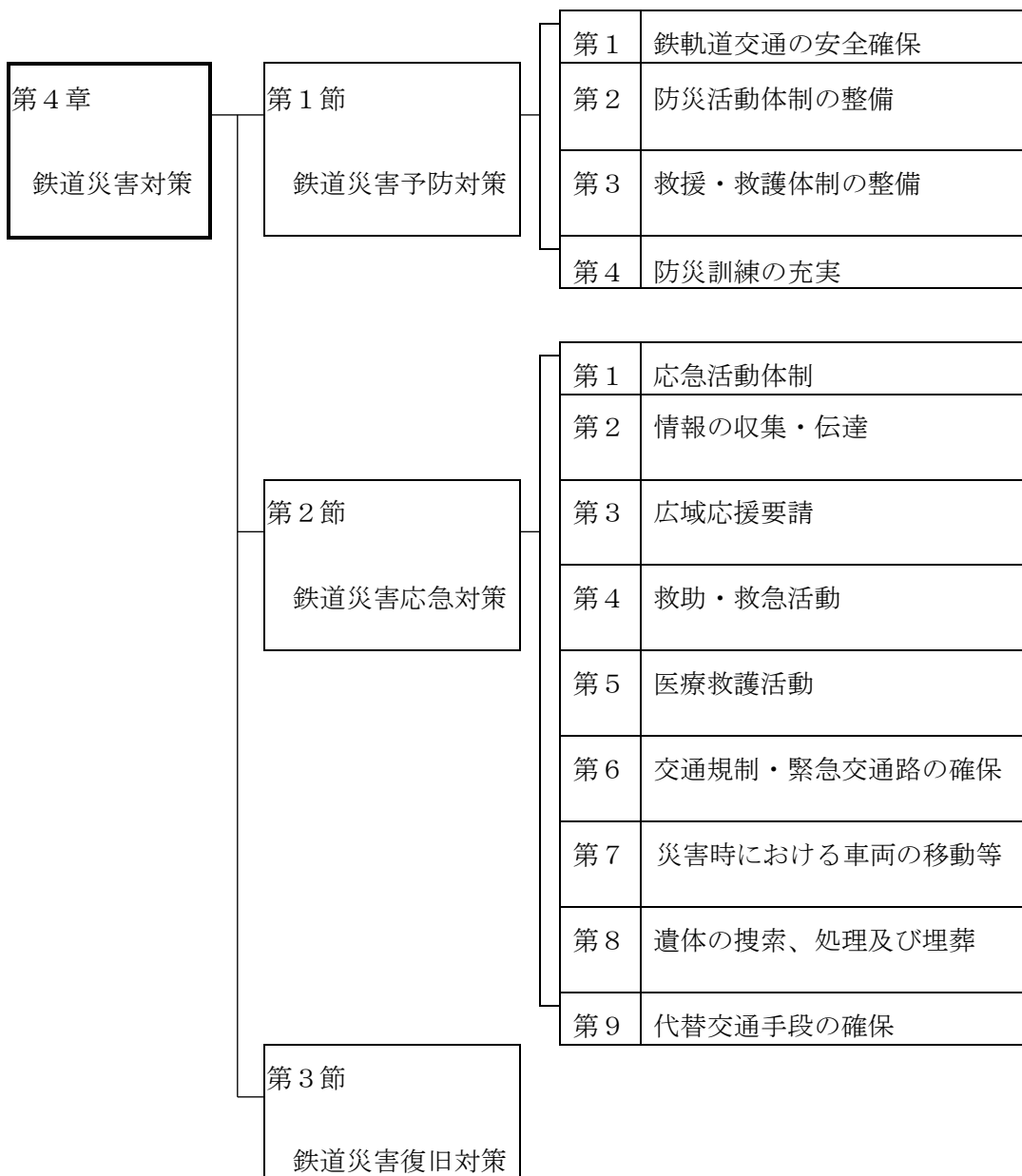
「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」 参照

第4章 鉄道災害対策

本章では、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

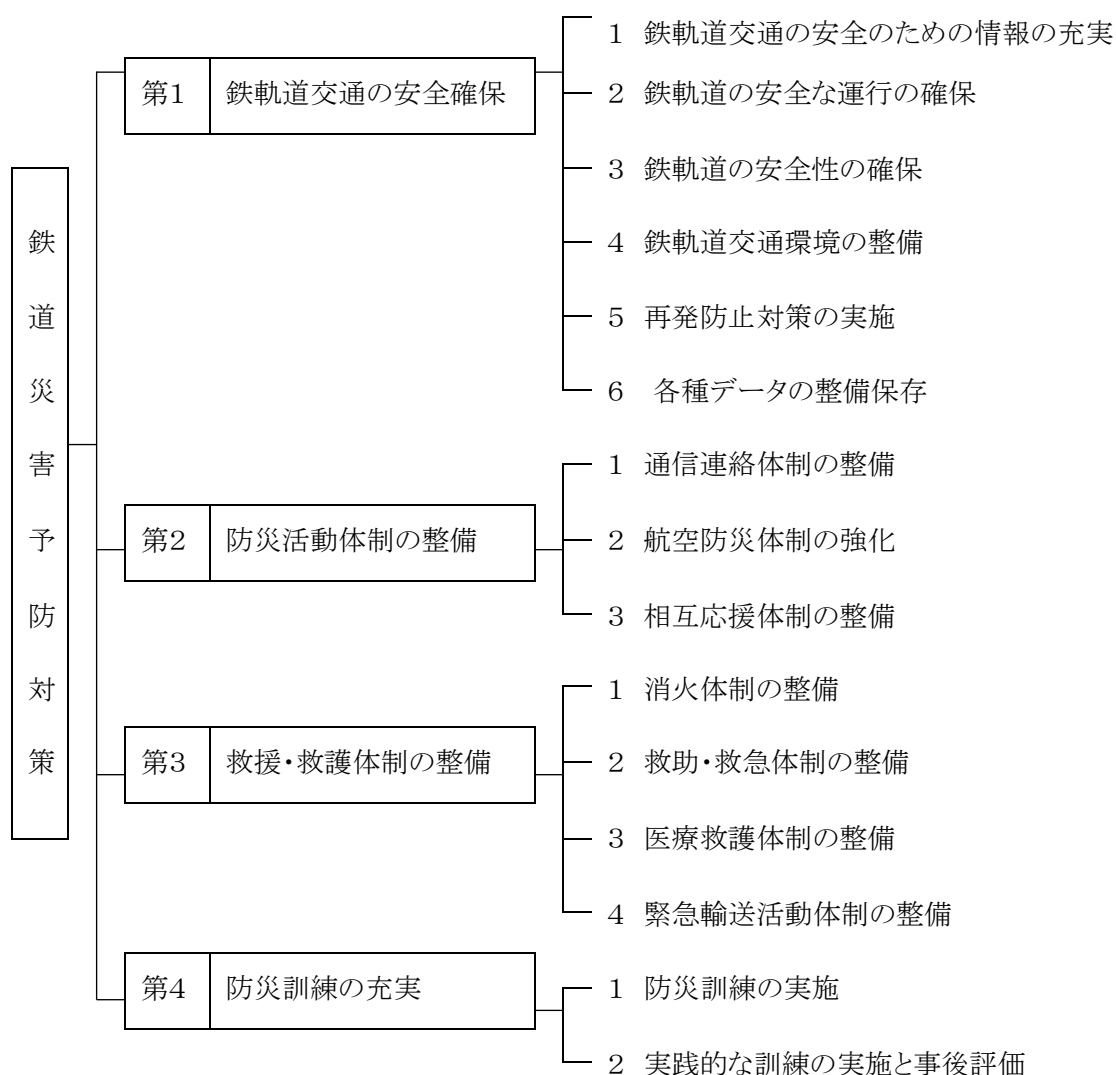
なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 鉄道災害予防対策

対策の体系



第1 鉄軌道交通の安全確保

鉄道災害の発生防止のためには、鉄軌道交通の安全確保が基本である。

このため、鉄軌道事業者はじめ防災関係機関は、鉄軌道交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（県観光・交通振興局、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

(1) 気象情報の伝達

富山地方気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・

火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

（２）防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

2 鉄軌道の安全な運行の確保（県観光・交通振興局、北陸地方整備局、県土木部、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）列車防護用具等の整備

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置が講じることができるよう、また、自然災害又はその他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

（２）職員の教育訓練

鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

（３）施設の点検・監視

鉄軌道事業者は、土砂災害等から鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

（４）土砂災害対策・海岸保全対策の推進

国の関係機関及び県は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化防止のため、主要な交通施設の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。

3 鉄軌道の安全性の確保（県観光・交通振興局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を

図るとともに、車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術水準に反映させるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

(3) 鉄軌道事業者は、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

4 鉄軌道交通環境の整備（県観光・交通振興局、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者）

(1) 線路防護設備の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護設備の整備の促進に努めるものとする。（資料「6-7 鉄道施設の現況及び事業計画」）

(2) 運転保安設備の整備

鉄軌道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

(3) 踏切道の改良促進

道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

5 再発防止対策の実施（県観光・交通振興局、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察、消防の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

6 各種データの整備保存（県観光・交通振興局、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造等の資料を整備するよう努めるものとする。

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（県観光・交通振興局、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、

万葉線、各防災関係機関)

(1) 鉄軌道事業者の通信連絡体制

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のため指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。

(2) 県及び市町村等の通信連絡体制

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

第3 救援・救護体制の整備

1 消火体制の整備（県観光・交通振興局、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

(1) 鉄軌道事業者の体制

鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

(2) 消防機関等の体制

「火災編第1章第6節第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」参照

2 救助・救急体制の整備（県観光・交通振興局、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

(1) 鉄軌道事業者の体制

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難誘導等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

イ 鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための車両の整備に努めるものとする。

(2) 消防機関等の体制

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

4 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- （1）警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- （2）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、（一社）富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- （3）警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（県観光・交通振興局、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関）

- （1）鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防を始めとする県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するものとする。
- （2）鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（県観光・交通振興局、市町村、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

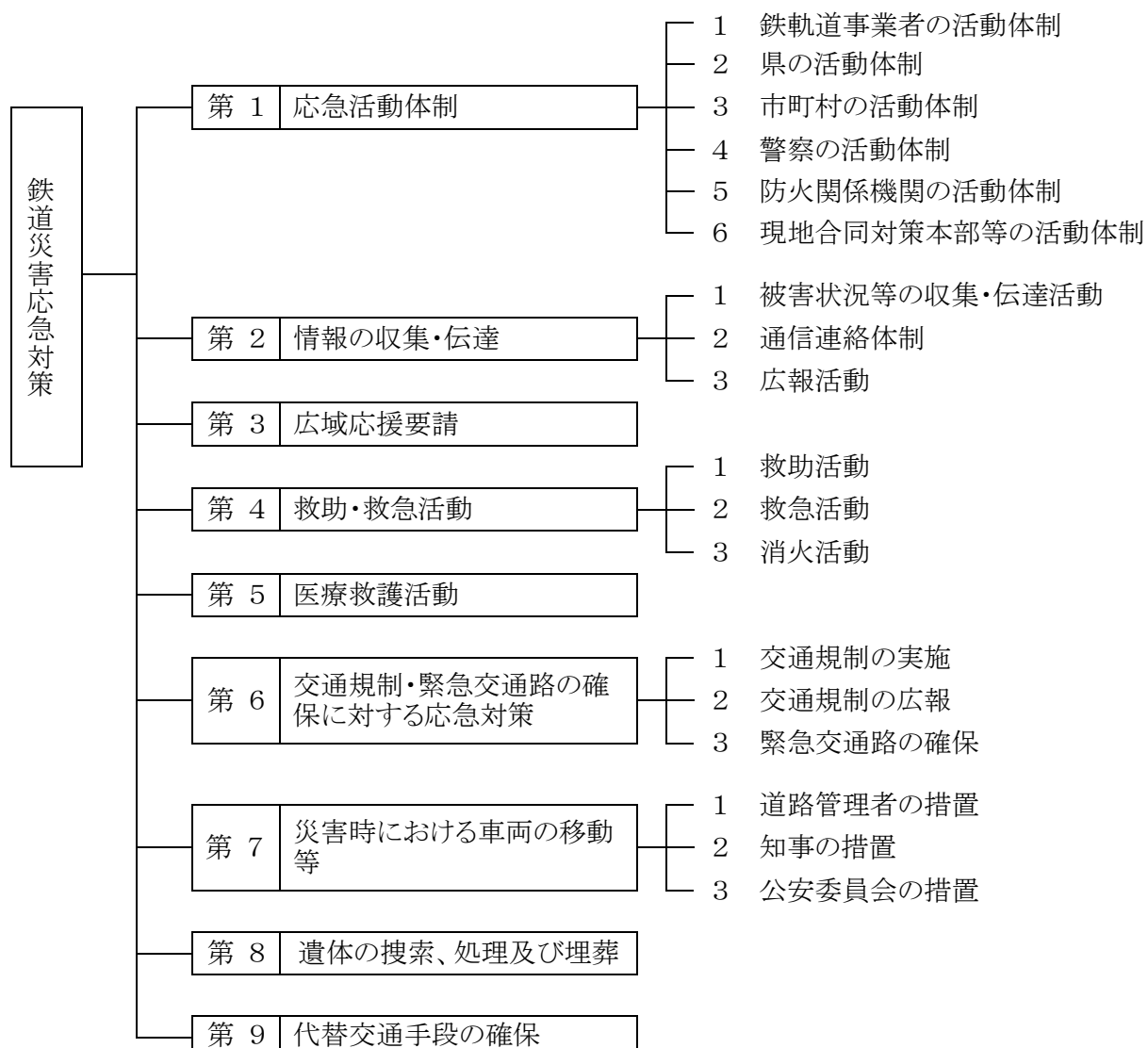
- （1）鉄軌道事業者、県及び市町村が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫する。
- （2）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 鉄道災害応急対策

鉄軌道において多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄軌道事業者、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 鉄軌道事業者の活動体制（県観光・交通振興局、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

(1) 鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等の設置等の必要な体制をとるものとする。

(3) 各鉄軌道事業者の活動体制

ア 西日本旅客鉄道株式会社の活動体制

(ア) 災害の規模に応じて現地対策本部、支社に支社対策本部を設置するとともに、非常召集を行い救援及び復旧の迅速化を図るものとする。

(イ) 対外機関の応援を必要とするときの要請及び要請者を定め、あらかじめ協力を依頼しておくこととし、また、関係協力会社との連携を密にし速やかや復旧体制をとることとする。

(ウ) 災害が発生したときは、二次災害の防止を図るため関係列車の停止手配、負傷者等の救護を最優先としその状況を直ちに支社へ報告することとする。

(資料「10-13 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社事故対策本部の組織及び業務分担」)

イ 富山地方鉄道株式会社・万葉線株式会社の活動体制

「重大事故発生時における事故の通報と救急処理手続」に定めるところにより、速やかに活動体制を確立する。(資料「10-14 富山地方鉄道(株)災害対策本部の組織及び業務分担」)

2 県の活動体制（県総合政策局）

知事は、大規模な鉄道災害が発生した場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

(1) 職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

(ア) 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

(イ) 各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(2) 関係課連絡会議の開催

大規模な鉄道災害が発生した場合は、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 市町村の活動体制（市町村）

(1) 責務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な鉄道災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービスに関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するととも

に、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制（県警察本部）

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

（1）責務

大規模な鉄道災害が発生した場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、鉄軌道事業者、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

（2）活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、鉄軌道事業者、県、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場、最寄の駅舎又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は、本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第2 情報の収集・伝達

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

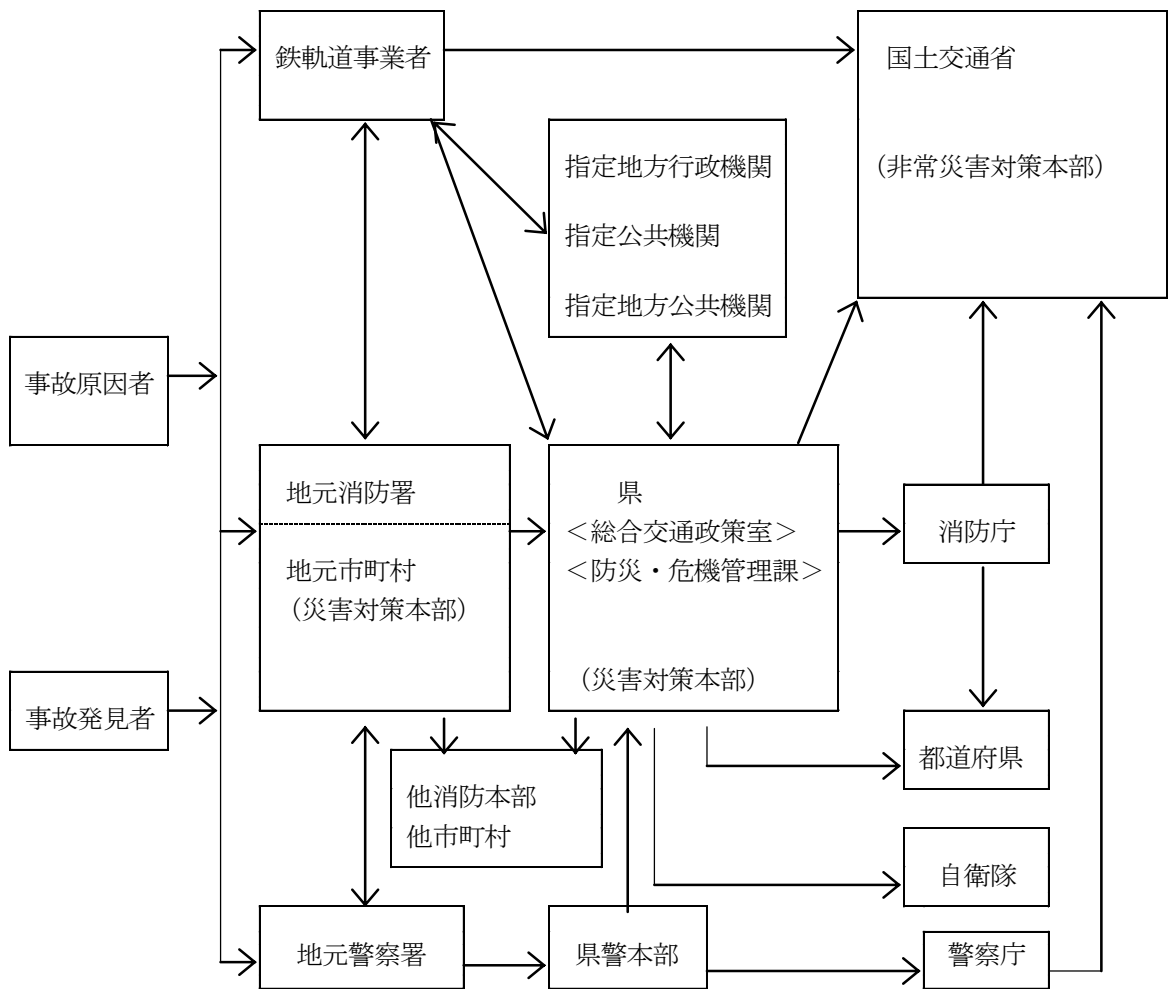
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

鉄軌道事業者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

（1）被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。
- イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

鉄軌道事業者、県、市町村及び警察は、大規模な鉄道災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 鉄軌道事業者

(ア) 大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄軌道事業者は速やかに国土交通省、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関に事故の状況、被害の状況を連絡するものとする。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、国土交通省、県、市町村及び防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 県は、鉄道事業者等から受けた情報を他市町村、防災関係機関へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(エ) また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、消防庁に報告する。

ウ 市町村

市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

(1) 広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状

況、鉄軌道の運行状況、代替交通手段等）、鉄道施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

(2) 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

(3) 関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 救助活動（自衛隊、県観光・交通振興局、県警察本部、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

消防、警察、自衛隊及び鉄軌道事業者は、鉄道災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

(1) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、鉄軌道事業者からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 鉄軌道事業者の救助活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(3) 消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

(4) 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 救急活動（県総合政策局、県警察本部、市町村）

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

（1）救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する負傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

（2）医療機関等との連携

ア 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

（3）ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛隊に応援を要請する。

3 消火活動（県観光・交通振興局、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（1）鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

（2）消防は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

（3）災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

（1）県公安委員会及び道路管理者は、鉄道災害の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。

- (2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。
- (3) 県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、市町村、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」参照

第9 代替交通手段の確保（県観光・交通振興局、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第3節 鉄道災害復旧対策

第1 施設及び車両の復旧事業（県観光・交通振興局、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

第2 復旧予定時期の明示（県観光・交通振興局、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

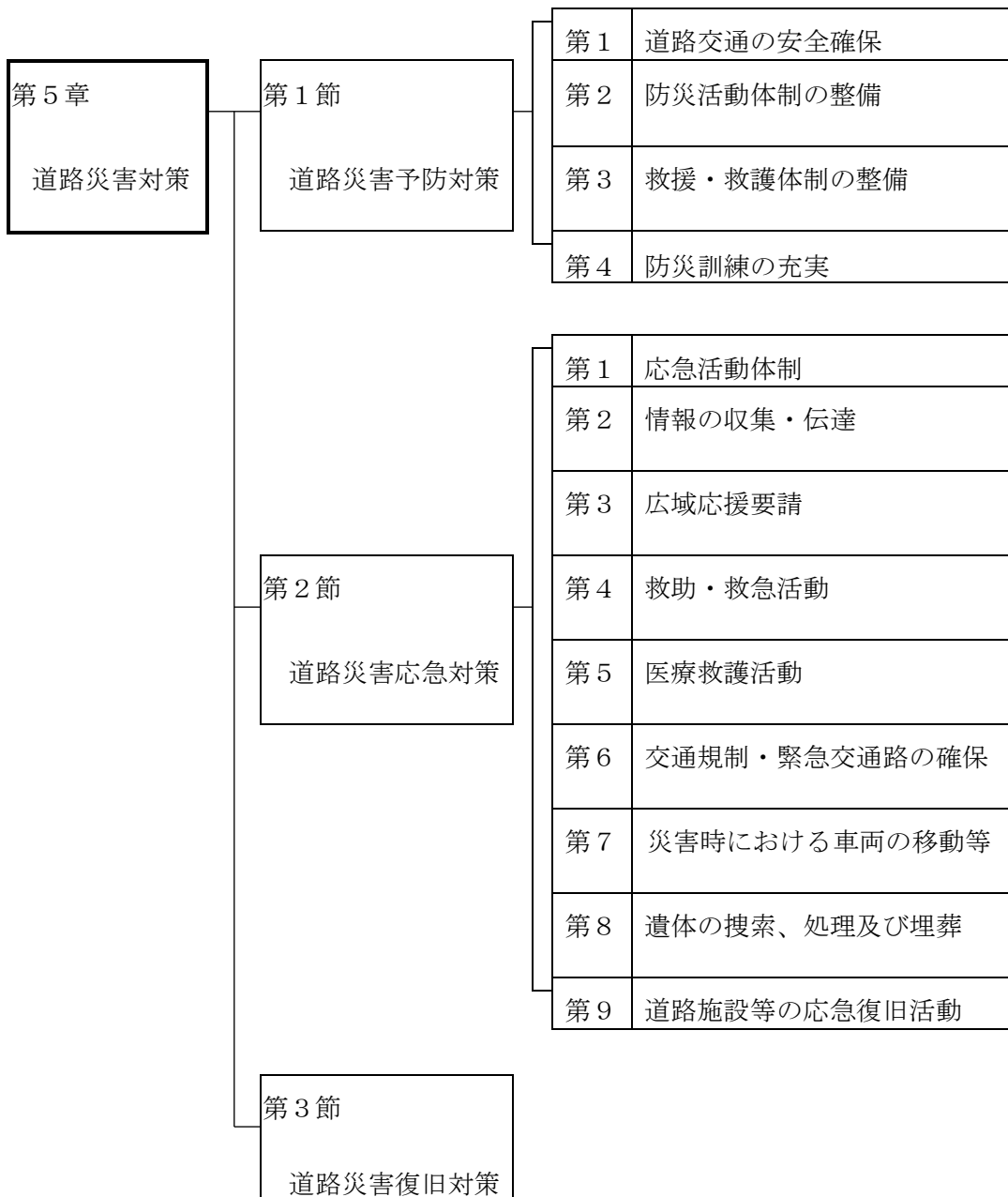
鉄軌道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第5章 道路災害対策

本章では、道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

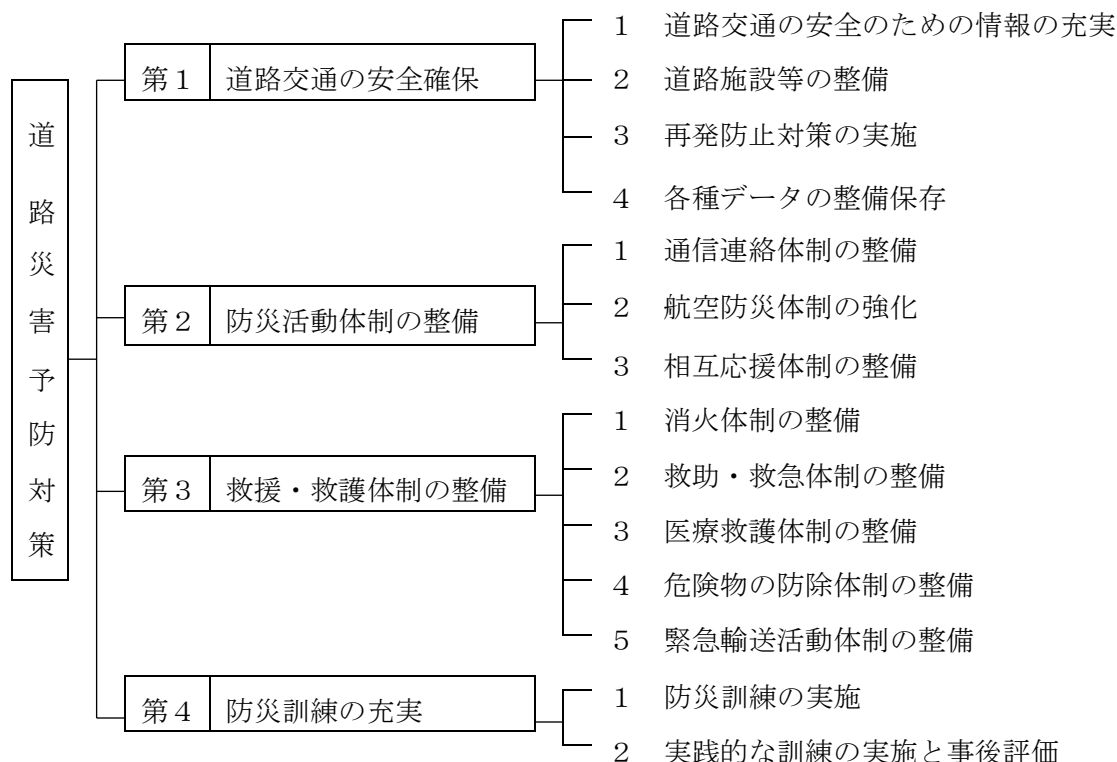
なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 道路災害予防対策

対策の体系



第1 道路交通の安全確保

道路災害の発生防止のためには、道路交通の安全確保が基本である。

このため、道路管理者はじめ防災関係機関は、道路交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

1 道路交通の安全のための情報の充実（富山地方气象台、県警察本部、各道路管理者）

（1）気象情報の伝達

ア 富山地方气象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やITの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視・警報体制の整備、情報の提供、気象知識等の普及等を行う。

イ 道路管理者は、富山地方气象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、富山地方气象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

（資料「3-16 道路通行規制基準」「10-6 国土交通設省管理道路情報板設置状況」「10-12 日本道路公団情報連絡図」）

(2) 異常現象の発見及び情報提供

ア 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(3) 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

2 道路施設等の整備（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、各道路管理者）

(1) 道路施設の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図るものとする。

ウ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

エ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。（資料「6-1-1 県内道路整備状況」）

オ 土砂災害対策・海岸保全対策の推進

国の関係機関及び県は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化防止のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。

3 再発防止対策の実施（各道路管理者）

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

4 各種データの整備保存（各道路管理者）

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

第3 救援・救護体制の整備

1 消火体制の整備

「火災編第1章第6節第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」参照

2 救助・救急体制の整備

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

4 危険物の防除体制の整備（県関係部局、市町村、各道路管理者）

道路管理者、県、市町村及び消防は、事故車両からの危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- (2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、（一社）富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- (3) 警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関、各道路管理者）

- （1）道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図るものとする。
- （2）道路管理者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（県関係部局、市町村、各道路管理者）

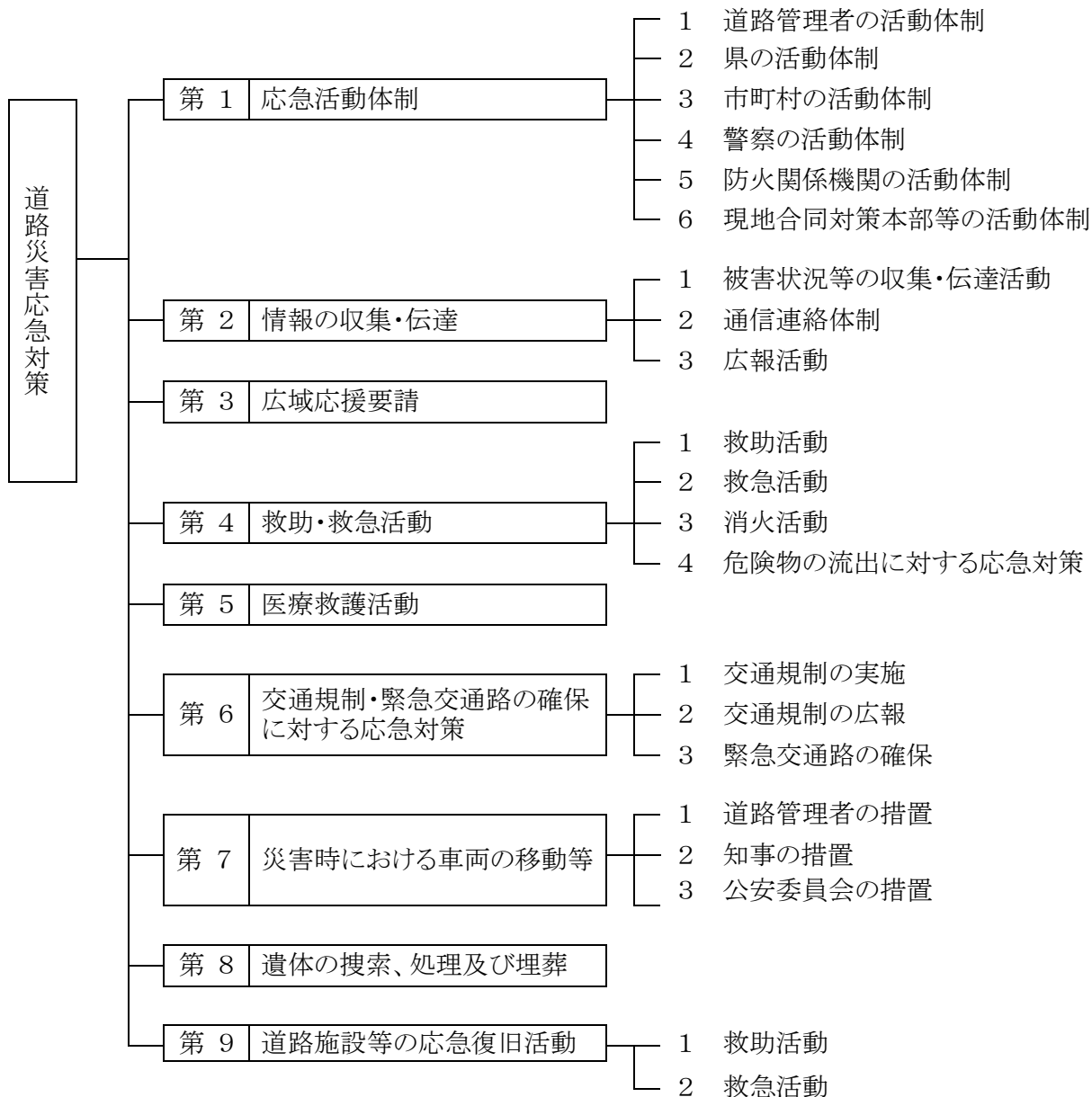
- （1）道路管理者、県及び市町村が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- （2）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 道路災害応急対策

道路構造物の被災等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、道路管理者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第 1 応急活動体制

大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 道路管理者の活動体制（各道路管理者）

- (1) 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制をとるものとする。

2 県の活動体制（県総合政策局）

知事は、大規模な道路災害が発生した場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

(1) 職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

(ア) 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

(イ) 各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(2) 関係課連絡会議の開催

大規模な道路災害が発生した場合には、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本

部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 市町村の活動体制

(1) 責 務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な道路災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び防災関係機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

(1) 責 務

大規模な道路災害が発生した場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、道路管理者、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、道路管理者、県、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第2 情報の収集・伝達

道路管理者、県、市町村、警察及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

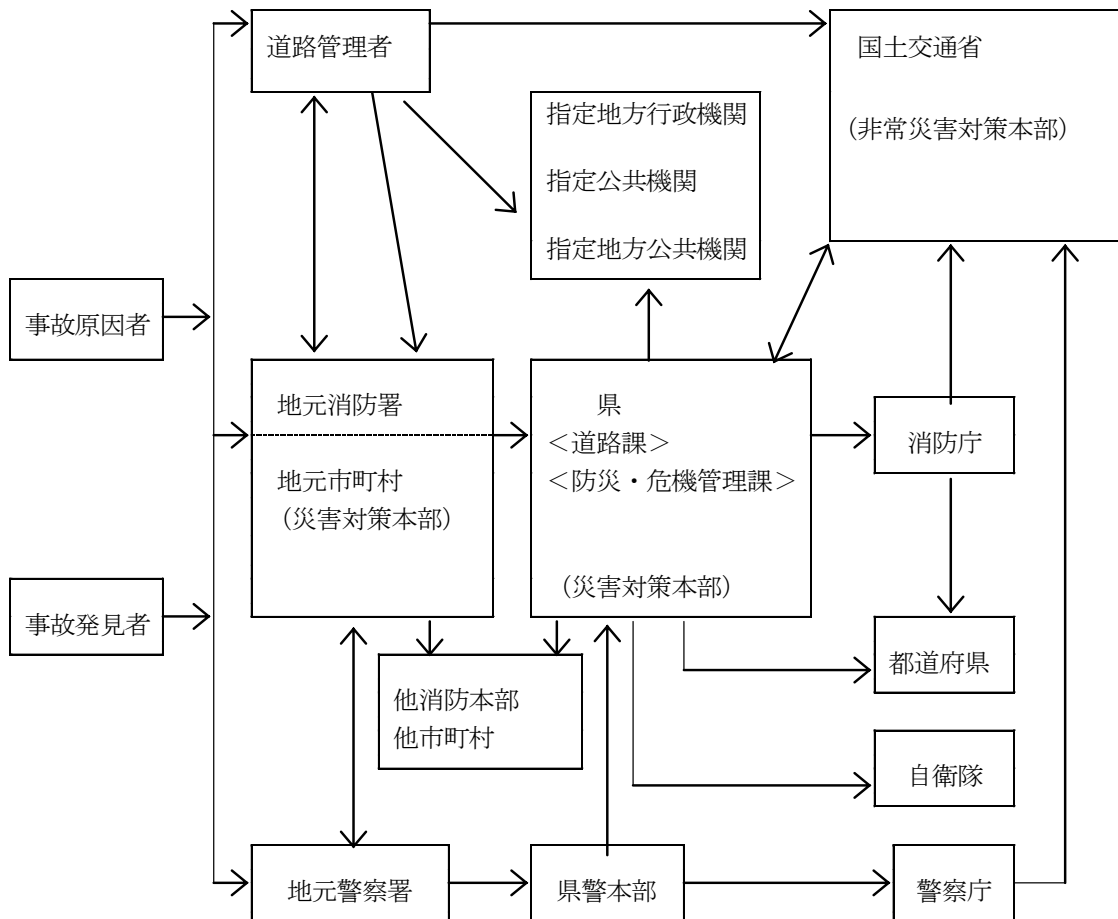
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

道路管理者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。

イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

道路管理者、県、市町村及び警察は、大規模な道路災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 道路管理者

(ア) 大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、国土交通省、県、市町村及び防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 県は、道路管理者等から受けた情報を各市町村、防災関係機関へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(エ) また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、消防庁に報告する。

ウ 市町村

市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に

行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

（1）広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況、バスの運航状況等）、道路施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

（2）防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

（3）関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 救助活動（自衛隊、県警察本部、市町村、各道路管理者）

消防、警察、自衛隊及び道路管理者は、道路災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

（1）情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、道路管理者からの通報、ヘリコプターの情報提供等

により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 道路管理者の救助活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

(3) 消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

(4) 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 救急活動（県総合政策局、県警察本部、市町村）

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

(1) 救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。（資料「6-9 高速自動車道における救急体制」）

(2) 医療機関等との連携

ア 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(3) ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛隊に応援を要請する。

3 消火活動（市町村、各道路管理者）

(1) 道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(3) 災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 危険物の流出に対する応急対策（県警察本部、各道路管理者）

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、事故車両等からの危険物の流出が認められた場合には、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 警察及び消防の措置

消防及び警察は危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

(1) 県公安委員会及び道路管理者は、道路災害の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。

(2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

(3) 県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」参照

第9 道路施設等の応急復旧活動

1 道路管理者の措置（各道路管理者）

- (1) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2 警察の措置（県警察本部）

- (1) 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3節 道路災害復旧対策

第1 道路施設の復旧事業（各道路管理者）

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

第2 復旧予定時期の明示（各道路管理者）

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6章 危険物等災害対策

本章では、石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る危険物等災害対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講ずるものとする。

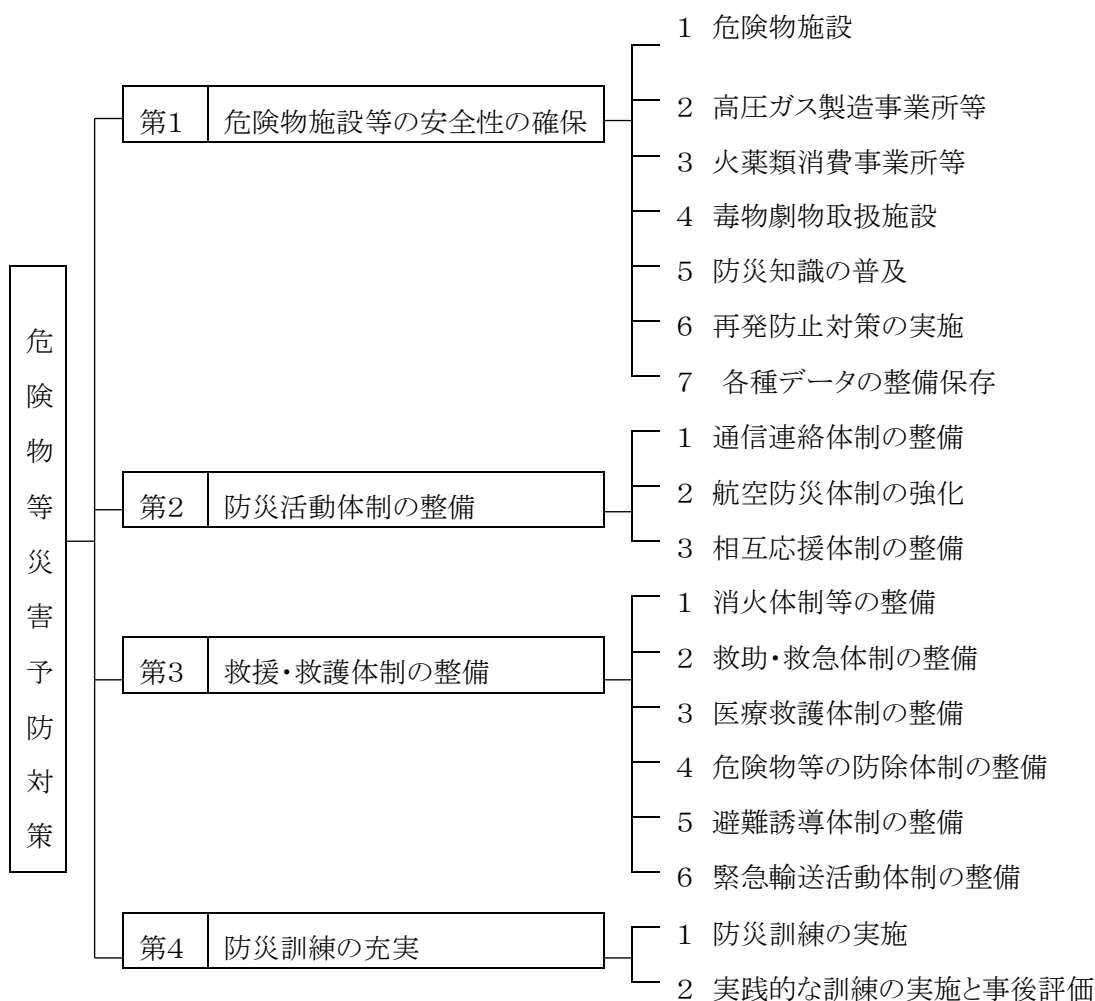
計画の体系



第1節 危険物等災害予防対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の貯蔵又は取扱いについては、その不備が直ちに災害の原因になりうることや他の原因によって災害を拡大せしめる要因となることから、関係事業者、県及び市町村は災害発生防止のための対策を積極的に推進するものとする。

対策の体系



第1 危険物施設等の安全性の確保

1 危険物施設（県総合政策局、市町村）

危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、市町村火災予防条例の規定に基づき指導する。

(1) 県及び市町村等の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県及び市町村は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

イ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 危険物輸送の安全化

県、市町村及び警察は、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

(2) 危険物施設の管理者等の措置

ア 施設の安全確保

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

イ 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

ウ 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。(資料「3-17 危険物施設」)

2 高圧ガス製造事業所等(県生活環境文化部)

高圧ガスの製造事業所や貯蔵所において、爆発や毒性ガスの漏えい等の事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、県は、高圧ガスの製造及び貯蔵等関係施設の適正な維持・管理や、高圧ガスの取扱基準の遵守等について、保安検査や立入検査の実施をはじめとする措置を講ずるとともに、関係団体との連携協力により自主保安体制の推進を図り、高圧ガスによる事故の未然防止に努める。

(1) 県の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県は、高圧ガス関係施設の位置、構造及び設備の状況、取扱いの方法が、高圧ガス関係法令に定められた基準に適合しているかについて保安検査や立入検査を実施し、必要に応じ、事業所の長に対し、災害防止上必要な指導や命令を行う。

イ 高圧ガス取扱者に対する保安教育

県は、保安係員等高圧ガスの取扱い作業従事者に対し、高圧ガス保安に関する講習を実施し、その資質の向上、保安意識の高揚に努める。

エ 高圧ガス輸送の安全

県は、高圧ガス積載走行車両の転倒や転落、高圧ガス容器の落下や流出等を防止するとともに、警戒標識の表示、消火器や防災資機材の携帯等の輸送従事者の義務を遵守させるために、車両の常置場所における立入検査や路上での取締りを実施し、車両等の保安管理の徹底及び保安意識の高揚に努める。

オ 関係保安団体との連携・協力

県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発、保安診断の実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。

(2) 事業所の措置

ア 施設の保全と設備管理

事業所の長は、施設基準の維持・管理及び定期自主点検を励行し、高圧ガス設備の安全性向上に努める。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、危害予防規程の内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。

また、隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。

ウ 防災資機材の整備

事業所の長は、高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等防災資機材の整備に努める。

エ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

オ 運転の緊急停止

大規模な製造事業所においては、異常警報器等と連動して危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努める。

カ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した緊急操作、行動等のシステム化を進めるとともに、定期的な

操作訓練及び防災訓練等を実施し、二次災害の防止に努める。

(資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

3 火薬類消費事業所等（県生活環境文化部）

火薬類の消費場所や火薬庫において事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、県は、火薬類の関係施設の維持・管理や取扱基準の遵守等について、保安検査や立入検査の実施をはじめとする措置を講ずるとともに、関係団体との連携協力により、自主保安体制の推進を図り、火薬類による事故の未然防止に努める。

(1) 県の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県は、火薬庫等の貯蔵施設の位置、構造及び設備の状況、火薬類の取扱いの方法が、火薬類取締法に定められた基準に適合しているかについて保安検査や立入検査を実施し、必要に応じ、事業所の長等に対し、災害防止上必要な指導や命令を行う。

イ 火薬類取扱者に対する保安教育

県は、取扱保安責任者等火薬類の取扱い作業従事者に対し、火薬類の保安に関する講習を実施し、その資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 関係保安団体との連携・協力

県は、火薬類取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、火薬類保安協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費場所のパトロールの実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。

(2) 事業所の措置

ア 施設の保全と設備管理

事業所の長は、火薬庫等の施設基準の維持・管理及び定期自主点検を励行し、関係設備の安全性向上に努める。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、保安教育計画を定めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図る等、自主保安体制の確立に努める。

ウ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

エ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した事故想定訓練を実施する等、二次災害防止に努める。

(資料「3-21 火薬庫並びに販売、製造所」)

4 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

(1) 毒物劇物取扱施設における予防対策

毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、災害予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行っている。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する

イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。（資料「3-22 毒物劇物製造、販売所等」）

(2) 学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止

イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止

ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止

エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底

オ 初期消火用資機材の整備

5 防災知識の普及（県関係部局、市町村）

県、市町村及び事業者等は、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

6 再発防止対策の実施（県関係部局、市町村）

県、市町村及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

7 各種データの整備保存（県関係部局、市町村）

県、市町村及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

のとする。

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

第3 救援・救護体制の整備

1 消火体制等の整備

「火災編第1章第6節第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」参照

2 救助・救急体制の整備

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

4 危険物等の防除体制の整備（県関係部局、市町村）

- (1) 県及び市町村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。
- (3) 県及び市町村は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備するものとする。

5 避難誘導体制の整備

「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画」参照

6 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- (2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、(一社)富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- (3) 警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。
- (4) 警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施(伏木海上保安部、県警察本部)

- (1) 消防、警察及び海上保安部は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 自衛防災組織、消防・警察等防災関係機関及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (3) 訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価(県関係部局、市町村)

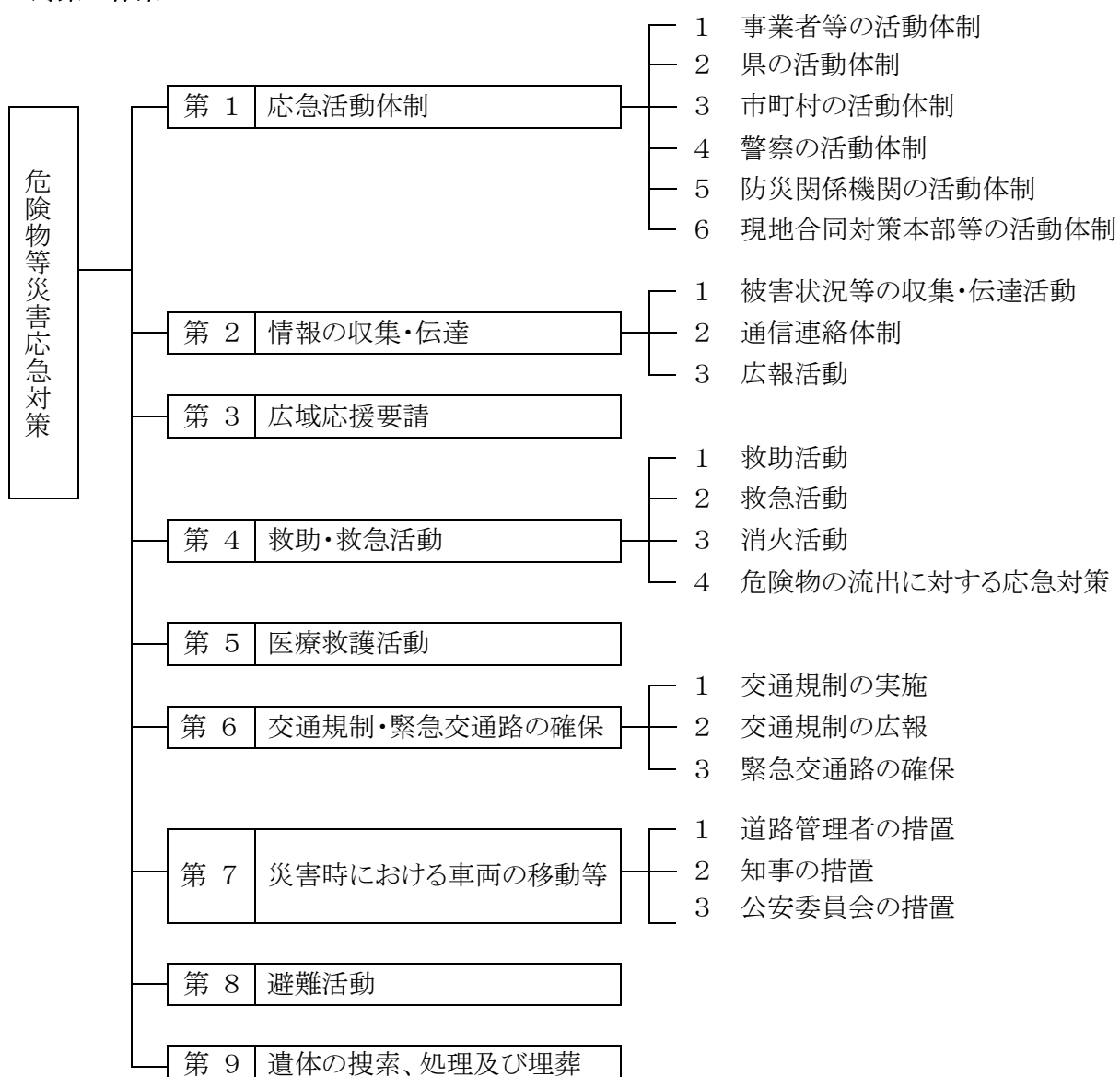
- (1) 自衛防災組織、県及び市町村が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 危険物等災害応急対策

大量の危険物を有する危険物施設、高圧ガス製造事業所等、火薬類消費事業所等及び毒物劇物取扱施設において、火災、爆発、漏えい、有毒ガスの発生などの大規模な事故が発生した場合は、事業者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、事業者、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 事業者等の活動体制（各事業者）

事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制をとるものとする。

(1) 大量の危険物を有する危険物施設

災害が発生した場合、危険物の火災、漏えいが考えられる。その場合、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた、的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講じるとともに、速やかに消防機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行うものとする。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じ消防機関等関係機関と緊密な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。（資料「3-17 危険物施設」）

(2) 高圧ガス製造事業所等

高圧ガスの製造事業所、貯蔵所及び消費事業所において、高圧ガスの漏えい等の事故が発生した場合、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合は、事業所においては、危害予防規程等に定められた防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、事故の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、高圧ガスの漏えい等が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、危害予防規程等に基づき直ちに高圧ガスの取扱い作業を中止し、可燃性ガスによる爆発や火災の初期消火活動、毒性ガスの除害活動等を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設の点検等の応急措置に努める。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。

ウ 県、市町村及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難

誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。

(資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

(3) 火薬類消費事業所等

火薬類の消費場所や火薬庫において、火薬類による事故が発生した場合、作業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合は、事業所においては、防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、火薬類による事故が発生し、若しくは火薬類が危険な状態となった場合には、直ちに火薬類の取扱い作業を中止し、初期消火活動や負傷者等の救出活動の対策を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設点検等の応急措置に努める。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、火薬類の回収、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。

ウ 県、市町村及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。

(資料「3-21 火薬庫並びに販売、製造所」)

(4) 毒物劇物取扱施設

毒物劇物保管施設で事故が発生した場合、毒物劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上、周辺地域住民に対して大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合、施設の責任者は、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 施設の管理者は、毒物劇物による危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危害を防止するための必要な措置を行うとともに、保健所、消防、警察又は海上保安部に通報するものとする。

イ 施設の管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。(資料「3-22 毒物劇物製造、販売所」)

(5) 学校における毒物劇物取扱対策

化学薬品等毒物劇物を取扱う学校が災害により被害を受けた場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる必要がある。この場合、特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに学生及び周辺住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する。

ア 毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めること。

イ 毒物劇物の保管場所に近づく者がいないよう、ロープ張りや立看板の設置等、注意を喚起する措置をとること。

ウ 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うこと。

2 県の活動体制（県総合政策局）

知事は、大規模な危険物等災害が発生した場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

（1）職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

（ア）知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

（イ）各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

（2）関係課連絡会議の開催

大規模な危険物等災害が発生した場合には、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

（3）事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合若しくは広範囲に被害が及ぶおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し、応急対策にあたる。

（4）災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 市町村の活動体制

(1) 責務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な危険物等災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

(1) 責務

大規模な危険物等災害が発生した場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、事業者、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、事業者、県、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第2 情報の収集・伝達

県、市町村、警察及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

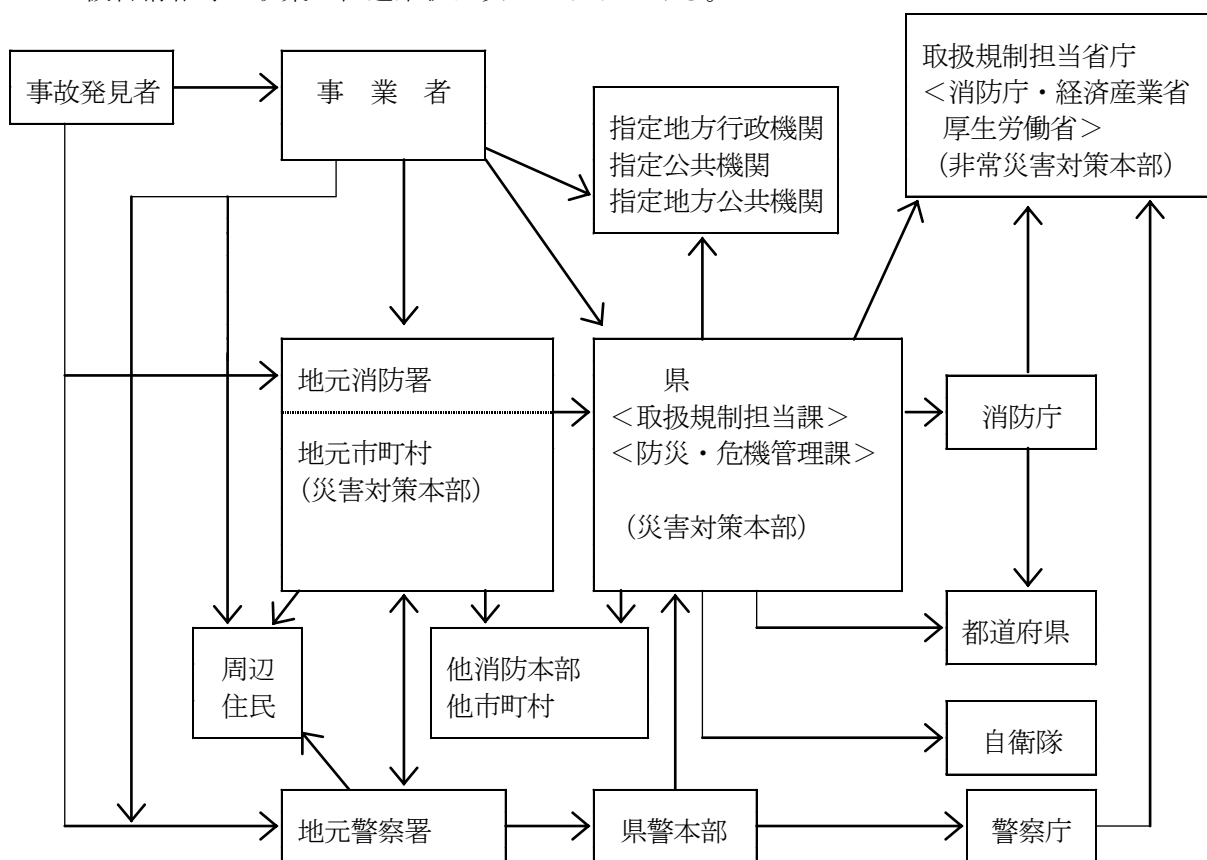
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

事業者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

事業者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する
- イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

事業者、県、市町村及び警察は、大規模な危険物等災害が発生したときは、迅速に被害の状

況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は速やかに県、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、県、市町村及び防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 県は、事業者等から受けた情報を各市町村、防災関係機関へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに取扱規制担当省庁及び消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(エ) また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、取扱規制担当省庁及び消防庁に報告する。

ウ 市町村

市町村は（防災担当課及び消防本部）、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

事業者、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を

実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

(1) 広報の内容

ア 被災者等への情報

防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況）、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

(2) 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

(3) 関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 救助活動（自衛隊、県警察本部）

消防、警察、自衛隊及び事業者は、危険物等災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

(1) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、事業者からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 事業者の救助活動

事業者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

(3) 消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、

計画的な救助活動を行う。

2 救急活動（県総合政策局、県警察本部、市町村）

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

（1）救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

（2）医療機関等との連携

ア 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

（3）ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊及び伏木海上保安部に応援を要請する。

3 消火活動（伏木海上保安部、市町村）

（1）消防、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

（2）災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

（3）伏木海上保安部は、海上における消火活動を行うものとし、さらに可能な場合は、必要に応じ又は依頼に基づき、県及び市町村の活動を支援するものとする。

4 危険物の流出に対する応急対策（伏木海上保安部、県生活環境文化部、県警察本部、市町村）

（1）大量の油等が海上に排出された場合は、事故の原因者は防除措置を講ずるものとする。

（2）消防、警察は、危険物等が海上に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

（3）伏木海上保安部は、危険物等が大量に海上に流出した場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。

- (4) 県及び市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 県公安委員会及び道路管理者は、危険物等災害の発生による道路交通の混乱を防止し、周辺住民の避難誘導、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。
- (2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて協定に基づき（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。
- (3) 県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 避難活動

「風水害編第2章第9節 避難活動」参照

第9 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」参照

第3節 危険物等災害復旧対策

第1 公共施設の復旧事業（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第2 復旧予定時期の明示（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第3 環境への配慮（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

富山県地域防災計画の沿革

昭和37年12月 1日	作成
38年11月26日	一部修正
39年12月10日	〃
41年 7月29日	〃
43年 6月28日	〃
46年 4月15日	〃
48年10月31日	全面修正
49年 7月 5日	別冊「富山県石油コンビナート地帯防災計画」作成
50年12月 9日	一部修正
52年 4月28日	〃
52年12月23日	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日 法律第84号）制定に伴い、 別冊「富山県石油コンビナート地帯防災計画」廃止
53年 3月31日	一部修正
54年 2月 9日	別冊「地震編」作成
54年10月28日	一部修正
55年 8月 8日	〃
56年 7月14日	〃
57年 7月 2日	〃
57年12月 9日	別冊「雪害編」作成
58年12月 9日	「風水害編・火災等編」作成、「雪害編」、「地震編」一部修正
59年12月21日	一部修正
61年 3月20日	〃
62年 3月 3日	〃
63年 1月21日	〃
63年12月19日	〃
平成 2年 2月 6日	〃
3年 2月20日	〃
4年 2月13日	〃
5年 3月18日	〃
6年 2月28日	〃
7年 3月31日	〃
8年 6月11日	「地震編」を「震災編」に改め全面修正
10年 7月 6日	「風水害編・火災等編」を「風水害編・火災編・事故災害編」に改め全面修正
12年 3月 3日	「雪害編」全面修正
15年 3月30日	「震災編」全面修正
18年 8月 1日	「風水害編・火災編・事故災害編」、「震災編」、「雪害編」全面修正
21年 1月21日	「事故災害編」に原子力災害対策を追加
24年 5月29日	「震災編」を「地震・津波災害編」に改め全面修正
25年 4月17日	「事故災害編」原子力災害対策を「原子力災害編」に改め全面修正
26年 5月20日	一部修正
27年 6月10日	一部修正
29年 3月30日	一部修正
30年 2月16日	一部修正
令和元年 6月18日	「事故災害編」を「個別災害編」に改め火山災害対策を追加
<u>3年 月 日</u>	一部修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）

発行人 富山県防災会議
住所 富山市新総曲輪1番7号 〒930-8501
(事務局 富山県総合政策局 防災・危機管理課)